

広島大学経済研究双書 12
経済学部紀要別冊

ドイツ都市近郊農村史研究

——「都市史と農村史のあいだ」序説——

加藤房雄著

広島大学経済学部

— 広島大学経済研究双書 12 —

ドイツ都市近郊農村史研究
—「都市史と農村史のあいだ」序説—

加藤房雄 著

広島大学経済学部

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 緒論 東エルベ農村社会史論覚書…………… | 3 |
| ——全篇の序論にかえて—— | |
| 一 カークのグーツヘルシャフト論と研究課題…………… | 4 |
| 二 「黒海・バルト海地帯」の地域構成…………… | 10 |
| 1 グンストの東欧二大地帯論…………… | 10 |
| 2 ハルニツシュの東エルベ地域論…………… | 14 |
| 三 ヴンダーの農村共同体論…………… | 20 |
| 前篇 ドイツ大土地所有の歴史的役割 | |
| ——研究史・実証・問題提起—— | |
| 問題…………… | 37 |
| 第一章 研究史整理…………… | 38 |
| 一 ヘスのフィデイコムス論…………… | 38 |

| | | |
|-------|------------------------------------|----|
| 1 | 評 価 | 39 |
| (i) | 「近代的」世襲財産への発展経路 | 39 |
| (ii) | ドイツ法としての展開 | 41 |
| (iii) | 現代的問題との連繋 | 42 |
| 2 | 批 判 | 43 |
| (i) | 全面肯定と全部否定のディヒョトミー | 43 |
| (ii) | 理論と歴史との立体的観点の稀薄さ | 44 |
| (iii) | ポーランド問題との関連の平板さ | 47 |
| 二 | ドイツ農村社会史に関するベルリン国際学会の討議 | 58 |
| 1 | 各報告の要旨 | 58 |
| 2 | 討論の要点 | 69 |
| (i) | 農業国・工業国論争 | 69 |
| (ii) | 帝政期東部ドイツ農業の危機 | 69 |
| (iii) | 近代化過程の諸問題 | 70 |
| (iv) | 成果と課題 | 72 |
| 三 | 補 論 | 80 |
| 1 | 松尾展成著『ザクセン農民解放史研究序論』 | 80 |
| 2 | 佐藤勝則著『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説』 | 87 |

3 馬場哲著『ドイツ農村工業史——プロト工業化・地域・世界市場』……………97

第二章 実証分析……………103

——ザクセンのヴェンツェル家——

一 ヴェンツェル・ボルツェ両社の系譜……………104

1 「農業のクルップ」カール・ヴェンツェルの家系……………104

2 ボルツェ家の「クルップ伝説」……………107

二 ヴェンツェルの「社会的給付」……………110

三 ヴェンツェルの地域管理政策……………114

四 ナチズムとヴェンツェル……………116

1 ヴェンツェルの最期……………116

2 その後の経緯……………120

五 結 語……………121

第三章 問題提起……………132

一 東エルベの心性と大土地所有……………132

二 旧東独農業史研究の意義……………142

1 検討課題……………142

2 「ベルリン学派」の成果——H・H・ミュラーを中心に……………145

(i) ハルニツシュ対モル論争……………145

(ii) ミュラーの貢献……………147

| | | |
|-----------------------|-----------------------------|-----|
| 3 | 問題提示——OstelbeのErbeはなにか | 159 |
| 三 | ドイツ大土地所有の歴史的展開 | 169 |
| 1 | 課題 | 169 |
| 2 | グーツヘル階層の社会経済的分化 | 174 |
| 3 | 「大世襲財産」の実態 | 177 |
| 4 | 「ウェーバー・ミュラー的視点」の意義 | 186 |
| 5 | 結びにかえて | 187 |
| | | |
| 後篇 ドイツ都市農村連続体の歴史的個性 | | |
| ——「都市史と農村史のあいだ」研究序説—— | | |
| 問題 | | 197 |
| 第四章 | ベルリン圏の都市化と農村社会の変容 | 199 |
| ——テルトウ郡の鉄道建設と世襲財産所領—— | | |
| 一 | 考察の対象と順序 | 199 |
| 二 | 鉄道建設と農村社会 | 202 |
| 1 | ベルリン—ゲルリッツ線の開設 | 202 |
| 2 | ヴィーベルのペンドラー論 | 204 |
| 3 | ベルリン—ミッテンヴァルデ間の軽便鉄道 | 206 |
| 4 | ケーニヒス・ヴスターハウゼン駅の代替道路とその保全問題 | 208 |

| | | |
|-----|-----------------------------|-----|
| 三 | 世襲財産所領の経済構造とその変化 | 214 |
| 1 | ケーニヒス・ヴスターハウゼンの土地所有 | 214 |
| 2 | フィデイコミスの収支状況 | 215 |
| 3 | 零細地小作の集合体 | 218 |
| 4 | 小作人の階層変化 | 223 |
| 5 | 補説…ヘルムスドルフとハルベ | 225 |
| 四 | 結びにかえて | 228 |
| 第五章 | ベルリン圏の都市化と近郊ゲマインデの自治 | 245 |
| | ——世紀転換期テルトウ郡の実態に即して—— | |
| 一 | 課題 | 245 |
| 二 | 都市化の進展とペンドライ層の生成 | 247 |
| 1 | ベルリン圏鉄道網の拡充 | 247 |
| 2 | ペンドライ労働者の統計的概観 | 250 |
| 三 | 近郊ゲマインデにおける自治の諸相 | 255 |
| 1 | シャルロットンブルクとドイツユイルメルスドルフの角逐 | 255 |
| 2 | マリーエンドルフによる警察管区の新設 | 257 |
| 3 | マリーエンフェルデの排水設備 | 259 |
| 4 | グーツベツィルクのゲマインデへの合併 | 260 |
| 5 | ケーニヒス・ヴスターハウゼンの力量と「ゲマインデ自由」 | 262 |

| | | |
|---|----------------------|-----|
| 6 | アイヒヴァルデの請願とゲマインデの三類型 | 264 |
| 7 | テルトウ運河の建設と近郊ゲマインデの貢献 | 266 |
| | 四 結 語 | 269 |
| | あとがき | 289 |
| | 参考文献 | 314 |
| | 人名索引 | 322 |

ドイツ都市近郊農村史研究

——「都市史と農村史のあいだ」序説——

緒論 東エルベ農村社会史論覚書

——全篇の序論にかえて——

いま、ヨーロッパの地における農村社会史研究の近年の盛況を示すために、さしあたり、なんらかの仕方であらうに当該の対象に強い関心を寄せる学会の論文集 (Tagungsband) に絞って、わたくしの知るかぎりでの主要な成果を列挙すれば、およそ以下のとおりである。ドイツ再統一の成った一九九〇年には、ヴェーラー (Hans-Urich Wehler) 編著の『ヨーロッパ貴族——一七五〇—一九五〇年』⁽¹⁾ が上梓され、また、ブリクレ (Peter Bickel) が編んだ『中欧における農村共同体と都市共同体——構造比較』⁽²⁾ の公刊を見たのは、翌一九九一年のことであった。さらに、一九九四年、編者ライフ (Heinz Reif) の共同著作『第二帝政・ワイマール共和政における東エルベ農村社会——農業危機——ユンカーの利害政策——近代化戦略』⁽³⁾ が世に問われたかと思いきや、ただちに、ペーターズ (Jan Peters) 編の『社会モデルとしてのグーツヘルシャフト——近代初期農村社会の機能様式に関する比較史的考察』⁽⁴⁾ の出版が、その翌年に続く。一方において、西の家族農業 (family farm) と東の工場農業 (factory farm) との対立のステロ版に図式化された形で、「新統一ドイツ農業の二元的構成 (dualistic nature)」⁽⁵⁾ の問題性が、ドイツ再統一を劃期として現実的に提起されたとすれば、同時に他方にあつては、当然にも、その歴史的な起源をめぐる問題、すなわち、ドイツを含めてより広く、「西欧のグレントヘルシャフトと東欧のグーツヘルシャフト」の対抗として理解されて久しい、かの「農

業の二元性⁽⁶⁾」Agrardualismus od. der agrarische Dualismus⁽⁷⁾ ないしは、エルベ川を境界とする「古ドイツ (Altdeutschland)・東エルベ間対立⁽⁷⁾」または「東西落差⁽⁸⁾」といった諸問題の歴史的発生と展開に関する知的関心が、新たな興隆の観を呈しつつある農村社会史研究のこうした盛況の底流に息づく、軽視しえぬ一つの重要な契機にほかならない。

では、先述の四つのコロクヴィウムないしはターグングに象徴される東エルベ史研究の近年とみに目覚ましい意欲的展開の奔流の本流を形作りこそすれ、そこからさほど乖離してはいないと見てよい大テーマは、なにか。本論の叙述を始めるに先立ち、ここであらかじめ、そうした大きな問題群に即したさしあたっての暫定的整理を果たすことにより、本書全篇の序論にかえておきたい。それは、また同時に、将来の全体的総括あるいは総合的評価を目指す上で、必ずしも不要とは言えまい、研究動向把握のささやかな一步を印そうとするわたくし自身の覚書でもある。ここでの論述は、「一 カークのグーツヘルシャフト論と研究課題」の末尾に示すとおり、カーク (Heinrich Kark) が自らの大著を閉じるに当たり、なお顧慮されていない今後の課題として残さざるをえなかった諸論点におよそ沿う形を取って構成されている⁽⁹⁾。

一 カークのグーツヘルシャフト論と研究課題

カークが著した一九九一年刊の『グーツヘルシャフト——東エルベ地帯における農業制度の理論史的研究⁽¹⁰⁾』は、該問題に関する最新成果の一つである。一七〇〇—一七七〇年に「古典的時代⁽¹¹⁾」を迎えるグーツヘルシャフトが広範に展開した東エルベの地を、「黒海—バルト海地帯」⁽¹²⁾ ponto-baltischer Raum の壮大な地平として押さえる著者カークは、地方的相違ないしは地域間比較の重要性を正当に認識しつつも、むしろ、その共通性を決定的に重んじる点で、

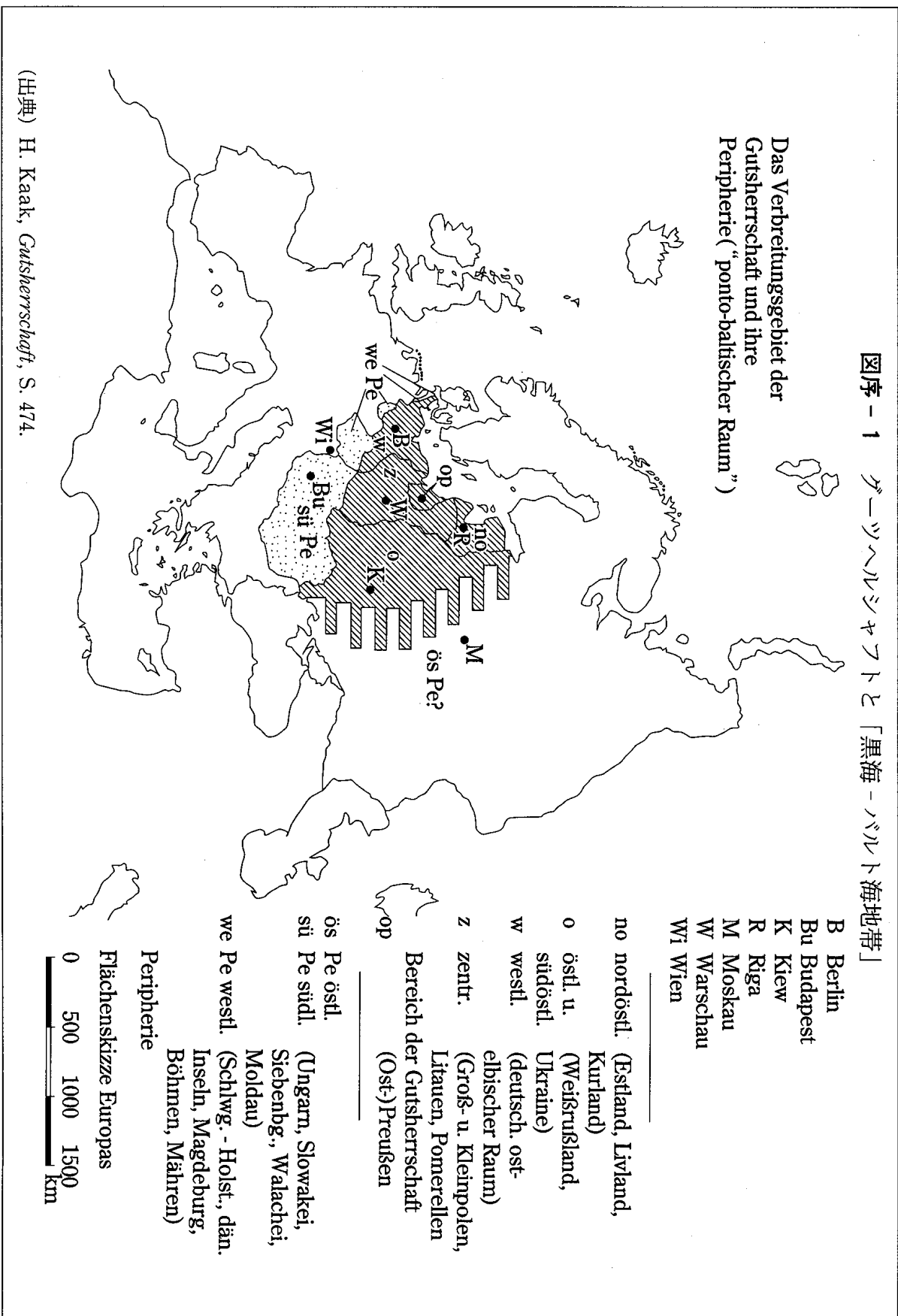
彼自ら自覚して述べるとおり、「全体性視角」⁽¹³⁾を重視する方法的見地に立っている。このような視野の広い着想のもとで、グーツヘルシャフトの研究史を渉猟し、一九五〇―六〇年代の旧西ドイツの歴史叙述に往往にして見受けられた観点の狭隘性を克服しようと試みるカークの視点は、理論史と現実史との架橋と総合を志向する「社会経済的考察様式」⁽¹⁴⁾と言うべき、すぐれてオーソドックスなものである。図序―1に掲げた「黒海―バルト海地帯」を示しつつ、カークは、このグーツヘルシャフトこそが、後期封建制下ヨーロッパ土地制度の脇役ではなく、主役的な (zentral) 地位を占めたと力説する。

最初に、グーツヘルシャフト普及地域の地理的画定を見ておこう。図序―1から知られるとおり、それは、ごく大まかな言い方ではあるが、バルト海沿いにドイツの東エルベ地方とポーランドから、ポメラレン・東プロイセン・リトアニアを経て、クールラント・リーフラント・エストラントへと続き、内陸部の白ロシア・ウクライナにまで及ぶ広大な地域を擁する。この中核地帯 (Kernland) の西部と南部の境界線は、カークによれば、きわめて明瞭である。すなわち、シュレースヴィヒ―ホルシュタイン東部に発して、西エルベ在のアルトマルク (Altmark) を含みつつ、逆に、クールザクセン (Kursachsen) の東エルベ地方を除外しながら、エルベ川沿いに南東に進む。すると、ラウジッツ (Lausitz) ならびにシュレージエンから、ガリチア (Galizien)・ウクライナを経て、ついには、黒海に臨む港町オデッサ (Odessa) がその最南端に位置するポドリエン (Podolien) にまで行き着くのである、と。

ペリフェリ地域に眼を転じるならば、「黒海―バルト海地帯」の北西端に存するデンマークのバルト海・島嶼地方とシュレースヴィヒ―ホルシュタインの「南北移行帯」⁽¹⁵⁾、そして、ドイツのマクデブルク地方・アンハルトの西エルベ地域・ベーメンならびにメーレンが、西部ペリフェリを成す。南部ペリフェリは、ハンガリーとルーマニア南部のフラキアさらに同東部地方のモルダウにまで及ぶ。これに対して、東部境界の画定は、多分に曖昧なままにとどまらざるをえない。詳細については、新研究の出現を待つほかないのであるが、さしあたり、白ロシアとウクライナとの

図序-1 グーツヘルシヤフトと「黒海-バルト海地帯」

Das Verbreitungsgebiet der
Gutsherrschaft und ihre
Peripherie ("ponto-baltischer Raum")



(出典) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 474.

三つのペリフェリについて言うと、それらは三者各様に、隣接圏の性格に接近する移行地域という意味での中間帯を形成している。すなわち、西部ペリフェリには、都市組織や工業発展等の点ですぐれて先進的だった西ヨーロッパ的メルクマールが見られるのだが、南部ペリフェリは、逆に、封建制・都市等の形成の遅れという後進的南欧の特徴を帯びる。また、東部ペリフェリには、この南部との相当程度の類似関係があったと目されうる。結局、グーツヘルシャフトこそが、脇役に甘んじることなく、主役的地位を占めた土地制度にほかならない。なぜなら、それは、封建制後期ヨーロッパにおけるほぼすべての他の農業諸制度との境界を持つ「ヨーロッパの地理的中心」だったからである。カークは、このように述べている。

以下の諸点を指摘して、ここでの小括としたい。さて、カークの議論の特長は、全体像を的確に把握しようとする先述の「全体性視角」の堅持のみならず、「全般的発展水準」⁽¹⁹⁾の重視にもあると思われる。すなわち、彼は、グーツヘルシャフトを、「黒海・バルト海地帯」として大きくひとまとめに捉えられうるその普及地域全体の「相対的後進性」⁽²⁰⁾の産物であるとともに、いったんそれが制度化されるや、そうした後進性をいっそう深化させる契機でもあると把握するのであるが、同時に、発展水準の観点から見て、進んだ西ヨーロッパと遅れた「ヨーロッパ南東地方」⁽²¹⁾Südosten Europasのはざまに位置する中間地帯として押さえる見地をも併せ持つ。それゆえ、一言にして、発展と全体性の視角が、カークの立論に特徴的な一貫した基調を成すと見てよいであろう。⁽²²⁾

それだけではない。ヨーロッパ社会経済史研究の残された未検討課題を見極める上でも、カークの指摘は、示唆に富む。大著を閉じるに当たり、彼は、その結論の末尾で、これから考究されるべき重要テーマを五つ列挙するのである。⁽²³⁾

(i) 世襲財産農場制度 (die Einrichtung der Fideikommissgüter) の実証的検討。それは、グーツヘルシャフトの安定化要因だったのか否か。もしそうだとすれば、いったいどの程度にか。

(ii) 「黒海・バルト海地帯」全体の共通性をないがしろにすることなく、その各構成地域の特殊性をも視野に収めて行われる地域間比較。

(iii) グーツヘルと賦役農民 (Fronbauer) との媒介環としてのシュルツェ (Schulze) の役割。

(iv) グーツヘルシャフト地帯の東部境界線 (Ostgrenze) の確定。

(v) 当該地帯全体のなかでの地帯内的な、そして、グーツヘルシャフトの外界世界との地帯間的な通商関係の問題。

本書の冒頭で断つたとおり、ひとまずは、カークによるこの論点整理の順序に従って、行論を進めることにしよう。まず第一に、わたくしにとつての最重要検討課題の一つであるフィデイコミスに関するカークの指摘は、この問題が孕む少なからぬ歴史的意義に、ドイツの学界もまた気づき、これに新たな照明を当てようとしつつあることを物語る一証左であろう。わたくしは、このことを嬉しく思うが、しかし、まだ一部に、「全面肯定と全部否定のデイヒョトミー」とでも言うべき浅薄なフィデイコミス論が、なお残ることもまた一面の真実である。⁽²⁴⁾ここでは、さしあたり、ヘス (Klaus Hesp) の近説に見られる無視しえぬ問題点の一端に触れておきたい。

ヘスは言う。時代は下って、一九世紀末の話であるが、「東エルベ大土地所有者の少なからぬ者は、自分の家族農場 (Familiengut) に見られた伝統的束縛を放擲し、その農場を使って、荒荒しくも逞しく投機を企て暴利をむさばったかぎりにおいて、時代の最先端に立ちさえした」⁽²⁵⁾ (傍点引用者)、と。深い認識から少しかけ離れた嫌いが、こうした言い方にないでもないことは、世襲財産的束縛を解いていない、いわゆる「大世襲財産」⁽²⁶⁾ grobes Fideikommiss の「肯定的な経済的意義」⁽²⁷⁾ を強調してやまなかつたウェーバー (Max Weber) のドイツ土地制度把握をめぐる固有の立体的立論を想起しさえすれば、こと足りよう。小論は、この点について屋上屋を架す場ではない。ただ、ヘスが示すグーツヘルの二類型、すなわち、西エルベの「土着的」農場所所有者と東エルベの「投機的」グーツヘルとの対

抗論⁽²⁹⁾にしてからが、その実証的当否以前の問題として、ヘスがウェーバーに倣うと言いながら、その実、彼の模倣のやり方が、思はず論点相違の虚偽と言いたくなるほど論点のずれた引用にすぎなかったことだけは、ここで一言しておかなければなるまい。なぜなら、ヘスが参照するウェーバーの『農業労働制度』論にあつて、ウェーバーは、東西両エルベについてではなく、ほかならぬ東部地方の労働制度を対象として、「家父長的な古い労働制度がなお残存している所」と「資本主義的に再編されている地域」との、言わば東エルベ、内的な相違を論証しているのだからである⁽³⁰⁾。したがつて、ウェーバーのこの類型論が、ヘスの議論にとつて、なんらかの有力な支えになりうる由とてあろうはずもないと言ふほかないのである。

次に、第二の地域間比較の問題に関しては、主として、グンスト (Peter Gunst) とハルニツシュ (Hartmut Harmsch) との業績に依拠しながら、これらを再構成することにより、今後「黒海ーバルト海地帯」の地域類型論を仕上げる研究に進んで行く上での一つの準備作業を行うことにしたい (一) 「黒海ーバルト海地帯」の地域構成。そして、第三のシュルツェの役割や如何の問題は、共同体の内部構成をどのように把握すればよいかという論点に直結するテーマであろう。そこで、ハルニツシュの東エルベ地域論と併せて、ヴンダー (Heide Wunder) の新成果にも注目しつつ、該問題の近説整理を試みる (三) ヴンダーの農村共同体論。小論における検討は、とりあえずここまでとし、前述した第四と第五のテーマの本格的な展開については、今後の課題に残して後日を期したいと思う。

二 「黒海ーバルト海地帯」の地域構成

1 グンストの東欧二大地帯論

ヨーロッパ農民の通史を著したレーゼナー (Werner Rösener) は、「東ヨーロッパに関して、ウォーラーステイン

(Immanuel Wallerstein) が東ヨーロッパ各地域間の相違を十分に認識せず、その不均等発展をほとんど考慮しなかつたという批判がなされたのは正しい⁽³¹⁾と述べている。一九八九年刊の『東ヨーロッパにおける後進性の起源』所収論文⁽³²⁾で、中・東欧の農業制度を分析したグンストの研究は、彼自身の主観的意図は別にして、客観的には、ウォーラーステインのこの不備を、東欧の研究者自ら克服しようとする努力の現れの一つであつたと評価されてよいように思われる。

さて、グンストは、西ヨーロッパとのあいだに結んだ通商関係の点から見て、全東欧を、「両ゾーンに分岐した bifurcated」⁽³³⁾「非等質の二地域」⁽³⁴⁾として理解すべきであるとする。その論旨の大筋は、以下のとおりである。非西洋社会があまねく達成すべき「モデル」⁽³⁵⁾としての発展の「特殊類型」⁽³⁶⁾を構成したのは、ほかならぬ西ヨーロッパ社会であつたが、その独自性は、要するに、ギリシア・ローマの古代世界とケルト・ゲルマン文化との幸福な混淆にあつた。詳述すると、もっぱら土地の共有性に基づいていたケルト・ゲルマン的制度に対して、私的保有 (private property) に立つ古代ギリシアの原則が勝利を収めた点に、西ヨーロッパ全体の独自性が求められなければならない。封建制下の三圃制に特徴的な共同体的諸側面が残存したことは事実だが、やはり、共同体的原則にかわりうる個体的 (individual) なものの優越した存在こそが、決定的に重要だつたのである。剰余生産の成果が、個体的ないしは私的な家族の手中に帰するとすれば、そこから、意欲旺盛な生産の強化 (intensification) の傾向が、あまねく拡がって行くことは、見やすい道理であろう。これに対して、東欧はどうであつたか。そこでは、逆に、以下の事態が、おしなべて支配するところとなつた。すなわち、グレコ・ローマン的伝統の欠如と村落共同体制度の優勢、そしてこれに加えて、土地の相対的な豊富さが、それである。こうして、生産の強化は一顧だにされなかつたばかりではなく、一九世紀中葉期のロシアでのように、永く二圃制にとどまるか、あるいは、焼き畑のようなもつと原始的な農法を随伴する場合さえ決してまれではなかつたのである。

このような社会経済的停滞状況にあった東欧世界も、一〇世紀以降、「両ゾーンに分岐した」別個の地域圏へと徐々に分解し始める。そのきっかけを与えた主因は、人口稠密の地、西ヨーロッパからの移民の増大であった。グンストは、男系の長子相続制 (primogeniture) あるいは末子相続制 (ultimogeniture) を採るゲルマンの「一子相続制」⁽³⁷⁾の絶大な意義に、注意を喚起している。すなわち、長兄あるいは末弟のもとで奉公人としてとどまるか、しからずんば、新天地を求めて移住するかという二者択一しか、自余の兄弟 (successor) には残されていない。一片の独立心を持ち合わせているほどの者なら、前者の選択を潔しとしないであろう。それゆえ、このゲルマン的相続制が、「ドイツ農民」⁽³⁸⁾の植民活動を活発化する要因として作動したことには疑問の余地がない、と。このようにして、ドイツ人の東部植民の動きは、一一世紀の「エルベ川・ザーレ川・チェコの森ライン」⁽³⁹⁾を越えて、一三世紀には、シュレージエからポーランドとハンガリーにまで及ぶ広範な拡がりを見せることになる。

定住史的観点から見て等閑に付されるべきでない論点の整理を、グンストの論述から知られうるかぎり以下に示せば、およそ次のとおりである。さて、グンストは、ドイツ人定住地 (German settlements) の東限を、「メーメル川 (the Memel) - ブク川 (the Bug) ライン」⁽⁴⁰⁾に求めている。すなわち、ネマン川 (the Neman) 下流のメーメル川からブレスト (Brest) を経て、ブク川上流へと進み、東ガリチアのレムベルク (Lemberg, 現リボフ Lwow) へと至る線がそれである。このレムベルク近郊には、一七七二年の第一次ポーランド分割の頃、ドイツ法のもとにある七三の都市と九六の村落が存在した。ガリチア全体の定住地数は、全部で六五〇ほどの多数に上っていた。ただ東限線と言って、ドイツ人の植民活動が、この「メーメル川・ブク川ライン」を踏み越えてさらに東に向かうことが皆無だったわけでは決していない。また、さしあたっての北限の地、メーメル川についても事情はほぼ同様であり、なかには、メーメルを渡河して北上を続けたドイツ人も少なからず居合わせたのである。だが、彼らは、リーガ (Riga) ・ドルパト (Dorpat) ・レーヴァル (Reval) 等の都市に集中するにとどまった⁽⁴¹⁾。結局、エストニア等のバルト海沿岸地方の場合、

レムベルク近辺に見られたような村落定住地 (village settlements) のネットワークは、ほとんど形作られなかったのである。グンストは、ドイツ人の入植地における社会構造変革的な彼らの影響力の大きさを、あの「メーメル川・ブク川ライン」の西側、すなわち、ポーランド・ハンガリー・ボヘミアを中心とした広域圏の、都市よりもむしろ村落に着目することで指摘しうる、と言う。ドイツ法のもとにある村落の住民が、土着の先住民と比較的容易に融和・同化して行ったのに対して、都市では、こうした事態はなかなか生起しにくかったと目されるのである。

いわゆる「東欧両ゾーン化」の前提となる土台を据えたものが、ドイツ人のこの植民活動だったとすれば、西ヨーロッパの商品需要、とりわけ、一五世紀後半に発するオランダ諸都市の穀類需要を中心とした近代世界市場の規定的な力が、それを決定的に推進した要因だった。研究動向の整理を主眼とする小論にあつては、この大変動の具体的プロセスの詳細に関する経済史的叙述をひとまず慎み、一九世紀に至り、ついに構造的・類型的定置と言いうべき事態を迎えた二大ゾーン成立の概要のみを約言すると、およそ次のようになろう。東ヨーロッパは、かの「メーメル川・ブク川ライン」を基本線としつつ、それをさらに延長・拡大した一線として示される「バルト海・リトアニア・カルパチア山脈ライン」⁽⁴²⁾の東西に、基本的に二分されうる。その西側には、フィンランド・エストニア・ラトビア・リトアニア・ポーランド西部・ハンガリー・クロアチア・スロベニアが含まれる。グンストの呼ぶ歴史的な意味での「中欧」⁽⁴³⁾ Middle Europe が、それである。これに対して、かのラインの東方に位置するポーランド東部とロシアそしてワラキア・モルダヴィア・セルビア・ブルガリアは、内陸部東ヨーロッパの全く別個の「非等質」ゾーンを成す、と。なお、グンストによれば、独自の発展を遂げたボヘミアとオーストリアは、東欧のなかの「中欧」に含まれるはならない。両者は、西ヨーロッパ的發展とほぼ同質の性格を持つ地域と押さえられなければならないのである。

グンストは、ドイツ植民の社会構造変革力の地域差、ならびに、西ヨーロッパとの経済的紐帯の強弱という二つのメルクマールを基にして、東欧の「非等質の二地帯」類型を構成しうると見なしているように思われる。しかし、グ

ンストの言う「メーメル川・ブク川ライン」ないしは「バルト海・リトニア・カルパチア山脈ライン」は、もとより、カークが問題にするグーツヘルシャフトの東限線と一致するものではない。グンスト・ラインは、グーツヘルシャフト圏と東部ペリフェリとはさまに位置するのではなく、カークのいわゆるグーツヘルシャフトの中核地帯とその東部・南東部地域との境界線に、およそオーバーラップして走っているからである。小論においては、したがって、東ヨーロッパの後進的共通性を強調しつつ、同時に、その不均等発展をも見まごうことなく視野に収めて、これを大きく「両ゾーンに分岐した」地域類型として理解する点で、東ヨーロッパの、いや、と言うよりもむしろ、もっと端的に、われわれの固有の対象であるかの「黒海・バルト海地帯」内の地域間比較を果たすにあたり、少なからず参考にされてよい一つの準備的な視角を、グンストの「東欧二ゾーン分岐論」が提示しているとさしあたって評価するとどめて、先に進むことにしよう。

2 ハルニツシュの東エルベ地域論

ハルニツシュを引用しながら、レーゼナーは言う。すなわち、「中欧東部 (Ostmitteleuropa) における農民共同体の自治は、経済的諸変化、とりわけグーツヘルシャフトの拡大によって、西ヨーロッパにおけるよりもっと強く制限された。東エルベ圏では、そのため、農民と農民共同体は、国家の強い介入をそれほど受けていたわけではなく、グーツヘルシャフトの強化の際、貴族の圧迫を受けていた。東エルベの農場村落は、この意味では、従属的村落そのものの同義語となったのである。西ヨーロッパとは違い、東エルベ圏の農民は、自分たちの労働時間の大部分を領主の農場で過ごすなければならず、それだけです。村落における個人的生活様式の自由余地は、著しく狭められていた。しかし、グーツヘルシャフトの諸条件のもとにあつて、『機能を果たしうる農村ゲマインデ (Landgemeinde) は、地域間の比較で見れば、たとえ、弱弱い発展として現れざるをえないとしても、維持された』(H・ハルニツ

ユ) ままだった⁽⁴⁴⁾」と。ハルニツシュは、ブランデンブルクの農村共同体の内部構造に深く沈潜して、「農村的地方自治の全くの欠落⁽⁴⁵⁾」あるいは「グーツヘルの単なる臣民団体⁽⁴⁶⁾」という支配的印象のもとに永く置かれてきた通説的な東エルベ理解に疑問を呈しつつ、地域類型論の見地から見ても、すぐれて示唆的な議論を展開する。

さて、カークが止目したシュルツェとは、『プロイセン一般ラント法典』によれば、グーツヘルシャフトが任命するゲマインデ長であった⁽⁴⁷⁾。中世盛期の東方植民において作り出された東エルベの農業的入植地は、その多くのものが、「村長共同体」⁽⁴⁸⁾ Schulzengemeinde として組織されていた。村長は、地主の支配(ヘルシャフト)と農民的仲間(ゲノツセンシャフト)との媒介環にほかならなかった。すなわち、彼は、一方において、支配の側の地主的利益を共同体のなかで代理・貫徹したとすれば、他方では、地主の支配や近隣のゲマインデにあらがって、彼の共同体の利益を「自立的農業生産者の仲間」⁽⁴⁹⁾のために擁護しもある二重の役割を果たしていた。その意味では、彼は、封建社会の現実にあつて日常的衝突を繰り返した支配と仲間との「中和化」⁽⁵⁰⁾を実現しうる重要な立場にあつたと言える。それゆえ、東エルベのグーツヘルシャフトの諸条件のもとでも、いわゆる「反応的(reagierend) 共同体集會」⁽⁵¹⁾ないしは、ハルニツシュの言う「提訴する(Klagend) 共同体集會」⁽⁵²⁾が維持され続けた点に、疑念の余地は毫もない。一つの例証として、アルニム(Arnim)家のボイツェンブルク(Boitzenburg)所領が存したウツカーマルク(Uckermark)のフレデーデンヴァルデ(Fredenwalde)村の集会決定を見ておこう。村民は、自分たちのユンカーであるアルニム(Bernt von Arnim)が、村長地(Schulzenhof)を地主農場に編入し、地主の代官(Vogt)によって村の農民を支配しようとした廉で、一六〇九年、所轄の王室裁判所(Kammergericht)に提訴する。村民は、明らかに、相隣権(Nachbarrecht)を有するシュルツェが村の指導者であり続ける事態を選んだのだった。フレデーデンヴァルデのシュルツェが同ゲマインデの村民と共同歩調を取ったであろうことは、想像に難くない。ハルニツシュによれば、そうした訴訟の際にゲマインデとそのシュルツェが一致結束して事に当たった実例も、決してたまさかではなかつたのである。

このように、一六世紀から一八世紀を通じて、東エルベの相当な広域圏に、権利能力を持つ「農民共同体」⁽⁵³⁾が存在したことは、否認されるべくもない厳然たる事実である。むしろ、問題は、地帯・地域間の比較で見た東エルベの特殊性の把握にある。ハルニツシュの扱って立つ観点は、「ザーレ川―エルベ川ライン」⁽⁵⁴⁾ die Saale/Elbe-Linieの東西どちら側に位置するののかという基本的見地とともに、東エルベ圏内の地域的相違にも同等の比重を置く、すくめて立体的かつ構造的な座標軸である。まず第一に指摘されてしかるべき点は、「西ヨーロッパの村落との違い」⁽⁵⁵⁾である。テューリンゲン (Thüringen) 等の旧定住地 (Altsiedelland) の共同体と、東エルベの「村長共同体」との基本的な相違を、共同体財産 (Gemeindevermögen od. Gemeindegut) の有無に求めて、ハルニツシュは、次のように論を進める。すなわち、前者の共同体には、牧草地・放牧地・森林に散らばる数多くの零細地から成る財産は言うに及ばず、酒場・ビール醸造所・パン製造所・乾燥炉・浴場等の各種営業部門によって成り立つ村の財産が存在した。共同体には、これらの財産からの規則的な収入がもたらされ、それはまた、共同体固有の財政・会計組織の発達に繋がった。この共同体財務に責任を負う村民長 (Bauermeister) が、村民による毎年の互選を原則として選ばれたことは、重要な意味を持った。いつなんどき村民長職に就いても、その任に堪えなければならぬ共同体の各成員には、「共同体生活の展開に対する積極的関与の意識」⁽⁵⁶⁾が芽生え、「連帯責任感」⁽⁵⁷⁾もまたおのずと成熟して行ったからである。回し飲みを慣例として執り行われた共同体集会における年年の会計報告とその監査・承認という多分に祭礼的色彩の濃い年中行事は、村民と「自分の共同体との一体感」⁽⁵⁸⁾を強める上で大いに与かって力あるものだったのである。

だが、共同体自身の会計組織を欠く東エルベの「村長共同体」では、自分の共同体の案件になんらかの仕方直接関与しているという住民意識が発展することは、望むべくもなかった。仲間の力が弱かった分、逆にそれだけ、支配の契機がいつそう強く前面に立ち現れるほかなかったのである。それゆえ、共同体自前の財政組織の欠如こそが、東エルベ地域の農村共同体における住民自治の発展を、西部に比べて立ち遅れの目立つ低い水準に押しとどめ続けた

真因の一つにほかならない。村民は、グーツヘルにとっての「御しやすい臣民」⁽⁵⁹⁾に甘んじ、共同体は、地主支配に服する「従属的村落」と化した。共同体固有の力量と機能は、グーツヘルシャフトの条件下にあつて、大幅な制約を受けざるをえなかつたのである。⁽⁶⁰⁾

しかし、同時に他方では、以下の諸点が看過されるべきではない。問題の所在は、端的に言つて、永代小作権 (Erbzinsrecht) と隷役小作権 (Lassitenrecht) の根本的相違という一点にある。⁽⁶¹⁾ いま、仮になんらかの法的係争問題が生じて、共同体が資金調達の要に迫られたと想定しよう。この場合、村民からの献金 (Kollekte) を募る方途のほか、もし相当規模の森林を持つなら、自余の財産が皆無であっても、材木販売を行つて資金繰を探る策が共同体には残されるであろう。しかし、こうした窮余の一策も、「永代小作権」を保証された村落においてのみ可能だったのであり、逆に、いわゆる「隷役小作農ゲマインデ」⁽⁶²⁾ Lassitengemeinde の場合、およそ採りうる道ではなかつた、とハルニツシュは言うのである。さらに一步を進めて、彼は、定住史と地域史の成果に目配りをきかせながら、次のような論述を展開する。

いったい、定款策定権はおろか、共同体裁判権さえ許されなかつた東エルベの「村落共同体」には、「現地ゲマインデ権」⁽⁶³⁾ autochthone Gemeinderechte はなんら認められてはいなかつた。ブリクレの言う「共同体主義」⁽⁶⁴⁾ Kommunalismus のそうした諸特性を、「村長共同体」に見るわけには行かないのである。そのかぎりにおいて、グーツヘルシャフトの支配体制下にあつた当該の共同体では、ゲマインデ自治 (Gemeindeautonomie) は基本的に育たなかつたと結論づけるとしても、それは、あながち早計とは言えまい。だが、「村長共同体」は、クラーマー (Karl S. Kramer) がホルシュタイン東部のグーツヘルシャフト地域に即して確認したような、農村共同体の属性を完全に失つてしまつた一村落にすぎぬものだったのでないさきかもない。それは、また、たとえヘルシャフトの圧倒的優位のもとに置かれたにせよ、「反応的共同体集会」ないしは「提訴する共同体集会」としての体を成しえたそのかぎり

は、いやしくも、ゲマインデの名に値する自治的存在でもあったのである。

第一に、それは、三圃制の経営に必要な共同作業＝決定事項を主内容とする仲間うちの「用益権 Nutzungsrechte (Realgemeinde)」⁽⁶⁵⁾を保持した農民団体だった点で、「農業経済的レアルゲマインデ」⁽⁶⁶⁾であり続けた。第二に、単なる純農業的用益団体としての働きだけではなく、警察的権限の行使を通じて、村落の治安維持機能を担ったという意味において、それは、封建的支配体制の不可欠の支柱たる役割をも果たしていたのである。したがって、東エルベの「村長共同体」は、封建制下の農村における地方自治の発展段階の、少なくとも「最下端」⁽⁶⁷⁾には位置していたと結論づけられてよい。

エルベ川中・下流域の広大な東部ドイツが、「隷役小作権」にすぎぬ権利形態のもとに農民層を置いて行く地域となったことは、広く知られた事実である。⁽⁶⁸⁾そのうち、エルベ川とオーデル川に挟まれたクールマルク・ブランデンブルク (Kurmark Brandenburg)、ヴァルタ (Warthe) 川北部のノイマルク (Neumark)、ポメルン、そして東プロイセンの一部にあつては、当初から、所有権属性を全く欠く、隷役小作的な農民用益権のみが支配したのだが、これに対して、ザーレ川東部のクールザクセン (Kursachsen)、中低部シュレージエン、クールマルクに属する西エルベのアルトマルク (Altmark) においては、所有権属性を内包した農民的土地保有権としての「永代小作権」が、優勢であった。そして、その境界域では、永代小作農民の居る村落が、一八世紀には相当数見いだされたのである。

ここから、ハルニツシュが下す通説批判の最終的結論は、こうである。「オランダの穀物需要」⁽⁶⁹⁾に発する一六世紀の穀類販売がもたらした好景気の開始以来、東エルベの地にグーツヘルシャフトが形成された史実の決定的原因の一つは、所有権属性を欠く農民保有権の支配的な存在という点にこそ求められてしかるべきであつて、その逆ではいささかもない。つまり、グーツヘルシャフトが、優良な農民的永代小作権をば、劣悪な隷役小作権に機能替えし貶めたわけでは決していないのである。グーツヘルシャフトとラツシーテン農民とのゲネーティツシュな因果連関を一言にし

て言えば、前者が後者を生み出したのでは毫もなく、逆に、ラッシーテン農民層の前身、換言すれば、所有権としての実質を備えぬ脆弱な保有権しか許されなかつた農民階層が、グーツヘルシャフトの生成をもたらす規定的一要因としての歴史的役割を担つたのである。⁽⁷⁰⁾ このような斬新な理解は、グーツヘルシャフト形成史を、プロイセン史、ひいては、東エルベの「黒海・バルト海地帯」史のなかに位置づけ直す今後の歴史研究を導く一つのライトファーデンたりうるのではないかと思われる。なぜなら、ハルニツシュのこの結論部分は、「特殊東エルベ的發展」⁽⁷¹⁾ 類型の本質的一契機を形作つた「大土地所有」あるいは「大土地所有制」の歴史的功罪のうちの、必ずしも罪過とは言い切れぬ別個の側面に光を当てる農業・土地制度史研究の作業にとつて有益かつ有効であろうからである。

本書の前篇 ドイツ大土地所有の歴史的役割 の主要課題の一つは、この重大論点をめぐる試論的検討のさしあつての成果を整理して提示することであるが、ここでは、なお、地域類型論との関連において、ハルニツシュから学びうると思われる以下の仮説を示しておきたい。すなわち、東エルベ圏の地域的相違を析出する上で、農村共同体の内部構造に着目することは、ホイリスティッシュな重要性を主張しうる。第一類型は、シュレージエン型である。これを、永代小作権を基底とする「村長共同体」類型と呼ぶ。第二類型は、ポメルン型である。隷役小作権基調の「ラッシーテン共同体」地域を構成するのが、この類型である。ゲマインデ自治は、前者にあつては萌芽的に生成してその後の展開を見せるが、後者の類型には、ほとんど芽生えない。「村長共同体」は、少なくとも、ゲマインデなき村落ではないが、「ラッシーテン共同体」は、逆に、ゲマインデと言ってもそれは名ばかりで、農村共同体としての属性を基本的に喪失した状態にある村落にすぎない。ポメルン・メクレンブルク・ウツカーマルク(Uckermark)等の地は、こうした地域類型が支配する場である。そこでの住民の大多数は、ホイスラー(Häusler)・アインリーガー(Einlieger)・ゲジンデ(Gesinde)によって占められた。⁽⁷²⁾

カークが注目したシュルツェとは、村落共同体の内的相違に即した地域類型のテーマを内包する、このような問題

的拡がりにも富む重要契機にほかならなかった。「黒海・バルト海地帯」全域の共通性・一般性を押さえつつ、その地帯内の特殊性をも忘れずに認識し、併せて、東エルベの地域類型論を構築して行く基礎研究を進める上で、グンストとハルニツシュの研究は、ともに、大いに参考になる深い意味と示唆を豊かに含むと評価されてよいであろう。次に、ヴンダー (Heide Wunder) の近作の概要を見てみよう。

三 ヴンダーの農村共同体論

ペーターズ編一九九五年刊の『社会モデルとしてのグーツヘルシャフト』に収められたヴンダーによる「農村社会の比較的分析のための一提言」は、農村共同体の内部構成の問題に積極的に触れる、きわめて意欲的な議論を展開している。この論考においてヴンダーが取り組んだ課題は、自明の理とされてきた学問的決まり文句の批判的省察と、比較研究に寄与しようとする独自の提言との二点に及んだ。前者のテーマについて略述すると、ヴンダーはまず最初に、クナップ (Georg Friedrich Knapp) 以降のあの二元主義的地帯論の概要を、次のように整理して把握する。古ドイツ的グレントヘルシャフト対東エルベのグーツヘルシャフトという周知の二元性は、ただ単に、農業構造の問題にとつて重要であつただけではなく、異なった支配体制下に置かれた人人の「精神構造」⁽⁷³⁾と「政治的行為能力」⁽⁷⁴⁾に関するはるかに広い範囲に及ぶ諸帰結をも伴わざるをえなかつた。一言にして、「古ドイツ||自由・自己責任尊重の気風 versus 東エルベ||不自由・無権利の臣民気質 (Untertanengeist)」⁽⁷⁵⁾という心理的・精神的側面の二分法的な対抗論、そして、農業||土地制度の二元構造 (agrarischer Dualismus) 的相違へのその基底還元論的理由づけが、それである。そもそも、このような図式の始祖たるクナップの見地は、言うなれば南ドイツ的兼一九世紀的なものであつた。すなわち、彼は、南ドイツ的・自由主義的パースペクティヴを堅持しつつ、あの「古ドイツ・東エルベ対立」⁽⁷⁶⁾の視角を定

式化したばかりではなく、同時に、地主への農村労働者の従属関係をめぐる一九世紀についての彼の知見を基礎にして、一八世紀以前のグーツヘル農民関係を、一個の労働関係に摸して遡及的に解釈しようとしたのである。

このようなクナップの常識を、ヴンダーは、一八世紀末に活躍したジャーナリストであるモーザー (Johann Jacob Moser) の言説を積極的に援用することにより批判しながら、論を進める。神聖ローマ帝国の臣民が置かれていた状況の地域的相違に関するモーザーの詳論を見ると、それは、帝国中央部の自由農民の自由と東部辺境地方における農民の不自由との対照だけに限定されていたわけでは必ずしもない。彼には、南部・西部と北部・東部の違いを強調する別個の視角が併存しており、「南北相違」⁽⁷⁷⁾をもゆめおろそかにしない「東西軸」⁽⁷⁸⁾と「南北軸」⁽⁷⁹⁾の「両軸」⁽⁸⁰⁾に対する等しなみのバランス感覚こそが、モーザーその人のものだった。最初に確認されてしかるべきは、この点であるが、モーザーによる「東西軸」の認識の有り様についていま少し付言するならば、こうである。彼は、フランケン (Franken)・シュヴァーベン (Schwaben)・ライン川沿岸・ザクセン等の自由農民と鋭く対比する仕方、スラブ的伝統の根強いオーストリア・メーレン・ベーメン・ラウジッツ・ポメルンを中心とする諸地域の農民が陥れられた家畜同然の一種の奴隷状態を、慨嘆した。ここには明らかに、農業構造の二元性を無視しない伝統的見地が認められうる。しかし、今日では、中世以降のドイツ人植民によって席捲されたスラブ・バルト地域の史的展開を、「ドイツ人とスラブ人との対立」⁽⁸¹⁾の構図のみに帰して語ることは、もはや適切ではない。そうではなくて、「住民の多民族的 (multietnisch) 構成」⁽⁸²⁾にこそ眼が向けられなければならないのであり、重要なのは、むしろ、そうした見地が別個の分析視角として市民権を得た点である。

次に、ヴンダーは、クナップの「農業二元論」⁽⁸³⁾の連続線⁽⁸⁴⁾を問題にする。論点は、当然、プロイセン・ドイツの性格づけと密接に関わりながら、「近代化のプロイセン型の道」⁽⁸⁴⁾論、さらには、「ドイツ的特殊経路」⁽⁸⁵⁾説の射程距離と当否との再検討にまで及ばざるをえない。官僚制・独裁制・軍国主義については言うまでもなく、近代「プロイセン

臣民の未成年性⁽⁸⁶⁾の問題もまた、東エルベにおける中世以降の農奴制にそのゲネーティッシュな原型と起源を求めて、論究されてすでに久しい。つまりは、カークの言う「プロイセン・ドイツ的臣民気質の肥沃な温床⁽⁸⁷⁾」としての東エルベという着眼が、それであった。こうした見地からイメージされる「東エルベ対西エルベ・モデル⁽⁸⁸⁾」の表象は、近年では、ムーア (Barrington Moore Jr.) やブレンナー (Robert Brenner) の基礎視角にも、色鮮やかに受け継がれてきた。「再封建化⁽⁸⁹⁾」に対する農民の抵抗の強さを判定基準としながら、東エルベにおけるそうした抵抗の欠如を自説の土台に据えるブレンナーとムーアに対して、ヴンダーが重視するモーザーは、むしろ、対極的な位置にあった。すなわち、彼は、東エルベの被抑圧農民を、ムーアとは正反対に、すぐれて叛逆的な (rebellisch) 存在として把握しようとしたのである。最近の研究動向を見ると、その流れは、ムーアの逆のこのモーザー的視座に傾きつつある、と云つて大過ないであろう。

ヴンダーは、さらに、一九世紀末に仕上げられた「農業二元論」のステレオタイプが、第二次大戦後の東西対立の政治状況によつて極端に固定化された現実を直視しつつ、グーツヘルシャフト史の精査がさほど進捗しなかつた戦後の研究史を批判的に回顧して、ドイツに関する地方史研究の徹底的深化とその諸成果の体系的比較との必要性を力説した上で、比較農村社会史研究のための独自の提言へと論を進めている。多岐にわたる論点をちりばめた当該の問題提起は、真剣な吟味を迫る好論と言いえよう。小論にあつては、主として、農村共同体把握のための基本的な観点に、考察の対象を絞り込むこととする。

第一は、支配 (ヘルシャフト) 概念の狭隘性の問題である。往往にして見受けられがちなのは、支配を、主人 (Herr) と下僕 (Knecht) との上下関係における対極的位置とその断絶的落差と押さえる狭い理解であろう。だが、それは、そもそも、両者の社会的連帯をも内包する概念なのである。したがって、支配概念の拡大解釈がただちに必要とならう。その点では、地主・農民関係も決して例外ではなく、それは、交流と相互作用を伴う不断の日常的過程

のなかにもみ存立しえた。このことの豊かな含蓄を理解するには、ギールケ (Otto von Guericke) による古典的なゲノツセンシャフト論を想起するに如くはない。すなわち、ギールケは、これを、都市ゲマインデまたは農民ゲマインデにおける同等者 (Gleichen) 間だけに存在した関係と見る見地を取らない。そうではなくて、「主人と下僕」といっても、身分差の不平等はそのままに、個人的に、また、社会的 (transpersonal) 関係においても、充分に仲間うち (Genossen) たりえた。⁽⁹⁰⁾ いや、それどころではなく、むしろ、こうした仲間関係こそが、実は、「主人と下僕」の間柄それ自体の存立と継続にとつての前提条件を形作っていたのである。もし、そうだとすれば、このギールケ的視点は、「支配と連帯の両極的対立関係」⁽⁹¹⁾ Polarität von Herrschaft und Genossenschaft という、一面的嫌いの拭えぬ従来の一般的理解に対して、なんらかの重大な修正を迫るものでもある、と言わなければなるまい。要するに、「支配・連帯の対概念」⁽⁹²⁾ のステロ版的な固定的図式化は、好ましくない。逆に、「社会的実践としての支配」⁽⁹³⁾ とはなんであったのかを常に念頭に思い浮かべながら、「ヘル (シャフト) とクネヒト (シャフト) の弁証法」をいつそう内容豊かに精緻化して行く作業こそが、いま求められている肝要な追究なのである。この点と関わって、ここでは、「比較農村社会史研究にとつて座視すべからざる意味を孕むであろう、「多様な諸特徴を伴う地主・農民関係のアンサンブル」⁽⁹⁴⁾ という興味深い視点を、ヴンダーが提示したことの重みを噛みしめながら、行論を続けたいと思う。

第二に、農民層が農村住民の最重要の階層であり続けたかぎり、地主・農民関係は、たしかに、グーツヘルシャフトとグルントヘルシャフトとの比較の中心的局面を成したと言つてよい。この点の正当性は、もとより、一六世紀史までについては異論なく認められうる。だが、一八世紀ともなれば、事態は一変するのである。すなわち、農民層は、その絶対数をほぼ維持するにしても、農村下層民 (Landarmen und Landlosen) と比較するならば、⁽⁹⁶⁾ 相対的には、明らかに減少傾向を辿る。中央ヨーロッパ (Mitteleuropa) にあまねく見られたこの「農村人口の社会経済的分化」は、一八世紀の三分の二期以降の激しい人口増によって充分説明のつく事態ではあるが、ともあれ、農村下層民の従

属関係の比較という課題は、各農村社会の個性的特徴を描き出す際に、決して軽んじられるべきではない。下層民とは、社会変化の本質的で動的な位相を体现する階層にほかならなかったからである。

最後に、人間の共同体的結びつきのプライベートな、ありふれた (natürlich) 地方的諸形態は、従来の歴史学にあつて、久しく知的関心の埒外に置かれてきた。しかし、農村支配あるいは農村社会の比較分析は、そうした分野での「社会的相互作用」⁽⁹⁷⁾に即して拡充される手続きを経て、行く行くは、「社会的機能様式」⁽⁹⁸⁾論にまで昇華されなければならぬ。ここで、ヴンダーは、私的諸個人の社会的な繋がりを含意する「ゲゼルンク」⁽⁹⁹⁾ Gesellung という独自の探索概念を提示する。そもそも、私人と公職との区別は封建社会には無く、公私の違いそれ自体が、近代初期にようやく芽生え始めたものなのであるから、近代以降の歴史学が永く私的な要因と見なしてきた諸諸の事柄に新たな光を当て、近代以前の社会を分析する必要性は、しごく当然のこととすべきであろう。垂直的または水平的な結合関係を、雑多な諸組織への所属によって織り成していたのは、身分・階層だけにとどまるのでは決してなく、私的諸個人 (Einzelnen) もまた、そうなのであった。婚姻・所帯・親戚・代父母・結婚圏・隣人関係・訴訟依頼人関係・世代別グループ・男女別集団・同好会 (Gilden) 等の「ゲゼルンク」⁽⁹⁹⁾ 「私的社会圏」の諸形態が、制度的な性格を帯びつつ、様様な地域社会のなかで、当地の老若男女を結びつけ、また逆に、その仲を裂く友好と敵対の諸関係を形成した。たとえば、村民にとつての最優先関心事たる重要性を持った婚姻と所帯について言うと、こうである。すなわち、青年会 (Knabenschaft) と婦人裁判 (Weibergericht) とは、それぞれ、結婚相手の紹介等の世話や、また、既婚者どうしのつきあい・もめごとに関わる諸諸の出来事をめぐって、人間関係を規制する重要な役割を果たしていた。ときに制裁権の行使をも辞さなかった婦人裁判等の埋もれた歴史を繙くと、結婚と所帯も、ヘルシャフトならびに教会の監督を受けただけではなく、ゲマインデ内の制度化された諸集団による管理・統制下にも置かれていた事実が判明する。それゆえ、「私的社会圏」を管轄するこうした地域的グループの諸形態が、「ゲマインデにおける男女のまっとう

な秩序⁽¹⁰⁰⁾」を維持する上で果たした少なからぬ社会的意義が、見失われてはならない。村人たちは、「酒盛り⁽¹⁰¹⁾」
Gemeindebier や洗礼の祝宴、そして、葬儀後の会食において共同体的な社交性を育むとともに、青年会・紡ぎ部
屋・勤労グループ・既婚婦人会等に参加することで、拘束力ある共同体的社会関係を結び、また、それに服したので
あった。私的かつ個人的な「自分と仲間」⁽¹⁰²⁾ Sich-Gesellen が、社会的に織り成す「相互の交際」⁽¹⁰³⁾ Miteinander - Aus-
kommen の諸相に注目して得られた、「ゲゼルンク」＝「私的社會圏」というヴンダー独自の概念は、「共同体の内
部構造」⁽¹⁰⁴⁾を分析・比較するためのホイリスティッシュな意義を、東エルベを対象とする際にも担いうる一つの有効な
方法装置たりうる、⁽¹⁰⁵⁾と云ってよいように思われる。

- (1) Hans-Ulrich Wehler (Hrsg.), *Europäischer Adel 1750-1950*, Göttingen 1990.
- (2) Peter Blickle (Hrsg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Ein struktureller Vergleich*, München 1991.
- (3) Heinz Reif (Hrsg.), *Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik. Agrarriese-
junkerbliche Interessenspolitik-Modernisierungsstrategien*, Berlin 1994.
- (4) Jan Peters (Hrsg.), *Gutsherrschaft als soziales Modell. Vergleichende Betrachtungen zur Funktionsweise frühneu-
zeitlicher Agrargesellschaften*, München 1995.
- (5) Cf. Günther Schmitt, Agricultural Sector in Eastern Germany, in: A. Ghanie Ghaussy and Wolf Schäfer (eds.), *The
Economics of German Unification*, London/New York 1993, pp. 190f.
- (6) Hartmut Harnisch und Gerhard Heitz (Hrsg.), *Deutsche Agrargeschichte des Spätfuedalismus*, Berlin 1986, S. 30;
Werner Rösener, *Die Bauern in der europäischen Geschichte*, München 1993, S. 137-162, 藤田幸一監訳『農民のモーロ
ック』平凡社、一九九五年、第七章 近世ヨーロッパ農業の二元性、を参照のこと。
- (7) Heide Wunder, Das Selbstverständliche denken. Ein Vorschlag zur vergleichenden Analyse ländlicher Gesell-

schaften in der Frühen Neuzeit, ausgehend vom "Modell ostelbische Gutsherrschaft", in: J. Peters (Hrsg.), *Gutsherrschaft*, S. 24. なお、本書では以下、著書あるいは論考の初出後の引用については、必要に応じてその主題のみを簡略化して示すこととする。

(8) Klaus Heß, *Zur wirtschaftlichen Lage der Großagrarier im ostelbischen Preußen 1867-71 bis 1914*, in: H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 167.

(9) 小論の課題は、ヨーロッパにおける東エルベ農村社会史の研究動向を、近年のその盛況のひとつまに即して、本書全体の問題意識のあらましを暫定的かつ試論的に示すに必要なかぎり整理・再構成するという一点に限定されている。したがって、わが国の関連諸研究との突き合わせと切り結びの作業は、ひとまずすべて措き、ここで検討する固有のテーマとはしなかつたことと、あらかじめ断っておきたい。

(10) Heinrich Kaak, *Die Gutsherrschaft. Theoriesgeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum*, Berlin/New York, 1991.

(11) *Ebenda*, S. 395, 400 u. 437.

(12) *Ebenda*, S. 372, 430, 433f., 444f. u. 474. 当該の用語について、カークが依拠した出典は、シュタールの研究である。

Cf. Henri H. Stahl, *Traditional Romanian village communities. The transition from the communal to the capitalist mode of production in the Danube region*, Cambridge 1980, pp. 6f. なお、「黒海-バルト海地帯」は、英文では、'the Ponto-Baltic zone' である。シュタールの著書の英訳者は、Daniel Chirof と Holley Coulter Chirof.

(13) (14) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 447.

(15) *Ebenda*, S. 432.

(16) *Ebenda*, S. 433.

(17) 一言しておきたい。カークは、「支配の経済的中核」を成す契機による名称を重んじて、西エルベの地代領主 (Zinsherr) を、東エルベのグーツヘルに對置する新しい二分法を打ち出す。それゆえ、彼が提示する対概念は、東のグーツヘルシヤフトと西のツィンスヘルシヤフト (Zinsherrschaft) という独特のものである。だが、その含意は、グーツヘルシヤフト対グルントヘルシヤフトの伝統的な二元論となんら選りこぼるはないと思われる。Vgl. *ebenda*, S. VI u. 434.

- (18) W. Rösener, *Bauern*, S. 161, 前掲邦訳書「一七四ページ。なお、カークによれば、当該地域の中心は、隷属農民と自由農民との混合地域であった。Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 434.
- (19) (20) *Ebenda*, S. 445.
- (21) *Ebenda*, S. 434.
- (22) 「全般的発展水準」と「全体性」を強調するカークの立論に、わたくしは、前著『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイヤン農業・土地問題の史的考察』勁草書房、一九九〇年、において堅持しようとした方法的・視角の基本（「発展の見地」・「プロイヤン農業の総体としての性格規定」とのある種の共通性ないしは類似性を見る思いを禁じえない。
- (23) Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 444. ちなみに、五ノーム中の第一課題については、貴族的農村社会の安定化としてのノイヤンロックスの役割は、ズルターが中心と見做すことである。 Cf. Robert M. Berdahl, *The Stände and the Origins of Conservatism in Prussia*, in: *Eighteenth-Century Studies*, Vol. 6, No. 3, 1973, p. 320.
- (24) この点については、後述の前篇「第一章」のノイヤンロックス論において詳述する。
- (25) K. Heß, *Zur wirtschaftlichen Lage*, S. 172.
- (26) Max Weber, *Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommißfrage in Preußen* [1904], in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen 1924, S. 354ff.; *Max Weber Gesamtausgabe* (以下 *MWG* と略記), Abt. 1, Schriften und Reden, Bd. 8, *Wirtschaft, Staat und Sozialpolitik: Schriften und Reden 1900-1912*, hrsg. von Wolfgang Schluchter in Zusammenarbeit mit Peter Kurth und Birgitt Morgenbrod, Tübingen 1998, S. 136ff. 以下、*FB* 'Fideikommißfrage', S. 354ff.; *MWG*, S. 136ff. と略記する。
- (27) M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 378 Anm. 1); *MWG*, S. 169 Anm. 59).
- (28) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』第三篇「ドイツ・オーストリアのドイツ世襲財産論」世襲財産「Fusao Kato, *Die wirtschaftliche und soziale Bedeutung der Fideikommißfrage in Preußen 1871-1918*, in: H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 73-82; ders., *Einleitung*, *ebenda*, S. 18, 以下略記する。
- (29) Vgl. K. Heß, *Zur wirtschaftlichen Lage*, S. 169.
- (30) Vgl. M. Weber, *Die ländliche Arbeitsverfassung* [1893], in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschafts-*

- geschichte*, Tübingen 1924, S. 449-451, 山口和男訳『農業労働制度』未来社 一九五九年、二二一-二五ページ、参照。
- (31) W. Rösener, *Bauern*, S. 146, 前掲邦訳書 一五九ページ。
- (32) Péter Gunst, Agrarian Systems of Central and Eastern Europe, in: Daniel Chirot (ed.), *The Origins of Backwardness in Eastern Europe. Economics and Politics from the Middle Ages until the Early Twentieth Century*, Berkeley/Los Angeles/London 1989, pp. 53-91.
- (33) *Ibid.*, p. 72.
- (34) *Ibid.*, p. 81.
- (35) (36) *Ibid.*, p. 53.
- (37) *Ibid.*, p. 56.
- (38) (39) *Ibid.*, p. 63. ドイツ人は「この線を越えて東方に向かっただけではない。北海沿岸干拓地を含むオランダにおけるドイツ人の定住がとりわけ成功裡に行われた事実を看過してはならない。
- (40) Cf. *Ibid.*, p. 64.
- (41) Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 379.
- (42) (43) P. Gunst, Agrarian Systems, p. 82. ハンガリー人・グンストの立場とその主観的意図は、明らかである。オナワキ、ハンガリーは、東ヨーロッパのなかで最も遅れた内陸部とは「非等質の」「中欧」に属するのである」と。
- (44) W. Rösener, *Bauern*, S. 216. 前掲邦訳書「二三二ページ、参照。ただし、訳文は全面的に改良した。なお、藤田氏の邦訳には、重要箇所^がの脱落がある。レーゼナーが引用するハルニッシュの論考については、Hartmut Harnisch, Die Landgemeinde im ostelbischen Gebiet (mit Schwerpunkt Brandenburg), in: P. Blicke (Hrsg.), *Landgemeinde*, S. 310, 参照。
- (45) *Ebenda*, S. 309.
- (46) *Ebenda*, S. 310.
- (47) Vgl. *ebenda*, S. 312; *Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten von 1794*, Textausgabe, Frankfurt am Main/Berlin 1970, S. 434f.
- (48) H. Harnisch, Landgemeinde, S. 312ff.

- (49) (50) *Ebenda*, S. 317.
- (51) Karl S. Kramer und Ulrich Wilkens, *Volksleben in einem holsteinischen Gutsbezirk. Eine Untersuchung aufgrund archivalischer Quellen*, Neumünster 1979, S. 133.
- (52) (53) H. Harnisch, *Landgemeinde*, S. 318.
- (54) *Ebenda*, S. 309.
- (55) W. Rösener, *Bauern*, S. 216, 前掲邦訳書「二三二ページ」。
- (56) (57) (58) H. Harnisch, *Landgemeinde*, S. 321.
- (59) *Ebenda*, S. 323.
- (60) Vgl. H. Harnisch u. G. Heitz (Hrsg.), *Agriengeschichte*, S. 29.
- (61) Vgl. H. Harnisch, *Landgemeinde*, S. 320, 324 u. 330f.
- (62) *Ebenda*, S. 320.
- (63) (64) *Ebenda*, S. 325. 「共同体主義」については P. Bickle, *Kommunalismus. Begriffsbildung in heuristischer Absicht*, in: ders. (Hrsg.), *Landgemeinde*, S. 5-38, を参照。ブリクンはこの「共同体主義」概念を適用しようするためには二つの前提条件が必要であるとする。すなわち「共同体が現地ゲマインデ権 (autochthone Rechte) を持ち、それを定款に則って、行政面でも裁判においても、確実に行使すること、これが第一。そして、ゲマインデ自身が治安維持を確保すること、これが第二。当該の概念は、とりわけ西部諸地域における「ドイツの臣民は決して『臣民』ではない」と見なすブリクンの逆説的なドイツ臣民論を理解する上でのキー・ワードでもある。Vgl. ders., *Kommunalismus, Parlamentarismus, Republikanismus*, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 242, H. 3, 1986, S. 532f.; ders., *Deutsche Untertanen. Ein Widerspruch*, München 1981, S. 113ff. 服部良久訳『ドイツの臣民——平民・共同体・国家 一三〇〇〜一八〇〇年』ニルヴァ書房、一九九〇年、一二二ページ以下、参照。
- (65) H. Wunder, *Die bäuerliche Gemeinde in Deutschland*, Göttingen 1986, S. 138.
- (66) H. Harnisch, *Landgemeinde*, S. 331.
- (67) *Ebenda*, S. 332. これに対して、東エルベとは対極的な位置に立つ南ドイツについては、治安維持や権利保障 (Rechts-

sicherung) 等の重要な社会的秩序機能を自治的ゲマインデが掌握することと、強固な農民的永代小作権の形成を見たこととの不可分の内的関連を指摘しよう。この点と関わって、ブリクレは、治安維持と権利保障との貴族的権限の解体に大きく与かって力があつた農民的相続権 (Erbrecht) の重要な役割に注目している。Vgl. ebenda, S. 330f.; P. Bickie, *Kommunalismus*, S. 533-535.

(68) Josef Kulischer, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, Bd. 2, Die Neuzeit (1929), 2. Auflage, München 1958, S. 93, 松田智雄監修、諸田實・松尾展成・柳澤治・渡辺尚・小笠原茂訳『ヨーロッパ近世経済史』I、東洋経済新報社、一九八二年、一三〇—一三一ページをさしあたって参照のこと。

(69) P. Gunst, *Agrarian Systems*, p. 67.

(70) Vgl. H. Harnisch, *Landgemeinde*, S. 331.

(71) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 4.

(72) 一つの作業仮説にすぎぬとは言え、一八世紀以前の封建期農村共同体のこの二類型を、遠く、一九世紀末における農村自治体の地域的差異にまで連繫するもの、と捉えることはできないであろうか。一八九一年の『プロイセン・ラントゲマインデ条例』が、地方ゲマインデの近代的な自治の基礎を据えた事実は、当然認められてしかるべきであろう。しかし、東プロイセンとブランデンブルクを比較すると、次のような対照的相違が際立っていた。すなわち、前者での農民と農村労働者は、ゲマインデ長が彼らの利益を代表してくれることに満足しただけではなく、一旦緩急ある場合には、保護・援助の手を差し伸べる郡長 (Landrat) の公正に全幅の信頼を寄せた。言わばあなた任せのゲマインデ民にとって、責任感に富む自治意識の覚醒・陶冶は、およそ望むべくもなかった。他方、グーツベツィルクの住民もまた、ユニカーとのそこでの共同生活に、ある種の快適ささえ感じていたと見てよいふしがある。

これに対して、ブランデンブルクにおいては、小学校制度・村有地の開拓・市街電車の経営等の点での巨大な成果を誇るゲマインデも、決して少ない数ではなかった。「ゲマインデの魅力」として描きうるこうした実例は、「都市近郊ゲマインデ」Vorortgemeindeにとりわけ顕著に見いだされる。それゆえ、ポメルン型とシュレージエン型との一八世紀以前の対抗は、一九世紀末の東プロイセン型対ブランデンブルク型の典型的相違に、深部において通底する内容を含む、と考えようのはあるまいか。Vgl. Klaus von der Groeben, *Provinz Ostpreußen*, in: Gerd Heinrich, *Friedrich-Wilhelm*

- Henning und Kurt G. A. Jeserich (Hrsg.), *Verwaltungs-geschichte Ostdeutschlands 1815-1945. Organisation - Aufgaben - Leistungen der Verwaltung*, Stuttgart/Berlin/Köln 1993, S. 183-186; Felix Escher, Brandenburg und Berlin 1871-1914/18, in: *ebenda*, S. 753f. 本書の後篇では、このトランジション型の歴史的個性の検証を一つの目的として、スエーデン圏の都市化と周辺農村社会の交差との関わりを考察する。
- (73) (74) (75) (76) Vgl. H. Wunder, Das Selbstverständliche denken, S. 24.
- (77) (78) (79) (80) *Ebenda*, S. 27.
- (81) (82) *Ebenda*, S. 26.
- (83) (84) (85) (86) *Ebenda*, S. 30.
- (87) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 2.
- (88) H. Wunder, Das Selbstverständliche denken, S. 30.
- (89) *Ebenda*, S. 31.
- (90) (91) Vgl. *ebenda*, S. 40f.
- (92) *Ebenda*, S. 38.
- (93) *Ebenda*, S. 37 u. 40.
- (94) Vgl. *ebenda*, S. 38. ハーバーの主著『経済と社会』のなかの一用語を借りて付言しておく。この作業は、一面で、中世都市におおむねさかむゆる「ムント支配権」(Muntwalschaft)の実態に迫る必要性を含むものでもあろう。ただし、「ムント」には、支配権でもあると同時に保護義務をも内含するという性質が備わっていたため、「ムント支配権」とは「保護と支配との両契機を含む」とも支配関係にはかならなかつたからである。M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie* [1922], 5. Aufl., Tübingen 1985, S. 807; MWG, *Wirtschaft und Gesellschaft. Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte*. Nachlab. Teilbd. 5, Die Stadt, hrsg. von Wilfried Nippel, Tübingen 1999, S. 279, 世良晃志郎訳『都市の類型学』創文社、一九六四年、三三三、三三三〇ページ註(八)参照。
- (95) H. Wunder, Das Selbstverständliche denken, S. 35. ほかにも同様の議論があり、それゆえ、ほんの一例にすぎぬと

は言え、地代とは、農民が地主に与える給付 (Leistung) であり、それは、中世後期と近代前期の社会の基礎にほかならないと見たイナマー・シュテルネグ (Karl Theodor von Inama-Sternegg) の理解が、ここで、ただちに想起されるであろう。わたくしは、ヴンダーの言う「地主・農民関係のアンサンブル」とこのイナマー・シュテルネグの見地とのある種の親近性には、重要な問題と意味が潜むと感ずるものである。それは、一言にして、わが国の「戦後歴史学」を含む「ルソー＝ジャコバン史学」をどのように批判的に継承し、かつ乗り越えるかという一点に深く関わると思われる。わたくし自身の主観的意図を言えば、本書の分析は、全体として、この重大論点の本格的展開に進む上で、中間報告的な一通過点として、一度は果たしておかなければならぬとあつたことの準備的試論にすぎない。Vgl. K. T. v. Inama-Sternegg, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte bis zum Schluss der Karolingerperiode*, Leipzig 1879, S. 347 u. 349-352; Wilhelm Abel, *Die drei Epochen der deutschen Agrargeschichte*, Schriftenreihe für ländliche Sozialfragen, Heft 37, Hannover 1962, S. 29, 111 橋時雄・中村勝訳『ドイツ農業発達の三段階』未来社、一九七六年、五九一六〇ページ；H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 320f.

(96) H. Wunder, *Das Selbstverständliche denken*, S. 42f. 農村住民の分化過程について、三点ほど付言しておきたい。絶対的にはほぼ同数で、相対的に減少した「農民層」の、一九世紀の農民解放の経過とともに進むブルジョアの両極分解。これが、第一。Vgl. H. Harnisch, *Die Herrschaft Boitzenburg. Untersuchungen zur Entwicklung der sozialökonomischen Struktur ländlicher Gebiete in der Mark Brandenburg vom 14. bis zum 19. Jahrhundert*, Weimar 1968, S. 236ff. 次に、「グーツヘル階層の社会経済的分化」をも視野に収めなければならない方法的必要性。これが、第二。後述(本書前篇、第三章)参照。そして、第三に、グーツヘルのパターナリズムの支配の強化に与かつて力がある「農民社会の分化」ないしは被搾取者兼搾取者たる農民の両面性、の役割。すなわち、「グーツヘルの権力」よりもむしろ「富農の権力」を身近に感ずるアインリーガー (Einlieger)・ターゲレーナー (Tagelöhner) 等の下層民に対する搾取者＝農民の残忍性が、被抑圧民に接するグーツヘルの「慈父」としての温情を喚起するという、農村パターナリズム支配の構造的連関の重要性。Vgl. Robert M. Berdahl, *Preußischer Adel: Paternalismus als Herrschaftssystem*, in: Hans-Jürgen Puhle und Hans-Ulrich Wehler (Hrsg.), *Preußen im Rückblick (Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft, Sonderheft 6)*, Göttingen 1980, S. 135f.

- (97) (98) H. Wunder, *Das Selbstverständliche denken*, S. 38.
- (99) *Ebenda*, S. 44ff.
- (100) *Ebenda*, S. 47.
- (101) *Ebenda*, S. 47; H. Wunder, *Gemeinde*, S. 132.
- (102) Dies, *Das Selbstverständliche denken*, S. 46 u. 49.
- (103) *Ebenda*, S. 49.
- (104) *Ebenda*, S. 47f.
- (105) 小論は、当初、研究史批判をも同時にもくろむひそやかな意図をもって構想された。たとえば、こうである。(i) グーツヘルシャフト論を「前近代性」一般に還元して展開する見地は、一面的である。(ii) ゲマインデ論は、「自治の欠如」全般に、一面的に帰されてはならない。(iii) 一九世紀末から二〇世紀へと至る時代のブルジョアジー上層の行動様式を、「封建化」一般から帰結して説明する論法も、一面観とのそしりを免れない。そして、(iv) ユンカー論を、「構造的危機」全般に還元して説く視座も同断である。これらの基底還元論的学説は、すべて、瑞瑞しい生きた表象とは無縁である。しかし、取り扱われたテーマが、ここでは、(iii)と(iv)には全然及んでいないこと、また、研究史との切り結びが切れ味鋭いものとはどうもいえないであろうこと、という二重の意味で、小論は、研究動向の一断面を、筆者なりの観点からさしあたって把握しようとして試みた暫定的小括の覚書にすぎない。なお、テーマ(iii)・(iv)の研究史批判については、前著『ドイツ世襲財産』の全篇を通じて行われた検討成果を参照のこと。また、テーマ(iii)に関しては、Dolores L. Augustine, *Arriving in the upper class: the wealthy business elite of Wilhelmine Germany*, in: David Blackbourn and Richard J. Evans (eds.), *The German Bourgeoisie. Essays on the social history of the German middle class from the late eighteenth to the early twentieth century*, London/New York 1991, p. 46f. を参照。

前篇 ドイツ大土地所有の歴史的役割

— 研究史・実証・問題提起 —

問 題

「土地所有と近代社会の相関」という古典的ながら、いまなお、その重要性をいささかも減じてはいない社会経済史研究上の基本的な大テーマを、近代ドイツ史に即して検討しようとするれば、ドイツ大土地所有の実体を成すユニカ―的土地所有、ならびに、世襲財産（フィデイクミス）所領の実証的討究は、おのずから不可欠である。研究史批判と実証分析を経て逐次系統的に検討した結果可能となる本書前篇の問題提起の概要を、あらかじめ一言にして示すと、戦後歴史学のア・プリアリな想定とは逆に、ドイツ近代化促進の固有の効用とドイツ資本主義の近代的展開の安定的一基盤とを、世襲財産を含むドイツ大土地所有の歴史的役割として見抜くこと、これである。

第一章 研究史整理

一 ヘスのフィデイクミス論

ヘス (Klaus Heß) の手に成った一九九〇年刊の『第二帝政におけるウンカーとブルジョア的大土地所有者⁽¹⁾』は、その副題「一八六七―七二―一九一四年のプロイセンにおける農業大経営、大土地所有、そして家族世襲財産」から知られるとおり、フィデイクミス問題を、検討テーマの一つに据えている。同書の「D・家族世襲財産——農業大土地所有の特殊形態⁽²⁾」が、それである。ここでは、対象をこの世襲財産問題に絞った上で、しかも、当該書物のメリット、ならびに、わたくし自身のフィデイクミス論とのおのずからなる相違を、二つながらに浮かび上がらせるに最小限必要な範囲内に議論を限定して、分析のメスを入れておきたい。

最初にヘスは、次の点を強調する。彼の書物では、「世襲財産制⁽³⁾」 die Institution der Familienfideikommisse od. das Fideikommisswesen の追究に、長大なページ数が割かれているが、それは、次の理由による。すなわち、こうした「世襲財産制の包括的で綿密な論述が必要とされるのは、要するに、この種の研究が今日に至るまで皆無だったからである⁽⁴⁾」。第二帝政期のプロイセンにあっては、大土地所有の相当な部分が、世襲財産の法形態を取る固定的な

状態下にあった。フィデイコミスとは、その政治的意義や社会政策・経済政策上の評価の点で、これを容認するか否かをめぐり、「保守主義対自由主義の世界観の対立」⁽⁵⁾が見られる問題なのであるから、その研究が重要視されなければならぬのは、けだし理の当然と言うべきであろう。「世界観の対立」まで含む問題の複雑さを湛えたこのフィデイコミスを対象として、ここによく始められた本格的研究の主要な成果は、さしあたり、以下のとおりである。

1 評 価

(i) 「近代的」世襲財産への発展経路⁽⁶⁾

古ドイツ法の知るところではなかった単独相続 (Einzelerfolge) は、世襲財産制の固有の一原則を成すが、それは、一二世紀以降、中世法に徐々に導入されて行ったものだった。家の権勢が農場分割によって衰微した結果、土地所有とは家産 (Familiengut) にほかならず、また、男系相続を行うべきであるという観念が呼び覚まされたからである。このようにして、一四世紀以降、立法自主権 (Gesetzgebungsgewalt) を握る上級貴族が、ランデスヘルとしての権益をも含めて、家産を行く末永く維持しようとする意図に立ち、単独相続の原則を謳った家憲 (Hausverfassung) を制定し始めることとなった。ヘスによれば、これが、「近代的」世襲財産成立の第一の可能性である。⁽⁸⁾

これに対して、下級貴族の場合はどうかであったか。彼らは、上述の方法を採ることができなかったため、財産の分割を求めようとすれば、いきおい共同相続 (Ganerbenschaft) に向かわざるをえなかった。これは、兄弟と従兄弟のもとでの相続人共同体 (Erbengemeinschaft) である。相続人の数が多きに過ぎれば、次の二とおりの道が残る。すなわち、共同相続を放棄して財産の分割に甘んじるのか、それとも、単独相続を選んで、共同相続財産を家族世襲財産に転化させるのか。この二者択一が迫られよう。後者の場合に、「近代的」世襲財産の形成に至る二番目のパースペクティヴが開ける。

「近代的」世襲財産への展開は、以上の旧来的な二つの道に加えて、なお、次のような比較的新しい二つの筋道によっても可能であった。フィデイコミスは、一六世紀の初頭以降、ドイツの地方特別法 (Partikularrecht) を根拠として新設されたことが確認されている。これが第三。そして、最後に、スペインのマヨラスゴ (mayorazgo) を雛形にするものがそれである。⁽⁹⁾ 世襲財産農場は、この第四の経路を通じて、一七世紀以降、相当多数創設された。当該の法形態がスペインからドイツに持ち込まれる道筋には、まずイタリアからオーストリアを経てドイツへというのと、フランドル経由でドイツに入ったもの、の二つがあった。

一七世紀半ば頃のドイツ法学は、スペイン伝来の世襲財産を、ひたすらローマ法に依拠して解釈し正当化しようとしたのであるが、こうした動きは同時に、ローマ法解釈上の次のような二つの根本的変更をももたらさずにはおかなかった。まず第一に、世襲財産相続の期限について、一家族における世襲財産の所有は四代に限るべしとした、その当時まで係争問題とはならなかったユスティニアヌス (Justinianus) の『新勅法』Novelle 第一五九条の一規定⁽¹⁰⁾にかわって、それは、永代とされるべきであると変更された。第二に、地方特別法を起源とするもの等の上述の三経路に沿って成立した、スペイン法に拠らぬ多様な世襲財産をも、この変更ローマ法から演繹する試みさえ行われた。ヘスの言うところの「一面的な法解釈」⁽¹¹⁾は、一六五四年に大作『貴族世襲財産論』⁽¹²⁾を世に問うたクニップシルト (Philipp Knipschild) の見解に帰せしめられうる。このようにして、一九世紀末に至るまでドイツにあつては、当該の「粗削りの単純化法学」⁽¹³⁾の悪影響が尾を引き、ドイツの世襲財産は、あたかも「外国人の発明で、ロマンス語地域からの輸入品」⁽¹⁴⁾(ein welscher Import = Artikel) にすぎぬかのような観念が支配し続けることとなったのである。

では、ヘスの議論は、ドイツ世襲財産の成立に及ぼすスペイン法の影響を最大限重視しようとしたプファフ (Leopold Pfaff) およびホーフマン (Franz Hofmann) の有力な学説⁽¹⁵⁾に対する批判を含蓄するものなのであろうか。ヨーロッパ法制史研究史上興味深い当該の論点についての立ち入った展開は、ヘスの著書でもまだ果たされていない。

わたくしがかつて提起した「フイデイコミスの法制史」問題とでも言うべきテーマの本格的追究は、やはり依然として、今後の検討課題の一つとなろう。⁽¹⁶⁾ここでは、さしあたり、山田晟氏の先駆者的業績に見られる次の論点を確認するにとどめておきたいと思う。すなわち、「家族世襲財産の実体は古くからドイツに存在し、ローマ法の継受によってその多くがローマ法的概念によって説明され、さらに、クニツプシルトの学説によって大幅にスペイン法の影響を受け、在来の家族世襲財産も大体これに融合されて、近代ドイツの家族世襲財産が成立したということは、ほぼ間違いないであろう」⁽¹⁷⁾と。

(ii) ドイツ法としての展開⁽¹⁸⁾

世襲財産に関する全国規模での統一法は、神聖ローマ帝国（九六二―一八〇六年）にも、ドイツ連邦（一八一五―一八〇六年）とドイツ帝国（一八七二―一九一八年）との時代のいずれにおいても存在しなかった。その規制は、各領邦の法制自主権に完全に委ねられていたのである。一九世紀中葉の市民革命高揚期には、フランス革命の影響のもと、世襲財産の廃棄規定が、複数の諸領邦の憲法に盛り込まれる。一八四九年制定の『ドイツ国憲法』の第一七〇条では、既存の世襲財産の全廃と新設の厳禁とが宣せられる。一八五〇年の『プロイセン欽定憲法』も、『ドイツ国憲法』同様、世襲財産の廃棄と禁止を謳うが、早くもその二年後には、貴族の圧力によって、当該の規定は取り払われる。一九〇〇年に『民法典』が施行されても、既存の法律状態にはなんらの変更も加えられなかった。世襲財産の新設について、たとえ全国規模では不可と定められたにしても、世襲財産法の制定・実施が各邦に完全に委ねられたからには、事実上、世襲財産の存在は法律上 (de jure) の認知を受け続けるほかなかった⁽¹⁹⁾のである。

一九一九年八月一日の『ワイマール共和国憲法』第一五五条第二項は、全国津津浦浦にわたる世襲財産の解消を規定する。その施行は、各邦に任されるものの、プロイセンにあっては、「家産条例」Verordnung über die Familiengüterが、一九一九年三月一〇日、ライヒ・レベルでの廃棄命令に先んじて発布された。だが、同邦におけ

る世襲財産の破棄は遅延として進まず、一九一四年時点に存続した全世襲財産の半分弱が、一九三二年一月までに廃棄されただけだった。また、その面積も、一九一四年時の三分の一ほどにとどまったのである。さらに、別の問題は、これらのすべてが自由財産に転化したわけでは必ずしもなく、世襲財産の譲渡制限から脱しはしたが、「保護林」⁽²⁰⁾ Schutzforst、もしくは「森林財産」⁽²¹⁾ Waldgutという「再特権形態」⁽²²⁾を遂げたものも少なからず見られたことであつた。このような財産の土地面積は、一九三二年には、いったん廃棄された世襲財産地の約三五パーセントもの規模に達したのである。

一九三〇年代の中葉期を迎えても、世襲財産の解体はなお終了しなかつた。事態の打開のために、ドイツ全国法が用意される。一九三五年六月二六日の「世襲財産解体規格化法」と、一九三八年七月六日の「家族世襲財産ならびに自余の譲渡制限財産失効法」とが、それである。後者は、全世襲財産を一九三九年一月一日までに消滅させるべしと指令した。だが、それにもかかわらず、世襲財産廃棄をめぐる錯綜した法律問題の解決は、多くの場合、当日以後の時期までずれこみ、長期化したことも決してたまさかではなかつた。該問題の最終的な決着は、旧東独地域については、一九四五年に敢行された大土地所有の全部的収用を、そして旧西ドイツ地帯に関しては、ドイツに対する連合国の「管理委員会令」*Kontrollratsgesetz* 第四五号（一九四七年）を、それぞれ待たねばならなかつたのである。

(iii) 現代的問題との連繫

「財産もしくは企業を未分割のまま子孫に残そうとする、資本力あるブルジョア (Bürger) の利害関心は、たとえ形態は「フイデイコミスとは」違ふにせよ、今日でもなお、充分斟酌されている。以前の世襲財産の一部は、保護林および同種のものとして、あるいは、家族施設 (Familienverband)、それもおもに家族基金 (Familienstiftung) において、あいかわらず、自由な流通から排除されている。これに加えて、昨今ではまた、財産を家族基金に固定する可能性も存する。〔だが、〕一九一九年以前の時代と異なつて、今日の譲渡制限財産の所有者は、法律によつて、定期的な

課税と、相続法上本人が持つ自由裁量権の一時的 (zeitlich) 制限とに服せしめられてはいる⁽²³⁾。このように、フィデイコミス問題は、現状の問題とも少なからず関係する。形態上の違いはあるにせよ、保護林あるいは家族基金等の存在と世襲財産とが連繋している事実に関するヘスの指摘は、貴重であり、このテーマの実証分析は、フィデイコミス史研究の現代的意義を追究するうえで、欠くべからざる一重要課題を成す、と言っても過言ではないであろう。

2 批判

次に、ヘスのフィデイコミス論の批判的検討に進もう。わたくしは、当該著書D・の「III・プロイセンにおける土地所有世襲財産 (Grundstücksfideikommiss) の社会経済的意義、一八六七—一九一四年」⁽²⁴⁾、ならびに、同D・の「IV・プロイセン世襲財産政策の諸相」⁽²⁵⁾中の一節「2、ポーゼン州のポーランド民族兼プロイセン国民による世襲財産設立事例における世襲財産政策、一八九五—一九一八年」⁽²⁶⁾に注目して、ヘスの世襲財産論の無視しえぬ難点を、わたくし自身のフィデイコミス理解との対照上、その相違を明らかにするに最小限必要な範囲内で確認しておきたいと思う。

(i) 全面肯定と全部否定のデイヒョトミー⁽²⁷⁾

プロイセン世襲財産問題に立ち向かうためには、一九〇四年に発表されたマックス・ウェーバーの大作との真剣な取り組みが必須であることは自明であろう。ヘスもまた、ウェーバーの世襲財産論に折に触れて言及する姿勢を崩してはいない。しかし、問題は、彼の解釈の仕方それ自体にある。「特徴的なことだが、国民経済学者と歴史家は、おむね一致して、「世襲財産に対する」多かれ少なかれきっぱりとした拒否の立場を取った人人に属していた。決定的な反対者は、ブレンターノ (Lujo Brentano)、『コンラート (Johannes Conrad)』そして、ウェーバーである。これに

対して、世襲財産の擁護者としては、おもに、法律家と世襲財産の利害関係当事者とが際立った存在であった⁽²⁹⁾。

これは、賛成と反対のきわめて単純な二分法 (Dichotomie) なのではあるまいか。わたくしがモムゼン (Wolfgang J. Mommsen) のウェーバー論を批判したときにつとに明らかにしたとおり、ウェーバーは、プロイセン・ドイツ世襲財産 (所有者) の全部的一括把握を行っていたわけでは毫もなく、また、ドイツ世襲財産制全体に対する全面批判の見地に立っていたのでも全くない。⁽³⁰⁾ ウェーバーの世襲財産論の枢要な一論点は、ある種の世襲財産に固有なあの「肯定的な経済的意義」への、絶讃と言つてもよいすぐれて高い評価にこそある。⁽³¹⁾ この論点については、すでに前著において詳述したので、繰り返しの愚は避けるが、ヘスにあつてもなお、フィデイコミスの捕らまえ方が、二律背反的な「世襲財産支持」保守主義者 versus 世襲財産反対「自由主義者」のデイヒョトミーの埒内にとどまっているばかりではなく、かてて加えて、一筋縄では行かぬアムビヴァレントな議論を自在に展開するウェーバーを、いともあつさり、ステレオタイプのな反対論者の一員と決めつけていることは、きわめて一面的かつ一方的な私見にすぎぬと論難されても致し方ないであろう。ウェーバーの世襲財産論が開示する世界と、現実のプロイセン世襲財産制が孕む問題性との両者は、はるかに複雑でダイナミズムに富むものだった。それは、アインザイティツヒな矮小化を許さぬ難解さを湛える学問対象にほかならなかつたのである。

(ii) 理論と歴史との立体的観点の稀薄さ⁽³²⁾

第二の問題は、経済学の理論視角と比較史的比較の表象がヘスの叙述ではともに稀薄な点であると思われる。さて、ヘスは、「農業経営における世襲財産所有者の地位」⁽³³⁾を問い、「大土地所有」大経営の一致⁽³⁴⁾と「自己経営世襲財産所有者」⁽³⁵⁾の優越した存在とに「世襲財産の大きな意義」⁽³⁶⁾があるとする一般的かつ一面的な見方に、ヘプカー (Heinrich Höpker) による統計諸表の整理⁽³⁷⁾を主要な基礎にしなから、代理人経営制 (Administration) を含む借地制の相当な展開が世襲財産農場に見られた事実を対置する。さらに、世襲財産における自己経営の進展程度は次の二つの事情に拠

ることを、併せて指摘する。第一に、所有者の社会的身分が重要なのだが、周知のとおり、ブルジョアジーと下級貴族を持ち主とする場合は、自己経営が通例的であった。一方、伯爵・侯爵等の上級貴族にあっては、その土地所有の広大さゆえに、あるいは、世襲財産の複数所有のために、所有者の自己経営は不可能も同然であったか、さもなくば、たとえできたにしても、せいぜい一農場のみの経営が関の山だったと言いうる。第二の事情は、東西の地方的差異である。概して、ドイツ西部においては、所有と経営の合体は、東部ほどの意義を持ちえなかった。そこでの大土地所有は、しばしば、数えきれないほどの多くの零細地 (Einzelparzelle)・農民地 (Bauernhof)・諸農場に分割されていたので、農地の貸し出し、それも、零細地貸し出し (Parzellenverpachtung) による土地利用が可能とされたのである。

ここまでの議論については、異論はない。しかし、問題はまだ残る。まず最初に、ヘスは、ある註記において、ヴェストファーレン州の事例を引きつつ、「数百ヘクタールの世襲財産のために、通例、数ダースに上る零細地が追放されていた」⁽³⁸⁾ことを、ドイツ西部における大土地所有の零細地等への分割を証明する一例と言っているのであるが、これは、話のつじつまが合わない。そもそも、この註記は、大土地所有の零細地への分割を説明するものでは毫もないのである。ここで指摘されていることは、五〇〇ヘクタールほどの土地面積を上限とするいわゆる「小世襲財産」⁽³⁹⁾が頻繁に行つた零細地の追放という全く別の事柄にほかならない。ここでいま一度、「大世襲財産」⁽⁴⁰⁾の積極的有效性との鮮やかな対比とともにウェーバーが浮き彫りにした「小世襲財産」の有害性、すなわち、「小経営の追放」⁽⁴¹⁾・「新たな零細地の絶え間ない買い足し」⁽⁴²⁾・「農民地買い占め」⁽⁴³⁾そして「飢餓農民の分離」⁽⁴⁴⁾等の諸側面が想起されなければならないであろう。たかだか数百ヘクタールにすぎぬ「小世襲財産」が、その所有者に内在する本来的欲求としての「領主的」⁽⁴⁵⁾seigniorial生活水準を実現しうるためには、四方八方から買い足される「零細地の光輪」⁽⁴⁶⁾によって包まれていなければならなかったのである。このように、ヘスは、西部ドイツの土地制度を特徴づける一要因と言ってよい

「零細地等への大土地所有の分割」の事実を正しく指摘しながらも、惜しむらくは、これと、プロイセン世襲財産制の重大な一側面を成す「零細地の追放による大土地所有（＝「小世襲財産」）の拡大」とを取り違えている。「小世襲財産」と「大世襲財産」の対照的な相違に関するヴィヴィッドな認識の欠如が、こうした誤解の原因だったのであるまいか。

上述の問題点は、また、次の事柄に関わる。ヘスは、「農業経営における世襲財産所有者の地位」を論じて、プロイセンでは、「自分の農業経営に従事するグーツヘルの種類」の優勢は見られず、「世襲財産の所有形態と大経営の存在との必然的結びつき」もない。いや、そればかりではなく、極論するならそもそも「自己経営」Eigenbetriebそのものがほぼ皆無であったと述べ、そうした理由ゆえに、「世襲財産の機能」を「土地所有と経営の分離、地代と企業者リスクの分離」に見たウェーバーの一テーゼは正しいと結論づけるのであるが、この議論には説得力がないと言うほかない。

なぜなら、第一に、ウェーバーその人は、自己経営の優勢な展開、ならびに、所有と経営の合体、の両契機を、あの「小世襲財産」に固有な本性としての確に把握しているからである。「所有と経営の分離」は、世襲財産全般の機能では断じてない。それは、四、〇〇〇〜五、〇〇〇ヘクタールの線を優に超え、ときには数万ヘクタールの巨大規模に達することさえまれではなかった「大世襲財産」の特徴的機能だったのである。

第二に、イギリス史との比較史的比較を踏まえたウェーバーの瑞瑞しい表象を、ヘスは理解していない。ウェーバーが把握した「土地所有と経営の分離」とは、そもそも、「近代資本主義的農業の祖国——イギリス——において世襲財産が果たした機能」であった。イギリス世襲財産の歴史的役割を、彼は、そのような「分離」の「すぐれて完璧な成就」に見たのである。では、「イギリス世襲財産の規模の著しい大きさと地主の経済的力能とを前提にして」「イングランドで発展を遂げた、地主と借地農業者とによる『共同のビジネス』joint business」とウェーバーが呼ぶ、

このイギリス的な事態は、当人が生きた現実のドイツにあつては、全く生み出されていなかったのか。逆に、もしあつたとすれば、いったいそれはなにか。イギリスの史実を比較史的に横目で睨みながら、二〇世紀初頭期のドイツの実情を精査しようとする、歴史的であると同時に実践感覚にも富むこの問題意識、これこそが、ウェーバー「世襲財産論」の最も重要な核心の一つにほかならない。土地所有の契機に着目するかぎりでは、ウェーバーは、ドイツに現存する「大世襲財産」を、ドイツ的ジョイント・ビジネスの展開の場と捉えた上で、その集中的かつ選別的な育成に、大土地所有制の合目的改編に基づくドイツ帝国主義の合理的建設を実現するための本質的一要因としての夢を託そうとしたのであつた。⁽⁵⁶⁾

このように、一方において、「資本主義的大経営の面積縮小へと導く経営技術的諸契機と大土地所有の規模拡大に向かう私経済的促進力⁽⁵⁷⁾」との対立・矛盾の的確な指摘に端的に示されるとおり、ウェーバーの「世襲財産論」には、マルクス経済学とのある種の共通性・親近性さえ感じさせるような、「合理的経営と土地所有の矛盾⁽⁵⁸⁾」あるいは「資本蓄積過程の障害としての土地所有⁽⁵⁹⁾」に関する経済理論的認識の視座が認められるとすれば、同時に他方では、言わば大塚史学的との形容すらあながち的はずれではないと思わせるほどの、イギリスとドイツとの比較史的比較の表象の視角⁽⁶⁰⁾が否定すべくもなく同居していたのである。ウェーバーのこの立体的な二重観点に関する理解が、残念ながら、ヘスにあつては欠落している。

(iii) ポーランド問題との関連の平板さ⁽⁶¹⁾

ヘスの著書のD・IV・2は、ポーゼン州のポーランド人世襲財産設立の申請がプロイセン政府によってどのような取り扱われたかという問題を、一八九五年から一九一八年までの時期について検討している。これは、わたくしの前著第七章「第一次大戦期ドイツの土地収用政策とポーランド人世襲財産⁽⁶²⁾」の内容に係るところ大である。

さて、ヘスは、Kwiecki von Potockiとの両ポーランド人伯爵の世襲財産設立申請に関する、ポーゼン州長官

ヴィラモーヴィツ (Hugo Theodor Wichardt von Wilamowitz-Möllendorf) のプロイセン法務大臣宛て報告書 (一八九八年) に注目する。ヴィラモーヴィツは、「国の世襲財産政策の決定的弱点⁽⁶³⁾」を次の点に見た。すなわち、年純収益三万マルク以上の世襲財産だけが、プロイセン国王の認可を必要としたこと、これである。逆に言うと、現行法規定のこの限界さえ超えなければ、世襲財産の任意数の新設は、設立企図者の恣意に完全に委ねられることとなる。ここには、比較的小さな世襲財産の乱立を招く危険性が潜むのである。だが、それほど心配はおそらく必要あるまい。なぜなら、ポーランド人の場合、認可義務を課された世襲財産設立の可能性は、ごくひとにぎりの家族だけに限られているし、また、世襲財産の新設を企図しようとするほどの財力を持つポーランド人大土地所有者が、近年、めっきりその数を減らしてきているからである。ヴィラモーヴィツは、さらに進んで、以下の三点にわたる論拠を挙げつつ、ポーランド人家族の世襲財産が一定数存在したとしても、ドイツ人所有地の存続と強化をおびやかす深刻な事態もたらされるわけでは必ずしもないと結論づける。

第一に、ポーランド土地貴族 (＝シュラフタ *Schlachta*) は、ポーランド民族運動においてかつて示した覇気に富む「指導者権能⁽⁶⁴⁾」 *Führungsanspruch* をほぼ完全に喪失した。経験の示すところによれば、彼らは、民族政策的に見て、すでに、プロイセンへの「国家忠誠的航路⁽⁶⁵⁾」 *ein loyales Fahrwasser* を取るほかない無害な存在へと化しているのである。第二に、シュラフタ層の経済的政治的弱体化とポーランド民族運動におけるブルジョア民主主義グループの強化とが、実は、同じメダルの両面を成す不可分の関連を認識しておかなければならない。「指導者権能」は失つたにせよ、地主としてなお隠然たる影響力を残す貴族層が衰微・消滅へと向かう道を辿り、その結果、広範なポーランド住民が民主勢力の陣営に走ったりしようものなら、それは、由由しい事態をもたらさざるをえまい。第三に、世襲財産設立の認可をめぐる対等の取り扱いを廃して、ひとりポーランド人のみを不当に遇する差別と不平等がひとたび許されるなら、プロイセン国家に忠節を誓ったポーランド人さえ決定的に離反させてしまう結果を招くこと、必定

であろう。ヴィラモーヴィツは、このように、ポーランド人世襲財産の設立を正当化しうる政治的理由を列挙したのであった。

これに対して、ポーゼン県知事ヤーゴ (Ernst Ludwig von Jagow) は、先述の Potocki・Kwilecki 両伯爵の設立申請に際して、ポーランド人世襲財産の存在は、ポーゼン州におけるドイツ人土地所有強化の国策に全面的に背馳するという、プロイセン国王によるポーランド人世襲財産の認可を退けるために可能な唯一の論拠を開陳した。では、当該事案の結末は、どうであったか。結局、プロイセンの内閣は、Potocki・Kwilecki 両世襲財産の設立を支持する旨の決定を、一九世紀末期にあいついで下したのである。このように、ヴィラモーヴィツに代表される「政治的理性」⁽⁶⁶⁾が、二〇世紀を迎えるまではなお優越していた。ポーゼン州には、一九〇〇年時点で、上述の両世襲財産を含む合計一六のポーランド人世襲財産が現存したのである。⁽⁶⁷⁾

だが、決定的転機は、新世紀とともに訪れる。世襲財産の設立を目指すポーランド人の努力は、一九〇〇年以降、プロイセン政府の拒絶に遭い、ことごとく水泡に帰した。そればかりではない。自分の騎士農場をほぼ半分に縮小して純収益三万マルク未満の範囲内にとどまり、プロイセン国王の認可を免れるという苦肉の策を弄することによって、一九一五年に世襲財産化をようやく達成し、一〇年来の宿願を果たしたかに見えたクルナトフスキ (Ernst von Kur-natowski) 家の農場もまた、一九一八年一〇月、その設立の無効を宣告される悲劇的結末を迎えたのである。その手口たるや、同家の隣人にほかならぬドイツ人農場所有者に、州長官が当該ポーランド人世襲財産の純収益の再調査を委託し、公定二〇、六九四マルクのちょうど倍額に当たる新たな査定報告を行わせるという巧妙かつ悪質なものであった。こうして、ポーランド人世襲財産設立の努力は、一九〇〇年以後、すべて挫折するほかなかったのである。ヘスが明らかにした事実は、およそ以上のとおりであった。これは、帝政ドイツにおける「プロイセン・ポーランド間の苦難に満ちた複雑な隣人関係問題」⁽⁶⁸⁾を解きほぐす上で、実証的に貴重な貢献と言いえよう。だが、問題点は、

まだ残る。ここでは、さしあたり、以下の諸点の指摘にとどめておきたい。第一に、いったい、世紀転換後のプロイセンの対ポーランド人世襲財産政策は、その新設を未然に防ぐことだけに向けられていたのでは決してない。われわれにとつてはすでに解明済みの旧聞に属するが、ポーゼン州においては、一方でドイツ人世襲財産の設立が積極的に推進されたとすれば、同時に他方にあつては、ドイツ法に照らして一点の瑕疵もない合法的ポーランド人世襲財産の強権的解体と、ドイツ人所有地へのその一方的転化というきわめて圧制的な措置が、執行されしたのである。スウコフスキ (Sukowski) 家所有の七、五〇〇ヘクタールを突破する広大な世襲財産がプロイセン政府によつて消滅させられた一九一二年の史実が、忘れられてはならない。⁽⁶⁹⁾ 第二に、これらの動きはすべて、一八八六年の「プロイセン植民法」⁽⁷⁰⁾ に始まり、一九〇八年の「ポーランド問題における収用法」⁽⁷¹⁾ の成立とともにピークを迎えた、あの「土地闘争」⁽⁷²⁾ の歴史過程のなかに、相互に関連づけられた一連の諸契機として、すぐれて総体的に位置づけられなければならないのであつて、逆に、そうした具体的経過から個別的に摘出された断片にすぎぬ扱われ方を受けざるべきでは断じてない。世襲財産問題のみ、それも、プロイセンによるポーランド人世襲財産新設の妨害と阻止という、無論重要ではあるが全体の一片と言つてよい側面だけの一面的強調では、事態の全体像を見失う危険性なしとしないであろう。

最後に、ヘスの以下の言説を聞かれない。いわく。「ポーランド人に対するプロイセンの世襲財産政策は、一九〇〇年後、不首尾に終わった。ドイツ人大土地所有の振興とポーランド人大土地所有の弱体化とのかわりに、この政策はむしろ、その逆を達成した。すなわち、世襲財産化はなされなかったにせよ、ポーランド人所有地の強化を、である。それは、世襲財産政策が、ポーランド人を、民族的反対派の側に追いやつたからにはかならない。総じて、この政策は、ドイツ東部において表向きは断固として精力的に推進されたゲルマン化政策の一部を成すものでは豪もなかつたのである」⁽⁷³⁾ と。プロイセンの世襲財産政策が「不首尾」⁽⁷⁴⁾ だったか否かを確認するためには、ドイツ人の「内地植民」⁽⁷⁴⁾ innere Kolonisation 対スラブ人の「対抗分地」⁽⁷⁵⁾ Gegenparzellierung の「土地闘争」に関する実証分析を、欠

くことはできない。世襲財産政策の帰趨の確定には、当初の政策的意図とその実施結果との乖離の視角に拠って立つ史実の精査が要る。該政策を含む土地政策は、明らかにドイツ化政策の一環であった。しかし、「プロイセンの土地政策は、ポーランド人の（土地の）ゲルマン化ではなく、『民族闘争』と『土地闘争』が絡み合ったドラスティックな進展のなかで、逆に、言わばドイツ人の（土地の）ゲルマン化に終わるといふ皮肉な結末となった⁽⁷⁶⁾」のである。それは、「プロイセンの『ゲルマン化政策』がもたらした予期せざるパラドクシカルな所産の一つ⁽⁷⁷⁾」だった。この逆説的な展開を踏まえて初めて、プロイセンの対ポーランド人世襲財産政策の歴史的意義が的確に把握されうる。複雑な歴史過程の説明は、あくまでも総体的でなければならぬ。ポーランド人問題とフィデイクミス問題との相関についてのヘスの理解は、以上の諸点に鑑みて、少しく浅薄かつ平板にすぎのではあるまいか。それは、ヘス自身の口吻に言う「雑駁な仮説⁽⁷⁸⁾」(die pauschale Hypothese)の域を出るものではなかったように思われる。

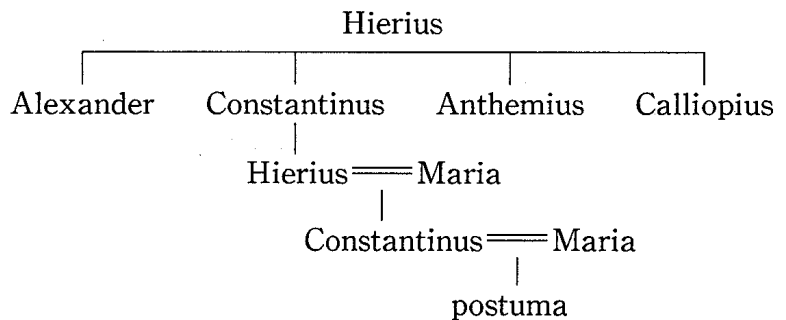
- (1) Klaus Heß, *Junker und bürgerliche Großgrundbesitzer im Kaiserreich. Landwirtschaftlicher Großbetrieb, Großgrundbesitz und Familienfideikommiss in Preußen (1867/71-1914)*, Stuttgart 1990.
- (2) Ebenda, S. 101-214.
- (3) Ebenda, S. 19.
- (4) (5) Ebenda, S. 20. なお、様様な世襲財産観の史的分析として、Franz Horsten, *Die Familien = Fideikommiss = Politik in Preußen in besonderer Berücksichtigung der parteipolitischen Stellungnahme*, Gießen 1924, 参照。
- (6) この叙述は、主として、K. Heß, *Junker*, S. 101-103, に拠る。
- (7) Ebenda, S. 102.
- (8) したがって、これは、貴族基本財産 (Stammgut) の形成である。山田晟『近代土地所有権の成立過程』有信堂、一九五八年、九一ページ、参照。
- (9) マヨリスゴについては、さしあたり、Jocelyn Nigel Hillgarth, *The Spanish Kingdoms 1250-1516*, Volume I, 1250

-1410, Precarious Balance, Oxford 1976, Volume II, 1410-1516, Castilian Hegemony, Oxford 1978; Angus Mackay, *Spain in the Middle Ages. From Frontier to Empire, 1000-1500*, London/Basingstoke 1977; Henry Kamen, *Spain in the Later Seventeenth Century, 1665-1700*, London/New York 1980, とりわけ 'Kamenの著書の二二六-二五九ページを参照のこと。これらの文献を参考できたのは、宮野啓二先生のご教示による。ここに記して、深く感謝する。

(10) 『新勅法』の当該規定について一言しておきたい(付図参照)。さて、大ヒエリウス(Hierius der ältere)の子コンスタンティヌス(Constantinus)の息子は、小ヒエリウス(Hierius der jüngere)と称した。小ヒエリウスは、小コンスタンティヌス(Constantinus der jüngere)を妻子に持つ。それゆえ、小ヒエリウスは大ヒエリウスの孫であり、小コンスタンティヌスは大ヒエリウスの曾孫に当たる。小コンスタンティヌスには、娘が一人いた。父の死後生まれた遺児(Postuma)だった彼女は、結婚適齢期(puberty)を迎えることなく夭逝する。そして、小ヒエリウスの妻も、小コンスタンティヌスの妻も、ともに、その名をマリア(Maria)と言った。『新勅法』第一五九条は、ヒエリウス家の当該系図中の小ヒエリウスを一代目に置き、直系親族を三代続けて、小コンスタンティヌスの遺児を三代目としたのちに、一代目の妻と二代目の妻の両者を四代目に据えることにより、三代目の財産を自分に返還するよう主張した。大ヒエリウスの子アレキサンデル(Alexander)の請求を退けたのである。このように、ユステイニアヌスは、同名の二女性による財産の取得を支持している。これは、結局、日日の糧食(ration)に事欠く二人の寡婦の財産と生活を守ろうとする意図に立つものだったのではないだろうか。ともあれ、世襲財産の四代限定の法源と見なされた『新勅法』第一五九条が取り扱う事案は、実のところ、ヒエリウス家の「信託遺贈の補充指定(substitutio)」をめぐる錯雑とした法的係争問題の世界にほかならなかったのである。

Vgl. Carl Eduard Otto und Bruno Schilling (Hrsg.), *Das Corpus Juris Civilis*, Bd. 7, Leipzig 1833, S. 747f.; David

付図 ヒエリウス家の系図



(出典) D. Johnston, *Roman Law*, p. 112, より作成。

Johnston, *The Roman Law of Trusts*, Oxford 1988, pp. 107-116. 下記の二文献の利用については、広島大学教授吉原達也氏の「高配をいただいた。記して心より感謝する。なお、山田晟『近代土地所有権』九七—一〇二ページをも併せて参照のこと。蛇足をすぎぬが、九七ページ中のBとCは、B (Alexander) C (Constantinus) が正しい。エリウス家の家図を掲げたが、また、John R. Martindale, *The Prosopography of the Later Roman Empire*, Vol. II, A. D. 395-527, Cambridge 1980, p. 1326, § stemma 30, 参照。

(11) K. Heß, *Junker*, S. 103.

(12) Philipp Knipschild, *Tractatus de fideicommissis familiarum nobilium, sive, de bonis, quae pro familiarum nobilium conservatione constituantur, von Stammgütern*, Ulmae (Ulm) 1654. フォンケイトロニス研究史上「エポシタヌメーキンベナ」(O・V・キールケ)本書の原型は、一六二六年に提出されたクニップシルトのDoktor-dissertationである。Vgl. Leopold Pfaff und Franz Hofmann, *Zur Geschichte der Fideicommissse*. Separat = Abdruck aus den Excursen über österreichisches allgemeines bürgerliches Recht, Wien 1884, S. 32; Otto von Gierke, *Fideicommissse*. I. Geschichte und Recht der Fideicommissse, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 4, Jena 1909, S. 106; Jörn Eckert, *Der Kampf um die Familiendifeicommissse in Deutschland*. Studien zum Absterben eines Rechtsinstitutes, Frankfurt am Main 1992, S. 82.

(13) K. Heß, *Junker*, S. 103.

(14) L. Pfaff u. F. Hofmann, *Zur Geschichte*, S. 41; K. Heß, *Junker*, S. 103. 山田晟『近代土地所有権』八九ページも参照のこと。

(15) Vgl. L. Pfaff u. F. Hofmann, *Zur Geschichte*, S. 1-42.

(16) この問題に迫る上で、註(12)に挙げたエッケルトの浩瀚な近刊書の分析は、不可欠の一作業であろう。だが、その本格的な検討については、後日を期すこととして、ここでは、近代的世襲財産成立史に関わる以下二点の補足的説明だけを行っておきたい。第一は、註(10)で概観した『新勅法』第一五九条をめぐる論点である。さて、クニップシルトに先立って、一六一一年にフィデイコミス問題を念入りに追究したベルギーの法学者ベトジウス(Nikolaus Betsius)は、世襲財産の設定を、有力貴族の「自治権(Autonomie)の発露」と理解する。それは、貴族の土地所有を、不分割のまま

未永く男系のもとに維持して行くために好適な方策にほかならなかった。だが、ベトジウスは、一方で、『新勅法』第一五九条に則って、財産の売却不可原則を四世代にのみ限るべしとしたことよって、土地所有の不分割を維持するべきフイデイコミス本来の目的の有用性を、著しく制限もしたのであった。これに対して、クニツプシルトは、一六世紀イタリアの実例を引き合いに出しながら、『新勅法』第一五九条の四代限定規定をきっぱりと否認する。「永続的家族世襲財産」(das beständige Familienfideikommiß) という新概念を編み出した彼にとつてのフイデイコミスの目的は、あくまでも、「家門の栄光と安寧の維持」に向けられていたからである。

第二に、家族世襲財産を、「ロマンス語地域からの輸入品」にすぎぬと目して、それを「ドイツ法における異物」扱いするとともに、クニツプシルトを、そうしたプロパガンダを展開した始祖と見なすプファフ・ホーフマンの学説は、あまりにも一面的にすぎるとするエツケルトの主張が、傾聴に値しよう。すなわち、この点との関連では、むしろ、上級貴族の財産法 (Güterrecht) と家族世襲財産の区別に注目して、契約に拠って立つフイデイコミスの起源をドイツ法に求めたベーマー (Justus Henning Böhm) の見解、さらには、慣習法に基づく貴族基本財産 (Stammgut) と法律行為によつて作られる家族世襲財産との違いに注目したモーザー (Johann Jacob Moser) の視座のように、近代的フイデイコミスの固有の法源を、スペイン淵源説に立つプファフ・ホーフマンとは逆に、ドイツ法にこそ見いだそうとした錚錚たるゲルマニステンのフイデイコミス理解を立ち入って精査する必要があるであろう、と。このように、フイデイコミスの成立と起源を法制史的にどのように解き明かすのかという当該の問題には、ギールケが示す「ロマニスト理論」と「ゲルマニスト思想」との対抗と異同の側面が色濃く刻印されているのである。これは、ヨーロッパ近代世界成立史にも連繫しうるすぐれて興味深い大テーマであろう。今後の一課題としたい。Vgl. O. v. Gierke, *Geschichte*, S. 107; J. Eckert, *Kampf*, S. 80-87. 加藤房雄『ドイツ世襲財産』一四四ページ、参照。

(17) 山田晟『近代土地所有権』九一―九二ページ。

(18) ここでの叙述は、おもに、K. Heß, *Juncker*, S. 103-105, に依拠する。

(19) 世襲財産の統一法規はプロイセンにもなく、抜本的改革の試みが繰り返されたものの、その都度空しく頓挫したこと
は広く知られた事実である。Vgl. *ebenda*, S. 104.

(20) (21) (22) *Ebenda*, S. 105.

- (23) *Ebenda*, S. 105f.
- (24) *Ebenda*, S. 159-186.
- (25) *Ebenda*, S. 186-207.
- (26) *Ebenda*, S. 203-207.
- (27) ハノシテ 井ノ口ノ 井ノ口ノ *ebenda*, S. 159-162, 以テ。
- (28) M. Weber, Fideikommißfrage.
- (29) K. Heß, *Juncker*, S. 159f.
- (30) F. Kato, Die Bedeutung der Fideikommißfrage, S. 73-75; 加藤良雄『シヤンシ世襲財産』一六二—一六四ページ、参照。
- (31) Vgl. M. Weber, Fideikommißfrage, S. 378 Anm. 1); *MWG*, S. 169 Anm. 59).
- (32) ハノシテ 井ノ口ノ 井ノ口ノ K. Heß, *Juncker*, S. 182f. 以テ。
- (33) (34) (35) (36) *Ebenda*, S. 182.
- (37) Heinrich Höpker, *Die Fideikommissse in Preußen im Lichte der Statistik bis zum Ende des Jahres 1912*, Dissertation, Straßburg 1914, erschienen im Verlag des Königlich Preussischen Statistischen Landesamts, Berlin 1914.
- (38) K. Heß, *Juncker*, S. 183 Anm. 494).
- (39) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 371ff.; *MWG*, S. 159ff.
- (40) *Ebenda*, S. 354ff., bes. 362 u. 374ff.; *MWG*, S. 136ff., bes. 147 u. 164ff.
- (41) *Ebenda*, S. 371; *MWG*, S. 161.
- (42) *Ebenda*, S. 371f.; *MWG*, S. 161.
- (43) *Ebenda*, S. 351 Anm. u. 367 Anm. 1); *MWG*, S. 133 Anm. 34) u. 155 Anm. 49).
- (44) *Ebenda*, S. 376 Anm.; *MWG*, S. 167 Anm. 58).
- (45) *Ebenda*, S. 366; *MWG*, S. 153.
- (46) *Ebenda*, S. 371; *MWG*, S. 161.

- (47) (48) (49) (50) (51) K. Heß, *Juncker*, S. 183. ただし註(51)の文言はウェーバーのもの。Vgl. M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 331; *MWG*, S. 108.
- (52) (53) *Ebenda*, S. 331; *MWG*, S. 108.
- (54) (55) *Ebenda*, S. 374; *MWG*, S. 164.
- (56) F. Kato, *Die Bedeutung der Fideikommißfrage*, S. 73-82; 加藤房雄『ドイツ世襲財産』一六二—一七一、二二—二二五ページ、参照。
- (57) M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 369; *MWG*, S. 157.
- (58) (59) 尾崎芳治「ブルジョアの土地変革の理論」同『経済学と歴史変革——労働指揮権としての資本・生活意識・土地所有』青木書店、一九九〇年、所収、参照。
- (60) ただし、この問題に関するマックス・ウェーバーと大塚史学との決定的な違いは、大塚史学が類型論の本家本元に仕立て上げようとした当のウェーバーにあつては、大塚史学とは逆に、イギリスとドイツが類型固定的に捉えられているのでは断じてない点にある。この鮮やかな逆説的関連は、わが国の学界ではほとんど顧みられていないのではあるまいか。
- 加藤房雄『ドイツ世襲財産』二二二—二三八ページの註(39)を参照。
- (61) 叙述は、K. Heß, *Juncker*, S. 203-207 u. 213f. を主要な基礎とする。
- (62) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』三〇六—三四八ページ。
- (63) K. Heß, *Juncker*, S. 204.
- (64) Rudolf Jaworski, *Handel und Gewerbe im Nationalitätenkampf. Studien zur Wirtschaftsgesinnung der Polen in der Provinz Posen (1871-1914)*, Göttingen 1986, S. 21. ただし、ヴィラモーヴィツがこの文言を使ったわけではない。
- (65) K. Heß, *Juncker*, S. 205.
- (66) *Ebenda*, S. 206.
- (67) Vgl. Leo Wegener, *Der wirtschaftliche Kampf der Deutschen mit den Polen um die Provinz Posen*, Posen 1903, S. 306 Tabelle XIX.
- (68) Klaus Zernack, *Preussen-Polen-Russland. Betrachtungen am Ende des "Preussen-Jahres"*, in: Otto Büsch

- (Hrsg.), *Preussen und das Ausland*, Berlin 1982, S. 114.
- (69) F. Kato, Die Bedeutung der Fideikommißfrage, S. 87-92; 加藤房雄『レインツ世襲財産』三三七ページ以下を参照。
- (70) Hans-Ulrich Wehler, *Krisenherde des Kaiserreichs 1871-1918. Studien zur deutschen Sozial- und Verfassungsgeschichte*, 2. Aufl., Göttingen 1979, S. 207.
- (71) Hans-Jürgen Puhle, *Agrarische Interessenpolitik und preussischer Konservatismus im wilhelminischen Reich 1893-1914. Ein Beitrag zur Analyse des Nationalismus in Deutschland am Beispiel des Bundes der Landwirte und der Deutsch-Konservativen Partei*, 2. Aufl., Bonn-Bad Godesberg 1975, S. 260 Anm. 240.
- (72) Martin Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, Neuausgabe, Frankfurt am Main 1972, S. 168; R. Jaworski, *Handel*, S. 21 u. 27f.
- (73) K. Heß, *Juncker*, S. 207.
- (74) M. Broszat, *Polenpolitik*, S. 143f.
- (75) R. Jaworski, *Handel*, S. 27.
- (76) 加藤房雄『レインツ世襲財産』三三四ページ。
- (77) 同上三三五ページ。
- (78) K. Heß, *Juncker*, S. 207 Anm. 616).

二 ドイツ農村社会史に関するベルリン国際学会の討議

ドイツ農村社会史 (Agrargeschichte) に関する国際学会が、一九九二年四月九日より一日までの三日間、ベルリン郊外の地ゴーズン (Gosen) において開催された。その共通論題は、「危機脱出の方途と打開策。一九世紀から二〇世紀への転換期における東部ドイツ農業の安定化構想と適応戦略⁽¹⁾」であった。ベルリン工科大学歴史学研究所が、同大学のハインツ・ライフ教授を主宰者として組織したこの学術会議には、旧東西両ドイツの名だたる農業史家が顔を揃えたばかりではなく、さらに、カナダ、スウェーデン、ハンガリー、ポーランド、そして日本からの同学の諸氏も参加した。本大会は、アグラール・ゲシヒテを対象として開かれた、ドイツ新統一後最初の全ドイツ的な国際学会にほかならない。ここでは、ライフ教授の手に成った学会報告集緒論⁽²⁾ならびにブーフシュタイナー (Ilona Buchsteiner) 氏執筆の学会議事録⁽³⁾を主要な基礎にして、随時、当日のレジュメないしは発言内容をも加味して補完しながら、本学会での諸報告とこれをめぐり行われた活発な討論との大要を紹介することによって、学ぶべきは学び、かつまた批判すべきは批判しつつ、新たな論点と観点を探り当てるための一つの準備的な整理を果たしておきたい。

1 各報告の要旨

最初に、大会プログラムを示しておこう。

A 第一テーマ 経済全体の発展から見た東部ドイツ農業…構想・経済状況・発展の障壁

司会 Hans-Jürgen Teuteberg (Münster)

i Hartmut Harnisch (Berlin)

- 農業国か工業国か——一九一〇世紀転換期ドイツの経済・社会における農業の意義をめぐる論争
- ii Manfred Jatzlauk (Rostock)
一九世紀末の最後の二〇年間に於ける農民状態のアンケート
- iii (a) Ilona Buchsteiner (Rostock)
ポメルンのグーツヴィルトシャフトにおける土地所有の連続性と変動・喪失、一八七九—一九一〇年
(b) 副報告 Scott Eddie (Toronto)
東エルベ・プロイセンの大土地所有——データベースと方法論上の諸問題
- iv Klaus Heß (Stuttgart)
東部ドイツ・グーツヴィルトシャフトの経済状態、一八七九—一九一四年
- v 加藤房雄 (広島)
プロイセン世襲財産問題の社会経済的意義、一八七九—一九一八年
- B 第二テーマ 農業近代化の諸要因 1
- 司会 Karl Heinrich Kaufhold (Göttingen)
- i Volker Klenn (Berlin)
東部ドイツの農学とグーツヴィルトシャフトの近代化
- ii Walter Achilles (Göttingen)
一九世紀末以降期東部ドイツのグーツヴィルトシャフトにおける経営学的模範
- iii Stephan Merl (Bielefeld)
東部ドイツの農業協同組合制度、一八七八—一九二八年——農業進歩の組織とその限界

- iv Włodzimierz Stepinski (Szczecin)
入植運動と農業発展——一九一四年以前のプロイセン領ポーランドにおける農業近代化に果たしたドイツ化政策の諸帰結に関するポーランド側の研究
- v Leszek Wiatrowski (Wrocław)
一九世紀〜二〇世紀初頭期の農業大経営史に関するポーランドの新研究
第二テーマ 農業近代化の諸要因 2
司会 Eckart Schremmer (Heidelberg)
- i Hans-Heinrich Müller (Berlin)
借地人と農場支配人——帝政期の東エルベ農業における農学インテリ・グループの役割について
- ii Klaus Herrmann (Hohenheim)
ドイツ農業協会 (Deutsche Landwirtschafts-Gesellschaft) と東エルベ・グーツヴィルトシャフトの近代化
- iii Wolfgang Jacobeit (Berlin)
農業技術振興機関 (Reichskuratorium für Technik in der Landwirtschaft) における東エルベの農民
- iv (a) Hans-Joachim Rook (Berlin)
ブランデンブルク農業における機械利用と電化、一八七九—一九二八年
(b) 副報告 Jürgen Laubner (Halle)
工業と農業のあいだ——オーバー・シュレージエンのマグナート (Magnat) 農場における技術化
- C 第三テーマ 打開策・救済策・偏倚——東部ドイツ農業における反近代主義をめぐって
司会 Hans-Jürgen Puhle (Frankfurt a. M.)

i Wolfram Pyta (Köln)

東エルベの大土地所有への課税とこの大土地所有の租税政策的要求、一八九〇—一九三三年

ii Jens Flemming (Hamburg)

東部ドイツ農業の渡り労働者——東エルベ大土地所有者の農村労働者政策について

iii Heinz Reif (Berlin)

ワイマール共和政期東エルベの農業諸団体における反ユダヤ主義

iv 総括討論

効率的農業生産を求めた世紀転換期の工業国の諸要請に、東部ドイツの農業家、わけても、大土地所有者がどのように応えたかという大テーマを、全体にわたって多面的に討究したと言ってよい本大会の第一テーマのもとで取り扱われた論点は、次の三つに集約される。1、東部ドイツ農業の実態。2、東部ドイツ農業の発展をめぐる農政上の様な構想。3、その実現を押しとどめる阻止要因。さて、初日の冒頭を飾ったハルニツシュの報告は、いわゆる農業国・工業国論争に照準を合わせた。ハルニツシュは、「自由貿易か保護関税か⁴⁾」という係争点をめぐるこの論争において議論の的となったことは、なんら経済学上の問題ではなく、広範な住民諸階層の生活諸般に直結する利害関係にほかならず、その解決は、国民経済のみならず社会構造全体にとってきわめて大きな意義を持つものだった、と述べた。それは、諸勢力の内政上の力関係と、東エルベにおける伝統的な農業的支配エリート⁵⁾の既存の優位とに対して重大な影響を及ぼさざるをえなかった。この社会政策的問題性 (gesellschaftspolitische Brisanz) は、ハルニツシュによれば、従来ほとんど顧みられることのなかった論点である。彼は、これを、シュモラー (Gustav Schmoller)・ロツシヤー (Wilhelm Roscher)・ブレンターノ (Lujo Brentano)らの同時代人の言説を検討することによって跡づける⁵⁾。そ

の結論は、およそ以下のとおりであった。すなわち、該論争は、工業国路線がすでに不可逆と化していたときに始められたのだが、この既定経路の貫徹とともに、東部ドイツ大土地所有の経済政策上の目的を擁護しつつ、ユンカーの経済的基礎の建て直しを図ろうとした点に、論争の意義があつたのである、と。

ヤツラウクは、農業の窮境を嘆く大地主 (Großagrarien) の猛烈な苦情と、国からの援助を求めらる彼らの要求とを背景として、一九世紀末の農民アンケート調査が実施されたことを論じた。生産と経営の実情に関する調査の主眼は、土地所有債務額の急増、ならびに、地主農場と農民経営との分割 (Parzellierung) を説明する点に置かれた。地域ごとの原資料が夥しい数に上り、かつまた、統一的調査方法が用いられたわけでもないために、アンケート結果全体の体系的総括は難しい。そうした叙述は、まだ現れていないのが現状である。だが、このアンケート調査は、一九世紀末期農業の実態把握、問題点の理論的洞察、そして、農業危機克服を目指す実践的解決策の提言のいずれにとつても大いに役立つ基礎資料と言つてよい。⁽⁶⁾

ポメルンの土地所有便覧と地主住所録とを分析したブーフシュタイナーは、一方において、一八七九年以降、農業生産におけるブルジョア的 (bürgerlich) 大土地所有者の優越が見られ、それゆえ、資本主義的農業発展のいわゆる「プロイセン型の道」の経済的帰結を評価する際、上の事実が当然、視野に収められなければならないとするならば、他方、一八七九年から一九一〇年までの土地所有の増減では、貴族にとつて有利な推移が確認されることを併せて報告した。ただし、後者の事実については、以下の註釈が必要である。すなわち、農業生産における貴族の比重がいくぶん高まつたからと言って、それは別段、貴族的 (adlig) 大土地所有者の大半が、近代的な農業資本主義的企業家の類型を構成したことを意味しはしない。貴族的大土地所有の役得 (Positionsgewinne) は、ポメルンにおけるグーツヴィルトシャフトの近代化と採算性の上昇とにとつて、負の作用を及ぼしこそすれ、なんら積極的な役割を果たすものではなかつたのである。⁽⁷⁾

エデューは、プロイセン土地所有構造を明らかにするための方法的の可能性を論じて、いわゆる統計的集団分析⁽⁸⁾ (die statistische Klumpenanalyse) の利点を強調する。一方において、構造的に異なる二州間での郡と他郡の相違に比し、同一州の二郡間の違いの方が際立つ事実が示される場合もあるとすれば、他方、農業構造上の類型差が大きいザクセンとポメルンの両州について、大土地所有の似通った構成が確認されることもありうるからである。こうした集団分析は、比較経済史的研究 (die vergleichende wirtschaftsgeschichtliche Forschung) にとってきわめて有用であるとエデューは結んだ。

ヘスは、大経営の経済状況を分析した。収益問題に着目する彼は、統計資料に依拠しながら、不況下に置かれた農業大経営の危機という通説的見解の再検討を試みる。彼は、畜産・植物生産の著増とそれらの価格上昇傾向とを確認した上で、不動産抵当負債額を調べても、それほど憂慮すべき事態は生じておらず、むしろ逆に、土地価格の高騰と強制競売数の少なさ、良好な状態の指標とさえ目されうると言う。ヘスの結論は、帝政期東エルベの農業大経営について、持続的もしくは慢性的な構造上の危機を語ることはとうていできない、という一点に集約された⁽⁹⁾。

一九世紀末から第一次世界大戦に至る時期のフィデイコミス問題を担当した加藤は、報告の前半において、M・ウエーバーの世襲財産論を批判的に吟味した。加藤は、ウエーバーの意図が、相当多数の合理的経済単位を具備して、イギリス世襲財産と本質的に同じ経済的効力を誇る大土地所有にほかならぬ大世襲財産を選別的に育成し、逆に、合理的経営とは言いがたい、狭義のユンカー的自己経営たる小世襲財産の解体を図ろうとする点にこそあったと見、ウエーバーは、この一筋の道に、世紀転換以降期東部ドイツにおける農業・土地制度の、客観的に可能な最善の形成を託していたと語った。さらに、報告の後半で、加藤は、プロイセン世襲財産問題の歴史的意義を、具体的事例に即して追究した。ドイツ帝国主義は、国外の植民地獲得を目指したばかりでなく、ドイツ国内にあって、ゲルマン系とは違う別民族の大土地所有者の世襲財産にも狙いをつけていた史実が、その結論部分において指摘された⁽¹⁰⁾。

ヴィアトロフスキは、一九世紀末から二〇世紀初頭期の農業大経営に関するポーランドの近年の研究に見られる特徴的な傾向を報告した。彼は、ユンカーの農村労働者政策、ならびに、大土地所有の発展条件とその面積規模の変化等のテーマを示しつつ、さらに、ポメレン (Pomerellen) や東プロイセンを対象とする地域史への関心の集中も著しいと結論づけた⁽¹¹⁾。

以上が大会初日の報告要旨である。次いで、二日目の議事は、近代化の諸問題の検討に捧げられた。まず、農学の発展とグーツヴィルトシャフトの近代化について、クレムは、一九世紀後半における一大飛躍を検証した。農業生産の集約化の急伸も、忘れられてはならない同時的要因である。農学の実務への応用がゆつくり進んだこと、また、その利用の實際を、各地域・経営諸層ごとに突き止める作業は、至難のわざであること、の二点に関する留保を断った上で、クレムは、農用地の集約的経営・収穫高の上昇・無機質肥料の大量投与・機械化の進展、そして、植物栽培の改良等の農業近代化全般にわたる諸契機が基本的に日の目を見た一つの劃期は一九世紀末と見なしうると強調した。最後に、クレムは、農業経営の精細な地域史研究の喫緊の必要性を力説しながら、農業近代化過程の牽引車と言つてよいグーツヴィルトシャフトの積極的役割を高く評価した⁽¹²⁾。

これに対して、アヒレスは、一九世紀末以降のグーツヴィルトシャフトの近代化に、経営学的模範を見ることは全く不可能と断言する。事態は、むしろ逆であり、農場所所有者にあって、官僚的 (Beamtenmäßig) 要求志向が支配的だったことは否定するべくもない。敢然たる資本主義的企業家精神の体现者では毫もなかった「彼らは、経営の最大限活用を図ることよりも、はるかにひたむきに、自分たちの永続的窮境の証明と国家の助成を求める要求とを強行した⁽¹³⁾」。ひつきょう、農業経営学は、第一次世界大戦期に至るまで依然として、明確なヴィジョンをイメージした近代化の理想像を展開することができなかつたのである。

メルルは、西南ドイツに比して、東エルベにおける農業協同組合運動の開始が遅れたこと、また、そのメンバー構

成も別物であったことを指摘した。東エルベでは、大土地所有者の比率が明らかに高い。一八九六年以降、農業者同盟もまた協同組合の運営に乗り出したのだが、既存の組合に較べてはるかに攻撃的な言動が目立った該組合が、その自己目的を達成した⁽¹⁴⁾とは言いがたい。化学肥料や強化飼料の普及に示される農業進歩の波頭に立ったのは、酪農・畜産組合だったのである。

ステピンスキは、一九一四年以前のプロイセン領ポーランドにおけるドイツ化政策の帰趨を問題にした。一八八六年の植民法に関して、それは、苛烈な民族闘争が生んだ反ポーランド人的な措置だったと強調する研究もあれば、他方、プロイセン植民政策により作り出された農民的所有構造を肯定的に評価する、内地植民の擁護論も見られる。相互に相容れないこの研究史を踏まえた上で、ステピンスキは、おもに、ポーランド側の土地分割協同組合の活動を詳述し、それが買い占めたのは主としてドイツ人の土地にほかならなかったと小括した。ポーランド人の組合が実行した土地取得と農場切り取り (Güterschächter) との資金源を突き止めるためには、なお、以下の対立的論点が検証されなければならないであろう。すなわち、はたしてドイツの銀行は、顧客の民族的な氏素姓などいささかも意に介さなかったものであって、ポーランド人の市場をめぐる激しい経済的競争戦を繰り広げただけか、それとも逆に、ドイツの信用組織には、活動のナツイオナールな基準が設けられていたのか、がそれである⁽¹⁵⁾。

農業近代化の諸要因を継続議題として、二日目午後の日程は、ミュラー報告によって再開された。午前中に取り扱われた問題が、主として、理論的な手がかりと適切な仮説との検討だったとすれば、午後の部では、現実の近代化過程の実証に力点が置かれた。ミュラーは、東エルベ農業における農学インテリ・グループの役割を問い、農場支配人 (Güterdirektor) とペヒターとの豊富な実例を披瀝して、両グループの地位と機能を明らかにする。農場支配人として活躍した代理人 (Administrator) ならびに農場監督 (Inspektor) とは、貨幣報酬あるいは分益 (Gewinnbeteiligung) と引き換えに、地主農場の経営実務全般にわたって働く、農業大経営の管理人である。進取の気象に富

む彼らのすぐれた業績は、高い教育水準、地主との良好な人間関係、そして、企業家的な経済感覚等のなせるわざであった。次に、ペヒター層は、土地取得を回避して、経営資本を農業につきこみ、自立的経営を実践する。このグループの人人は、利潤獲得を目的とする企業家にほかならない。高等教育を受けた彼らは、経済的にはリベラルだが、政治的にはおしなべて保守的だった。ミュラーは、ペヒターのなかでも、とりわけ御料地借地人 (Domänenpächter) が農業進歩に寄与する能動的役割を浮き彫りにした。⁽¹⁶⁾

ヘルマンは、ドイツ農業協会について報告した。当協会は、もともと、全ドイツ的規模での農業発展を目的とした組織でありながら、その活動には、ある種の地域的偏向、すなわち、東部ドイツのあからさまな特別視が看取される。ヘルマンは、この点を、東エルベの数多くの農業家が協会メンバー中に含まれること、協会主催の巡回展覧会が東エルベの諸都市で合計一一回開かれたこと、そして、協会がポメルンと東プロイセンにおいて機械の検査を実施した⁽¹⁷⁾こと、によって検証した。

民俗学者ヤコバイトは、進歩と伝統のはざまに揺れる農民の状態に省察を加える。⁽¹⁸⁾ 技術進歩により呼び醒まされた農民生活の変化の解明を課題とする彼は、農業技術振興機関に照準を当てる。規約・創設メンバー・幹部構成を一見すればただちに知られるとおり、そこでは、大経営優遇の傾向が明確であった。だが、一九一八年以後のドイツ農業の再建とアウトルキーの樹立とのためには、この大経営のみならず、当然、有為の中小農民経営が必要視されざるをえない。問題は、これらの中小経営の経済的効率を支える農業工学的前提諸条件が確立していたわけでは必ずしもない点にあった。農民たちは、むしろ、労働の維持と軽減を、手仕事用器具の改良に専念することで果たそうとし、その結果、従来の伝統的な労働方式を、農民が一見したところまるで固執しているかのような事態がもたらされたのである。他方、トラクターの導入を試みようとした農民が、機械化ならびにそれによる労働軽減への願望と、自余の社会環境に適応しうる労働生活様式を求める希望の念とを持ちあわせていたことも、忘れられてはならないもう一面

の事実である。

ロックは、一八七〇年から一九三〇年までのブランデンブルク農業を、作業機械の刷新・電気エネルギー利用の開始・自動鋤とトラクターとの導入、の三つの基礎過程に即して分析する。電気代と機械の仕入れ費用がかさんだため、農民経営では、依然として筋力を頼りとするほかなかった事実を認めた上で、ロックは、ブランデンブルク農業における機械化の進展に、技術的進歩への適応のみならず、農村民の流離と国際的競争戦に対応するための決定的な安定化戦略をも看取しうる⁽¹⁹⁾と帰結した。

オーバー・シュレージエンを対象とするラウプナーの副報告は、現在利用可能な資料の性格上、得られる結論は一種のアナロジーにとどまらざるをえないと留保しつつ、一、〇〇〇ヘクタール以上の巨大経営における機械利用の水準から推して、マグナート農場での機械化の進展を顕著なものと把握する。さらに、彼は、地下鉱脈の採掘と、森林資源とりわけ木材の加工とを特徴とする当該大農場経営の独特の利用形態に注目し、そこでの大土地所有と工業の結合を、おそらくは近代化の最良の変種に当たると高く評価した⁽²⁰⁾。

大会三日目の午前の部では、東部ドイツ農業における反近代主義を共通テーマとして三つの報告が行われた。ピュータは、大土地所有が、ライヒとラントそして下位レベルの地方自治体のいずれにおいても、一九一八年に至るまで租税上の優遇措置を得ていた実態を明らかにした。この点についてピュータが指摘する重要な事実は、税制の煩雑さ・欠陥、ならびに、税額決定に対する農場所有者の政治的影響力であった。ワイマール期にあつては、インフレーション終熄後新たに導入された租税が経営費の重要な一項目を成して、農業経営の減益をもたらした。この「土地財産税⁽²¹⁾」(Grundvermögensteuer)が、一九三〇年代初めの東部ドイツにおいて、大多数の大経営が経済的苦境に陥って行ったことの一因であつたろうことは、想像に難くない。租税問題との取り組み方のスタイルの違いは、ピュータによれば、声高に叫ばれた様な利害の対立が際立つ時局から、法律違反もものは、特定利害に与する立場を極限ま

で突きつめようとする局面への移行を指示する標識としての意義を持つものであった。

農村労働者政策を論じたフレミング報告の要旨は、以下のとおりである。農場に定住する日雇い労働者とグーツヘルとの利害共同態は次第に解体し、経済外的強制を脱した即物的な雇用＝被雇用問題が形成されつつあると、農村労働者状態に関する一八九〇年代のアンケート調査を基礎にして、M・ウェーバーが結論づけたことは広く知られた事実である。これに対して、農業会議所による「対抗アンケート」⁽²²⁾(Gegenenquete)とは、農村での人間関係はすぐれて協調性に富み、都市におけるよりも良好であるとする見地の証明を企てるものであった。フレミングは、農村民離脱の不利を埋め合わせるための地主の諸方策を引き合いに出すことにより、この「対抗アンケート」の主張に対して反論を加える。日雇い労働者の生活状態は低下し、社会的不安が高まった。労働市場の面から見ても、また、警察や保健所の世話を受ける点でも、農村労働者は、一箇の政策対象と化すほかなかったのである。

共通論題報告の掉尾を飾ったのは、大会主催者のライフ自身であった。ライフは、帝国土地同盟(Reichslandbund)の機関紙ならびに自余の農業専門紙を分析して、ワイマル期の反ユダヤ主義を追跡した。一九二一年まで存続した農業者同盟の機関紙に、狂信的な反ユダヤ主義の論調が見られたことは、紛れもない事実である。だが、帝国土地同盟の中央機関紙には、反ユダヤ主義の論説はほとんど載らなかった。農業利益を力強く代弁するという、全農業地域に必要な公分母を作り出すことが、その当面の課題だったからである。一九二五年以後の時局に移っても、反ユダヤ主義の言説は、同盟の地方紙にすらほとんど現れずじまいであった。これに対して、国粹的ないしは人種的イデオロギーの流布に努めたのが、ドイツ貴族新聞とドイツ青年農民の二紙だった。ライフは、ここに、世論操作の分野関係を見いだす。後者にあつての経済的反ユダヤ主義は、農業と農村とが脅かされた地位に甘んじているという「根源的焦燥」⁽²³⁾「劣等感」の一表現にほかならなかった。

2 討論の要点

各報告の直後も、また、最終日後半の総括討論の際にも、巨細の別なく、きわめて批判的な意見が飛び交ったが、議論の内容は、およそ四つの問題群に大別されうる。

(i) 農業国・工業国論争

ベルケ (Willi Boelcke) は、当該の論争がもたらした帰結はなにか、そして、この論争は、当時のドイツ社会において、どの程度気づかれていたのか、と問うた。この問いに対する明確な解答は、結局得られずに終わったが、トイテベルクは、論争の意義を明らかにするためには、農業と国家・工業との関係、国内市場の構想をめぐる農工商部門の調停等の問題領域が、もっと念入りに分析されなければならないと小括した。

(ii) 帝政期東部ドイツ農業の危機

モーザー (Josef Mosser) は、経済的危機など存在しなかったと主張するヘスの議論に対する疑念を表明した。ドイツ農業は、当時、いったいどのような危機のもとにあったのか。巷間議論されることの多かった危機とは、単なるイデオロギー上の語り草にすぎなかったのではなく、現実的な基礎に根ざしていたに違いない、とモーザーは言う。彼は、労働者問題に見られる社会的・経済的困難を重視した。これは、ヘスにあつては完全に欠落した視点でもある。これに対して、トイテベルクは、本義の経済的危機そのものを疑問視する。彼にとっては、むしろ、近代的工業国が農業との競争戦に勝利を収めたと人人が認めた点に固有の危機が宿るのである。この危機の経験は、経済的局面、つまりは農業と工業の関係のみに還元されうるものでは決してない。人人の生活形態と文化こそが問題だったのである。ブーフシュタイナーは、ヘスの立論が、一八九〇年代の調査報告のみに基づく分析であること、そして、ドイツ帝国全体の統計数値に依拠していること、の二点を指摘しつつ、ヘスが追った発展の帰結を問うた。ブーフシュタイナーの発言要旨は、こうである。主として農民的土地所有により特徴づけられる南部・西部と、大土地所有が支配的な

東部とのあいだには、一八九〇年代の半ばに至るまで、一ヘクタール当たりの収穫高の点で、前者優位の少なからぬ格差が見られた。大農場経営において実施された生産の集約化の結果、逆の展開がようやく示され始めるのは、一八九〇年代に入つて以降のことなのである。さらに、これ以外のおもだった発言として、負債統計の欠点をアヒレスが批判したとすれば、他方ミュラーは、大経営の収益性の増進をめぐる蒸留酒製造業の寄与の程度を問題にした。

プーレは、農業の危機という概念を用いることは適当でなく、その構造的衰退こそが問われるべきであるとした上で、発展の見地を取る加藤の理解に批判的に言及した。ハルニツシュは、ある種のフィデイコミスが担った積極的役割を肯定的に評価しようとする加藤説に異議を唱えて、その消極的性格を強調した。ウンカー論に關しても、ハルニツシュは、加藤の見解を批判し、ウェーバーの認識において、ウンカーは「生きるか死ぬかの経済的闘争⁽²⁴⁾」の危機に瀕していたと把握されていた点が、基本的に重要だったはずであると発言した。これに対して、「集約性・収益・その生産の質といった諸点に示される大経営の優越⁽²⁵⁾」を力説したヴィアトロフスキは、加藤のポジティブなフィデイコミス理解に知的興味をそそられると表明した。

(iii) 近代化過程の諸問題

クレムが示した農業教育の向上という事実について、アヒレスは、次のような補足説明を行った。すなわち、大学教育を受けた専門家が農業経営の実務の道に進んだ例は皆無ではないが、概して通例的ではない。彼らは通常、農業会議所・協会で職に就くか、もしくは、巡回教師として活動することが多かったのである、と。プーフシュタイナーは、ミュラーが高く評価したペヒターの状態、ならびに、劣悪とは言えぬ借地条件にもかかわらず、一八九〇年代末以降、大経営における借地関係はむしろ後退を示していると指摘した。

機械化の進展について、アヒレスは、ドイツ農業の階層別経営構造それ自体に、その決定的な阻止要因が潜むと見るのであるが、ベルケは、農園(Hof)の機械化が農地区画(Feld)のそれに比して、はるかに遅れを取ったのはな

ぜかとの論点を提起しつつ、それは、経営構造によって説明されるのではなく、むしろ、技術上・費用上の諸問題に起因すると指摘した。プーレは、機械化の進展がきわめて緩慢だった点に着目して、その原因を尋ねるとともに、東部ドイツ農業にあつて、近代的なものとはいったいなにだったのかとの根源的な問いを投げかける。彼によれば、そもそも近代的農業は、畜産に特化した北西ドイツや、あるいは甜菜糖ベルト地帯 (Zuckergürtel) のような特産物生産地域においてのみ見いだされるにすぎないのであつた。

ライフ報告に対するコメントとして、トイテベルクは、農村の反ユダヤ主義を説明する大ざっぱな手がかりさえまだつかまれていると批判した。その際の注意点は、おそらく、二重の意味での文化的遅滞 (cultural lag) であろう。すなわち、一つは、都市と農村とのずれであり、二つ目は、農業における著しい変化と農村の生産者が抱く遅れた集団意識との相違である。農村に対する都市住民のさげすみの念が、農村の反ユダヤ主義を激化した根源の一つに挙げられてもよいのではあるまいか。イデオロギー概念を嫌うトイテベルクも、前望的諸力と守旧的なそれとを区別するなんらかの工夫だけは必要と認めるのである。

プーレは、近代化概念とそのクリテリアとの理論的洞察を問題にする。彼によれば、近代化とは、決して単線的なものではなく、種類の領域において複線的に進む過程である。それは、経済のみならず、社会、政治、文化等の様々な分野の複合的な構成要素を包括するのである。プーレは、官僚化・工業化そして民主化という三つの過程を比較考量することによって、近代化の説明モデルを用意しようと説く。いや、それだけではない。近代化とは、そもそも、誰のために行われ、どれほどのコストを要するものだったのか、が問われなければならない。ともあれ、当該の過程は、生産特化による農業の構造改良、農業と工業・政策・国家との関係、そして、経済的損失の政治的埋め合わせの程度といった諸側面に即して究明される必要があるのである。

トイテベルクは、プーレ説に基本的な賛意を表しつつ、彼が示した三つの過程に加えて、コミュニケーションの国

営化と大量消費の実現との二要因を挙げた。トイテベルクの議論は、さらに、農村社会史家によって用いられる比較の基準は、本来、厳密な地域史的考慮に基づいて選定されるべきであるとの指摘に及んだ。他方、国家干渉の実態把握も重大問題の一つなのであって、この点を解き明かすためには、この干渉の機能と作用に関する予備知識が集成されなければならない。その上で問われるべきは、次の点である。新たな秩序をもたらすか、革新的な変化を解き放つかした方向での保護が、国家干渉によって、行われたのか。それどころではなく、逆に、ある特定の生産形態が、断末魔に至るものお固く化石化されてしまったのか。もし後者の目的が集中的に追求されるとすれば、そのときには、反近代主義のドイツ的特質が帰結される幕切れを迎えることになる。そのかぎりでは、そもそも「近代化」概念それ自体が疑問視されざるをえないのである。

ハルニツシュは、農業近代化を、重層的でひずみのある、のろのろと進む (gebremst) 過程と捉える。このような特徴をもたらす雑多な諸要因は、彼によれば、農村民の流離・都市化・ナシヨナリズム・教養市民層の文明批判・東部ドイツの過疎化・土地国有化の動き・農業ロマン主義の強まり・軍事力拡充に対する懸念等である。これに加えて、農業に対する工業の影響とならんで、農工間の協力という論点も吟味されてしかるべきであろう。

(iv) 成果と課題

ベルトホルト (Rudolf Berthold) は、東部ドイツ農業の近代性に関する議論には、不分明なままの問題が依然として残ると指摘する。この点を解明する決定的な手がかりを農業経済学に求めつつ、彼は、次のように提案する。すなわち、近代化の評価のためには、少しく専門的 (partiell) になりすぎる嫌いはあるにせよ、やはり、農業経済学の基本的な近代化概念が中心に置かれなければならない、と。アヒレスは、これに異を唱える。国は、一八八〇年以来、関税によって、農業生産の前提となる諸条件を整えてきたのであるから、純経済的な考察には限界があるというのがアヒレスの立場であった。

ハルニツシユは、農村社会史としてのアグラール・ゲシヒテを主張する。本大会で取り上げられた時期の農業経済をめぐる問題は、社会政策上の諸問題と密接不可分の関係に立つことが明らかになった。われわれが目指すべき新しい地平は、社会政策 (Gesellschaftspolitik) としての農業・土地政策 (Agrarpolitik) の分析に求められてしかるべきなのである。

シュテークマン (Dirk Stegmann) の発言は、こうである。農業近代化とは、もとより、認識不可能な契機ではないものの、はたしてそれがどの程度まで進展したのかという点の判定は、必ずしも容易ではない。近代化の進み具合を精確に測るための一つの可能性は、国際比較であろう。また、東エルベの大農場に、改良 (Veredelung) の道を歩む移行の可能性があったのか否かという問題は、シュテークマンにとっては、依然として未解決である。国は、一九一八年に至るまで、農業を最大限操ってきた。農業に残された自主的努力の余地は、いくばくもなかったのである。政治的近代化は、ドイツでは無きに等しい状態だったし、保守改良主義 (Reformkonservatismus) も弱体のままであった。もしかすると、この点に、農業における保守改良主義が弱かった一因を求めうるのかも知れない。一九一八年以後、改革がそれほど進まなかった農業と政治の両分野における二重の危機という事態に立ち至る。国の保護が、なんらの代償も与えられず突如として打ち切られたためである。こうして、東エルベの農業生産者は、一九二〇年代には、耐えがたい新手の危機の渦中に身をさらす結果となったのである。

Bo Straß は、農村における様様な生産者グループの合理性に注目して、苦境時のその適応戦略とともに、国・工業・工業国に対する諸グループのスタンスの置き方の違いを視野に収める必要性を説いた。彼の発言は、さらに、農村社会の発展を国際比較の視角から見る重要性の指摘に及んだ。

ステピンスキは、農村発展を説明する重要な一契機として、一八九五年以後の貴族の強化と農村住民に対するその影響力を強調した。アヒレスは、(1)経営、(2)市場経済、(3)イデオロギーとエリートとをめぐる社会関係、の三者の区

別とそれらの総合の必要性を、帝政期アグラール・ゲシヒテ研究の固有の一課題に挙げ、また、トイテベルクは、都市化過程の分析こそが新しいアグラール・ゲシヒテの中心的位置を占めなければならぬと提唱した。農村に対する都市の作用は、当該の過程を通じて、ますます強まったからである。⁽²⁶⁾

総括討論においては、さらに、次のような一連のテーマ、すなわち、農業信用組織・保険組織・通信網の整備・農業の官僚支配・農村の日常生活 (Lebenswelt)・婦人の地位、そして、農民の家政が、まだ未解決であると指摘された。最後に、主宰者のライフが自ら立ち、当大会は、アグラール・ゲシヒテ研究にとっての新たな出発点を画するすぐれて建設的な学会だったと評価して、三日間にわたる大会を締め括った。

(1) 原題は「Wege und Auswege aus der Krise. Stabilisierungskonzepte und Modernisierungsstrategien der ostdeutschen Landwirtschaft an der Wende vom 19. zum 20. Jahrhundert」である。この当面の課題と目的は、「ベルリン会議」の内容をできうるかぎり正確に伝えるという一点に置かれている。それゆえ、各論者の諸見解に対する批判的なコメントと、わたくし自身が持つ論点の対置については、全面的には展開せず、註記におけるごく簡単な言及にとどめている。そのような批判的検討の試みは、本書後段の一課題である(前篇 第三章参照)。

(2) H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 9-31, 加藤房雄訳「東エルベ農村社会史論 (1)(2)」『広島大学経済論叢』第二二巻、第一号、一九九七年、第三号、一九九八年、所収、参照。

(3) この議事録は、一九九三年五月八日付の私信とともに、ライフ教授より送付された。

(4) H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 17, 加藤房雄訳「東エルベ農村社会史論 (1)」『広島大学経済論叢』第二二巻、第一号、一九九七年、九四ページ。

(5) 同時代人M・ウェーバーの見地に関する詳細な言及は、ハルニツシュ報告には欠落していた。したがって、われわれ自身の視角から見れば、次のような錯綜した諸論点の有機的関連が重要と思われる。すなわち、こと世襲財産論の認識世界に即するかぎり、「工業国」を過度に危険視する立場を退けたウェーバーが、むしろ逆に、「小世襲財産」の生成に端的

に表れる「農業資本主義」の利害を最優先する保護貿易政策をこそ槍玉に挙げたことは、紛れもない事実である。だが、ウェーバーは、同じ世襲財産であっても、「大世襲財産」を少しも指弾しはしない。彼にとって、「工業国」路線の推進は、「農業資本主義」的な「小世襲財産」の蔓延とは絶対に両立しえないが、農業的大土地所有たる「大世襲財産」の存続となら必ずしも矛盾しない。「大世襲財産」は、「農業資本主義」の最悪の虚栄分子では全くないからである。「農業国・工業国」論争をめぐるウェーバーのこうした複雑な、しかしそれでいて首尾一貫した見解は、まだ充分理解されていないのではあるまいか。Vgl. M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 391-393; *MWG*, S. 185-188.

(9) *Bayerische Zustände in Deutschland*, Bde. 1-3, *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bde. 22-24, Leipzig 1883, ⑨ 全面的分析は、この種の研究の前提を成す出発点であろう。

(7) ブーフシュタイナーの研究成果は、*Großgrundbesitz in Pommern 1871-1914. Ökonomische, soziale und politische Transformation der Großgrundbesitzer*, Berlin 1993, と題する一書にまとめられた。

(8) 元来英語で *cluster analyse* と呼ばれたエディーの手法も、ドイツでは、早くから知られた統計的一方法であると、ブーフシュタイナーは註釈している。

(9) ヘスの議論、とりわけそのフィデイコミス論の意義と無視しえぬ難点については、すでに言及した(本書、緒論、前篇、第一章、一、参照)。

(10) わたくしの報告は、拙著『ドイツ世襲財産と帝国主義』を基礎としている。

(11) コッカ (Jürgen Kocka) は、ヴァイマートロフスキのブライバー (Helmut Bleiber) 批判を好意的に紹介している。旧東独の一部の農業史研究に見られたイデオロギー的偏向、すなわち、「プロイセン型の道」をめぐるレーニン・テーゼの断定的 (apodiktisch) 定式化の先走りという一種の理論偏重、ならびに、これと裏腹の関係に立つ、具体的な社会経済史の実証分析の欠如に対して、ヴァイアトロフスキは、一九七〇年にいち早く警告を発していた。報告後の討論において、彼は、一九世紀末期の東部ドイツ農業を「危機」のもとにあったと見なすのか否か、という基礎的係争点に関する自説の開陳を留保した。Vgl. J. Kocka, *Zur jüngeren marxistischen Sozialgeschichte. Eine kritische Analyse unter besonderer Berücksichtigung sozialgeschichtlicher Ansätze in der DDR* [1972], in: Alexander Fischer und Günther Heydemann (Hrsg.), *Geschichtswissenschaft in der DDR*, Bd. 1, *Historische Entwicklung, Theoriediskussion und*

Geschichtsdidaktik, Berlin 1988, S. 410f. Anm. 42.

(12) この点と密接に関わって、わたくしは、「ドイツ大土地所有（の一部）による近代化促進の効用」という仮説を立て、これを強く指示する「ウェーバー・ミュラー（Hans-Heinrich Müller）的視点」の含意を熟慮すべき方法的必要性を問題提起したい。クレム報告は、わたくしのこの見地に基本的に合致する。詳細については、後論（前篇 第三章）において展開する。

(13) H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 22, 加藤房雄訳「東エルベ農村社会史論（2）」『広島大学経済論叢』第二一巻、第三号、一九九八年、五一ページ。当時の農業経済学が、その理論的展開のための主要な材料を地主経営（Gutsbetrieb）に求めていた点、そして、地主経営と農民経営では大きく異なる事実を強調するアヒレスは、農業史研究に近代化理論を適用することに「単純化」の嫌いを見いだし、この傾向を鋭く批判するのである。

(14) ライフによれば、「メルルの見解は、一義的に明晰であるわけでは必ずしもない（zweispaltig）。すなわち、一方において、大土地所有者がこの『遅れた』協同組合運動で、説得と模範提示に当たる重要な役目を引き受けて、農民をこの協同組合に引き入れたとするならば、同時に他方では、大土地所有者の精力的共働があったればこそ発展しえたと言つてよい該協同組合組織のネットワークは、ドイツの他の諸地域に比して、はるかにまばらなものだったし、その組織化率も、より低い状態にとどまっていたのである」と。Ebenda, S. 25, 同上邦訳、五六ページ。

(15) 「ポーランド農業とドイツ農業の『機能的噛み合わせ』」に着目したステピンスキの議論を、ライフは、高く評価する。ドイツとポーランドの「両サイドでの発展は、相互に利益を得た。そして、それは、次のような農業効率化過程、すなわち、市場経済を志向して、科学により導かれる効率化過程という、ドイツ農業もポーランド農業をも等しく席捲する一つのヨーロッパ的過程の共通の強力な基礎上で実現したのだった」（傍点引用者）。ゲルマンとスラブの民族融和論的色彩の濃厚なステピンスキの見解から、このように、ライフは、現在進行中のEU統合の一面を形作るドイツ・ポーランド間地域統合の一つの源流を、農業面に即して読み取ろうとするのである。

だが、これは、柳澤治氏の的確な評言に見られる「『統合』に対する手放しの評価」の一例にほかならぬのではあるまいか。少なくとも、渡辺尚氏が強調する「地域統合と地域分化との、逆向きの空間作用の緊張関係の歴史」を正視しようとする姿勢が、ライフにはない。彼は、民族闘争に止目した従来の研究史を、「限定的パースペクティブ」ないしは「一

面的パースペクティブ」と呼んで鋭く批判するのであるが、そうした一面性の指摘は、ほかならぬライフのステピンスキ評価そのものにも向けられなければならないであろう。わたくしは、この点に端的に示されるある種の時流迎合的傾向に、当該「ベルリン会議」の最大の弱点の一つを見る思いを禁じえない。Vgl. ebenda, S. 26f., 同上邦訳、五九一六一ページ、渡辺尚編著『ヨーロッパの発見——地域史のなかの国境と市場』有斐閣、二〇〇〇年、二九六ページ、同書に対する柳澤治氏の書評『経営史学』第三六巻、第二号、二〇〇一年、一〇七ページ、参照。なお、わたくしの書評『歴史と経済』第一七八号、二〇〇三年、所収、も併せて参看されたい。

(16) 「農業の資本主義的再生産のうちに進行するところの、土地所有と経営（資本主義的農業生産）との分離によるいっさいの資本主義的私的諸土地所有の、厳密な意味での近代的土地所有への転化、これが、土地所有のブルジョアの改造——ブルジョアの土地変革の第三の契機として現れる」。尾崎芳治「ブルジョアの土地変革の理論」同『経済学と歴史変革』所収、同上、三六二ページ。先述の「ウェーバー・ミュラー的視点」が含意する経済学的内実の一要点は、尾崎氏の言う「ブルジョアの土地変革の第三の契機」に相当する、と言つてよいだろう。

(17) 大会の際配布されたヘルマンの報告レジュメによれば、ホイス（Theodor Heuss）は、このドイツ農業協会の特徴を「農業思想の参謀本部」と言い表した。

(18) 民俗学（Volkskunde）の研究史に関する簡便な概観として、ちしあたり、Ian Farr, 'Tradition' and the Peasantry: On the Modern Historiography of Rural Germany, in: Richard J. Evans and William Robert Lee (eds.), *The German Peasantry. Conflict and Community in Rural Society from the Eighteenth to the Twentieth Centuries*, London/Sydney 1986, pp. 9-11, を参照。

(19) ロックは、代代のアルニム（Arnim）伯爵家が所有したポイツェンブルク所領の分析を続けた実証史家で、その时期的対象は、およそ、一八〇〇—一八一四年である。一八三三年と一八五五年に家族世襲財産化されたこの所領の近現代史的展開は、われわれの問題視角から見ても、きわめて興味深い。該所領の資本主義的経営への移行とその前史を精査したハルニツシュの労作、*Die Herrschaft Boitzenburg. Untersuchungen zur Entwicklung der sozialökonomischen Struktur ländlicher Gebiete in der Mark Brandenburg vom 14. bis zum 19. Jahrhundert*, Weimar 1968, は、旧東独の歴史研究が生んだ、後期封建制（Spätfudalismus）の農業事情に関する最高成果の一つである。Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft*,

S. 267.

(20) ウェーバーの大著『経済と社会』中の一節「オイコス (Oikos) への発展」に、以下の叙述が見られる。「特有の産業的大経営の創造は、たとえばシュレージエンの『シュタロステン工業』(Starosten-Industrie) の場合にいささかも欠けることなく見られるように、そうした経営を併設するオイコスのヘルを、資本主義的企業家にぴったりと近づけるか、あるいは、完全に転形させることがありうる」。M. Weber, *Wirtschaft u. Gesellschaft*, S. 232.

それゆえ、次のように言つてよいであろう。シュレージエン・マグナーテンのフィデイコミス農場に併設されたシュタロステン工業としての農工複合体 (Agrarindustrialkomplex) は、「近代化の変種の最良の一形態」に当たる。たとえ「領主的生産者類型」であるにせよ、この類型は、もはや「半封建的」なものではありえない。なるほど、かつて「前近代・半封建的」だった「領主的類型」の、「近代的・資本主義的」な類型への発展の歩みは、あたかも『小世襲財産』の有害性(不合理なもの)の『大世襲財産』的有効性(合理的なもの)への転化の傾向」さながらに、「一つの逆説ではある。しかし、それはやはり、ドイツ全体のブルジョアの発展傾向を色づける事態適合的な特殊の一契機にほかならぬものなのであった」。加藤房雄『ドイツ世襲財産』一八〇—一八一ページの註(65)参照。なお、「近代的な『領主的生産者類型』』という範疇規定については、同上、二〇五ページの註(34)を、また、ウェーバーの先の論述をめぐる示唆に富む指摘として、住谷一彦「ゾムバルトとウェーバー——『ブルジョア』をどう読むか」『国際関係学研究』(東京国際大学大学院)第六号、一九九三年、所載、同、二二—二三ページの註(12)を見よ。

(21) ライフによれば、これこそ、当時の「農業にとつての急所の一点」にほかならなかつた。Vgl. H. Reif (Hrsg.), *Agrar-gesellschaft*, S. 28, 前掲邦訳、六二ページ、参照。

(22) Ebenda, S. 27, 同上邦訳、六一ページ。わたしが、当初、ライフ教授より受け取った大会プログラム案によれば、渡り労働者のみならず、定住労働者 (die seghafte Landarbeiterschaft) の問題も報告テーマに掲げられており、その担当予定者は、旧東ドイツのプラウル (Hainer Plaul) 氏であった。農村労働者の在地 (Bodenständigkeit) と彼の自由とを調和させうる唯一の契機を零細地小作 (Parzellenpacht) に見いだしたM・ウェーバーの所説、ならびに、工業労働を行ういわゆるシュレーバー・ゲルトナー (Schrebergärtner) 層の零細地小作が、ドイツ帝国主義転化のための構造的—基底としての歴史的意義を担った点を示唆するヌスバウム (Helga Nussbaum) の論述を、ともに実証的検証に付す貴

重な手がかりがプラウル報告から得られるのではないかと、大いに期待されただけに、わたくしは、これが行われずに終わったことを残念に思う。仄聞するところによれば、プラウル氏は、ドイツ再統一後、研究意欲を急速に沮喪させたとのことである。ドイツ統一の悲劇のひとつまがここから垣間見えるように思われる。なお、ウェーバーとヌスバウムの議論については、加藤房雄『ドイツ世襲財産』二三ページの註(79)、「一〇〇—一〇六」、「一七〇—一七一」ページを、また、零細地小作を、「首都ベルリン地域の都市化の深化を支える農村の基礎の一契機」と捉え直すわたくし自身の新たな見地に關しては、本書、後篇、第四章を見よ。

(23) H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 29, 前掲邦訳「六四」ページ。ライフ報告は、ワイマール期の反ユダヤ主義に關する貴重な実証的貢献である。反スラブ主義 (Antislawismus) との相即不離の關係、そして、反民主主義 = 反社会主義イデオロギーとも合体した「イデオロギー複合体」(Ideologiekonglomerat) における反ユダヤ主義の位置づけ等の問題が、今後、究明されなければならぬであろう。Vgl. Wolfgang Wippermann, Probleme und Aufgaben der Beziehungsgeschichte zwischen Deutschen, Polen und Juden, in: Stefi Jersch-Wenzel (Hrsg.), *Deutsche-Polen-Juden. Ihre Beziehungen von den Anfängen bis ins 20. Jahrhundert*, Berlin 1987, S. 32 u. 38.

(24) M. Weber, *Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik* [1895], in: ders., *Gesammelte Politische Schriften*, 4. Aufl., Tübingen 1980, S. 19, 田中真晴訳『国民国家と経済政策』未来社「一九五九年」四九ページ。Vgl. Francis L. Carsten, *Geschichte der preussischen Junker*, Frankfurt am Main 1988, S. 148.

(25) H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 26, 前掲邦訳「五九」ページ。

(26) 農村社会に対する都市(化)の影響には、まさしく、甚大なるものがあつた。しかし、逆もまた真実であると言わなければならない。すなわち、都市化の進展を、近郊農村が一定程度支えかつ担うという、都市化と農村社会との相互的な作用 = 反作用のダイナミックな構造的連関こそが、明らかにされてしかるべきなのである。だが、都市に対する農村の反作用という同じメダルの重要な裏面への正当な問題関心は、トイテベルクの場合、もとより皆無ではないにせよ、少なくとも甚だ稀薄なのではあるまいか。この疑念は、都市化の研究状況と諸問題を論じたかつてのサーヴェイ論文(一九八三年)を一読したのちにも、なお依然として、消え去らずに残るように思われる。

すなわち、「都市化の地域的特殊性」を把握するべき学問的課題を提起するトイテベルクは、なるほど、一方において、

「都市・農村間ペンデラー」(Stadt-Land-Pendler)の存在への注視を怠らずに、他方では同時に、「郊外化」(Rurbanization)概念を用いつつ、「社会的混乱」(die soziale Desorganisation)過程の渦中にある「大都市近郊」(die großstädtischen Vororte)の形成に着目する必要性を説くことによつて、農村社会に対する都市(化)の影響という重要テーマを、正しくその視野に収めてはいる。しかし、「農村の実存状況への都市化の反作用、ならびに、農村で可能な対抗運動」(Gegenbewegungen) = 反都市化」(Counter-Urbanization)」(傍点筆者)は、なお手つかずのままの対象にほかならぬと彼が断言するとき、では、この「反都市化」とはいったいなにを意味するのか。この点は、必ずしも明確かつ分明ではないと言ふほかあるまい。いずれにせよ、都市化と近隣農村社会との相互規定的な相関の具体像を明らかにする実証課題の本格的検討が、いま、行われなければならないであろう。首都ベルリン圏の実例に即しつつ、「農村社会と都市化との相互連関の歴史的意義」を問ふこと、本書後篇の主要目的の一つは、これである。Vgl. Hans-Jürgen Teuteberg, Historische Aspekte der Urbanisierung: Forschungsstand und Probleme, in: ders. (Hrsg.), *Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert. Historische und geographische Aspekte*, Köln/Wien 1983, S. 2-34, bes. 31-34.

三 補 論

1 松尾展成著『ザクセン農民解放史研究序論』

「一八世紀後半のザクセンにおける特権都市と農村工業」(大塚久雄教授還暦記念Ⅰ『近代化の経済的基礎』岩波書店、一九六八年、所収)、あるいは、「ザクセン牧羊業の発展と農民経済」(松田智雄教授還暦記念Ⅰ『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣、一九七二年、所載)等のザクセン史を対象とした誠実な実証研究で知られる松尾展成氏が、このたび、『ザクセン農民解放史研究序論』と題する一書を世に問われた。本書は、ザクセン経済史研究の先の二論文とはその趣をやや異にして、該地方の農民解放史に関する厳密な「具体的・数量的事実」(Vページ)の提示に課題を絞りき

った重厚な力作である。本書に対しては、すでに、オーストリア農民解放史研究の立場から佐藤勝則氏が、『岡山大
学経済学会雑誌』二二の二（一九九〇年）に、簡にして要を得た内容の整理と紹介を含む、好意的でいてしかも同時
に批判的でもあるサジェスティヴな書評を寄せておられる。そこで、本書の概要については、佐藤氏の好書評を是非
参照していただくこととして、ここでは、紙数の制約もあり、慣例としての内容の約言はこれをあえて慎み、その上
で、ザクセンとプロイセンの違いこそあれ、同じドイツ農業＝土地制度史を専攻する一後進の眼に映じたかぎりでの
若干の感想を、佐藤氏が指摘する論点との重複をできるだけ避けながら書き記すことにより、本書公刊を慶び、その
意義を共感するよすがにさせていただきますと思う。

さて、本書第一の特長は、この作品が英断の書であるということである。著者の研究生活のプライベート・ヒスト
リーを少しでも知るほどの人であるなら、それが、旧「東独」への研修年である一九七三年を境目にして、見事に二
分されることにまづもって注目させられるであろう。著者にとっては、「ザクセン州立図書館」あるいは「国立ドレ
スデン文書館」が所蔵する膨大なハントシュリフト類を中心とした一連の一次資料の主体的発掘が、決定的に重要で
あった。こうして、本書は、「ザクセンにおける領邦国家体制の形成と崩壊を経済史的に検討しようとする試み」を
「いずれも放棄」（vi-viiページ）した上で、著者三八歳のときから新たに始められた学問的営為の所産にほかならな
い。ここには、冒頭に示した二論文が代表する前期の作品群は、全く収録されていないのである。それゆえ、本書は、
「学部時代から数えて三〇数年の成果」（viiiページ）ではなく、たかだかその半分強ほどにすぎぬ年月によって生み出
された果実である。わたくしは、この対象の放棄と新たな課題設定に、松尾氏の経済史家としての英断を見て取りた
いと思う。

次に、言うまでもなく、本書第二の特長はその高い実証性にあるのであるが、それが、およそありとあらゆる「予
断」から自由なすぐれて客観的なものであることは、特筆に値しよう。試みに、氏の手堅い分析手法の真骨頂を示す

第三章「地代償却関係全国統計とその問題点」の論理の歩みのみを一瞥しておこう。さて、ザクセン農民解放史研究に大きく寄与したグロース (R. Grob) は、公式統計と見なされうる二系統の全国統計を立論の基礎としていた。すなわち、償却件数全国統計と委託地代額全国統計がそれである。松尾氏は、これらの二種類の全国統計に逐一厳密な批判を加えるのであるが、ここでは前者の官庁統計に対するテクストクリティークの要点のみをかいつまんで見ておきたい。当該の統計に宿るザクセン土地制度史研究上の無視すべからざる問題性は、著者によれば以下の五点である。(1)土地負担の種目だけが示され、その権利者(領邦君主か騎士領所有者か、それとも僧族・教会か)と義務者については一切不分明である。(2)いわゆる本領地域(リュトゲッ. Litteの規定で言う中部ドイツ荘園制が支配的な地方)と Oberlausitz (エルベ川以东の農場領主制に帰属)との地域的差異が無視されている。(3)種目別提議・決済件数が最重視されるべきではない。提議の撤回等の高比率が考慮に入れられなければならないからである。(4)三月革命期の農民層が憎しみの標的としていた領主狩猟権の償却件数が、実数よりもはるかに小さい。(5)償却地代の額の多寡が、全く等閑に付されている。

著者は、全国統計のこうした重大な難点を指摘することにより、一方で、ドイツ人研究者の議論の基礎そのものに鋭利な批判の眼を向けながら、同時に他方においては、「対象をいっそう狭めて」(vi ページ)、土地負担償却協定と騎士領領民請願書という二系列の一次資料の解読と検討に進むことを、すぐさま行われるべき継続的実証作業の一課題として自らに課しつつ本書を結んでいる。

問題限定のための以上のような厳密な方法的手続から容易に看取されるように、膨大な原資料群の山なみを踏破しようとする著者の Sache への飽くなきひたむきさは、たとえそれが、モル (G. Moil) の口吻を借りるなら、諸事実の「ジャングルにあまりにも深く分け入りすぎた」(“Preussischer Weg” und bürgerliche Umwälzung in Deutschland, Weimar 1988, S. 179) ある種の瑣末へのこだわりを、ときとして感じさせる嫌いのないでもない分析であるとしても、

それにもかかわらず、わたくしは、実証史家松尾氏のこの点での比類なき学問的良心が見逃されてはならぬと考える。それはまず最初に、事物のアープリオリな性格規定と無関係だったとは言えぬ、わが国の西洋経済史研究史上のあの非客観的「予断」とは完全に無縁である。徹底的に史料そのものに密着して、事実それ自体をして語らしめる氏の厳かな禁欲的態度と、そこからおのずともたらされる分析結果の説得力に富む客観性とは、評者は心からの敬意を禁じえない。それは、さながら、大塚久雄氏が説くあの「事実の信仰」〔『著作集』第一〇巻、岩波書店、一九七〇年、一二四―一二六ページ〕の精神に近い高尚さではないかとさえ思われるほどのものである。

上述の事柄と密接に関わってここで次に指摘されてしかるべきは、本書の実証分析それ自体が、ある種の研究スタイルに対する一つの批判になっているということである。すなわち、国の内外ともに、経済史研究の両極端の一極を形作ってきた、ポーランドの歴史家クーラ (W. Kula) のいわゆる「非歴史的な抽象 (ahistorical abstraction)」 (G. G. Iggers 『ヨーロッパ歴史学の新潮流』晃洋書房、一九八六年、二一〇ページ参照)、換言すれば、性急な理論化をこととする理論偏重主義的傾向、この極端な一部の風潮に対する批判意識こそが、松尾氏の禁欲的姿勢に脈打つ学問的情熱の支柱であつたらうことは、想像に難くない。

では、逆に、本書にはクーラの言う両極の一端をなす「非理論的な歴史主義」 (atheoretical historicism) の傾きは、いささかも見られないのであろうか。ことによると、本書に対する批判者は、一例にすぎぬが、第一章第4節で著者が止目する「近郊農村に対する大都市の経済的放射力」 (六八ページ) や一八九〇年以降の「大都市の近郊農村合併」 (七〇ページ) は、近代ザクセン資本主義の史的特質と普遍性の双方を考究する上できわめて興味深い事実ではあるが、これも、資本主義発展における本源的蓄積と資本蓄積の絡み合いとも呼びうる理論視角の設定と、そうした理論と史実の突き合わせの問題をこそ示唆するものである、とでも言うのであろうか。この点に関する評者の印象は、こうである。ザクセン史の権化が宿ると見まごうほどの、かくまで実証に徹しきった本書の基本的姿勢とその方法的立場に

対して、なんらかの批判的な言辞を弄する資格も勇氣も、少なくともわたくしにはない。むしろ、われわれはやはり、かつて柳澤治氏が諸田實氏の労作『ドイツ関税同盟の成立』について語った「理論・解釈重視のわが国のドイツ経済史研究への厳しい批判」(『土地制度史学』第七〇号、一九七六年、六七ページ)と同じ精神をこそ、本書からもまた読み取らなければならないであろう、と。

さらに、わたくしは、本書第三の特長を、謹厳実直な禁欲と沈黙にもかかわらず、清らかな史実の泉からおのずと湧き出るその豊富な問題提起の諸論点に見たい。以下では、主として、評者が特に興味深いと感じた第一章「課題の限定」第三節「中部ドイツ荘園制」の内容理解と深く関わると思われる次の五点ほどの疑問を列記して評者としての責めをふさぎ、併せて、いつそのご教示をおおぐための用に供したいと思う。

a、農民層分解との関係

もとより、本書に分解論的観点が全然ないわけではない。事実、著者は「階層分化」(二四〇ページ)の進行を指摘しているし、「騎士領を購入しうる」(五〇ページ)ほどの資力を持つ農民(「富農。評者)の存在に関する示唆を与えてもいる。では、一八三二年の「償却・共同地分割法」は、基本的に富農・中農・貧農に区分されうる三層ごとに、はたしてどのような一律の、あるいは違った影響を及ぼしたのであるか。「騎士領農民と管区農民との土地負担の差異」(四九ページ)の分析が重要な意味を持つことは、言うまでもない。しかし、同時に、騎士領農民あるいは管区農民内部それ自体での償却負担の階層別相違と、経営ならびに土地所有の総体としての農業制度全般の近代的改変におけるその意義とが追究されねばならないのではないだろうか。この点ではやはり、分析対象としての農民解放の総過程からの「封建地代の償却」(Vページ)のみの抽象は、文字どおりなにがしかの抽象性を帯びざるをえず、全体像に迫るためには当然、共同地分割の実態がそれとともに解明されなければならないであろう。

b、共同体の編成替え

一八三二年時点で、全住民の八分の一だけがグルントヘルシャフトのもとにあったとされる (T. Pierenkemper [Hrsg.], *Landwirtschaft und industrielle Entwicklung*, Stuttgart 1989, 所収の C. Dipper の論説、特に S. 69, そして、本書六四ページ第19表のフーフェ農の相対的漸減傾向を見よ) ザクセンでは、農民解放は、C・ディッパーが示唆するように、所有制度になんらかの重大な作用を与えた変革ではなく、ただ単に、園地農・小屋住農等の *Tagelöhner* 層の窮迫の度を強めたかぎりにおいて労働制度に影響を及ぼしただけだったのか。そもそも、ザクセンの農民解放は、ヴンダー (H. Wunder) のいわゆる「農民共同体からラントゲマインデへの——きわめて多面的で、地方＝地域ごとに特殊性を持つ——編成替え」(Die bäuerliche Gemeinde in Deutschland, Göttingen 1986, S. 114) の渦中で、いったいどのような役割を果たしたのか。そして、この編成替えのザクセンの特殊性はなにか。ヴンダーによれば、「ラントゲマインデの隠れみの」(ebenda, S. 132) のもとで、おそらくは二〇世紀への転換を画する時期に至るまで農村下層民(園地農・小屋住農、奉公人・間借人等)を排除する閉鎖的な利益団体として維持され続けたであろう、農民中心の「地方的ゲマインデ」(ebd.) の実在を、松尾氏自身、*Allgemeinde* (フーフェ農団体) に関する指摘(本書二二〇、一二七—八、一三九ページ)によって示唆している以上、この点の検証は、一八三八年の「農村自治体法」の本格的分析とあいまって、いよいよその重要性を増す研究課題の一つとならざるをえないように思われる。

c、封建制廃棄の劃期

次に著者に質問してみたい論点は、農業発展のプロイセン型の道に関する「H. Harnisch 対 G. Moil 論争」——旧「東独」の消滅とともに立ち消えになった観は否めぬが——、あるいは、わが国での「ドイツ資本主義の劃期論争」との関連で、封建制から資本主義への移行のザクセンにおける劃期をどこに求めるのかという点である。行政機構や権力行使の問題はひとまず措き純粹に経済的に見て、それは、一八七〇年以降(プロイセンに関するモル説)を待たね

ばならなかったのであろうか。いやそうではなく、ザクセン農業が基本的に資本主義的な性格を帯びたのは、すでに一八五〇年代の頃（プロイセンについてのハルニツシュ説）だったのか。それとも、そのいずれでもない別の劃期が設定されなければならないのであろうか。著者のご見解を伺いたい。

d、工業化との関連

初期工業化 (Frühindustrialisierung) と高度工業化 (Hochindustrialisierung) という二種類の概念装置を用意する
 デイツパーは、前者と農業改革との関わりについてはこれを認めるものの、高度工業化と農民解放との相互関連を否定し、結果として、さきの「共同体の編成替え」で見た論述同様、ザクセン史における農民解放の歴史的意義の相対化に繋がりがねぬ見地をここにおいても示しているように思われるが、はたしてそれでよいか。この点では、松尾氏が執拗に追求する償却金の行方が重要な意味を持つのではないだろうか。すなわち、それは、「個人的必要」(二〇四ページ)や「騎士領の抵当負債の返済」(二一八ページ)にのみ費消されたのではなく、一面では高度工業化に対して独特の刻印を与える大きな役割をも果たしたのではなかったか。この点についてもご教示を得たい。

e、研究史批判

最後に、著者の慎重な態度を理解しつつも、それでもなお著者の一責務ではないかと思われる問題が、一つ残る。著者の実証研究が、優に国際的水準に達する高いものであることは、モルがその近著において松尾氏の論考を引用している一事のみをもってしても充分首肯せられよう。そうであればこそ、評者は、ザクセンを「中部ドイツ荘園制」と把握するリュトゲ説と、それを「荘園領主制から農場領主制への移行地帯」と見なすモル、ハイツ (G. Heitz) 説との本書での一種の併存を残念に思わざるをえない。リュトゲとモル、ハイツとは、明らかにその見解が違ふ。こ
 とザクセン農民解放史研究に関するかぎり、世界でもすでに五本の指に入る (R. Grob, H. Kieseetter, G. Moll, C. Dipper) として松尾氏) 著者は、ただ単にリュトゲの規定を踏襲する (四八ページ参照) と言うのではなく、諸事実のみ

ならず諸見解の「ジャングル」にも奥深く分け入り、そこから抜け出す一筋の道をわれわれ後進に示すべく、積極的に独自の松尾説を打ち出すべきではないだろうか。この点についてもまた著者の「英断」を切に望みたいと願うのは、はたして評者一人だけであろうか。

以上、後進の礼にかなうと言うには、あまりにも評者自身の問題関心に引きつけすぎた感想のみを書き記したにすぎぬのではないかと恐れる。評者の主観的感想にもかかわらず、本書の客観性がまさに確固不動のものであることには一点の疑念の余地もない。わたくしは、おわりに、「理論の奴隷」へのある種の成り下がりを峻拒し、徹頭徹尾「事実の子」たらんとされる著者の実証史家としてのすぐれて一貫した姿勢に再度心からの敬意を表すことで、あとに続く者の礼にかえさせていただきたいと思う。本書は、実証研究の一つの規範を示す労作である。

〔御茶の水書房・一九九〇年・xx+三二七ページ〕

2 佐藤勝則著『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説』

佐藤勝則氏の近著『オーストリア農民解放史研究』は、以下に示す章立てを一見するだけでただちに首肯せられるとおり、まことに意欲的な大作である。

序章 課題と方法

第一部 オーストリア三月革命と農民解放

第一章 オーストリア三月革命と農業・土地問題

第二章 オーストリア農民解放とその歴史的構造

第三章 ハンガリー農民解放とその歴史的構造

第二部 オーストリア農民解放の経済的帰結

第四章 三月革命後の農業・土地政策の展開構造

第五章 土地所有・農業経営構造と農民階層分化の地帯構造

第三部 オーストリア農民解放の社会的帰結

第六章 農民解放と地帯別地域社会構造

——多民族複合社会における地域構造と農民意識——

第七章 オーストリア農民解放とハプスブルク帝国

終章 総括と展望

I 本書の意義

1. Agrargeschichte 研究の新たな隆盛

一九六七年に公刊された藤瀬浩司氏の『近代ドイツ農業の形成』を、プロイセン＝ドイツ農業史に関する最高成果の一つと見なす点で、学会の評価は定着している。管見にすぎぬとは言え、その後、三好正喜氏の『ドイツ農書の研究』（一九七五年）、藤田幸一郎氏の『近代ドイツ農村社会経済史』（一九八四年）、肥前栄一氏の『ドイツとロシア』（一九八六年）、そして原田溥氏の『ドイツ社会民主党と農業問題』（一九八七年）というように、ドイツ農業史に直接関わる数点のすぐれた力作が世に問われたものの、ドイツ語圏諸国・諸地域の農業・土地制度史を対象とした本格的な研究成果は、必ずしも多産ではなかった、と言わざるをえない。しかし、一九八九年の東欧改革（佐藤氏著、同上、五三七ページ。以後、引用は原則としてページ数のみ記す）、一九九〇年のドイツ（再あるいは新）統一、そして、翌一九九一年のソ連邦消滅等の激動の現代史的諸相とあたかもほぼときを同じくして、いま、ようやく Agrargeschichte 研究の新たな隆盛の時期を迎えつつあるように思われる。奇しくも、歴史的なドイツ統一のときと相前後して上梓さ

れた——拙著を引き合いに出しておこがましくはあるが——加藤房雄の『ドイツ世襲財産と帝国主義』そして松尾展成氏の『ザクセン農民解放史研究序論』の両著をもって、該研究史上の「創造の新局面」の到来と見なしたとしても、あながち不当とは言えないであろう。眼をほかならぬドイツの地に転じて、一九九二年四月、ベルリン郊外のゴーゼンに旧東西両ドイツの著名な農業史家が一堂に会して、統一後初の歴史的な国際会議を開き、農業・土地制度史研究興隆の機運は、ここにおいてもいやが上にも高まりを見せつつある。佐藤勝則氏のこのたびの大著は、このような内外での「創造の新局面」に正当に位置づけられてしかるべき格式と内実を兼備した重量感あふれる作品であり、わたくしは、本書の公刊に対して、Agrargeschichte 研究に携わる同輩の一人として心からの同慶の念に耐えない。

2、研究史上の貢献

佐藤氏自身、先行研究の代表作として澤村康氏の『中欧諸国の土地制度および土地政策』（一九三〇年）を挙げておられる（五三五ページ）が、少なくとも同書の第六・七章（オーストリアとハンガリーの土地政策）の実証水準に関するかぎり、佐藤氏の近著が、先行作を断然凌駕している。佐藤氏の大作は、オーストリア農業・土地制度史研究の劃期的成果である。

3、歴史と現実

言うまでもなく、本書は、農業・土地制度史に関する厳密な歴史書であるが、同時に、現状分析にとつてもすぐれて示唆に富む。「社会主義」解体後の東ヨーロッパ世界の現実を知る上で、本書の貢献は実に貴重であろう。

4、新たな研究方向

さらにわたくしは、本書の際立った特長を、「多元的・地域主義的なヨーロッパ社会の本質把握」（五三七ページ）を志向する著者の研究意欲そのものに見たいと考える。それは、一言にして、「経済史から地域社会史へ」という一条の線に集約して定式化されうる研究方向なのであるが、この点で本書の主題「オーストリア農民解放史」と副題

「東中欧地域社会史」とは、密接不可分の関係に立ち、また、序章から終章へと至る論理の流れそれ自体が、この一筋の基本線に従って構成されている。こうした新しい研究方向は、佐藤氏の場合、研究対象そのものが然らしめる要請として捉えられている（四六八、五三一ページ）のであって、対象と方向の融合は、佐藤氏にとって一つの必然でさえある。この強固な意欲は、本書最大のメリットと言ってよいが、同時に他方において、それは往往にして座視しえぬデメリットをも内包しがちなものである。本書もまた、残念ながら、この世の習いから必ずしも完全には抜け出ていないのではあるまいか。けだし、そもそも、最も基本的な経済史の分析そのものに若干の問題なしとしないと思われる面がまだ残っているからである。以下、評者の専攻するプロイセン・ドイツ農業・土地制度史研究の立場から、問題点を二、三指摘して、ご批判をあおいでみたいと思う。

II 若干の問題点

——プロイセン農業史研究の立場から——

1、「必要な通過点」（一九〇、四〇九、五二八―九ページ。さらに、拙著に対する佐藤氏の高評、『西洋史研究』新輯第二〇号、一九九一年、所収、とくに九九ページ参照）

「自営農民の自由な所有は、明らかに小経営にとつての、……（中略）……土地所有の最も正常な形態である。土地の所有が、この経営様式の完全な発展のために必要であることは、用具の所有が、手工業経営の自由な発展のために必要であるのと同様である。土地所有は、ここでは人格的独立の発展のための基礎を成す。それは農業そのものの発展にとつては、一つの必然的通過点 (ein notwendiger Durchgangspunkt) である」(K・マルクス『資本論』第三巻、向坂逸郎訳、岩波書店版、一〇〇八ページ、『全集』版、一〇三三―三四ページ、傍点評者)。

マルクスのこの古典的文言は、「農業そのものの近代的進化」(佐藤、五二八ページ)をどのように理解するのかという根本問題に深く関わっている。佐藤氏にとっては、「個別小農民経営の創出」(四〇九ページ)が、農民の「下か

ら」の発展の基礎である。「西ヨーロッパに限定」(五二九ページ)される農業の「近代的進化」のこの道は、土地所有の契機に止目して言う、農民的分割地所有を「必要な通過点」としており、これは、グーツヘル層の「上から」の道と「鋭く対抗」(八一ページ)する。「こうした所与の客観的条件は、オーストリアにおける封建的土地所有関係の解体、編成替えを『下から』の農民革命の勝利によってではなく、『上から』の農民解放によって妥協的に成就せしめて行くこととなる」(八一―二ページ)。佐藤氏による経済史分析の基礎視角は、大塚史学のそれであって、ここでは、大塚史学の古典的な「二つの道」理論が、オーストリア農民解放の歴史的意義の把握に適用されている。まず、この点を確認しておきたい。

2、「二つの道」論(八四、九一、四四〇、四九三ページ関連)

周知のように、レーニンは、マルクスの先の指摘について、次のように述べる。すなわち、「分割論者はよくマルクスの次の言葉を引用する。『自営農民の自由な所有は、明らかに小経営にとつての……土地所有の最も通例の形態である。用具の所有が、手工業経営の自由な発展のために必要であるように、土地所有がこの経営様式の完全な発展のために必要である』。ここから結論されることは、自由な農民的耕作の完全な勝利が私有を要求することもあるというだけである」と。これに加えてレーニンはさらに、「エム・シャーニンとその他の分割賛成論者の誤り」を批判して、「社会民主党はどんなことがあっても分割を支持しない、というのではない。他の歴史的時期には、農業進化の他の段階には、分割が不可避的となることもありうる」という註釈を加えている(レーニン『社会民主党の農業綱領』国民文庫版、九七、一〇五ページ)。

ここには、大塚史学の通説的な「二つの道」論とは違う別の理論的可能性が秘められていると思われるが、事実、レーニンは、ストルイピンの土地改革によるフートル農民層の生成に着目して、こうした道を「もし農民的農業革命が勝利しなければ、これこそ資本主義的ロシアにとって可能なただ一つの道」と見なし、そこでの「農業の技術的向

上」と「経済的進歩」を力説している。ただし、この種のブルジョア的な道は、徹底的に「地主の利益」に沿った進化であると同時に、「強力な農民ブルジョアジーの分離」を伴う経路でもある(同上、九九―一〇〇ページ)。これは、「富農に共同体の収奪を許す」(尾崎芳治「古典研究」『経済』一九六六年、九月号、一三四―一三六ページ)道にほかならない。

このように、資本主義的農業進化に関する大塚史学の見地と、レーニンの内在的理解を踏まえた理論視角とのあいだには、相当な隔たりのあることが看取されるであろう。だが、評者には、ときに、標準的な古典の片言隻句をめぐる解釈上の違いについての訓詁学的贅言に傾きかねぬ理論の問題が重要なのではなくて、ひとまずは、事実そのものが問題であるように思われる。以下、プロイセン農業史に関する少しばかりの実証的成果を、行論にとって必要なかぎりで示しておきたい。

事例1、マクデブルク沃野地方の Klein Wanzleben は、世界的に有名な甜菜糖工場である。それは、一八三八年に農民が設立したものであるが、同工場は、一九二〇年代の半ばになると、約七、〇〇〇ヘクタール以上の農用地を経営した。われわれは、ここに、W・トロイエ(W. Treue)のいわゆる「農民企業家」の典型例を見ることができよう。

事例2、von Alvensleben - Schönborn 伯爵は、一八六九年に、自分が所有する騎士農場の借地人を、二〇年間契約で募る。これには合計一三〜一四人の応募者があった。その顔ぶれは次のとおりである。Rittergutspächter 一人、Domänenpächter 三人、Rittergutbesitzer 一人(貴族)、Administrator 一人、そして、Dorfbürgermeister 二人と Mittel- und Grobbauer 五〜六人。これは、最終的には、Ortsvorsteher に二四年契約で落札されたのであるが、興味深い事実は、pachtwillig な農民層のかなり広範な存在である。旧東ドイツの農業史研究を代表する H・H・ミュラーは、この点について、御料地と騎士農場との借地人は、概して bürgerliche Herkunft の者が多いようであるが、同時に、農民身分を出自とするペヒターも決して少なくはないと指摘している。これは、H・ウンダーの言う東部ド

イツの「富農寡頭制」をどのように評価するべきか、という問題に直結する。

事例3、騎士農場と御料地のペヒター、Arthur Schurigは、農民村落Gröbers出身の Sohn eines Landwirtsである。ミュラー氏の評者宛て一九九二年九月二五日付私信によれば、この用語は、wirtschaftsstarker Mittel- oder Grobbaauerを意味する。富農最上層の一員と目される Schurigは、一九一七年には、三、五〇〇ヘクタール規模の大きな所領の借地をも手がけて、進歩的農業経営の頂点に立った。以上の三例はすべて、ヴェルニゲローデにおけるアルヒーフ・アルバイトを通じてミュラーが発掘した新事実である。これらは、マクデブルク沃野の地方的特殊性の埒内に落ちる例外的事例ではないように思われる。

事例4、ブランデンブルク州の Arnim 伯爵が所有する有名な Boitzenburg 所領は、その規模二万ヘクタールを超える「大世襲財産」(M・ウェーバー)の一つである。評者がポツダムで見た史料によれば、同所領の一つの特徴は、それが言わば貸し出し農場大複合体を成す点にある。そのペヒターの階層構成は、管見のかぎりでは、Rittergutsbesitzer, Landwirt (Stralsund出身), Administrator, ein kapitalkräftiger und tüchtiger Landwirt, Amtmann, Ökonomierat, Landwirt, Viehhändler 等である。Landwirtが中・大農を意味する以上、この間においてもマクデブルク沃野同様、少なからぬ数の農民、ペヒター層の存在が確認されよう。

これらの史実をめぐる評者の質問に答えて、ミュラーは確言する。「資本家的農民が、Junkertumと Landgemeindeとのあいだの橋渡し役ないしは仲介役という、軽視すべからざる役割を果たしていたことは、あなたの言うとおりです。しかし、難しいのは、その正確な数量的確定なのです。アルヒーフで調べて、もっと沢山の事例を突きとめたいと思っています」(一九九三年一月五日付の私信)。

農業進化の「プロイセン型の道」において、資本力ある大・中農層は、ユンカートウムとラントゲマインデの媒介環としての重要な歴史的役割を担った。この点に鑑みて、グーツヘル層による「上からの道」と農民の「下からの

道」との鋭い対抗という、大塚史学の類型把握の一面性と抽象性は、明らかなのではあるまいか。そして、「上から」の農民解放を深部において規定していた基礎契機が、「下から」の農民層のブルジョアの両極分解だったのではなかったか。そのかぎりでは、「プロイセン型の道」における「富農寡頭制」の制覇は、依然として両極分解の一帰結である。したがって、マルクスの「必然的通過点」とレーニンの「プロイセン型の道」とは、必ずしも両立不可能な二契機ではありえないのではあるまいか。

読者は、この視角から、佐藤氏の論述、とりわけ、一四六―八、一五八―九、そして二四七―五一ページのハンガリー農業に関する分析を批判的に吟味されたい。氏によって、「農民解放後のオーストリアにおける農民経営構造の特質」として捉えられた「農業における資本主義発展の地主型の途による小ブルジョアの農民型発展の途の圧倒」(二五一ページ、傍点評者)とは少しく——いや、事実は大分と——異なる歴史像を、佐藤氏の言う「マグナーテン農業の規定性」(二五九ページ)が貫くと見なされた、ほかならぬハンガリーについて、Vorstellungしたのは、はたして評者一人だけであろうか。けだし、佐藤氏の分析によれば、ハンガリーにおいてすら、「全農民数のうち一四・五%」(この数字は約二〇万世帯に相当する)が、「自由な経営拡大の展望」、少なくともその可能性を持ちえたからである。

ここで、ミュラーと並ぶドイツ農業史研究の双壁のもう一方の当事者であるH・ハルニツシュの的確な指摘が想起されよう。すなわち、「多大な土地喪失にもかかわらず、平均的な農民経営は、(農民解放過程での)調整の完了後、東・西プロイセン、ポメルン、そして、ブランデンブルクの諸州において、かつてからの劣悪な地質の場合でさえ、大農的發展を可能とする土地を保持した」と(傍点評者、とりあえず、前掲拙著七三ページの註二参照)。

3、貴族経営の指導的役割

紙数に制約があり、評者の疑問点の全面展開については、残念ながら断念せざるをえない。ここでは、問題点をも

う一つだけ指摘することで、評者としての責めをふさぐことにさせていたきたい。それは、「ベーメンにおけるドイツ人マグナーテン支配の成立とシユタロステン・インドウストリーの展開」(四二二ページ以下)の興味深い叙述についてである。佐藤氏の分析から、第一に、ベーメンにあつては、絶対主義的な「上から」の農民解放が、「農村富農層のプチ・ブルジョアのブルジョアの発展」という「下から」の「発展の展望を解き放つ」(四二七ページ)役割を果たしたと、第二に、農民の「プロテスタント的な日常的営為」(同上)にモデルを提供したのは、カトリック貴族だったこと、そして第三に、そのかぎり、農業発展の先進性と指導性あるいは模範性という一種の榮譽を体現していたのは、ここでは貴族層の側であつたこと、が知られる。それゆえ、一言にして言えば、貴族のこの「指導的役割」なしには、ベーメンの「小生産者の発展」はありえなかつた、ということになるのではないだろうか。評者には、この点からも、「上からの道」と「下からの道」との、ある種の単純明快さを帯びてはいるが、やはり依然として抽象的であると言うほかない、対抗的な「類型分け」(G・モル)をもつてするだけでは、ヨーロッパ諸国・諸地域の資本主義的農業進化の基本問題一つ取つてみても、その具体的全体像に迫ることは必ずしもできないのではないかと危惧されてならないのである。

それが、実は、評者自身の胸を最も鋭く突き刺す槍にほかならぬことを充分自覚しつつ、ここで、あえて次のような批判的言辭を弄することをどうか海容いただきたい。オーストリア・ハンガリー史についても、ベーメン史に即しても、こと、経済史分析の箇所に関するかぎり、佐藤氏が適用された理論と氏が明らかにされた史実とのあいだには、ある種の齟齬が生じているのではあるまいか。ここで重要なのはむしろ、経済史研究における理論と事実との言わば前者優位の力関係の逆転、すなわち、大塚史学の理論視角であれ、あるいは、マルクス・レーニンのそれにせよ、なんらかの観点とともに始められた分析の結果得られる豊富な社会経済的諸事実を、よしどれほど權威ある学説であろうとも、安易に、先行者の通説的な経済史理論の枠組みに依拠して説明することではなく、さしあたっては、傑出し

た Agrarhistoriker、H・H・ミュラーが一貫して行っているように、史実そのものを徹底的に精査し尽くすという意味での事実の復権なのではないか。そして、そのとき、あるいはその後、初めて、経済史の分野それ自体における新理論の展開の機会に恵まれる希望のとびらが開かれる、と言つてよいのではあるまいか。

佐藤氏の高著が、ヨーロッパ「地域社会史」というすぐれて斬新な未踏の研究領域の開拓者の業績としての輝かしい光芒を未永く放ち続けるであろうことは、もとより言うまでもない。第三部「オーストリア農民解放の社会的帰結」で展開されるダルマチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ等々の諸地域に関する社会史的分析は、先にも述べたが、東欧世界の現状の原点を押さえる上で、味読されるに足る現代的意義すら主張しうる力編である。それだけではない。J・A・シュンペーターやF・リストらへの真摯な着眼から知られるとおり、本書は、ある意味では、ヨーロッパ文化史・思想史の書でもある。一例にすぎぬが、等族自治の評価に関する氏の積極的言及は、沈黙考に値する重要な一論点であろう。今後、佐藤氏によつて、継続されるにちがいない地域史・社会史はおろか、思想史まで包括するきわめて幅広い「新しい文化問題の発見」(五三五ページ)から、貴重なご教示を与えられ続ける恩恵には、さだめし計り知れぬものがあるう。しかし、それにもかかわらず、いや、そうであればこそ、わたくしは、次のようにあえて言う蛮勇を自らの義務としたい。最も基本的な経済史について、今後果たされるべき、やり残された固有の課題が、まだあまた山積している。経済史研究に踏みとどまり、経済史における史実の復権と新理論の展開を目指す可能性を、ことごとく同輩と後進に委ねたまま、能事終われりとしてはたしてよいものであるうか、と。妄言を多謝しつつ、筆者の今後の研究成果を心から期待したい。

〔多賀出版・一九九二年・x十五四六ページ〕

3 馬場哲著『ドイツ農村工業史——プロト工業化・地域・世界市場』

シュレージエン麻織物工業史に関する丹念な実証研究として傑出した水準の本書は、「明示的なドイツ資本主義論とはなっていない」（二五三ページ）との著者自らの謙虚な反省の弁にもかかわらず、ドイツ資本主義論はおろか、より広くヨーロッパ資本主義形成史論に直結する重大な理論的諸問題を少なからず含む点では、すぐれてポレーミッシュな性格をも併せ持つ作品と言ってよい。それは、序章「ヨーロッパ農村工業史研究の現段階」において発せられた研究史への三つの「警告」を一見するだけで、ただちに認められるところであろう。すなわち、第一に、工場制工業への移行の基本線を、「小生産者の発展」と「商業資本から産業資本への転化」の二者択一に求めた見地に対する警告、第二に、各国・各地域への「農民層分解」論の無媒介的な適用に向けられた警告、そして第三に、農村工業の成立と発展を、特定の農業・土地制度や自然条件に固定的に結びつける視座への警告、がそれぞれである（二七、二〇、二八ページ）。

これらの三つの「警告」は、密接な関連のもとにあると言えるが、著者の問題関心は、一言にして、「当該工業の歴史的特質や盛衰の過程を、農業・土地制度との関連だけで説明する傾向のあつたわが国の研究史に対する批判を一つの動機とする」（二三七ページ）という文言に集約されている、と見てよいだろう。このように、本書は、独自の実証世界に深く沈潜しながら、同時に、研究史の批判的超克をも横目で睨む、すぐれて論争的な特徴の書である。そこで、小稿では、「率直な評価を主にせよ」という、評者に求められた書評スタイルを尊重して、もとより、ささやかな管見の範囲内にすぎぬとは言え、できうるかぎり問題的争点の発見に努め、もって、本書のポレーミッシュな個性に評者なりに応えることで、与えられた責めをふさぐことにさせていただきたいと思う。

さて、本書固有のある種の論战的な性格は、さしあたり、以下二点の研究史批判においてひとときわ際立つ感を禁じえないが、小稿では、紙数の制約もあり、そうした批判の概要を約言することによって、内容紹介にかえておきたい。

それはまず第一に、シュレージエン麻織物工業の構造的契機たる「農村の織布工」の農奴的性格と、これに基づく「農村の織元」への転化・上昇の可能性を説いた大塚久雄氏の古典的論考「農村の織元と都市の織元」における類型論的視座の過大視を、著者がいましめ、むしろ、領主主導型農村工業であっても十分に発揮しえた国際的競争力に注目して、「外国市場によるインパクトの大きさ」（二八〇ページ）を決定的に重視する観点に明らかである。ここでは、F・F・メンデルスの問題提起を起点とする「プロト工業化論」がもたらした近年の諸成果の積極的活用を経て、「世界市場ないし資本主義的世界体制の規定性」（六ページ）が力説されている。

第二に、シュレージエンの農村住民がグーツヘルシャフトの規制もものは、なお享受しえた良好な土地保有権を基礎とする、「農民層の両極分解」の順調な進展にとつての有利な諸条件の存在に着目した北條功氏の周知の見地を一定程度評価しつつも、こと「農村下層民成立の諸経路」（二四七ページ）に関するかぎり、著者は、藤田幸一郎・肥前栄一両氏の近説に依拠しつつ、むしろ、ドイツ村落共同体の「封鎖的でヒエラルヒッシュな性格」と、これに基づく奴婢あるいは奉公人の「構造的再生産」（一九二〇ページ）という別個の経路「のほうが重要であったと考え」（二四七ページ）るのである。ここにあっては、藤田氏のいわゆる「両極分解論的把握方法」に対する批判潮流（拙著『ドイツ世襲財産と帝国主義』勁草書房、一九九〇年、九二ページ参照）としての「ドイツ農村史研究の新たな傾向」（四〇、一三八ページ）が、より肯定的に評価された上で、その見地が基本的に継承されることになる。

要約すれば、およそ次のようになろうか（四〇ページ参照）。シュレージエン麻織物工業をもっぱら「農業・土地制度との関連」のみで取り扱うことは、一面的とのそしりを免れない。これとともに、「所与の生産条件に対する商人の対応の違い」（二三四ページ）を含む「流通過程の分析」が重要である。当該工業の「農村工業としての側面」のみならず、「輸出工業としての側面」もまた重視されなければならない。こうして、「農業・土地制度との関連」は、後者の側面により「相対化」されうる。結局、「プロト工業化論」と「村落共同体の位階的性格を強調する」農村史研

究こそが、踏まえられてしかるべきなのである、と。

評者は、本書のサブタイトルを成すとともに、相互に有機的な関連に立つ三契機でもある「プロト工業化・地域・世界市場」の視角のもとで、「ドイツ農村工業史」の錯綜した事実の森に、果敢にしかも多面的かつ鋭利に切り込んだこの貴重な成果を、近年の「プロト工業化論」と「ドイツ村落共同体論」への傾倒が生んだ研究史批判の力作として、かつまた、当該工業史の実証水準を飛躍的に上昇させた劃期的労作として、高い評価を惜しまぬものである。いま、この点を確認した上で、将来ありうべき討論のための準備作業の用に供するべく、次に、評者の率直な感想を試論風に述べることにしてみたい。いったい、「大塚理論」と「プロト工業化論」の双方を問題の俎上に載せる以上、「大塚理論」を構成した主要な諸源泉のうち、さしあたり次の両者、すなわちマルクスとレーニンにまで立ち返った突き合わせの営みは、いまではすでに、全く不必要かつ無意味となってしまうたのであるうか。以下では、この素朴な疑問から発する二つほどの批判的論点をあえて提示して、著者のいつそうのご教示を得たいと思う。

第一に、マルクス「原蓄論」あるいは「土地所有論」との関連について。おおよそ、「プロト工業化」もしくは「原基的工業化」を取り扱う以上、「本源的蓄積論」との対比の作業は、不可欠と評者には思われる。この点で特に興味深いのが、著者の止目する一六一―一八世紀の「内地植民」（二五〇ページ以下）である。一七四二―一八〇五年のあいだに植民者が得た保有地数は、約二万五〇〇〇で、そのうちグーツヘルの自己負担によって新設された保有地は、一八、三六三にも達した。こうして生み出されたホイスラーらの下層民は、麻織物工業に吸収されたのであるが、「麻織布業の担い手」（四四ページ）あるいは「麻織物工業の直接生産者」（一五三ページ）とは、概して、グーツヘルにより積極的に創出された農村下層民だったのである。この「農村工業の担い手」（二二―二三ページ）が、同時に、馬場氏の言う「賃労働の担い手」（一九ページ）でもあったとすれば、上の事実を、たとえ「封建的・身分制的な社会経済構造の枠内」（二三四ページ）においてであれ、「封建的」大土地所有としてのグーツヘルシャフトが、資本にとっての

能動的基盤たる「賃労働」を導き出す点でのなごしかの規定性を發揮したそのかぎりにおいて、すでにいくばくかの近代性格をも帯びていたことをうかがわせるに足りよう。馬場氏のいわゆる「近代植民」(二二ページ)としての性格規定は、原蓄期の大地所有が示す、資本関係の形成過程に対するこの能動的関与の視点から見て、示唆に富むと評者は考えるが、ともあれ、植民の中世的性格を規定したものが農業であったとしても、その近代性を工業的色彩と特徴づけるだけではいささか曖昧なままであろう。厳密な意味での「近代国家と呼ぶにはなおほど遠い」(二二八ページ)本源的蓄積期における「土地所有と賃労働の関係」(拙著、一七〇ページ参照)こそが、もっと詳しく追究されてもよかつたのではなかつたか。この点で、本書にあつては、グーツヘルまたは商人の経営実態と織布工の労働実態との具体的表象にとって不可欠の、麻織物工業の直接的生産過程そのもの、または、当該工業の仕事場の個別事例に即した実証分析が、ほとんど果たされていないように思われることが惜しまれる。

第二に、レーニンの「両極分解論」との異同に関しては、以下の諸点を指摘するにとどめたい。馬場氏は、農村下層民成立の経路が、(1)農民層分解だけではなく、(2)村落共同体の構成原理、(3)相続制度、そして(4)内地植民でもあつた点を力説し、「農民がいわゆる両極分解を通じて織布工になつたわけではないこと」(一九一ページ)への注意を繰り返して促すのであるが、(2)と(3)については、つとにM・ウェーバーの古典的な指摘(拙著、五五―五六ページ参照)があり、(4)に関しては、必ずしも下層民成立の経路とは言えず、すでに生み出されていたそうした人人の存在を前提にした施策だつたことは、著者の説くとおりである。そして、相続等を原因として下層民が増え、全農村住民間の「すべての経済的矛盾の総体」(レーニン)が深化・拡大して、その結果、農民層は分解したと評者は理解するが、それはともかくとして、ここでは、オーベルラウジッツにおける四つの農村の実態分析に注目しておきたい(二八八―二九九ページ参照)。農村住民の階層構成の変化は、いずれの村にあつても、「農民の数の驚くほどの安定ぶり」(一九一ページ)を示している。検討の年代は、一六一―一七世紀から、一八世紀末ないしは一九世紀初頭期までである。例え

ば、典型的な織布工村の一つであるエーベルスバッハ村の動きを見ると、一六五六年に農民経営は四二存在し、その保有地面積の合計は三八六ルーテであった。そして、一八二二年には、農民数が四一で、総面積は三六〇ルーテとなつていたのである。こうした言わばフラットな農民層の両極分解が実際に進んだか否かは、したがって、ここでは、まだ判定不可なのではあるまいか。問題は、むしろ、一八世紀末以降とりわけ農民解放後の近代の東部ドイツにおけるその有無であろう。レーニンの分解論は、前近代的土地制度をいかに止揚するのかがというすぐれてブルジョア的な変革課題との不可分の関係において、どのような構造的特質と発展水準の資本主義が形作られたかを判定する際の一基準として、いまなお保持されねばならぬ基礎的一視角なのではないだろうか。ともあれ、馬場氏がイメージする「農民層分解」とレーニンの分解論の内実とでは、かなりのずれがあるように思われる点が気になるところである。討論のためには、この点の整理が必要であろう。

さらに、「大塚理論」のもう一つの重要な源泉であるM・ウェーバーとの突き合わせをも問題にするとすれば、「オikosのヘル」に関する周知の古典的規定、すなわち、「産業的大経営の創造」は、そうしたヘルを、「資本主義的企業家に完全に近づけることがありうる」(M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 232) という把握をば、馬場氏が最後に展望するシュレージエンおよびオーベルラウジッツにおける麻織物工業から「綿工業への移行」(二三五ページ)との関連で、どのように理解するか、著者の見解を伺ってみたくも思うが、小稿では、最後に、麻織物工業地域たる山岳部のヒルシュベルクに位置したと推察される九五ページ記載のロムニッツ所領に、さしあたって注目するにとどめておきたい。J・コンラートが一九世紀末期について作成した統計表によれば、約四六六ヘクタール規模だったこの所領は、一八四一年に世襲財産化されたことが知られるのである(J. Conrad, *Agrarstatistische Untersuchungen. Schlesien, in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Dritte Folge, Bd. XV, S. 722f.*)。同所領は「シュレージエンに着目して大作「世襲財産論」を仕上げたM・ウェーバーの当該の世界とその前史をより深く理解する上で、恰好

の一分分析対象たりうるであろう。プロイセン世襲財産制の近現代史的展開に執着する評者にとっての貴重な実証課題が一つ与えられたことを感謝して、拙評の結びとしたい。

〔東京大学出版会・一九九三年・vi+二六五ページ〕

第二章 実証分析

——ザクセンのヴェンツェル家——

「ドイツ最大の資本主義的農業経営の一つ」⁽¹⁾とされるカール・ヴェンツェル (Carl Wentzel) の「農工複合体」⁽²⁾ (約七、〇〇〇ヘクタール規模) は、ヴェンツェル＝ボルツェ (Bolze) 両社の企業合同として、一九一五年に完成する。

それは、ボルツェ家ゆかりのエラ (Ella von Zimmermann) とカールとの一九〇六年の婚姻 (Zweckheirat) を機縁としていた。一八七六年生まれのカールが、知られうるかぎりでのヴェンツェル家六代目の当主だったとすれば、エラは、ボルツェ社の創始者ヨハン (Johann Gottfried Bolze) の娘婿ツィムマーマンの系譜に連なる婦人であった。⁽³⁾

ザーレ川沿いに拡がるハレ盆地に大土地所有を構えたヴェンツェルとボルツェの両者が辿った歩みは、それ自体として、ドイツ・ユンカー階級の近現代史⁽⁴⁾を見る上での興味深い事例であるが、かつて、わたくしは、「砂糖王」⁽⁵⁾ ヴェンツェルへの論及を行ったことがある。⁽⁶⁾ それは、一つには、農業史の大家ミュラーが、ヴェンツェルの事例を、御料地借地人 (Domänenpächter) の独特のブルジョア的性格を体现した一典型と評価した実証研究⁽⁷⁾への興味に端を発しているが、さらに、これに加えて、ヴェンツェルの大土地所有は、東ドイツ消滅後の「広い意味でのユンカー的大土地所有の部分的復活の一指標」⁽⁸⁾と目されてよいのではあるまいか、という二つの問題関心に基づいていた。

本章は、従前からのこうした問題意識を踏襲しつつ、ドイツ大土地所有の近現代史的展開に関する実証的検討を、

ヴェンツェル家の個別事例から明らかにされうるかぎりで果たしておくための一試論である。ただし、ここでの考察の対象としては、ヴェンツェル社とボルツェ社の起源を尋ねた上で、独占資本主義の成立・展開期におけるヴェンツェルの「社会的給付」⁽⁹⁾と地域管理政策を分析し、最後に、ナチズムとの協調と相克の果てに、ヴェンツェル自身の処刑というカタストロフィーを迎えるまでの個別家族史の大筋を跡づけることに限定したい。なお、分析の主要な素材は、ブエス (Alfred Bues) の学位請求論文であるが、有り体に言くと、この論考には、一九七〇年頃の東ドイツの政治状況が然らしめた影響からか、公式マルクス主義的な特定のイデオロギー的見地のアープリオリな即断と混入と言わざるをえない箇所が、ないわけではない。本章においては、したがって、そうしたドグマティックな決めつけを排し、史実に即した個別大土地所有史の厳密な再構成という一点に的を絞って、検討の歩を進める。

一 ヴェンツェル＝ボルツェ両社の系譜

1 「農業のクルップ」⁽¹¹⁾カール・ヴェンツェルの家系⁽¹²⁾

ヴェンツェル家発展のいしずえを築いた初代のゲオルク (Georg Philipp, 1734. 9. 16-1791. 12. 1) は、一七六五年に、御料地 (Oberamt) シュレラプラウ (Schraplau) 1を、プロイセン王子アウグスト (August Ferdinand) から賃借りする。レーダーブルク (Löderburg) の畜耕可能農民 (Besitzer eines Anspannerhofes) であるとともに、ギュステン (Güsten) にある騎士農場の借地人 (Pächter) をも勤めたゲオルクは、農民地の売却と騎士農場での隷農搾取によって得た資金のうち、九、八三四ターラー (Taler) に達する額を、御料地の借地契約締結用に振り当てた。表2-1は、その金額の内訳を示している。

ビール醸造所と石灰製造所を備えた御料地シュレラプラウは、材木利用権・狩猟権・漁撈権をも掌握したが、そこで

表 2-2 シュラプラウ農場の労働力

| | | |
|-------|-------------|-----|
| 畜耕賦役農 | Anspanner | 19人 |
| | Halbspänner | 4 |
| | Kärner | 7 |
| 手賦役農 | Handfröner | 6 |
| | Kossaten | 61 |
| 合計 | | 97人 |

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 3, より作成。

表 2-1 借地関係の締結

(単位：ターラー)

| | |
|-------|-------|
| 保証金 | 3,000 |
| 現金支払い | 1,131 |
| 契約手数料 | 54 |
| 借地料 | 5,420 |
| 公租公課 | 229 |
| 合計 | 9,834 |

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 1f. より作成。

の封建的關係を特徴づけた要因は、言うまでもなく、その農場経営であった。一、三七五モルゲン (Morgen) の農用地では、手耕・畜耕の賦役が投入されていた。ヴェンツェル自身は、若干の下僕 (Knecht) と四〜五頭の役馬しか持たなかった。御料地における労働力構成は、表 2-2 のとおりである。一七四二年の畜耕賦役条例によれば、アンシュペナー一人には年間一〇四日の賦役が義務づけられていたので、もしも、自余の農民たちもまた同一日数の賦役を履行していたと仮定できるとすれば、シュラプラウでの賦役総日数は、一年一〇、〇八八に達し、ヴェンツェルは、一日当たり三〇人以上の労働力を使役していた計算になる、とブエスは述べている。

ヴェンツェルの勢力範囲は、御料地管理人 (Amtsrat) としての権限で、領民に対する裁判権を握ることにより、オーバーレープリンゲン (Oberröblingen) ・ニーダーレープリンゲン (Niederröblingen) ・ベンシュテット (Bennstedt) ・メルムスドルフ (Melmsdorf) ・アーゼントルフ (Asendorf) ・シャフゼーエ (Schaffsehe) ・ニーダーアルベルシュテット (Nieder-Alberstedt) ・オーバーアルベルシュテット (Ober-Alberstedt) の計八つの村落 (Amtsdorf) とレープリング農場 (Vorwerk Röbling) との全住民、ならびに、シュラプラウの市場町 (Flecken) に住む半数の人人にまで及んだ。一七六六年に、彼は、早くも第二の御料地 (Unteramt) の賃借りに乗り出す。御料地シュラプラウ 2 が、それである。そのために要した費用は、五、九〇〇ターラーであった。彼は、また、前任のペヒターに七五五ターラー支払うことも忘れなかった。シュラプラウ 2 の借地によって、ヴェンツェルの勢力圏は一挙に拡張する。当該の御料

表 2 - 3 ヴェンツェル家の系譜

| | |
|------------------------------|----------------------|
| 1. Georg Philipp | 1734.9.16-1791.12.1 |
| 2. Andreas Friedrich Philipp | 1776-1826 |
| 3. Heinrich Moritz Carl | 1790-1856 |
| 4. Carl Emil | 1812-1882 |
| 5. Carl | 1843-1907 |
| 6. Philipp Kurt Carl Emil | 1876.12.9-1944.12.20 |

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 1, 7f., 10, 16, 48 u. 242, より作成。

地管区 (Amtsbezirk) には、シュテッテン (Steden) ・アムスドルフ (Arnsdorf) ・ヴァンスレーベン (Wansleben) ・ケヒシュテット (Köchstädt) ・シウトイデン (Studen) ・ヴォルンシュテット (Wornstedt) の各村落とエツドルフ農場 (Vorwerk Eitzdorf) が属していたからである。石灰製造所を置く御料地そのものの耕地面積は、一、六九五モルゲンに達した。さらに、ヴェンツェルは、この借地契約の締結に伴って、アルベルシュテット在の一農地 (Anspännergut) を手に入れる余得にも与かることができたのであった。

シュラプラウーを賃借りした七年後の一七七二年に、彼は、「ペヒターでしかない存在」⁽¹³⁾ に終止符を打つ。オーベルレープリンゲンにあった約四〇〇モルゲンの自由農場 (Freigut) を、一万九〇〇ターラーで取得したからである。ちなみに、同農場は、一世紀余のときを閲した一八七七年には、シュテッテン騎士農場の耕地の買い足しによってかなりの拡大を見ている。ともあれ、ヴェンツェル家の勢力圏は、初代のゲオルクのと きからすでに、シュラプラウに発してハレ方面にまで至る地方一円に及んだのである。

その後の展開は、およそ次のとおりであった(表 2-3 参照)。シュラプラウを父から受け継いだ二代目のアンドレアスは、一八世紀末にシャフゼー (Schafsee) 騎士農場を、そして一八一二年には、ランゲンボーゲン農場 (Vorwerk Langenbogen) を持つ御料地ブラハヴィッツ (Domäne Brachwitz) を賃借りする。ランゲンボーゲンとブラハヴィッツの大きさは、五七七・〇八ヘクタールと四一三ヘクタールであった。⁽¹⁴⁾ このランゲンボーゲンに四代目が甜菜糖工場を設置したときは一八四八年だったが、五代目のカ

ールがそれを拡張・近代化したのは、一八八二年のことである。ブエスによれば、カールの時代に頂点に達する資本主義的発展のいしずえを築いた先人は、三代目のハインリヒであった。なぜなら、彼は加工工業としての製糖業にはなお依然として手を出さなかったものの、自分の農業経営を甜菜栽培に特化させたのち、一八四七年にその跡を襲った長男が、父の経験を基礎にして、翌一八四八年ついに、ランゲンボーゲン甜菜糖工場の開設にこぎつけることができたからである。

この四代目以降、ヴェンツェル家は、父祖伝来の専一的農業経営の域を脱して、「農工生産の資本主義的大経営」たるヴェンツェル社として飛躍を遂げて行く。シュテッテンに存した二二五ヘクタール規模の騎士農場の入手（一八五七年）を皮切りにして、翌年にはアムズドルフ在の土地を、そして一八五九年にアイズドルフ (Eisdorf) の二〇〇ヘクタールの自由農場を、さらに、その次の年を迎えると、トイチェンタール (Teutschenthal) にある自由農場その他の土地を立て続けに買い占めて行ったばかりではなく、シュテッテン等に位置した褐炭鉱山を三つ獲得することに成功したカール・エミールは、「農業資本と工業資本の融合」にただひたすら専心した。五代目のカールもまた同じように、所有地規模の拡大に努めるとともに、一八八五年には、ヴェンツェル社の拠点となるトイチェンタールに壮麗な大邸宅を構えて、「大農業家と独占資本家の融合過程」を体現する道を一路邁進して行く。

このヴェンツェル家が、「砂糖王」ないしは「砂糖男爵」と称された六代目に至って、「農業のクルップ」との異名を取るドイツ有数の大資本家を生み出したとすれば、もう一方のボルツェ家は、まさに、「クルップ伝説」そのものを地で行く家筋として推賞された家系であった。次に、この一家の歴史を概観しよう（表2-4参照）。

2 ボルツェ家の「クルップ伝説」⁽²¹⁾

ボルツェ社 (Firma J. G. Boltze) の始祖ヨハンは、男系の跡継ぎに恵まれなかったため、社名の存続を賭けた命運

表 2 - 4 J. G. ボルツェ社の系譜

| | |
|---|----------------------|
| 1. Johann Gottfried Boltze | 1802.1.14-1868. 5.30 |
| 2. Leopold August Julius Zimmermann | 1826.6.17-1875. 6. 9 |
| 3. Leopold Julius August von Zimmermann | 1849.6.16-1913.11.25 |
| 4. Leopold August Julius von Zimmermann | 1887.6. 4-1915. 7.20 |
| 5. Ella von Zimmermann | ?-1949 |

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 39 Anm. 1) u. 249, より作成。

は、彼の娘婿たるツィムマーマンの子孫に託されることになる。時代の荒波に耐えた同家は、一九〇〇年に貴族に列せられる。男子を持たなかった四代目のあと、同社は、彼の姉妹のエラの手に渡る。前述のとおり、このエラがカール・ヴェンツェルの妻となるのである。

さて、初代のヨハンが一八一八年に得た遺産は、一軒の宿屋と三つの手賦役農民地 (*Köpfung satengut*) にすぎなかった。⁽²²⁾ 農地のうちの一つは、一八モルゲンだったことが記録に残っている。彼は、また、ザルツミュンデ (*Salzmünde*) の地で、プロイセン政府の収税吏としての官職にも就いていた。資料によれば、同家の発端は、もともと、手賦役農民地を一つしか持たぬ「貧農」⁽²³⁾ 以外のなものでもなかったのだが、その後の「分解過程」⁽²⁴⁾ を経て、ヨハンの時代に至るや、「富農最上層」⁽²⁵⁾ に属するまでに成長したのだった。それゆえ、同家の事例は、中部ドイツ・ザルツミュンデにおける小農民の富農への上昇・転化の一好例と言っている。

ヨハンは、当初から、陶器の原料となるカオリンとアルミナの採取・販売を手がけていた。さらに、製粉所としての機能を果たしただけでなく、搾油所と製材所の役割をも兼ね合わせた、土地付きの水車施設を義父から譲り受けた彼は、ただちに自前の造船所を建設して、マクデブルクからベルリンに至る河川航行を積極的に利用する一大販路網を築き上げた。一八三二年には、プロイセン最大級のれんが工場を併設し、続く一八三五年、ハレの砂糖精製所の創設にも資本参加した彼の企業家活動はとどまるところを知らず、それは、褐炭坑の取得に始まり、本拠地ザルツミュンデにおける一八四七年の砂糖工場の建設へと続き、さらには、蒸留酒製造所の開設 (一八五五年)、ならびに、先述の水車施設の全面更新 (一八六二年) に

まで及んだ。その結果、起業時からわずか四〇有余年後の一八六五年頃には、工業設備を整えた「有機的農場複合体」⁽²⁶⁾ (zusammenhängender Güterkomplex) と言うべき大規模資本主義経営が、中部ドイツに出現する。一八六六年時点で約二、九〇〇ヘクタールに達したボルツェの大土地所有は、一八五二年と一八六二年に獲得した二つの騎士農場を含む総計三六の私有農場、および、一五の借地農場を包括していたが、それは、ザルツミュンデを中心に合計一五に上る地方自治体 (Landgemeinde) 中にも及ぶきわめて広大な範囲にわたっていた。人人は、これを、「ザルツミュンデの奇跡」⁽²⁷⁾ と呼んで称讃することしきりであったと伝えられている。

ボルツェ社の社長職はツィムマーマン家によって守られて行くが、四代目のレオポルト・アウグスト・ユーリウスは、プロイセン地方自治体連盟 (Preussischer Landgemeinde-Verband) において重責を担うとともに、一九一三年には、プロイセン地方自治体会議 (Preussischer Landgemeinetag) の議長にも選出される地方名望家としての名声をほしいままにした。彼は、ゲマインデ長 (Gemeindevorsteher)・警察管区長官 (Amtsvorsteher) 兼、郡会 (Kreistag) 議員にまで昇りつめる立志伝中の人となったのである。

第一次世界大戦たけなわの一九一五年に生まれた「C・ヴェンツェルトイエンタール」J・G・ボルツェーザルツミュンデ」社は、このように、それぞれ別個の経路で発展してきたヴェンツェル社とボルツェ社との企業合同による一大「農工複合体」にほかならなかつた。それは、御料地ペヒター (ヴェンツェル) とゲマインデ長 (ツィムマーマン) の合一という側面を併せ持つが、一方の始祖がアンシュペナー (Anspänner) であり、他方ボルツェの先祖がコサーテ (Kossate) だったかぎりでは、両者ともに、トロイエ (Wolfgang Treue) の言う、広義での「農民企業家」⁽²⁸⁾ (bäuerlicher Einzelunternehmer) の系譜を引く部類に属した、と見ることができであろう。前述のとおり、ヨハン・ゴットフリート・ボルツェが、あの「クルップ伝説」を体現した起業家だったとするならば、二〇世紀における「ヴェンツェル伝説」⁽²⁹⁾ を作り上げたもう一方のカール・ヴェンツェルは、自分の先代が農民だったという系譜的痕跡

をもちやとどめぬユンカーの大土地所有者にほかならなかつたのである。次に、ヴェンツェルの「社会的給付」を検討する。

二 ヴェンツェルの「社会的給付」⁽³⁰⁾

「ヴェンツェル伝説」が生み出されるのに大いに与かつて力があつたもの、それは、多くの農村労働者用住宅の建設、ならびに、職員・使用人・労働者のための記念基金 (Erinnerungsstiftung) の二つであつた。ヴェンツェルは、第一次世界大戦中からすでに、三〇万マルクの資金をこうした用途のために準備していたが、戦後を迎えると、これに加えてなお一七〇万マルクを拠出した。その結果、トイチェンタール・ザルツミュンデ一帯には、二五〇以上ものアパートが新築される。また、病氣や困窮のときに勤労者を救済する目的で作られた労働者支援金庫と、一種の老齢年金として設けられた年金用基金もまた有益だつたと伝えられている。ヴェンツェルの場合、東エルベのユンカー階級の一般的な姿勢と比較するならば、はるかに積極的な態度を当該の課題に対して示した点は評価されてよいであろう。彼が提供した社宅が一九三五年時点で一、〇二三の多数に上つたことを、ブエスは、一つの例証に挙げるのである。

このような一種のユンカー的パターンリズムの「社会的給付」を無批判的にほめそやす一部の傾向とはむしろ逆に、「搾取と博愛」⁽³¹⁾の両面を兼ね備えた「農業資本家ヴェンツェルの二つの顔」⁽³²⁾を指摘しつつ、その前者の側面を強調する観点からブエスは次のように説く。模範的な住居は、もとより皆無ではなかつた。しかし、労働者居住地のすべてがそうした理想的な状態にあつたわけでは決してない。家畜小屋や納屋などを若干手直したにすぎぬ劣悪な住宅も少なからず存在したし、その部屋数にしてもわずか二つだけというのが通例だつた。それゆえ、ヴェンツェルの「社会的給付」の内実を評価する際には、以下の四点がしっかりと押さえられてしかるべきなのである。まず第一に、

表 2 - 5 1921年 2 月の地方選挙 (Landtag) における得票数

| | 共産党 | 独立社会 民主党 | 社会民主党 | 中央党 | ブルジョア政 党統一リスト |
|---------------------|-----|-------------|-------|-----|------------------|
| Salzmünde | 102 | 3 | 6 | 11 | 230 |
| Schraplau | 645 | — | 53 | 5 | 397 |
| Langenbogen | 374 | 3 | 7 | 3 | 174 |
| Ober-Teutschenthal | 265 | 110 | 2 | — | 199 |
| Unter-Teutschenthal | 753 | 183 | 2 | — | 349 |
| Schochwitz | 40 | — | 4 | — | 29 |
| Zappdorf | 261 | — | 17 | 28 | 90 |
| Quillschina | 94 | — | — | 10 | 73 |
| Eisdorf | 272 | 62 | — | 1 | 172 |
| Stedten | 504 | — | 77 | 60 | 276 |
| Höhnstedt | 455 | 7 | 2 | — | 292 |
| Fienstedt | 94 | — | — | — | 87 |

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. XXI Anhang 7, より作成。

彼の大土地所有は、「革命的プロレタリアートの中心地」⁽³³⁾の一つたる中部ドイツの工業地域に位置した点を想起する必要がある。工業労働者の闘争は、農村労働者にも多大の影響を及ぼさずにはおかない。表 2-5⁽³⁴⁾から看取されるとおり、ブルジョア政党が多数派を握るザルツミュンデはともかくとして、共産党 (KPD) と独立社会民主党 (USPD) が優位を得たトイチェンタールにおける工業労働者の運動は、「砂糖王」ヴェンツェルに直接向けられる闘いとなるほかなかった。ヴェンツェルの社会的施策の目的は、したがって、農村労働者を革命的闘争から遮断・隔絶する点にこそ向けられたものだったのである。

第二に、工業発展都市近在の農業地域にあつて、労働力の農業外への流出は、労働力不足のきわめて深刻な事態をもたらさざるをえない。ヴェンツェルにとつても例外ではありえなかつたこのような由由しき帰結を阻止するために、彼は、福利厚生面で工業労働者が勝ち取った既得権に配慮した諸条件を、農村労働者に示す経済的譲歩を余儀なくされた。第三に、一見すると公益性の重視にも見えよう数数の社会的施策にも、実のところは、経済的強制手段が背後に潜んでいた。ヴェンツェルは、働き手となりうる全家族員が彼の経営に従事することを確約した農村労働者家族だけに、社宅を供与し

表 2 - 6 記念基金の実態

| | |
|----------|------------|
| 基金総額 | 500,000マルク |
| 年運用額 | 20,000 |
| 一社あたり運用額 | 10,000 |
| 使用人用年金額 | 6,670 |
| 労働者用年金額 | 3,330 |

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 146f.
より作成。

表 2 - 7 ボルツェ社における年金額 1924年

| | 人数 | 一人当たり年金額 |
|-----|-------|----------|
| 使用人 | 93人 | 71.72マルク |
| 労働者 | 1,022 | 3.26 |

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 146f.
より作成。

ます改善しつつ、未熟練労働者 (Handlangermasse) との格差を深化・拡大する「労働者層の分解⁽³⁶⁾」を加速化させる帰結を伴わざるをえなかった。反抗的な振る舞いがあった廉で解雇された労働者に対しては、間、髪を入れず、住居明け渡しの訴えが追い討ちをかけたのだった。

この間の実情をいっそう鮮明に把握するために、次に、一九一五年創設の記念基金の運用状況を見ておこう (表 2 - 6、2 - 7 参照)。さて、基金の規約によれば、四パーセントの基金利子が年金支給用に毎年充当され、ヴェンツェル・ボルツェ両社がこれを折半して利用することになっていた。使用人と常雇い労働者の数的比率は、一九二四年から二八年までの間、一対一二と変わらなかったのだが、前者に基金利子の三分の二が割り当てられたのに比して、労働者階層が得る年金額は、その三分の一にすぎなかった。表 2 - 6 は、この点を表示しており、続く表 2 - 7 は、ボルツェ社の規約上可能な支給年金額を一九二四年について記したものである。使用人と労働者との格差は、一目瞭然であろう。

たのである。解雇を通告されたり、または、依願退職しようとする労働者は、即刻、住居から立ちのかなければならなかった。この意味で、社宅の提供は、労働力の確保ないしは固縛のための一策としての現実的機能を果たしたのである。

そして、第四に、各種の社会的方策を施すことによつて、ヴェンツェルは、恩恵に浴していると感じる監督・農場管理人・機械番等の高給・基幹労働者階層の創造を企図した。一言にして、「農業資本による農業労働貴族層の育成⁽³⁵⁾」が、それである。労働者住居の供与を含む様々な施策は、職員・使用人等の優遇労働者の状態をます

表 2 - 8 使用人支援金庫の実際

| | |
|------------------------|---------------|
| 1. 繰り越し高 (1924.7.1現在) | 330,968.27マルク |
| 2. 積み立て金 (1924-1928年) | 140,255.95 |
| 3. 合計 | 471,224.22 |
| 4. 資本勘定へ転記 (1928.6.30) | 418,851.65 |
| 5. 金庫繰り越し高 (3-4) | 52,372.57 |

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 149, より作成。

だが、彼らは両者ともに、一〇年間の勤務を無事果たし終えなければ、年金受給資格を得られなかったし、また、支給そのものも幹部の自由裁量に任されていた点では同じであった。いささかの反抗的態度もつゆ示さず、下僕的 (Knechend) なありとあらゆる仕事に家族員ともども一生涯いそしまなければならぬ「ヘルシャフトにとつての従順な臣民⁽³⁷⁾」と言うべき精励者だけが、主人筋から施される恩恵に浴することができた。このように、ヴェンツェルの社会的施策は、言わば「プロイセン」ドイツ的「⁽³⁸⁾従順の習性」を身につけた従業員の育成・陶冶策としての本質的一面を併せ持っていたのであった。

さらに、自己資本から回されたこの種の基金そのものが、免税特権を享受したと言うにとどまらず、同時に、巧妙な脱税策としても利用された事実が重要である。表 2 - 8 を見よう。当該の金庫には、一九二八年時点で、四七万マルク強の金額が全く無税で蓄えられていた。ヴェンツェルが金庫本来の目的のために使った額は、そのうちのわずか五万マルク強にすぎない。彼は、四〇万マルク以上に達する貨幣を資本勘定に転記することによって、そこから相当額の企業家資本を捻出したのである。⁽³⁹⁾ それゆえ、この種の基金が、書面上の計画に沿った所期の目的用に全額振り向けられていたわけでは毫もなく、むしろ、追加的な経営資本あるいは蓄積資本に転用され、意図的か否かは別として、結果的には脱税のための隠れみのに悪用された点が看過されてはならない。それは、資本蓄積に伴う税金を逃れるための一策たる実質的役割をも担ったのだった。

純粹な博愛的配慮ではなく、あからさまな資本家的利潤追求の観点が、上述した「社会的給付」の本質を規定する契機にほかならぬと説くブエスの主張は、肯綮に当たると言つてよ

表 2 - 9 ウンター・トイチェンタールのゲマインデ議会

| | 共 産 党 | 社会民主党 | ブルジョア・ブロック |
|-----------|-------|-------|------------|
| 1921年まで | 11 | | 1 |
| 1921年 | 2 | 3 | 4 |
| 1924年 (a) | 3 | 2 | 4 |
| (b) | 4 | | 5 |

(註) 1921年までの数値11は、独立社会民主党と共産党との議員の合計。また、1924年の(b)は、オーバー・トイチェンタールの数字。

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 100f. より作成。

い。「搾取と博愛」の「二つの顔」を巧みに使いわけた地主「企業家的パターナリズム」の評価の際には、この点は、当然わきまえられてしかるべき基礎的見地の一つであろう。次節では、ヴェンツェルの地域管理政策の実態を追究する。

三 ヴェンツェルの地域管理政策⁽⁴⁰⁾

ヴェンツェルの「社会的給付」の第一のねらいが、工業労働者の革命的闘争の影響から農村労働者を隔離する点に置かれていたことは、先述のとおりである。このような目的は、彼の自治体政策をも同時に規定していた。表2-9から知られるとおり、ニーダー・トイチェンタールのゲマインデ議会における左翼勢力は、一九二一年に至るまで圧倒的優位のもとにあったが、その後ブルジョア・ブロックが懸命な巻き返しを図り、同議会内の政治的配置は右方へシフトする。こうして、一九二一年と一九二四年には、一種の均衡状態が生まれる。一九二九年の選挙でも事態は基本的に変わらず、一九二四年の状況が維持されている。ただし、その際、オーバー・トイチェンタールにおいて、ヴェンツェル自身がゲマインデ議員に選出されたこと、ならびに、鉄かぶと団 (Stahlhelm) に所属した人物で、ヴェンツェルの忠実な代理人 (Prokurist) を勤めたシュタイドル (Steidl) が、ニーダー・トイチェンタールの議会選挙で当選を果たした事実には、注意しておく必要があるであろう。このとき、ヴェンツェルは、換金可能な一〇ポンド相当の大麥引き換え券を選挙民の一部に与えた。ブエス

は、これを、当選のための買収工作の一つと見なしている。

次の実例は、領地区域 (Gutsbezirk) 解体の拒否である。一九一八年の一月革命後、「封建制の残滓⁽⁴¹⁾」あるいは「行政上のグーツヘルシャフトの残滓⁽⁴²⁾」と言われるグーツベルクの解体が日程に上り、その後、一九二九年を迎えると、「グーツベルクの最後の残滓⁽⁴³⁾」すら消滅して行ったことは、周知の事実である。ヴェンツェルは、グーツベルクの解体に激しく抵抗した。その理由は、およそ以下のとおりである。

グーツベルクに与えられた税制上の優遇措置は、格別であった。逆に、ゲマインデは、グーツベルクに比べて、土地・建物税については二〇〇パーセント、所得税では二五〇パーセント、そして、営業税も二五〇パーセントそれぞれ高い税負担を課されていた。そのかぎり、ゲマインデは、グーツベルクが本来負うべき責任のなにかを肩代わりさせられていた、と言っている。領地区域が一種の「減税天国」⁽⁴⁴⁾の特権をむさぼったことは、明らかである。第一に、ヴェンツェルの連畜が自由に通行した自治体内の道路の維持・補修費は、全額、自治体自身が負担した。第二に、ヴェンツェルは、自分の領地区域に住む児童一四人のためには、その教育費一、一七三マルクの支払いを引き受けたものの、彼のもとで両親が働いていた、就学義務ある別の児童一一七人分については、びた一文出費しなかった。義務教育の財政負担は、自治体の上に重くのしかかったのである。

第三に、自治体は、救済のための主要な負担をも背負わなければならなかった。身体障害者と老齢年金受給者を支えたのも、自治体である。これに対して、ヴェンツェルは、こうした義務に全く無頓着であった。一例を示そう。ある労働者夫妻は、三三年間の永きにわたり、領地区域で額に汗して働いてきた。ところが、夫が死亡したのち、夫亡人が罹病して倒れると、ヴェンツェルは、領地区域の労働現場から彼女を放逐しただけではなく、自治体内にあった彼らの小住居 (Deputatswohnung) からの即時立ちのき要求まで突き付けたのである。ウンカーが、用済みとなった労働者の扶養を自治体に押し付けた事実は、明白である。第四に、このような「領地区域からの労働者の追放」⁽⁴⁵⁾によ

表 2 - 10 ヴェンツェルのグーツベツィルク

| | 住民数 | 編入予定ゲマインデ |
|-----------------|-----|---------------|
| Langenbogen | 12 | Langenbogen |
| Schraplau | 41 | Schraplau |
| Haus Würdenburg | 75 | Teutschenthal |

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 102, より作成。

って、自治体内の住宅不足はますます深刻になって行く。これに、以下の負担が加わる。すなわち、ヴェンツェルらの領地区域所有者は、自治体にある家屋を買い占めて、これを他所からやって来た人人に使わせたのだが、ひとたび農場での仕事が無くなれば、家屋から住人を強制的に退去させ、その結果、行き場を失った彼らは結局、自治体内にとどまるほかなかったため、住宅不足は、いよいよ激化の度を強めざるをえなかった。さらに、消防隊・墓地・霊安室・職業実科学校を維持する加重負担が、自治体に掛けられた。領地区域は、そのための分担金をいっさい支弁することなく、それらを利用する便益だけ享受したのである。

ヴェンツェルは、領地区域の解体に執拗に抵抗し、彼と自治体との闘争は長期化の様相を呈したが、一九二八年、ついに最終的な決着を見る。所轄のプロイセン内務省が、同年九月三日付の省令によって、当該地域になお残存する合計一一の領地区域の解体を公布したからである。ヴェンツェル自身の三つの領地区域(表 2 - 10 参照)はもとより、廃棄の決定を通告された領地区域の大半が、彼の勢力圏内に残存した事実は、特権を死守しよう⁽⁴⁶⁾とあらがった一人の大ユンカーをめぐるこの間の事情を勇弁に物語ってあまりある、⁽⁴⁶⁾と言いえよう。

四 ナチズムとヴェンツェル

1 ヴェンツェルの最期⁽⁴⁷⁾

「ヴェンツェル・コンツェルン⁽⁴⁸⁾」を率いて、中部ドイツ粗糖工場連合 (Vereinigung mittel-deutscher Rohzuckerfabriken, 略称 Vemiro) 会長、ハレ砂糖販売株式会社 (Zuckervertriebs-

gesellschaft Halle AG) 社長、そして、砂糖信用銀行 (Zuckerkreditbank) 頭取の要職を歴任しただけではなく、さらに、ドイツ砂糖工業中央組織と砂糖問題国際委員会との有力メンバーでもあった点で、まさしく、「砂糖王」あるいは「農業王」⁽⁵⁰⁾との異名を取るにふさわしい足跡を残したカール・ヴェンツェルは、ヨーロッパ切つての「砂糖独占」⁽⁵¹⁾資本家の一人にほかならなかった。

カールがナチス党员でなかったことは、厳然たる事実である。しかし、ヴェンツェル社の社内報「われわれの経営」から知られるとおり、彼は、ドイツ・ファシズムのスペインへの軍事介入や反ユダヤ主義の「人種理論」⁽⁵²⁾を支持する記事をさかんに載せたばかりではなく、ザルツミュンデのナチス突撃騎兵部隊 (Reiterstaffel der SA) 駐屯地の維持を資金面で援助することさえはばからなかった。ヴェンツェルの影響下にあったハレの精糖工業から SA に与えられた寄付金は、一九三四年より一九四〇年までで、総額八六、六七二・三五マルクに達した。また、ヴェンツェル自身の農業経営からは、一九三四―一九四二年のあいだに合計七八、五五六・七五マルクが SA に供与されている。「砂糖独占」の総帥カール・ヴェンツェルが、のちにファシズムの犠牲者となるにしても、その生成・展開期にあつて、ナチズムの協力者ないしは支持者としての役割を演じたもう一面の厳然たる事実が見逃されてはならない。この点を押さえるに、ウクライナに対するヴェンツェルの野望を見るに如くはないであろう。

さて、Veniro の関連資料から、以下の事実が判明する。一九四二年に、Veniro の一作業部会は、ソビエト連邦領ウクライナのドイツ軍占領地域にある砂糖工場を入手するべきか否かの検討を行った。その際、ヴェンツェルは、合計一〇存在した砂糖工場の視察に腹心の部下を派遣するとともに、その帰還を待つて、一九四二年一月三〇日の部会会議において、次のように発言する。ウクライナの砂糖工場をドイツが稼働させる場合、ヴェンツェル社としては、Veniro にかわつて、出先機関 (Einsatzfirma) の責任を果たすにやぶさかではない。ただし、それには二つの条件が要る。すなわち、こうである。第一に、一〇工場のすべてを引き受けるわけには行かない。生産技術的に見て、

諸施設の整備状況が比較的良好的な四つの工場のみを管財人 (Treuhand) の管理下に置き、ヴェンツェルの優秀な部下がこの任に当たるのである。そして第二に、将来に備えて、「再民営化」⁽⁵³⁾の道も残しておく必要があるであろう、と。

ヴェンツェルは、ソ連邦の財産を再民営化して、最終的には、自分の私有財産に転化することを企図したのである。とまれ、およそ帝国主義全般に固有な「腐朽性」⁽⁵⁴⁾を一つの極限にまで行きつかせた「ヒトラー・ファシズム」⁽⁵⁵⁾とカー・ル・ヴェンツェルその人との政治的・経済的利益追求は、ウクライナ略取の点で基本的に合致していたことが、確認されなければならぬ。では、一九四四年に至って、ナチズムがヴェンツェルを手に掛けたのはなぜか。ドイツ大土地所有の現代史を探る上で無視しえぬこの微妙な問題の検討を、避けて通ることはできないであろう。

ヴェンツェルの悲劇の直接的原因は、彼がいわゆる「ロイシュ・グループ」⁽⁵⁶⁾ (Reusch-Kreis) に所属した点に求められる。その顔ぶれは、グーテホフヌングスヒュッテ (Gutehoffnungshütte) 社重役のロイシュを中心として、合同製鋼株式会社社長フエーグラ (Vögler) ・アーエーゲー (AEG) 社長ビューヒナー (Büchner) ・アウグスブルクのMAN社長マイアー (Meyer) ・ハイデルベルクのボッシュ (Bosch) ・シーメンス (von Siemens) ・シャハト (Hjalmar Schacht) ・ハレのヴェールマン教授 (Wormann) ・大土地所有者ハルデンベルク伯爵 (Graf Hardenberg) ・ベルンズドルフ (Bernsdorf) ・ツイツェヴィッツ (Zitzewitz) ・プトカマー (Puttkammer) ・ドーナ (Dohna) として、ヴェンツェル自身の計一四人に達した⁽⁵⁷⁾。ロイシュ・グループの会合は、通常、トイチェンタールのヴェンツェル宅で催された。彼らは、一九四三年二月のスターリングラードにおけるドイツ軍の壊滅の前からすでに、西欧列強との和平の途を探ろうとしていた。グループが模索した西側諸国との単独講和の大筋は、要するに、対ソ連戦争での欧米独占資本主義とドイツ帝国主義との共通の利益に訴えて、ソ連に対する戦闘だけは継続しつつ、ドイツ独占資本の安定的足場を確保しておこうとする一点に絞られたものだった。

スターリングラードのドイツ軍降伏に至るまで、グループの面々は、ヒトラーに鋒先を向ける反乱など夢想だになかったし、ヴェンツェル自身もまた、永く、対ソ戦でのドイツの勝利を信じて疑わなかったが、一九四三年二月、事態は一変する。ゲルデラー (Carl Goerdeler) の対ヒトラー・クーデター計画が真剣に討議されることになるのである。一九四四年七月、ロイシュ・グループは、ヴェンツェル邸において何回目かの謀議をめぐらせる。だが、策謀は発覚し、ゲルデラーを資金面で支えたヴェンツェルを初め、グループのメンバーは、一九四四年七月三十一日に一網打尽逮捕される。ナチスの大幹部ヒムラー (Heinrich Himmler) ・サイドならびに SA 部隊長リッツマン (Litzmann) らによる釈放への働きかけも空しく、ナチス国民裁判所 (Volksgerichtshof) は、死刑判決をヴェンツェルに下す。処刑は、一九四四年二月二〇日に執行された。ロイシュ・グループのメンバーのなかで、首謀者ゲルデラーと運命をともにしたただ一人の犠牲者が、ヴェンツェルだった。他の人人に対する裁判は、いっさい行われなかった。ヒムラーの侍医ケルステン (Kersten) の回想によれば、ヴェンツェルの有罪判決を決定した要因は、ヒムラーの前副官で、のちにクリミヤ総督となる、当時、親衛隊 (SS) 司令官アルヴェンスレーベン (von Alvensleben) の偽証であった。彼は、騎士農場シヨホヴィッツ (Schochwitz) の地主であり、一九三三年以前の時期から、ヴェンツェルがこれを借地経営していた。多額の負債をかかえるアルヴェンスレーベンは、ヴェンツェルから得た借地料を、債務の返済に充当しなければならなかった。そればかりではない。ヴェンツェルは、一九三六年に、一二五、〇〇〇マルクの少なからぬ貸付金をアルヴェンスレーベンのために融通していた。アルヴェンスレーベンがヴェンツェルにとって不利な偽証をあえて行ったその屈折した心理の奥底には、このように、地主・小作人関係と債務・債権関係がオーバースラップした世俗的人間模様が隠されていたのである。ちなみに、ブエスは、ヴェンツェルのこの顛末を、「支配階級自体の所有戦争の犠牲⁽⁵⁸⁾」になったにすぎぬと論断している。

2 その後の経緯⁽⁵⁹⁾

一九四四年七月、ナチスは、ヴェンツェル夫妻の全財産を差し押さえる。妻のエラは、有罪判決を免れたものの、ベルリン近郊のかの悪名高きラーヴンスブリュック (Ravensbrück) 女性専用強制収容所送りとなる。彼女は、翌一九四五年三月二一日、ようやく釈放される。アメリカ軍がトイチェンタール方面へ同年四月一三日進駐してきたのち、エラと息子のカール・フリードリヒは、ただちに財産取り戻しの闘いを始める。アメリカ軍当局は、ヴェンツェルの右腕だったシュタイドルをトイチェンタールの村長 (Bürgermeister) に、そして、カール・フリードリヒ・ヴェンツェルをシヨホヴィッツの村長、兼、農民指導者 (Ortsbauernführer) にそれぞれ任命するとともに、一九四五年四月二〇日、ヴェンツェルの全財産の返還を決定する。しかし、ヴェンツェル社の存続が軌道に乗るかに見えたのも、つかの間のことであった。ポツダム協定に基づいて、ソ連軍がアメリカ軍にかわって当地を占領し、その後、いわゆる「民主的土地改革」⁽⁶⁰⁾ が実施される運びとなり、アメリカ軍政当局の先の決定は白紙撤回されたからである。

C・F・ヴェンツェルは、土地改革による大土地所有の分割が国民への栄養補給にとつてのマイナス要因になりこそすれ、絶対に有益ではない旨を、地方土地委員会に対して繰り返し陳情する。一九四五年一〇月一日付の請願書が述べる内容は、声涙ともにくだっている。すなわち、わがヴェンツェル社の大土地所有は、種苗栽培を伴う「模範的な有機的経営 (Zusammenwirtschaft)⁽⁶¹⁾」を展開してきた。農工「一体の経営」⁽⁶²⁾ gemeinsame Wirtschaft の質を高め、もって、産出高をできうるかぎり増やすための努力も、惜しみなく払ってきた自負もある。土地改革が実行されたあかつきに、これらの経済的成果が水泡に帰するとすれば、それは、まことに勿体ないことなのであるまいか。国民の栄養補給を増進する上での多大の損失が生じるであろう帰結は、目に見えているからである。それゆえ、もしも強制収用の実施がどうしても避けられないと言うのであれば、少なくとも、農業経営の共同遂行 (gemeinschaftliche Bewirtschaftung) だけは、是非とも指令していただきたい。併せて、一〇〇ヘクタールに満たない規模の、収用の

対象から外された残余農場 (Restgut) を二つ、母と自分用に留保することをお認めいただければ幸いです、と。C・F・ヴェンツェルが求めた残余農場は、ザルツミュンデとフィーンシュテット (Fienstedt) に位置するものだった。

これに先立つ一九四五年一〇月四日付のエラの陳情書では、ザルツミュンデにおける住民からの土地取得要求は皆無であること、また、残余農場がエラに与えられることは、当地の農村住民の願いにも沿う健全策にほかならぬ点が強調され、同年一〇月三日付のC・F・ヴェンツェルの請願書にあっても、フィーンシュテット農場を地主が留保することを、近在の住民がおしなべて支持している旨が力説されている。⁽⁶³⁾

しかし、ザクセン州の地方管理当局は、ヴェンツェル家へのフィーンシュテット農場の附与に限って妥協しただけで、ザルツミュンデの残余農場扱いと大土地所有の「共同管理」⁽⁶⁴⁾との要求に関しては、ことごとく退けた。この決定を不服としたカール・フリードリヒは抵抗を続けるが、一九四五年一月一日、ついに逮捕される。翌一九四六年四月三〇日に釈放された彼は、ただちに西ドイツへ赴く。その後、彼は失意のうちに自殺を遂げ、ドイツ大土地所有の現代史に刻まれた悲劇のひとつまは、ここに、その幕を閉じたのであった。⁽⁶⁵⁾

五 結 語

アウシュヴィッツに連繫する一筋の連続線で、ドイツ近現代史における「ユンカーの歴史的罪過」⁽⁶⁶⁾を厳しく糾弾する「定言的にアンティ・グーツヘル」⁽⁶⁷⁾(kategorisch anti-gutsherrlich) という厳格な観点が、旧東西両ドイツの社会史 (Gesellschaftsgeschichte) と農業史 (Agrargeschichte) の二つの研究潮流にあって、終始堅持され続けた一つの基礎視角だったこと、そして、その底流に息づく「ルソー＝ジャコバン」的な原則的立場が、民主的農民解放を支持する

見地を積極的に継承しようとするものであったことは、もとより、充分評価され、正当に受け継がれて行かなければならない。しかし、ここで、誤解を恐れずにあえて大胆な比喩的感想を述べるとすれば、次のようにならうか。すなわち、ドイツ大土地所有が、一方において、アウシュヴィッツに連繫する「二〇世紀のドイツ史における連続性の問題」⁽⁶⁸⁾を刻印づける「重い歴史的負荷」⁽⁶⁹⁾の主要な一契機だったことは、否定するべくもない事実であり、先述のとおり、この点が深く銘記されてしかるべきであることは、言わずもがなであるとしても、それにもかかわらず、他方、ヴェンツェルに象徴されるその一部が、よし「英雄的な抵抗の戦士」⁽⁷⁰⁾ではなかつたにせよ、結果的に、ナチズムにより「迫害された人人」⁽⁷¹⁾として、先の「連続性問題」の負の視座とはむしろ逆の仕方、同時に、ラーヴンスブリュックにも連繫した歴史的事態の一半は、いったいどうなってしまうのだろうか。ミュラーの口吻を借りて別言するならば、「アンハルト (Anhalt) とザクセン州との農業における普遍的現象ではいささかもない」⁽⁷²⁾例外事例と割り切るだけでは済まされない、なにかしら微妙な、プロイセン・ドイツ史の大問題がここに潜むと感ずることは、はたして、不当かつ不健全な印象にすぎないのであろうか。⁽⁷³⁾

(1) Alfred Bues, *Die ökonomische und politische Rolle Carl Wentzels (9. 12. 1876-20. 12. 1944) als Agrarkapitalist und Monopolist* [Maschinenschrift], Dissertation, Halle (Sale) 1972, S. 44ff.

(2) 「農工複合体」を意味するドイツ語は「Agrar-Industrie-Komplex」が最も。Vgl. Reinhard Stolze, *Anforderungen an die Gestaltung des volkswirtschaftlichen Agrar-Industrie-Komplexes zur Beschleunigung des wissenschaftlich-technischen Fortschritts in der Land- und Nahrungsgüterwirtschaft* [Maschinenschrift], Dissertation A, Berlin 1978. ただし、この学位請求論文は、およそ一国の科学的・技術的進歩は、農工複合体を構成する諸要素の科学的・技術的協働の合理性に大きく左右されるとする立場から、国民経済的な (volkswirtschaftlich) 農工複合体形成の重要性を論じたものであり、同じ農工複合体と言っても、その意味内容がわたくしの本書とは全く異なることは、行論のうちにおのずから明

らかであろう。公式マルクス主義的見地に従うシュトトルツェ論文の学問的価値は、低い。Vgl. *edenda*, S. IV.

(3) Vgl. A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 38f. u. 48.

(4) ドイツ大土地所有の一九世紀以降史に関する精細な実証分析は、それほど多くないというのが現状であろう。この点と関わって、ブラックボーン (David Blackburn) は、一九八七年に、「ユンカーの土地財産の管理や地方的な社会的・政治的権力との連関などについての実態は、驚くほど僅かしか研究されていない。トムソン (E. P. Thompson) がイギリスに関して行った研究 (English Landed Society in the Nineteenth Century, London 1963) に当たるような研究は、ドイツでは見当たらない。しかし、今日では詳細な研究が、カリフォルニア大学のハーゲン (William W. Hagen) などによって、特定のユンカー経営について行われたことがある」と述べている。Cf. D. Blackburn, *Peasants and Patricians. Essays in Modern German History*, London 1987, p. 28 note 49. 望田幸男・川越修・工藤章男・小林聡人訳『イギリス社会史派のドイツ史論』晃洋書房、一九九二年、後付二六ページ、註(49)。

最近出版されたハーゲン (W. W. Hagen) の大著『*Ordinary Prussians. Brandenburg Junkers and Villagers, 1500-1840*, Cambridge 2002, に対する注目は、当然であろう。ここでは、本書の方法 (method, *ibid.*, p. 12) と含蓄 (implication, p. 652) に特に注目して、以下の諸点を指摘することとめておきたい。

ブランデンブルクのプリーグニッツ (Prignitz) に位置したシュターヴェノ (Stavenow) 所領の一八四〇年以前史を、文書館史料を縦横に駆使して追跡する浩瀚な本書は、求婚・結婚・再婚と葬式の実態等を含む村民の日々の暮らし (everyday life, pp. 11 and 19) のレベルにも低下した、多次元 (multidimensionality, p. 23) 的なマイクロ史 (microhistory, p. 12) 研究の実証成果である。地主・村民・官吏 (princely officialdom, p. 648) の三者が織り成す「三つどもえの角逐」(three-cornered tug-of-war, p. 647) に伴う多面的因果関係 (multicausality, p. 23) をも同時に重視する本書は、方法的に、基底還元論的見地を一貫して嫌う、ハーゲン自ら言う非還元主義 (non-reductionism, p. 23) の歴史書としての性格を併せ持つ。

こうしたマイクロ史研究が生み出す数数の知見は、もとより、傾聴に値する。その基本的なねらいは、ヴェーラーによって代表されるあの特殊経路 (Sonderweg or separate path, p. 6) 説がもたらす「東エルベの後進性」(p. 20) の暗黒の映像にかわりうるなんらかの新イメージの提示にあるのであるが、そのような研究史批判と関連の深い結論的な二三の論点

を以下に示しておこう。

第一に、コンツェ (Werner Conze) のペーベル (Pöbel) 論以降、近年とみに隆盛の觀の強い農村下層民問題に関するハーゲンの帰結は、こうである。シュターヴェノ領内での貧民 (the landless poor, p. 649) について言うと、その足跡は残されているものの、定住・非定住の相違なく、それは、数量的に取るに足らぬ存在にすぎなかった。これは、一八世紀の農民層を、下層民との比較において相対的に減少すると見たヴンダーのいわゆる「農村人口の社会経済的分化」の地域史を精査する際に踏まえられなければならない一つの基礎事実と言いえよう。

第二に、地主的パターンリズムの役割について、ことシュターヴェノ領に関するかぎり、一八〇七年の前後期を問わず、それを積極的に例証する証拠に欠ける、とハーゲンは断言する。彼によれば、シュターヴェノの地主に、パターンリズムの基本的属性を見ることはできなかったのである。では、一つ一つの事実に、と言うよりもむしろ、システムとしてのパターンリズムの社会的役割の方に力点を置くベルダールの周知の構造的理解に対する色鮮やかなこの対照が意味するところは、なにか。ハーゲンとベルダールとの突き合わせの研究史整理が必要となろう。

第三に、村落政治を支配する土地保有農民の一種の寡頭制 (a kind of oligarchy of landholding farmers, p. 650) の指摘が、興味深い。それは、土地を持たぬ隣人と、地主が任命する村長 (いわゆる Setzschulze) との双方に、等しく重大な影を落とすものだった。この点は、ヴンダーのあの「富農寡頭制」論を補強する事柄と見なしうるのか否か。吟味するだけの意味があるであろう。

以上のように、ハーゲンの際立つ特徴の一つは、実証の厚みを重視する一点に絞って理解されるべきではなく、むしろ、もろもろの研究史を、あたかも一刀両断のもとに斬り捨てるかのような、すぐれてポレーミッシュな論点提示の仕方求められるよう。もし、このように言いえて誤りないとするならば、なおさらのこと、その難点とも言うべき問題点にも、同時に批判的な眼が向けられなければならぬまい。わたくしが、いま用意できるそうした観点は、さしあたり、以下の二つである。

第一に、ハーゲンにあつては、階級的・構造的視角が稀薄な点、断じて見逃されるべきではない。次の言説を聞かれたい。「シュターヴェノの多くの村民が送っていた暮らし向きは、西あるいは南の多くのドイツ人の暮らしを凌ぐ物的満足をもたらすものだった」(p. 652)。後世の歴史家が封建農村民の物的満足度の地域差を判定することに意味がないとは言

えまいが、ただ、そのためには、当然、東エルベのシュターヴェノのみならず、南そして西ドイツの農村住民の日常生活が分析されなければならぬ。そのとき、異なった地域対象の相違と共通性を二つながらに把握する可能性が、初めて生まれるのである。いま、こうした判定の当否はひとまず措くとして、そもそも、西・南・東ドイツ各地の農業社会の歴史的・構造的特質と個性は、どのようなものだったのであろうか。ハーゲンの結論からは、この点に関する具体的イメージはなんら表象されえないのである。

いや、そればかりではない。いやしくも、農村社会のミクロ史を手がける以上、全構成メンバーを引っくるめた村民全般ではなく、階級・階層的な、あるいは、職種別の各村民の違いと特徴が、分析の俎上に載せられてしかるべきである。

この点は、言うまでもなく、第二帝政期のユンカー階級の把握にも同様に妥当する。すなわち、当該時期の主農論者 (agrarian, p. 653) が振りかざした煽動的・イデオロギー的な武器について、そこに、「ユンカー支配の連続した伝統の表明」(p. 653) をではなく、「徹底的に近代的な理由」(p. 653) を見抜くことが、たとえどんなに正しい視点であるとしても、わたくしが繰り返し強調してきたように、ユンカー階級の全部的一括把握ではなく、同一階層内の内部的類型差の別袂に意を注ぐ必要が厳として残るのである。ともあれ、ハーゲンの場合、構造的殊性ならびに階級・階層的性格の相違に対する知的関心がともにきわめて薄弱であるとのそしりを免れることはできないであろう。

上述の事柄と密接に関わる第二の批判点は、こうである。もとより、「東エルベの後進性」を深部において規定したと見なされて久しい「プロイセン・ユンカーと隷属村民とに関する数多くのステロ版」を「解体」(cf. p. 652) せねばならぬ学問的必要性に、異論はない。しかし、ハーゲンが、東西ドイツ二元論の「地理学的・説明上の有用性」を一方で認めつつも、同時に他方において、「ドイツ社会政治史に関する東エルベ対西エルベの二元論的アプローチ」の「放棄」まで主張する (cf. p. 652) のは、いささか勇み足にすぎるとはでないか。封建地代 (seigneurial rent) ・領主権 (noble lordship) ・村民の法的従属が、「一九世紀初頭期以前の東西エルベ両地方にあまねく存在した (ubiquitous)」(p. 652) という、それ自体としては正しいにせよ、あまりにも抽象的な普遍的事実を、一面的かつ一義的に強調したところで、それにいったい、なんの意味があると言うのか。そうした一般的「共通性 (commonality, p. 17)」の一方的指摘だけでは、歴史認識の深化など、およそ望むべくもなからう。

この点、新味を前面に押し出そうとする主観的意図に出るあまり、すぐれてポレーミッシュまた大胆な論述を展開する

わりには、ハーゲンの結論的帰結に至ると、それは、驚くほど平板かつ皮相な低レベルにとどまっていると言わざるをえないのである。「初期近代世界における無数の農業社会中の一つ」(p. 653) にすぎぬ東エルベ農村社会の特徴とは、ハーゲンにとっては、しよせん、「一般的テーマの変種」(variation on universal themes, p. 653) を超えいであるものではないさきもありえなかつた。東エルベ社会と「同時代のドイツの社会政治的・文化との共通性」(傍点引用者, p. 17) という、あまりと言えばあまりに月なみな理解、これが、ハーゲンの到達した新境地なのであった。

結局のところ、ハーゲンは、基底還元論的立場を取らぬと言明しながら、その実、一般性ないしは普遍性の指摘のみに帰着して、それに踞踏もしくは満足する点において、歴史的な個性と特殊性をことごとく不問に付す、還元論的見地の最悪の陥穽に自ら結果的に陥っていると断じるほかあるまい。ハーゲンの労作は、主観的には、「非還元主義」であつても、客観的には、典型的な「還元主義」の抽象論にほかならない。実証成果は無論別だが、歴史研究の認識論としては、後退であろう。

最後に、一言しておきたい。一九世紀後半から二〇世紀に至る時代の「大所領・村落関係」の実証世界は、「驚くほど未開拓のままである」とするハーゲンの指摘 (cf. pp. 11f.) は、正しい。わたくしが前著でつとに強調したとおり、時期的对象としての当該世紀転換期は、なお依然として、「ドイツ農業史研究史上の一つの空白期を成している」経済史研究の厳然たる現状が、いまあらためて直視されなければならない。加藤房雄『ドイツ世襲財産』一四ページ、参照。

- (5) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 93f., 176 u. 188.
- (6) 拙稿「旧東独における農業史研究の最新成果とその意義——批判的継承のために」『土地制度史学』第一三八号、一九九三年、所収、「東エルベにおける大土地所有の歴史的展開について——中・東欧農業」土地制度史把握の一視角』『西洋史研究』新輯第二三号、一九九四年、所載。本書、第三章を併せて参照のこと。
- (7) Vgl. H.-H. Müller, Pächter und Güterdirektoren. Zur Rolle agrarwissenschaftlicher Intelligenzgruppen in der ostelbischen Landwirtschaft im Kaiserreich, in: H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 267-285, bes. S. 273f.
- (8) 前掲『西洋史研究』所載の拙稿、同誌、一六九ページ、参照。
- (9) Vgl. A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 141ff.
- (10) 註(1)に挙げたブエスの論考のほか、シュラーの近作 Carl-Emil Wentzel-Teutschenthal. Einige Aspekte seines

landwirtschaftlichen Wirkens, in: *Entwicklungstendenzen in der agrargeschichtlichen Lehre und Forschung*, hrsg. von: Institut für Agrarpolitik, Marktlehre und Agrarentwicklung. Fachgebiet Sozialgeschichte der Agrarentwicklung an der Landwirtschaftlich-Gärtnerischen Fakultät der Humboldt-Universität zu Berlin, Berlin 1995, S. 47-54, 参照。本書は、一九九五年六月三〇日に開催されたクレム (Volker Klemm) 教授退官記念シンポジウムの記録集である。本書の参看については、クレム先生ご自身の「高配をたまわった。ここに記して、心より感謝する。」

- (11) H.-H. Müller, Carl-Emil Wentzel, S. 48, ders., Pächter, S. 273.
 (12) 本節は「おまじ」A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 1-18 u. 48, に依拠している。
 (13) *Ebenda*, S. 6.
 (14) Vgl. H.-H. Müller, Pächter, S. 273. なお「ブエスによれば」ランゲンボーゲンとブラハヴィッツの大きさは「それぞれ、五〇七と四〇九ヘクタールである」。Vgl. A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 224f.
 (15) ハレ盆地のザルツミュンデ、トイチェンタールから見れば「ザーレ川を挟んでちょうど真向かいに当たる東方の地に居を構えたヴーテナウ (von Wuthenau) 家の三つの大土地所有 Gleisen (373.77ha)・Hohenthurm (503.03ha)・Niemberg (234.53ha) における甜菜栽培面積と収穫高は、付表から容易に看取されるところで、世紀転換期に飛躍的な増大を示している。この点でのザクセン地方の主導的地位は、明らかであろう。なお、騎士農場ホーエントウルムは、一八七九年に世襲財産化された。Vgl. Landeshauparchiv Sachsen-Anhalt, Außenstelle Wernigerode, Rep. H. Hohenthurm, Nr. FB, Bl. VIII f. und Nr. 1049, Historische und statistische Übersicht über die Rittergüter Gleisen, Hohenthurm und Niemberg, dargestellt vom Kammerherrn v. Wuthenau, 1904, Bl. 4-24.
 (16) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 10.
 (17) *Ebenda*, S. 16.

付表 甜菜栽培面積と収穫高

| | Gleisen | | Hohenthurm | | Niemberg | |
|--------------|---------|------------|------------|------------|----------|------------|
| | 面積 | 収穫高 | 面積 | 収穫高 | 面積 | 収穫高 |
| 1887 - 1888年 | 49.5ha | 22,076Ztr. | 76.5ha | 34,880Ztr. | 50.25ha | 23,316Ztr. |
| 1902 - 1903年 | 95.25 | 57,861.9 | 155.5 | 96,730.1 | 82.25 | 51,347 |

(註) 4 Morgen = 1 ha と換算した。Ztr. はツェントナー。

(出典) 註 (15) に挙げたヴェルニローデ文書館の当該史料より作成。

- (18) *Ebenda*, S. 17.
- (19) *Ebenda*, S. 182. 六代目のカールは、アメリカ・キューバ・メキシコ・コロンビアから太平洋を渡る世界一周視察旅行(一九〇〇-〇一年)の際に、中国と日本にも立ち寄っている。Vgl. *ebenda*, S. 48 (Anm. 1).
- (20) 「クルップ伝説」にいわく。ボルツェは「一介の農民の小せがれから身を起こし、勤勉・実直・努力によって無から有を、しかも、大企業を築き上げたのである」と。Vgl. *ebenda*, S. 20 u. 26.
- (21) ここでの分析は「主として」*ebenda*, S. 18-44, に拠っている。
- (22) J・G・ボルツェは「一八一八年に、三つ目の手賦役農民(Höfner)地を競り落として入手した。Vgl. *ebenda*, S. 19.
- (23)(24)(25) *Ebenda*, S. 19.
- (26) H.-H. Müller, *Pächter* [Maschinenschrift], Berlin 1992, S. 17. ライン編著版では「zusammenhängend」が抜けている。Vgl. ders., *Pächter*, S. 273. なお、タイプライター版は「前章で検討した「ベルリン会議」の折に、ミュラー先生ご自身から贈呈された。記して、深く感謝する。」
- (27) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 26.
- (28) Wolfgang Treue, *Der landwirtschaftliche Unternehmer in Ostdeutschland. Bemerkungen über einen vernachlässigten Bereich der Wirtschafts- und Sozialgeschichte*, in: *Tradition. Zeitschrift für Firmengeschichte und Unternehmensbiographie*, 3. Jg., 1958, H. I, S. 39.
- (29) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 141.
- (30) 叙述は「*ebenda*, S. 141-151,」を主たる素材としている。
- (31)(32)(33) Vgl. *ebenda*, S. 143.
- (34) 同表中のブルジョア政党統一会派には、ドイツ国家人民党・ドイツ人民党・ドイツ民主党が包括されている。ブエスによれば「ザルツミュンデは、ヴェンツェルの政治的影響力のもとで「反動の牙城」と化した。Vgl. *ebenda*, S. 67.
- (35)(36) *Ebenda*, S. 144.
- (37) *Ebenda*, S. 29.

- (38) 拙稿「ドイツ農業・土地制度史上の二つの問題について——GutsherrschaftとDomänenpächter」『広島大学経済論叢』第一七巻、第一号、一九九三年、一九三ページ。後段の第三章「問題提起」参照。
- (39) ブエスによれば、その額は八七、八八・三八マルクであった。Vgl. A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 149.
- (40) ここでの分析は、おもに、ebenda, S. 99-113, に基づいている。
- (41) *Ebenda*, S. 102.
- (42) Hans Rosenberg, *Die Pseudodemokratisierung der Rittergutsbesitzerklasse* (1958), in: H.-U. Wehler (Hrsg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, 3. Aufl., Köln/Berlin 1970, S. 293, 大野英一・川本和良・大月誠訳『ドイツ社会史の諸問題』未来社、一九七八年、三三ページ。
- (43) H. Wunder, *Gemeinde*, S. 117.
- (44) K. Heß, *Juncker*, S. 165.
- (45) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 105.
- (46) ハウス・ヴェルデンブルクが自治体トイチェンタールにようやく編入されたのは、一九三三年になってからのことだった。ヴェンツェルは、領地区域の解体に最後まで抵抗した。Vgl. ebenda, S. 107.
- (47) 本節の叙述は、主として、ebenda, S. 169-172, 202-218 u. 227-243, に依拠している。
- (48) *Ebenda*, S. 172.
- (49) Vgl. H.-H. Müller, *Pächter*, S. 274.
- (50) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 143.
- (51) *Ebenda*, S. 171f.
- (52) *Ebenda*, S. 217.
- (53) *Ebenda*, S. 234.
- (54) (55) *Ebenda*, S. 202.
- (56) Gerhard Ritter, *Carl Goerdeler und die deutsche Widerstandsbewegung*, Stuttgart 1955, S. 413; A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 236.

- (57) Vgl. G. Ritter, *Goerdeler*, S. 545 Anm. 18; A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 236f.
- (58) *Ebenda* S. 243. ロイシュ・グループに「ゴスヴァイラー (Kurt Gosswiler) のいわゆる「アメリカ派」のH・シャハトが加わっていたことは、なにかしら示唆的である。「所有戦争の犠牲」になっただけとするブエスのいささか浅薄な結論づけのみをもってしては、つかみきれぬ微妙な問題が、ここには潜む。とりあえず、レーニンの古典的な文言を使って、資本類型論の見地から、次のように言うにとどめておこう。すなわち、当該のグループを、「民主的な資本」と呼ぶことにはたしかに重大な疑義が残るにせよ、他方、彼らは、少なくとも「オクチャブリスト的な資本」ではなかったと見なしでもよいのではあるまいか、と。『レーニン全集』第三四卷、大月書店、一九五九年、四九七―五〇一ページ、所収の「ア・エム・ゴリキーへ(一九一一年一月三日)」、ゴスヴァイラー著、熊谷一男編訳『現代ファシズムと金融資本』未来社、一九七七年、八二―一〇四ページ、参照。
- (59) ここでの分析は、おもに、A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 242-249, を基礎にしている。
- (60) *Ebenda*, S. 245.
- (61) (62) *Ebenda*, S. 246. 一部のドイツ大土地所有の近辺に位置する自余の地主農場・農民経営双方へのその模範的な影響とりわけ教育的な効用を含蓄する「ウェーバー・ミュラー的視点」の意義を、ここでいま一度想起しておくことも、あながち無駄ではないであろう。
- (63) ここにもまた、旧東独の「土地改革」の歴史的評価に関わる微妙な問題が潜むと思われる。本章では、とりあえず、以下の一点のみを指摘しておきたい。すなわち、もしエラらの陳述どおり、残余農場の留保が、当地の住民感情にも沿う措置であったとすれば、それは、地主と住民との敵対的關係ではない、ハレ地域一円における両者の、ある種独特の良好な近隣関係とでも言うべきものの存在をうかがわせるからである。ヴンダーが、一八世紀以前の村落の人間関係について、「地主―農民関係のアンサンブル」と呼んだ表現を借りるならば、ナチズム下にあってもなお保たれた「地主―住民関係のアンサンブル」とも言える、地域地主と住民との共同体的な善隣関係の一端を、ここから垣間見る思いがすると言つては、はたして言ひすぎひまらうか。Vgl. H. Wunder, *Das Selbstverständliche denken*, S. 35.
- (64) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 248.
- (65) ラーヴンスブリュックにおける強制収容所生活を経験したカールの妻エラは、第二次世界大戦直後の一九四九年に、

ハノで息を引き取った。Vgl. ebenda, S. 249 Anm. 1).

(66) H. Hamisch, *Boitzenburg*, S. 264.

(67) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 302.

(68) H.-U. Wehler, *Das deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen 1973, S. 238, 大野英二・肥前栄一訳『ドイツ帝国 一八七一年一八八一年』未来社、一九八三年、三四四ページ。

(69) *Ebenda*, S. 239, 同上邦訳書、三四五ページ。

(70) (71) H. Rosenberg, *Pseudodemokratisierung*, S. 288, 前掲邦訳書、二二ページ。

(72) H.-H. Müller, Die "Gesellschaft Wirtschaftsam Gänsefurth m. b. H." — der Versuch zur Rettung eines adligen Gutes, in: *Mitteilungen des Vereins für Anhaltische Landeskunde*, 2. Jg., 1993, S. 165.

(73) 少なくとも、「グーツヘル階層の社会経済的分化」を視野に収めなければならぬ方法的必要性と等しなみの、「エンカ一階級の社会経済的分化」を冷静に精査すべき、プロイセン・ドイツ近現代史上の一つの課題が依然として残る、と言うことはできるであろう。本書、緒論、註(96)、そして、前篇、第三章、参照。

第三章 問題提起

一 東エルベ的心性と大土地所有

ドイツ第二帝政（一八七一一一九一八年）の「構造的な民主主義敵対性」⁽¹⁾を厳しく批判して、ヴェーラー（F. W. Weller）は、次のように述べる。すなわち、「公権的国家のこうした機構に対する一種の心理的な補充物を成したのは、臣民根性（Untertanenmentalität）であった。国家権力の意志行為や権利侵害をも受け身に甘受し、過度に用心深い沈黙をもって日常の些事にわたる嫌がらせに反応し、歩道で出会った少尉を脱帽して避け、取るに足らぬ村の巡査にも国家の面影の宿っているのを見、それゆえに抗議するよりもむしろ適応することを、この臣民根性は要求した。より自由なラインラントや西南ドイツでしばしば軽蔑を呼び起こした、このすぐれて東エルベ的な心性（ostelbische Mentalität）は、何百年もの年月を経た政治的、宗教的、伝統の所産であった」⁽²⁾と。

ドイツ近現代史における「連続性問題」⁽³⁾を決定的に重視するヴェーラーにとって、この「臣民根性」とは、旧来の「前工業的なエリートと価値体系」⁽⁴⁾が、工業化達成後の社会をなお刻印し続けた「負荷」⁽⁵⁾のきわめて重大な構成要素にほかならなかつた。「実際、ほかならぬドイツにおいても一八六六―七一年以後、重要な経済的、社会的ならびに

政治的な諸決定が農業社会の指導エリートの利害に沿って下され、これらの政策決定がその後もずっと引き続いて帝國ドイツの工業社会の展開を規定して来たことは、きわめて明白なのである。それどころか、この社会の孕む際立った矛盾や『断層』の大部分は、まさしくその点に帰着せしめられうるのである⁽⁶⁾。ヴェーラーのこうしたユンカー批判の視角は、ナチズムの罪過をドイツ人自身の問題として自覚的に受けとめ、いつさいの「弁護論的な現実逃避(Eskapismus)⁽⁷⁾」を峻拒しようとする点で、すぐれて首尾一貫している。

ところで、ウェーバー(M. Weber)は、一九〇四年に発表した力編、「世襲財産問題」論文において、ドイツ東部と北西部との「農民意識」(Denkweisen der Bauern od. bäuerliche Denkweisen)の類型的相違を対比しつつ、北西部に特徴的な「農民自負感」(Bauernstolz)とは全然異なる東部農民の思考様式について、つとに、次のような興味深い定式化を行っていた。

「グーツヘルが上流階級然としてあまりにもかけ離れた存在になっている村があるとすれば、その村は除くとして、すべての自治体(Selbsterwaltungskörper)において、中農と大農(die mittleren u. größeren Bauern)が、このグーツヘルの支配(Hand)を自らの上に感じ取っている所、いやそればかりではなく、グーツヘル農場の広大な規模の土地が、ひしめきあって住みついている村の小民(kleine Leute)たちに、社会的等級における埋めようのない裂け目により仕切られて、対峙している所——そして、事実また、これは自明の理なのであるが、世襲財産がこの状態を助長するものであること、この点はすでに見た——、そういう所では、農民にいま内在しているか、あるいは、ことによると世襲財産の増加ゆえに将来内在するようになるかも知れぬ、『貴族的性向』(aristokratische Gesinnung)などについては、ゼーリング(Max Sering)の見解にたとえ従ったとしても、やはり、ただ単に饒舌家だけがよく語りうるにすぎないであろう。社会経済的意気消沈=従属感(soziales und ökonomisches Gedrücktheits- und Abhängigkeitsgefühl)が、このような状態に適合的な感情であり、それは、年がら年中、明確な識閥に上っているのでは決してな

いにしても、永きにわたっては繰り返し繰り返し、その効果を表す感情なのである⁽¹⁰⁾。

ウェーバーがここで指摘する「社会経済的意気消沈＝従属感」とヴェーラーの言う「臣民根性」とは、重疊的な関係に立っているように思われる。いや、むしろ、より正確には、一種の諦念にも似た「東エルベ的心性」を生み出す「臣民根性」の一形態が、東部ドイツ農民層の抱く「社会経済的意気消沈＝従属感」であったと言うべきであろう。ヴェーラーが「政治的、宗教的、伝統の所産」と見た特異な自意識を、ウェーバーは、社会経済的内実を伴った思考様式として押さえているのである。村の小民を含む中・大農層らの直接的生産者の心に、一種独特の言わば「プロイセン＝ドイツ的従順」(preussisch-deutscher Gehorsam)の習性を刻印した最大の要因、ウェーバーによれば、それは、「グーツヘルハント」なのであった⁽¹¹⁾。

ここで、ドイツ農業史研究の近作、カーク(H. Kaak)の『グーツヘルシャフト』が注目されよう。カークは、「プロイセン＝ドイツ的臣民気質」(Untertanengeist)の肥沃な温床⁽¹²⁾を成した東エルベの農村史に着眼するのである。プロイセン的「臣民根性」・「臣民気質」の最も重要な歴史的起源の一つは、グーツヘルシャフト下での「農場隷民制」(Gutsuntertänigkeit)であった。

カークによれば、このグーツヘルシャフトをどのように把握するかという点で、一九四五五年後の研究史は、四つの見地に大別される⁽¹⁴⁾。第一は、ヘニング(Friedrich Wilhelm Henning)である。彼の見解は、クナップ(Georg Friedrich Knapp)の古典的グーツヘルシャフト論に近い。ヘニングは、グーツヘルシャフトを、経済・所有関係・法的側面の総体として把握する。封建領主の自己経営は、中世末期の農業危機のちに拡大始めた。広範囲にわたる領地上のまとまりが形作られ、法的諸関係が整えられて行くのも、このとき以降である。グーツヘルシャフトは、一八世紀に完成を見る。グーツヘルは、「土地＝隷民支配と保護権」⁽¹⁵⁾(Grund-, Leib- und Patronatsherrschaft)を一手に握ったのである。農民は、領主に対する「臣民関係」⁽¹⁶⁾(Untertanenverhältnis)に束縛された。

第二に、リュトゲ (Friedrich Lütge) もまた、歴史的展開を重視するが、グーツヘルシャフトを狭義に限定して理解する。彼にとって、それは、グーツヘルの統治上の諸機能を伴う閉鎖的な領域形成の中核を成すものだった。したがって、グーツヴィルトシャフト (Gutswirtschaft) が東エルベの諸地方に形成されたことが事実だとしても、この点は、グーツヘルシャフトの概念構成上のメルクマールでは必ずしもない。リュトゲは、グーツヘルシャフトの定義を法律面に限定したのである。

第三の潮流を形作ったのが、ハイツ (Gerhard Heitz)、ハルニツシュ、そして、ミュラーらの旧東ドイツのマルクス主義的農業史家によって展開された「再版農奴制」⁽¹⁷⁾ (zweite Leibeigenschaft) 論である。マルクス主義的な時期区分によれば、グーツヘルシャフトとは、「封建制末期」⁽¹⁸⁾ (Spätféudalismus) の一事象にはかならないのであった。

第四に、ボルケーシュタールゴルト (Henning Graf von Borcke-Stargardt) は、独特の自説を、前三者の学説に対して置く。すなわち、計画的に実行されるグーツヴィルトシャフトを持つ大土地所有は、一八世紀の末まで、実はそれほど一般的ではなかった。農業技術と農業生産も、まだ、少なからぬ剰余生産物を産出するほどの水準には達していなかった。利潤に対する関心は、全く微弱だったのである。その上、グーツヴィルトシャフトは、ドイツ西部においても、散発的にはあれ、あるにはあったのだから、農場の出現を基準に東西を区分することはできない。グーツヘルシャフトという概念で言い表されてきたことは、しよせん、支配体制と経済的事実との不当な交ぜにすぎないのである。グルントヘルシャフトとグーツヘルシャフトという言い方は、東西の法的相異に関する誤った表象を呼び醒ましこそすれ、なんら意味ある対概念ではない。グルントヘルシャフトとグーツヴィルトシャフトの対比だけが正しい、と。

一九四五年以降の諸見解を大づかみに概観するなら、最後に示したボルケーシュタールゴルトのアウトサイダー的な学説は別として、研究史は、一八〇〇年以前の東エルベの農業事情を一箇の発展史として描く点で、基本的な一致

を示しているを見てよいだろう。そのあらまは、およそ以下のとおりである⁽¹⁹⁾。

グーツヘルシャフトは、グルントヘルシャフトの転化形態 (Ausformung) として、一五世紀末以降に成立した。その重要な前提は、グルントヘルが一三―一四世紀に、それまで領邦君主 (Landesherr) が持っていた土地所有と様な権限とを獲得したことである。グルントヘルは、とりわけ領主裁判権を握ったことで、農民に対する支配公権を行使しえた。一四世紀以降、独立自営農民層は衰退して行く。フェーデ (Fehde) と戦争そして伝染病によって、多くの農民地が荒廃するのである。グルントヘルは、一五世紀に入ると、不毛の地と化した農民地を、新たな農民家族に任せるのではなく、自己経営地に編入し始めた。グルントヘルが行ったことは、さらに、農地を耕す直接生産者の意志を無視してそれを取り上げること、すなわち、農民追放であった。このようにして、グルントヘルは、自分の農業大経営の基礎を創出したのであるが、その自己経営は、当初なお少数にとどまり、さして大規模なものでもなかった。

一六世紀になるとグルントヘルは、地方法 (Landesrecht) の諸規範を、ますます農村住民に不利に働くよう改変することに乗り出す。一七世紀の中葉まで続く過程を経て、農村住民とその子孫から自由移住権 (Freizügigkeit) を奪い、きわめて過酷な、いや、と言うよりもむしろ、往往にして際限のない賦役を彼らに課したばかりではなく、奉公人 (Gesinde) としての義務まで要求した、あの「農場隸民制」が次第に仕上げられて行く。こうして、グルントヘルはグーツヘルへと転成する。

だが、グーツヘルとグーツヘルシャフトそして農場隸民 (Gutsuntertan) を、われわれが語りうるのは、「農場隸民制」の本質的要素が姿を整えるとともに、グルントヘルの自己経営が拡張して、グーツヴィルトシャフトへと発展して行く一六世紀後半以降についてのことなのである。農民地の横領をたやすく敢行するために、グーツヘルは、農民の保有に相続権を空洞化する挙に出る。こうしたなかで、一六一八―一四八年の三〇年戦争が一つの節目を成し、農民

保有権の根本的変化がもたらされる。戦争の結果、農地保有者が消えたそのあとの後任は、より劣悪な無権利状態のもとに落とされたのである。このグーツヘルシャフトの特徴が最も強くありありと現れるのは、一八世紀の下級貴族の農場においてである。土地の支配権ともども裁判権と領民保護権をも一手に握ったグーツヘルは、同時に、彼の隷民が無償で営むグーツヴィルトシャフトの専一的な用益権者 (NutznieBer) でもあった。

しかし、一八世紀には、また、グーツヘルシャフトを廃止しようとする動きも始まる。一方において、政治的軍事的かつ財政上の利害関心に従って、強力な農民層を必要としたランデスヘルが、グーツヘルシャフトの縮小ないしは除去を望んだとすれば、他方、農業生産の進歩それ自体により、旧来の因習的な方式の克服が促されたのである。一八世紀から一九世紀への転換期を皮切りに、その後五〇年以上続く農民解放 (Bauernbefreiung) によって、グーツヘルシャフトは、最終的に廃棄される運命を辿るのである。

グーツヘルシャフトは、様々な地域的偏差を帯びながらも、緒論で見た、東エルベのかの「黒海―バルト海地帯」全域にわたって広範に普及する。その際、地方的色あいを決定づけた要因は、各地のランデスヘルあるいはフェルスト (Fürst) とグーツヘルとの力関係の相違であった。これに対して、北西・中部・南東の三地域に仕切られるドイツ西部の地にあつては、おしなべて、グルントヘルシャフトが展開した。

カークは、グーツヘルシャフト生成の上述のドラマを、「特殊東エルベ的発展⁽²⁰⁾」と呼び、その主因を経済に求めて次のように述べる。すなわち、「農場隷民制」を利用し尽くすことにより、グーツヘルは、自己の大グーツヴィルトシャフトを格安の費用で経営することができた。農場経営の基幹労働力が、農作業用の生産手段を所持する農奴の賦役によって、労働対価を支払うことなく無償でまかなわれたため、グーツヘルが調達しなければならぬ役畜・農業器具類と日雇い (Lohnarbeiter) 雇用の負担は、ごくわずかな出費で済んだからである、と。

小括しよう。ヴェーラーとウェーバーが、「臣民根性」そして「社会経済的意気消沈」従属感」という、それぞれ

に卓越した筆致で生き生きと描き出したプロイセントウム＝プロイセン人の性格 (PreuBentum) の形成は、このように、一五世紀末以降のグーツヘルシャフト下での「農場隷民制」に、最も重要なその歴史的根源の一つを求めうる。エルベ川以東の広大な地は、カークの言う「臣民気質の肥沃な温床」にほかならなかつたのである。

一九八九年の東欧改革に始まり、一九九〇年のドイツ統一を経て、翌一九九一年のソ連邦消滅へと連なる東エルベ現代史上の一連の劃時代的出来事と激動に思いを致すとき、次のような問題のありかをここで指摘しておくことも、あながち無駄ではあるまい。第一に、旧東独地域民にいまなお蔓延する「社会経済的意気消沈＝従属の感情」は、いったいどのようなすれば癒されるのか。その具体的な方策は、奈辺にあるのであろうか。⁽²¹⁾ 他方、あえて誤解を恐れずに言えば、こうした感情の持ち主に固有な精神的態度は、根本的な治療を待つだけの病的な心性なのであって、歴史的・文化的価値のかけらもそこにはなんら認められぬ、言わば全くの「負のエートス」にすぎないものなのか。しごく卑近な一例とは言え、グラス (Ginter Grab) が評価する「打ち解けた交わり」⁽²²⁾ (Nischengesellschaft) を育んできたのもまた、東エルベに住む平凡な市民たちだったのではないだろうか。グラスは言う。「東ドイツへ何度も行つたことのある人ならだれでも気が付くでしょうが、このわたくしたちの所にはなくなつてしまつたものです。つまり、ゆつくりとした生活のテンポ、それに見合う対話の時間の長さ、です。打ち解けた交わりがここから生まれました。メッテルニヒ時代を思わせるビーダーマイヤー (Biedermeier) 様式のもの。そうしたものは、壁の開放とともに、街頭や民主主義へともうすでに消えてしまつたかどうか、わたくしには分かりませんが」⁽²³⁾、と。

現代の「ビーダーマイヤー (愚直な小市民)」と言つてよい旧東ドイツの市井の人人に瀰漫する根深い「社会経済的意気消沈＝従属感」をいたずらに放置することはできまい。だが、この問題についてなんらかの抜本的解決策を講じるには、同じ一般庶民が、文字どおり部屋^ユの片すみ^エでいとおしんできたゲゼルシャフトに、ある種の安らぎを覚える感情まで無視しすることは、不当であろう。ここには、統一ドイツ資本主義の今後の帰趨を占う上で、座視しえぬ一

つの問題がなお潜むのではあるまいか。ウェーバーが、小ドイツ主義的統一を果たした一八七一年後の第二帝政期の東エルベ農民に見いだした「社会経済的意気消沈＝従属感」の問題性は、今日、言わば西ドイツ主義的再統一を實現した一九九〇年後における東エルベ世界の現状のただなかに、ほぼ一世紀有余のときを閲しつつ、きわめて現実的かつプラクティカルな仕方、あらためて再現しているように思われる。ともあれ、グーツヘルシャフト生成史を精査・追究することには、ヴェーラーのいわゆる「すぐれて東エルベ的な心性」を歴史的文脈において説き明かすきわめて重要な意義がある、と言ってよいだろう。

第二に、東エルベにおける「大土地所有の問題は、どのような現実味 (Aktualität) をいまいちど持つことになるのであろうか」⁽²⁴⁾と問うカークの問題提起が、傾聴に値しよう。彼は、旧東独における農業生産協同組合 (LPG) 解体後の農業＝土地制度再建の実践問題を見据えているように思われる。この点について、ここでは、次の一点のみを書き記して行論を進めたい。かつて、わが国における比較史的な農業＝土地制度史研究は、寄生地主制の解体と農地改革の推進という当時の国民的課題を強く自覚しつつ、隆盛をきわめて一時代を築いた。一九四八年創立の「土地制度史学会」、なかんずく、「変革期における地代範疇」を共通論題として、「農業変革＝土地変革の諸類型並に段階規定の世界史的視野から」⁽²⁵⁾戦後「農地改革の性格」⁽²⁶⁾の総合把握を試みた同学会一九五五年度大会が、その象徴的なモニメントに目されよう。歴史と現実の二つのモメントの交差＝相関を直視する強烈な問題意識が、当学会のなにより強みと魅力であった。もしこのように言いうるならば、いままた新たに、こたびは、日本ではなく、ドイツ東部を含む東エルベ全域にわたる中＝東欧世界の地を一つの実験場として、きわめて深刻かつ興味深い両契機の交錯＝連関の時代が、すでに始まっていると見てよいのではないだろうか。⁽²⁷⁾「東エルベ・アグラールゲシヒテ」⁽²⁸⁾研究の現代的意義と、その重要性が、見直されてしかるべきであると思われる。

- (1) H.-U. Wehler, *Kaisereich*, S. 105ff., 前掲邦訳書『ドイツ帝国』一五九ページ以下。
- (2) *Ebenda*, S. 133, 同上邦訳書。一九八ページ。傍点筆者。
- (3) (4) (5) Vgl. Hanna Schissler, *Die Junker. Zur Sozialgeschichte und historischen Bedeutung der agrarischen Elite in Preußen*, in: H.-J. Puhle u. H.-U. Wehler (Hrsg.), *Preußen*, S. 111.
- (9) H.-U. Wehler, *Kaisereich*, S. 15, 前掲邦訳書。二六ページ。
- (7) *Ebenda*, S. 16, 同上邦訳書。二七ページ。
- (8) H. Wunder, *Gemeinde*, S. 137.
- (6) M. Weber, *FideikommiBfrage*, S. 385; *MWG*, S. 177.
- (10) *Ebenda*, S. 385; *MWG*, S. 177f. 傍点筆者。
- (11) 封建制 (Feudalismus) とはその「内的構成原理を異にする」共同体主義 (Kommunalismus) すなわち、「現実において育成された共同体の原理」に拠って立つ「平民」(Gemeiner Mann) の「自律」(Selbstverantwortlichkeit) と国家形成の公法的機能を、とりわけ神聖ローマ帝国の西部諸地域に即して直視したブリクレは、「ドイツの臣民は決して『臣民』ではない」とする逆説的な結論づけを行う。だが、同時に他方において、彼は、「臣民概念」の根本的転換がある時点で起こった事実の指摘をも、ゆめ忘れてはいない。すなわち、一七世紀のあの三〇年戦争後、当該概念の意味内容は一変する。「一九世紀まで持ち込まれるかの侮蔑的意味合い」が与えられたのである。「卑屈と無責任はドイツ史では比較的新しい現象である」とブリクレとともに言うにせよ、その温床は、彼にとつてもまた、間違いなく広範な東エルベの地であった。このかぎりにおいて、ウェーバーとヴェーラーのみならず、ブリクレも基本的な認識の点で一致している、と言ってよいだろう。Vgl. P. Blicke, *Untertanen*, S. 11, 15, 90, 105, 133, 139 u. 141, 前掲邦訳書『ドイツの臣民』一一一、一五、九五、一一一、一四二、一四九、一五二、一五二ページ、参照。
- (12) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 2. 傍点筆者。
- (13) *Ebenda*, S. 3f.
- (14) Vgl. *ebenda*, S. 6f.
- (15) (16) (17) *Ebenda*, S. 6.

- (18) *Ebenda*, S. 7. 「封建制末期」に関する概説書として、H. Harnisch u. G. Heitz (Hrsg.), *Agrargeschichte*, 参照。
- (19) Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 2-4.
- (20) *Ebenda*, S. 4.
- (21) この点と関わって、肥前栄一氏もまた、新連邦諸州ノイエ・ボンデスレーンダーにおける「臣民根性」の克服という現実問題を指摘している。アムブロジウス、ハバード著、肥前栄一・金子邦子・馬場哲訳『二〇世紀ヨーロッパ社会経済史』名古屋大学出版会、一九九一年、三八二ページの訳者あとがき、参照。
- (22) (23) Günter Grab, Viel Gefühl, wenig Bewußtsein. Der Schriftsteller Günter Grab über eine mögliche Wiedervereinigung Deutschlands, in: *Der Spiegel*, Nr. 47, 1989, S. 77, 高本研一訳『ドイツ統一問題について』中央公論社、一九九〇年、三〇ページ。
- (24) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. VII.
- (25) (26) 山田盛太郎編『変革期における地代範疇』岩波書店、一九五六年、はしがき、iii ページ。
- (27) 一九九一年一月二八日、エリツィン・ロシア大統領は、「土地改革断行の緊急措置」と題する大統領令を布告し、コルホーズ(集団農場)・ソフホーズ(国营農場)の解体と農地私有化の道を確認した。ロシアでは、かつてのクラーク(富農)的土地私有の復活が進んでいるのである。『毎日新聞』(大阪)、一九九一年一月三〇日号、ならびに、同誌、一九九一年一月二六日号、「激変ソ連の実像 共和国からの現場報告」参照。
- (28) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 5. 傍点筆者。

二 旧東独農業史研究の意義

1 検討課題

旧西ドイツ「社会史」研究の主導的論者の一人であるコッカ (Jürgen Kocka) は、一九七二年に発表した論考において、封建制から資本主義への移行・産業革命・経済成長・「三月前期」・労働者運動等を対象とした旧東独の「マルクス主義的社会史」⁽¹⁾ 研究による近年の諸成果を批判的に分析し、この「マルクス主義的経済史」⁽²⁾ を「普遍的諸条件を考慮に入れた経済社会史」⁽³⁾ と定義づけつつ、その一翼を担う農業史 (Agrargeschichte) の代表的業績にも目配りを利かせている。彼が列挙する重要作品群の著者は、以下の人人、すなわち、ミュラー、ハルニツシュ、ハイツ、シヨウタ (Jan Šotka) 、モル (Georg Moll) 、グロース (Reiner Groß) 、ヘニング (Friedrich-Wilhelm Henning) 、そして、ベルトホルト (Rudolf Berthold) のいずれも当代のすぐれた農業史家たちである。⁽⁴⁾

次に、イギリスの「下からの社会史」派に属する気鋭のポレーミカー、ファー (Jan Farr) は、一九八六年に一論をものして独自の観点からドイツ農業史研究史を丹念に整理し、そこで、旧東ドイツの成果にも正当な位置づけを与えている。彼が評価する研究者は、コッカの挙げる著者のほか、ブライバー (Helmut Bleiber) 、プラウル (Hainer Plau) 、ラツハ (Hans-Joachim Rach) 、そして、ヴァイセル (Bernhard Weissel) の四名である。⁽⁵⁾ さらに、同じ一九八六年には、アメリカのドイツ史家メラー (Robert G. Moeller) もまた、広範囲に及ぶドイツ農業史研究について、視角こそ違えファー同様のワールドワイドな整序を果たし、ミュラーらの東ドイツの仕事に注目する。そこでの顔ぶれは、ファー論文とほぼ同様であるが、メラーはさらに、バルヴァンツ (Ilona Ballwanz) 、ディールヴィッツ (Sigrid Dillwitz) 、および、ヌスバウム (Helga Nussbaum) の研究にも注目している。⁽⁶⁾

コツカとフアーそしてメラーによる三者各様の研究史の整理を一瞥するだけで、このように、旧東独の農業史家は相当な多数に達することが知られる。旧東ドイツ農業史の研究動向を、その細部と支流をあえて切り捨てた上で、大局と主流のみに即して追跡するとしても、そのためには、これらすべての膨大な著書・論文の系統的分析が必要不可欠となろう。あらかじめ問題を限定することが、必須の前提とならざるをえない。

本節の検討課題は、まず第一に、旧東独の言わば「マルクス主義的農業史学」から、たとえ批判的にはあれ、今後に継承されうるべき論点を、さしあたってわたくしの能力の及ぶ範囲内で明らかにし、ついで第二に、この旧東ドイツを含む欧米にあつての近現代ドイツ農業＝農村社会史研究の近年とみに目覚ましい精神的展開の主要な論点把握⁽⁷⁾を目指しつつ、ひいては、日本人研究者としてこれと対決し、切り結ぶ上で、とりあえず保持されてしかるべき視座がもしあるとすれば、はたしてそれはなにか、をも併せて暫定的に提起しておくことである。外国人研究者のすぐれた成果から虚心坦懐学びながらも、そうした一方的な姿勢にとどまらず、国外にあつてもあえて一石を投じる相互交流の道を、ドイツ農業＝農村社会史研究においても探りあてる困難な課題と同時に、他面では、一九九〇年一〇月三日のあのドイツ（再あるいは新）統一に着目するかぎりでは、旧東独の消滅とともに、そこで営々と続けられてきたマルクス主義的な経済史・農業史研究もまた、水泡に帰したのか否かという問題までもが、いまだに突きつけられている以上、われわれとしては、先に示した二つの課題の検討を避けて通ることはできないであろう。以下での若干の考察は、このような問題の全面点検を試みる上で、まんざら不要とも言えまい粗削りのメモランダムにすぎぬのであるが、本論に入る前になお、次の補足的前置きを行っておきたい。

さて、包括的なサーヴェイ論文集である浩瀚な二巻本『ドイツ民主共和国の歴史学』の編著者フィツシャー（Alexander Fischer）とハイデマン（Günther Heydemann）によれば、⁽⁸⁾そもそも、旧東独における史学全般の歩みは、研究の力点と主眼との推移を伴うおよそ五つの時期に区分されうる。1、一九四五―一九五〇年。ドイツ史の否定的

側面、その悲惨さ (Misere) の強調期。2、一九五一―一九五六年。ドイツ民衆 (Volk) の自由と闘争との伝統、ならびに、ナツィオナールなもの再評価期。3、一九五七―一九七〇年。ドイツ労働者運動史研究への専一的集中期。4、一九七一一一九七九年。プロレタリア国際主義および社会主義的愛国心の力説期。5、一九八〇年以降。「統合的 (integral) マルクス＝レーニン主義歴史像」⁽⁹⁾ の形成期。ここにおいて、それまでなんらかの一面的強調を伴わずにはおかなかった従来の選択的 (selektiv) 歴史理解は影を潜め、いわゆる「史的継承論争」⁽¹⁰⁾ (Erbediskussion) に象徴される全ドイツ史への総合的取り組みが、ようやく開始される。東ドイツの歴史学は、当該の時期に、「その根拠が根本的により確かな」⁽¹¹⁾ ものとなつて行つたのである。わたくしは、この最終局面でのあのエルベ (Elbe) 論争において、「支配的搾取者諸階級の肯定的遺産 (das positive Erbe)」⁽¹²⁾ が視野に収められたことの持つ意味を、以下の事柄、すなわち、コンラート (Johannes Conrad) からウェーバーへと至るドイツ歴史学派中の有力な潮流にあって堅持されていながら、現在のドイツの学会では一顧だにされずにいるとわたくしには思われてならぬ一つの視点、つまり、これを約言すると、ドイツ大土地所有制の全面否認ではなく、それを構成するある一翼に対するウェーバーとコンラートのすぐれて高い肯定的評価という点の再認識との積極的関連において、ここでいま一度熟慮するべきではないかと考える。

この論点の意味は、行論のうちにおのずと明らかになるが、それはともかくとして、農業史研究史に即するかぎりでは、フィッシャーとハイデマンの挙げる第四局面の最終盤期が一つの劃期を成すと見る点で、多くの論者の見解はほぼ一致しているように思われる。では、専門分野としての農業史の「独立」⁽¹³⁾ (Ausdifferenzierung) は、いつか。さしあたり、一九七八年に上梓されたクレム編著の『農業史』⁽¹⁴⁾ が、こうした「独立」の一里程碑と目されてよいであろう。そこで本節においては、旧東独農業史の研究動向を、一九七八年頃へと至るその自立化傾向として追うのではなく、おおむねあの「統合的マルクス＝レーニン主義歴史像」⁽¹⁵⁾ の陶冶期に相当する局面以降に時期的対象を絞り込ん

で検討することとしたい。およそ上述のような方法的手続を踏まえて初めて、われわれは、フアーとメラーによるいづれも一九八六年に世に出た既述の研究史概観論文に見られる諸論点との重複をできるかぎり避けたとしても、それでもなお別決されるべき観点はなにか、を明らかにする地点に立ちうると思われる。

2 「ベルリン学派」の成果——H・H・ミュラーを中心に

フアーの評価に見られるように、東独農業史家全般に共通する特長は、一言にして、レーニンのいわゆる「プロイセン型の道」をめぐる「挑戦的な理論的枠組み内での緻密な実証研究」⁽¹⁶⁾の積み重ねであろう。ベルリンのミュラー、ハルニツシュ、クレムらの農業史家グループ（以後「ベルリン学派」と呼ぶ）、ならびに、ロストツク大学を拠点とするハイツ、モルらのシュレーが、この種の研究の中心的推進者と言ってよい。もとより、ここには、ラウジッツ(Lausitz)を対象としたショウタの「農民層分解」⁽¹⁷⁾(class differentiation within the peasantry)に関するすぐれた成果と、マクデブルク沃野地方の「階級闘争と社会関係の変化」⁽¹⁸⁾についてのプラウル、ヴァイセル、ラツハラによる詳細な追究という、先の二グループとは別個のそれぞれに貴重な二系列の地域史研究が含まれる。しかし、わたくしは、本節においては、先述のグループを成すかぎりでの「ベルリン学派」と「ロストツク・シュレー」とにひとまず着目してみたいと思う。

(i) ハルニツシュ対モル論争

旧東ドイツ消滅前の農業史研究の掉尾を飾った論争は、おそらく、「ベルリン・シュレー」対「ロストツク学派」のハルニツシュ・モル論争であろう。両者は、ともに、「統合的マルクス・レーニン主義歴史像」の確立期に、注目すべき大著を世に問うた。ハルニツシュの『資本主義的農業改革と産業革命』⁽¹⁹⁾(一九八四年)、そして、モルによる『プロイセン型の道』とドイツのブルジョア的変革』⁽²⁰⁾(一九八八年)が、それである。前著は、国民経済の拡大・深化

と産業革命の進展にとつてのプロイセン農業改革の決定的重要性を、ブランデンブルク州の実態に即しつつ、後期封建制から一八四八・四九年のブルジョア民主主義革命期までの時代について分析した重厚な力作であり、また、モルの作品は、ハイツの議論を踏襲しながら、プロイセンの西部諸州をライン川左岸まで含めて、ブルジョアの農業進化の「アメリカ型の道」ではなく、「プロイセン型の道の変種」⁽²²⁾として把握しようとする斬新な試論である。著作公刊後の両者の論争は、プロイセンにおける封建制から資本主義への移行の劃期をどこに置くのかという、重要ながら、ある意味では古い論点をめぐって争われた対決であり、過程の経済的性格に関するかぎり、ハルニツシュが一八五〇年頃を移行終了の時点と捉えるのに対して、モルは、一八七〇年代以降にそれを求めた。⁽²³⁾「ドイツ資本主義の劃期論争」を経験したわが国のドイツ経済史研究の到達水準から見ると、この論争は、ある種の陳腐さを感じさせざるをえない類いのものであり、その時期的対象もさして新しくはない。ここでは、以下の諸点を確認するにとどめておこう。

一八世紀末頃のリイン川左岸地方における定期小作 (Zeinpacht) を封建的なものではないと見なす点などに示されるハルニツシュのモル批判⁽²⁴⁾は、おそらく、傾聴に値するであろう。封建的諸負担の廃棄をめぐる根本的な「道の問題」⁽²⁵⁾ (Wegeproblematik)、換言すれば、資本主義的發展の「出発点での基本的転轍」⁽²⁶⁾を決定的に重視するハルニツシュの立場は、わが国の比較経済史学の基礎視点さながらに、すぐれて原則的かつ堅固である。これに対して、モルは、ライン川左岸の問題に取り上げ、封建的諸負担の償却を定めた一八〇四年一〇月一日の法律を重要視しつつ、東西ドイツ全般に関する独自の「プロイセン型の道の主要二変種」⁽²⁷⁾説を展開するのである。当該論争の決着について、わたくしとしては断定的な評価を下しうる立場にはない。モルのその後の沈黙は、ハルニツシュ説に軍配が上がったことを物語るであろうか。それとも、そうではないのか。ハルニツシュの原則論的見地を尊重しつつも、わたくしはあえて、通説的見解に果敢に挑戦したモルの勇気を多としたい。実証内容よりもむしろ問題提起が、モルの真骨頂であろうからである。ともあれ、両者の個性が強く滲み出たこの論争によって、「プロシア型」の進化の地域的

Variationの析出⁽²⁸⁾』という重要な実証的検討課題が提起されたことを喜びたい。「プロイセン型の道」の諸地域史研究のいつそうの深化が望まれよう。

(ii) ミュラーの貢献

「なるほどドイツは、二〇世紀の初頭にあつて、イギリスのような借地の古典国では毫もなかつた。イギリスでは全農用地の八五・五パーセントが借地だったのに対して、ドイツにおけるその比率は九・一八パーセントを数えるのみだったからである。しかし、それにもかかわらず、ドイツの借地は、なんら重要な役割を果たさなかつたのでは決してない。とりわけ、プロイセンの東部諸州（ザクセン州を含む）とメクレンブルクにおいては、相当多数の借地経営が存在していたのである⁽²⁹⁾」。この的確な指摘で始まる「ベルリン学派」の大家ミュラーの「借地人と農場支配人」は、東部ドイツ農業にあつての「土地所有と経営の分離」の具体相を、豊富な未公刊史料を駆使して解明した注目すべき意欲作である。それは、先述の本書、第一章、二、で見たとおり、一九九二年四月九日から一日までの間、ベルリン郊外のゴーゼンにおいて、旧東西両ドイツの名だたる農業史家が一堂に会して開催された歴史的な「ベルリン会議」の席上報告された。以下では、ミュラーによつて初めて発掘された興味深い新事実のうちのいくつかを、御料地借地人（Domänenpächter）に関する一九八九年論文⁽³⁰⁾の成果も併せて加味しながら、本節の行論にとつて必要なかぎりで紹介してみたい。

事例⁽³¹⁾ 1、農場支配人の存在形態。

一九〇四年にブレスラウ大学教授に就任したエールボ（Friedrich Aerboe）は、一九一七年刊の主著『農業政策』（Agrarpolitik）によつて名を知られた農業経営学者である。イエーナ大学で勉学を修めた彼は、その後、ドイツ農業協会（Deutsche Landwirtschafts-Gesellschaft）等における実務の積み上げを経て、ニーダーラウジッツのブリュール（Brühl）伯爵の所領（農用地五、五〇〇ヘクタール、森林一六、五〇〇ヘクタール）を経営する農場管理人（Ökonom）と

なる経験をも併せ持つ。この所領経営において彼は、生産の集約化と収益の増大に成功する「傑出した農場管理人」⁽³²⁾としての辣腕をふるう。世紀転換期の農業経済学の頂点に立ったと称されるエールボは、同時に、当時の貴族的大所領における所有と経営の分離を実践する農業経営者の一面を兼ね備えていたのである。

一八七〇年代以降の農業クリーゼに対する一つの解答として示されるその克服策が、エールボの場合、「地主的三分割制推奨論」とでも言うべき施策にほかならなかった点に、わたくしは、特に着眼したいと思う。と言うのは、こゝである。大農場の借地は、農業の企業形態の一つであり、借地人は、企業家以外のなにもものでもない。借地人の平均的力量は、自己経営を行う大土地所有者を断然凌駕している。実務的にも理論上もすぐれた知識を持ち、勤勉かつ意志強固なのだが、資本力だけいささか見劣りのするペヒターに、「土地取得の回避」⁽³³⁾による「大経営の自主的引き受け」⁽³⁴⁾を保証する重要な役割が、プロイセンの借地制にはあるのである。一方、こうした「有能な借地人階層」⁽³⁵⁾の少なからぬ存在は、地主にとっても好都合きわまりない。なぜなら、「経営危機に対する保険」⁽³⁶⁾とも言うべき農地貸し出しによって、地主が実現しうることに、それは、「経営のありとあらゆるリスクのペヒターへの転嫁」⁽³⁷⁾にほかならないからである。

このように、エールボは、プロイセン東部の大農場における借地制の相当程度の進展という事実を前提に置きながら、そのいっそうの展開を、今後採るべき現実的で望ましい政策として強く推奨している。したがって、これは、一種の「三分割制の勧め」と言ってもよいのであるが、なお以下の二点に注意する必要がある。経営リスクのペヒターへの転嫁論にいみじくも明示されているとおり、エールボの立場は、徹底的に大土地所有者寄りである。それゆえ、この議論は、「借地人による、地主のための三分割制推奨論」にほかならない。これが、第一。次に、世襲財産論を書いたウェーバーとのエールボの違いが指摘されなければならない。わたくしの前著で詳論したとおり、ウェーバーが理解する「所有と経営の分離」の利点は、あくまでも、大世襲財産における「地主と借地農業者とによる『共同の

ビジネス』joint business」に見られる「二人の強力な双肩への打撃の分散」ならびに「恐慌に対するしなやかな弾力性」にある⁽³⁸⁾。プロイセン東部の同一の事態を、ほとんど同じ時期にほぼ同様に把握しつつ、重なり合う面の多い政策的態度を示した点でも基本的に同じでありながらも、ことその認識に関するかぎり、地主とペヒターのどちらか一方だけの当事者利害に偏さぬ公平な客観性が、エールボを断然上回るウェーバーの立論の深さであったと思われる。これが、第二。

事例2、⁽³⁹⁾「又貸し」を含む「総合貸し出し」。

ザクセン州のゾンメレシエンブルク (Sommereschenburg) 所領は、約二五〇ヘクタール規模で、その所有者は、グナイゼナウ (Hugo Neidhardt von Gneisenau) 伯爵である。彼は、騎士農場所有者をも兼ねた退役郡長のナトゥーズィウス (Heinrich von Nathusius) に、年借地料六万マルクで農場を貸し出す。一八七二年に取り結ばれた借地契約の期間は、二四年間だった。四年後の一八七六年に、ハインリヒは、当該の借地を息子のヨハネス (Johannes) に譲り渡すのであるが、このヨハネスは、大部分の土地を甜菜糖工場 (名称 Nabel und Vasel) に「又貸し」⁽⁴⁰⁾ (Weiterpachtung) する。第二のペヒター (Unterpächter od. Afterpächter) としての工場が、第一のペヒターたるナトゥーズィウスに支払った借地料は、先の六万マルクを超える高額であった。甜菜糖工場は、ゾンメレシエンブルク騎士農場での大規模な配水工事の費用 (六二〇二七マルク) を負担したばかりか、一〇万マルクの補償金を進んで支払いさえした。その結果、又借りの期限は、一九一四年まで延長されたのである。第一のペヒターがこの種の借地を「土地投機の対象」⁽⁴¹⁾ (Spekulationsobjekt) と見なしていたことは、明らかである。一方、地主グナイゼナウのコメントも興味深い。すなわち、自分は、この「総合貸し出し」⁽⁴²⁾ (Generalpachtung) によって、自由で安定的な地位を享受しえた。「借地人に対する支払いの確かな者」⁽⁴³⁾ の存在は、まことに結構なことである。又貸しのない単独貸し出しや自己経営の類いは、これに比べれば数段落ちるやり方にすぎない、と。

このように、当該の所領にあっては、最初のペヒターたるナトゥーズィウスもまた一種の地主へと変貌を遂げ、又借り人が実際の経営を担当している。ここでは、第二のペヒターが管掌する労働過程の分析が欠落するものの、該農場に具現している制度を、イギリス的三分割制の表記をもじり、Eigentimer-Pächter-Unterpächter-Landarbeiterの四者により構成される「ドイツ的四分分割制」(the german four parts system)として押さえるとしても、あながち不適切ではないであろう。

事例3⁽⁴⁴⁾、甜菜糖工場の農場賃借り。

この事例は、枚挙にいとまがない。株式会社形態を取るグラウツィヒ(Glauzig)工場は、一つの典型であろう。ドレスデン銀行頭取モースラー(Mosler)やハンブルクの銀行家ロートシルト(Rothschild)らの錚錚たる顔ぶれが経営陣にそろう、ザクセン州在の同工場は、ヴェルトハイム(H.-H. von Veltheim)男爵所有の二つの騎士農場(合計約一、一一・五ヘクタール)を借りて、一九一〇年には一六〇、四四七マルク、そして、一九一八年は一七八、三〇〇マルクという、当時としては群を抜く高額借地料を納めた。「集約的農業経営の大学」⁽⁴⁵⁾とさえ言われる甜菜栽培が生み出す「工場経営と農耕との結合」⁽⁴⁶⁾は、ミュラーによれば、一箇の「模範経営」⁽⁴⁷⁾にほかならなかったのである。こうした「甜菜糖工場への騎士農場の貸し出し」⁽⁴⁸⁾の事例は、ザクセン州を中心としつつ、シュレージエンやポーゼン等の他の東部諸州にも相当広範に見られた事実を、併せて付記しておこう。

事例4⁽⁴⁹⁾、「農工複合体」の形成。

次に、工場が別地にある農場を賃借りするのではなく、農場そのもののなかに工場が設置されて、農耕と工場経営が渾然一体となる有機的結合体の生成事例を検討しよう。本書第二章においてつぶさに見たあのヴェンツェル家の個別家族史が、この点での絶好の具体例を提供してくれる。ハレ盆地在の大農場(一、〇七一・八一ヘクタール)の地主だった五代目のカールは、二重の意味でのペヒターでもあった。二二〇・八四ヘクタールの騎士農場を賃借りすると同

時に、二つの御料地 (Domäne) の借地人をも兼ねたからである。そのかぎりにおいて、御料地上級管理人 (Ober-amtmann) の肩書きを有する彼は、御料地借地人 (Domänenpächter) の一面をも併せ持っていた。御料地の所在は、ブラハヴィッツ (四一三ヘクタール) とランゲンボーゲン (五七七・〇八ヘクタール) であったが、ヴェンツェル家は、五代目の没した一九〇七年の翌年から一九二六年までに、この二農場の借地料として、年額二二、七〇〇ないし四〇、六六〇マルクをプロイセン国庫に納めた。そして、ランゲンボーゲンには、カールの父により一八四八年に建てられた甜菜糖工場が存在した。カールは、この工場を一八八二年に拡張し近代化する。それゆえ、御料地ランゲンボーゲンそれ自体が、一箇の「農工複合体」⁽⁵⁰⁾ にほかならなかつたのである。ヴェンツェル家の農業経営は、農場取得・借地・相続を通じて驚異的な成長を遂げる。とりわけ、カールの跡を襲った六代目の指揮下に入った第一次世界大戦後の拡張はまことに目覚ましく、それは、合計二一もの諸農場によつて構成される約一万ヘクタール規模の「ドイツにおける最大の有機的農場複合体の一つ」⁽⁵¹⁾ としての威容を誇るに至るのである。

「農業のクルップ」あるいは「砂糖王」とも称された六代目は、農耕・畜産・種苗はもとより、様々な関連工場、すなわち、甜菜糖工場・蒸溜酒製造所・ポテトチップ工場・麦芽製造工場・麦芽コーヒー工場・製粉所・乳製品製造工場・製材所等の多岐にわたる一連の加工業をも手がけて、農業と工業の一大複合体を築き上げた。彼の企業は、垂直的統合 (vertikale Verflechtung) を実現した成功例の一つであった。一九二三年に「ドイツ砂糖信用銀行」⁽⁵²⁾ を創設し、「ブリュッセル砂糖協定」⁽⁵³⁾ (一九三〇年) やロンドンの「国際砂糖協議会」⁽⁵⁴⁾ に際しては、ドイツ全体の利益を代表して熱弁をふるった六代目は、間違いなく、ヨーロッパ最大の農業企業家の一人に数えられうる。⁽⁵⁵⁾ ヴェンツェルの企業体には、このように、純然たる農業 (史) 概念と言ふべきイギリス的三分割制という範疇規定をもつては押さえきれない、ある意味ではその枠組みを超えいでより、進化した農業近代化の姿が、「農工複合体のドイツ的形態」として示されているとともに、また、多国籍企業の体裁はいまだに整えてはいないものの、それは、アグリビジネス

表 3 - 1 Tundersleben の1900年度決算

| | |
|----------|---------------|
| 1. 収入 | 358,506.47マルク |
| 2. 支出 | 312,820.34 |
| 3. 残額 | 45,686.13 |
| a. 借地料 | 22,737.95 |
| b. 立替金返済 | 9,000 |
| c. 純収益 | 13,948.18 |

(出典) H.-H. Müller, Pächter, S. 26, より作成。

(agribusiness) の二〇世紀的展開のドイツにあつての先駆けとしての歴史的意義をも体現する企業であつた、と言つてよいように思われる。

ヴェンツェルの農工複合体を分析したミュラーは、検討を締め括るにあたり、甜菜糖工場ならびにこれを併置する農場こそ、効果的な恐慌克服策の基本にほかならぬと述べる。

彼は、一九世紀末から二〇世紀初頭に至る砂糖恐慌 (Zuckerkrise) も、「生産と収益性との非本質的な被害」⁽⁵⁶⁾ をもたらしたにすぎないと断じるのであるが、この見解は、当該時期におけるドイツ農業をプーレ (H.-J. Puhle) やモーザー (J. Mooser) らのように、もっぱら「構造的危機」のもとにあつたと捉えるのか、それとも、シスラー (H. Schisler) が示唆する「根本的变化」として把握するのかわかるといふ研究史上の周知の対立⁽⁵⁷⁾ に、後者の立場を支持する見地から有力な一石を投じたもの、と理解してさしつかえないであろう。

事例⁽⁵⁸⁾ 5、御料地借地人の存在形態。

ヴェンツェル同様、御料地上級管理人の肩書きを持つシュレーダー (Alfred Schröder) は、ザクセン在の三つの御料地アルベンスレーベン (Alvensleben) とクライン・ロトメルスレーベン (Klein Rotmersleben) として、トゥンデルスレーベン (Tundersleben) の借地人である。「最も聡明な甜菜栽培農民 (Rübenbauer)」⁽⁵⁹⁾ の一人と称された彼は、一八九〇年頃に、計八〇八・二五ヘクタールの農地を耕したが、その三九パーセント (三一六ヘクタール) が甜菜用地だった。御料地トゥンデルスレーベンの一九〇〇年度の決算は、表 3-1 のとおりであつた。シュレーダーが納めた借地料のヘクタール当たり単価は、当時のプロイセンにおける最高水準に達していたが、彼は、それでもなお、当該の一農場のみ

から、約一万四〇〇〇マルクの純収益を上げた。だが、彼の収入源は、御料地経営だけではなかった。彼は、ノルトゲルメルスレーベン (Nordgermersleben) 甜菜糖工場に資本参加していたのである。出資額は、一二二、五〇〇マルクだった。これに加えて、義理の姉妹イーダ (Ida) がアルフレートと同額を追加したので、シュレーダー家の持ち分は、会社が集めた資本金のほぼ半額 (四九%) にまで達した。ちなみに、伯爵位を持つ近隣の一貴族は、四万マルクを払い込んだだけだった。シュレーダーは一八九九年に、五、六二五マルクの配当金を手に入れている。当該の事例は、「最も賢明なそして最も成功せる農業者」⁽⁶⁰⁾とゴルトツ (Theodor Freiherr von der Goltz) が呼んだ御料地借地人の典型的好例であろう。

事例 6、⁽⁶¹⁾「ウエーバー＝ミュラー的視点」の意義。

有能な仕事ぶりと「企業家精神」⁽⁶²⁾ (Unternehmersinn) の体現者としてその名を馳せたブランデンブルクのシュメルツァー (Adolf Schmeltzer) は、大土地所有の模範的経営者であり、人人から、「オーデルブルッフの王」⁽⁶³⁾ (König des Oderbruches) と激賞されるほどの尊敬を勝ち得た。彼の辿った経歴は、およそ以下のとおりである。農業者としての最初の修業を、ザクセンのエルクスレーベン (Erleben) で積んだシュメルツァーは、ヴァンツレーベン (Wanzleben) 郡のアムプフルト (Amptfurt) 御料地とブレッケンドルフ (Bleckendorf) 騎士農場において、自主性に富む管理人 (Verwalter) として働き始めるが、やがて、時宜を得て、ザクセンからブランデンブルクに移り住む。一八六五年のことである。オーデルブルッフ在のザクセンドルフ (Sachsendorf) 御料地の「借地人助手」⁽⁶⁴⁾ (Amtsassistent) が、新天地における最初の職務であった。御料地上級管理人だったバート (Baath) の未亡人と一八六六年に結婚したシュメルツァーは、ザクセンドルフの共同借地人 (Mithpächter) 兼、騎士農場ハケノ (Hackenow) の共有者 (Mithbesitzer) という、農業者として大成する上での絶好の地盤を獲得する。一八六六年にレーン農場 (Lehngut) のハテノ (Hathenow) を取得した彼のその後の活躍は、まことに目覚ましく、一八七九年には騎士農場ラートシュトック

表 3 - 2 シュメルツアーの土地所有

| | |
|----------------------------------|-------|
| Domäne Sachsendorf | 897ha |
| Rittergut Tucheband mit Hackenow | 371 |
| Rittergut Rathstock | 324 |
| Lehngut Hathenow | 50 |
| 合 計 | 1,642 |

(出典) ミュラー博士による1992年9月25日付の筆者宛て私信に基づいて作成。この私信は、テキストでは不分明だった面積規模に関する筆者の1992年8月31日付の問い合わせに対するミュラー博士の回答である。

(Rathstock) を、そして、一八九九年には騎士農場トゥーヘバント (Tucheband) をあいついで手に入れて、自らの地位を強化して行く。ミュラーは、面積規模不明の買収占め農耕地まで含めると、シュメルツアーの土地所有規模は、約一、六五〇ヘクタール以上に達しようとする算定している (表3-2参照)。

一八八一年にアムト高級官 (Amtsrat) の官職に就いたシュメルツアーは、一九〇八年にはついに、御料地ザクセンドルフを分農場のヴェルダー (Werder) とともに買い上げて、壮麗な一大所領を構築する。一箇の「大土地所有複合体」(große Bodenkomplexe) を成すすべての農場に、新式の経営用建物を配備し、二五〜三〇キロメートルにわたる農場間道路の舗装工事と大がかりな灌漑工事とを実施した彼は、諸農場の有機的結合を確保した上で、ザクセンドルフにある甜菜糖工場への原料輸送を合理化しつつ、同工場の近代化を敢行した。さらに、ヴァルテブルッフ (Warthebruch)、西プロイセン、オーベル・シュレージエン、そして、ガリツィア方面からの安価な渡り労働者の一団を雇用して、経費節減に努めながらも、同時に、組織的な大事業用の資金源を確保するために、「ベルリン・シツクラ兄弟銀行」(Berliner Bankhaus Gebr. Schickler) との良好な取引関係を維持することも怠らなかつた。ザクセンドルフが、その周りに位置する数多くの地主・農民等の諸経営に及ぼした「模範的な影響」⁽⁶⁷⁾ は、明らかである。ミュラーは、シュメルツアーの大土地所有を、このように高く評価した。

以下の暫定的小括が可能であろう。いわゆる「大世襲財産」の社会政策上の積極的

役割に止目して、その周辺に散在する中小諸経営に対する教育的効果を認めたウェーバーの「世襲財産論」が含む枢要な論点⁽⁶⁸⁾と一脈相通じる認識が、ミュラーにはある。世襲財産であると否とを問わず、ドイツの一部の大農場が、一九世紀末以降にあって、それゆえ、古いグーツヘルシャフトの近代的アウフヘーベンを担う「農民解放」の洗礼を受けた後の時期に、プロイセンにおける資本主義的農業推進の点で少なからず寄与した一定の歴史的役割を、「ドイツ大土地所有の近代化促進の効用」と見なすことはできないであろうか。この点を間違ひなく示唆する言わば「M・ウエーバー＝H・H・ミュラー的視点」の意味を吟味する必要があるが、いまここに提起されてしかるべきであると思われる⁽⁶⁹⁾。

事例7、「下層民企業家」の実例。

一八世紀における「世襲隷民の零細地保有農 (Kleinstellenbesitzer)⁽⁷¹⁾」ないしは、「封建的隷属下にあるビュードナー (Büdner) 兼、日雇い (Tagelöhner)⁽⁷²⁾」の息子として出生したコッペ (Johann Gottlieb Koppe) は、前の事例で見たシュメルツァーが活躍した同じオーデルブルッフ地方に存する二つの御料地ヴォルupp (Wollup) とキーニッツ (Kienitz) とのペヒターであった。ミュラーは、コッペを、「一九世紀中葉頃の最も傑出した農業家の一人」⁽⁷³⁾に数えている。わたくしは、ここで、トロイエによる次の範疇規定を若干修正しておきたい。すなわち、トロイエは、コッペを、「農民企業家」⁽⁷⁴⁾の成功例に挙げるのであるが、より正確に言うなら、彼は、「下層民企業家」(Einzelunternehmer aus den Landarmen und Landlosen) の一つの実例にほかならなかった、と。

さて、コッペ、シュメルツァー、そして、シュレーダーらの御料地借地人が、総じて、経済的進歩の担い手であったことには、一点の疑念の余地もない。ギュムナージウム、専門学校、単科・総合大学で習得した高い教育水準を誇る彼らは、また、実務の合間を縫って、研修旅行にしばしば出かけて、新しい知識の摂取にも努めた。勉学の行き先として彼らがイギリスを選ぶのが多かったことは、興味深い事実である。一九世紀の初頭期にあって、彼らはすでに、

「イギリス的輪作」(die englische Wechselwirtschaft)の近代的合理性を充分理解していたと言つてよい。

「影響力に富む社会階層」(76)としての御料地借地人自身が、多くの若い農業家にとって、さながら「農業の大学」(77)そのものであった。地主貴族の子息が御料地に赴いて、そこで初めて、「ブルジョアの模範経営」(78)のなんたるかを学びえたことも、決してたまさかではない。一例のみ示すと、御料地ヴォルツプでは、ボーデルシュヴィング(Friedrich von Bodelschwingh)が一八四九年から一八五一年までの二年間、コッペを師と仰いで、合理的農業経営の実務を学んだ。コッペはコッペで、テーヤ(Albrecht Thaer)のメークリン(Möglin)農場内の農業アカデミーにおいて教鞭を取る経験を積んでいた。一八三七年には、もう一つの御料地のあるキーニッツに、コッペは、相当大的な甜菜糖工場を建設する。同工場の砂糖生産額は、一八五六年を迎えると、二四、五〇〇デシトン(Dezitonne)にまで高まった。甜菜栽培は、「集約的農業経営の大学」とでも言うべきものであった。

この借地人階層と国との関係は、コッペの言う「道義的信頼」(79)によって固く結ばれていた。国有地の経済的効率よりもむしろ安定性の方を重視した国は、借地料の最高額を申し込む者ではなく、断然、定評のある借地人を優先した。表向きの借地契約期間は一八年間だったが、ペヒターは、借地料の軽微な値上げに応じさえすれば、自分の借地期間が間違いなく延長されるであろうことを、最初から知っていた。

いや、そればかりではない。一七七〇年頃を起点として、第二次世界大戦後の一九四五年に至るまで、実に一世紀半以上の永きにわたり、同一家族の手に特定の御料地が委ねられ続けた事例さえ、決して少なくはないのである。ザクセンのシュレーダーも、そして、ブランデンブルクのコッペも、一箇の「家族経営」(80)と化したそのような御料地の代表的なペヒターに当たる。御料地の借地人職は、父祖伝来の直系的な終身職であると同時に、ある種の「家禄」(81)(Familiengründe)でもあった。わたくしは、このような意味において、御料地農場自体が、一種の「世襲財産所領」(Fideikommiss-Herrschaft)を成す大土地所有の一形態だったと捉えるとしても、あながち

誤りではないと考えたい。ともあれ、御料地借地人職のうちの無視すべからざる部分が、一世紀有余ものときを刻んで、同一家族により独占的排他的に継受されて行く、家族世襲⁽⁸²⁾的、財産的な職分だったことは、明らかなのである。

以上の点に関連して、さらに、「御料地借地人階層の同族性」(Domänenverwandschaft)が指摘されなければならない。一例にすぎぬが、コッペは、御料地借地人の次の三家、すなわち、クライン・ローゼンブルク (Klein-Rosenburg) とパツェッツ (Patzetz) のエルスナー (Elsner) 家、ゾーラウ (Sorau) のパイヤー (Peyer) 家、および、ヴァンツレーベン (Wanzleben) のキューネ (Kühne) 家へと、三人娘を次次に嫁がせ、また、息子の嫁は、御料地レブス (Lebus) を任されたガンスアウゲ (Gansauge) 家から迎えたのである。御料地借地人層のなかには、このほか、貴族と姻戚関係を結ぶ者、あるいは、授爵書 (Adelsbrief) を得て、自ら貴族となる者も、少なからず見受けられた。

コッペに代表されるプロイセンのドメーネンペヒター階層が、一八四八年の三月革命期に果たした役割に着目しつつ、ミュラーは、次のように言う。紹介して、ここでの小括にかえたい。経済の領域において、ときに新機軸を打ち出すほどの進取の気風に富む当該の階層は、その心情 (Gesinnung) の点では、概して、自由主義的 = 保守的 (liberal-konservativ) であるのを常とした。プロイセン王家に全幅の信頼を寄せる彼らは、王冠に対する絶対の忠誠を誓った。一八四八―四九年の革命期の二年間ほど鮮やかに、彼らのこうした態度を明示する事実も、ほかには見あたらな。一例を挙げると、ヴォルツプのペヒターのコッペである。彼は、すぐれて有能かつ先見の明ある企業家で、工場生産的 (fabrikmäßig) 農耕を推進し、そこでは、工場内分業に似た労働の分割 (Arbeitsteilung) が成果を上げた。彼は、また、農村民の騷擾を断固として認めず、王家への感謝の念を公言してはばからなかった。しかし、同時に、他方において、コッペは「市民 (Staatsbürger) を田民 (Untertan) のように操ろうとするプロイセン方式」⁽⁸³⁾を頑として受けつけず、関係諸庁には、営業の自由の阻害要因を除くとともに、必要な保護を、それを待つ個人に与えるよ

う強く要求しました。「御料地借地人とは、ブルジョア秩序の達成を確実にするために、現存する弊害の除去を望みながらも、一方で、必然的な闘争と新たな矛盾とを伴わずに、この社会構造を実現しようと欲した、そういうブルジョアジーの一部なのであった」⁽⁸⁴⁾。

プロイセン保守主義の有力な一翼を担いつつも、同時に、「市民の臣民扱い」を嫌い、そのかぎりでは、プロイセン農民へのあの「臣民根性」の浸透をも潔しとしなかったドメーネンペヒターの、ある種独特のブルジョア的近代性（保守主義と民主主義の両立）が、認められてよいであろう⁽⁸⁵⁾。

事例⁽⁸⁶⁾ 8、開明的貴族とペヒターとの「生産共同態」。

大グーツヴィルトシャフトを所有する開明的な (kenntnisreich u. einsichtsvoll) 貴族は、自分の所領を、御料地の賃貸借条件に則って貸し出している。ザクセン州のズルドルフ (Süldorf) 騎士農場の場合などがそうである。ここでは、広範囲に及ぶ自由裁量権が借地人に与えられ、借地期間も、普通の騎士農場の場合よりも長い。すなわち、一八年から二四年間の長期貸し出しが保証され、その延長も決して不可能ではない。このように、ペヒターの定住化と土地資本蓄積の奨励とを二大支柱とする経営権の擁護を、貸し出し側の不利益もものは不文律とする御料地の借地と同等の諸条件を、開明的貴族自身が自分の農場で整え、そこでは、「真に合理的な農業」⁽⁸⁷⁾ が営まれていた。このとき借地人は、タネンハーゲン (Tannenhagen) 騎士農場において見られたように、地主が提供する有利な経営条件に依りて、甜菜栽培に特化した集約的経営に鋭意専念するとともに、ウニスラヴ (Unistaw) 甜菜糖工場に対する甜菜の定期的供与を積極的に行ったばかりではなく、農場内道路の舗装工事をも進んで引き受けたのだった。こうした「生産共同態」⁽⁸⁸⁾ (Produktionsgemeinschaft) は、ウェーバーが高く評価した、開明的貴族とペヒターによるあの「ジヨイント・ビジネス」⁽⁸⁹⁾ の典型例であろう。

3 問題提示——OstseeのErbeはなにか

最後に、現在わたくしが暖めている次の若干の問題を提示することにより、旧東独における農業史研究の成果に関する考察の結語にかえたい。

世襲財産制を含む農業と土地制度史研究のドイツ歴史学派中の双璧と言うべきコンラートとウェーバーが、ニュアンスの相違こそあれ、大世襲財産に端的に象徴される一部の大地所有の肯定的意義をすぐれて高く評価しながら、ドイツ世襲財産制の「イギリス的世襲財産制度への接近⁽⁹⁰⁾」を提言する点で、ほぼ同一の認識を共有していたことは、意外に知られていない。コンラートとウェーバーが、ともに、巨大土地所有の有害性を充分すぎるほど認識しぬいてきたことは、もとより言うまでもない。しかし、両者は、その全面有害論を唱えたのでも、また、ユンカー的大土地所有のすべてをひとまとめに把握したわけでも全くないのである。

これに対して、研究史の現状はどうか。わたくしがつとに批判的に言及したモムゼン (Wolfgang J. Mommsen) とヘス⁽⁹²⁾だけではない。旧東西両ドイツ農業史研究の言わば旧世代を代表するハルニツシュとアヒレスもまた、先述の「ベルリン会議」の席上、片や「二つの農業的支配エリート」⁽⁹³⁾層の存在を言い、他方「農場所有者にあっての官僚的要求思考の支配と敢然たる資本家的企業家精神の欠如⁽⁹⁴⁾」を語るとき、そこには、グーツベジツァーないしはユンカーの全体を、たとえなんらかの社会経済的性格の相違があつたにしてもそれを等閑に付して、完全に丸ごと把握しようとする安易な学問的態度が見え隠れしていたように思われる。

このように、斯学の主流的見地は、ユンカートゥームをどう見るのかという点に関するかぎり、プロイセンとドイツの大土地所有の全部的、一括把握とそれに対する厳格な全面的批判の姿勢との二点において、基本的に一致していると言わざるをえない。単純明解ながら、ある種の浅薄さを免れえぬこのような考え方をもってしては、東独歴史学が到達した地平におけるあの「支配的搾取者諸階級の肯定的遺産」、ひいては、言わば「東エルベのエルベ」(Erbe der

Ostelbe) を公平な視野に収めた経済史研究を行うことはとうてい不可能である、とわたくしは考える。以下、若干の仮説的試論を展開して本節の結びとする。

かつて、ファーは、一九六〇年代以降の西ドイツの「社会史」研究を舌鋒鋭く指弾して次のように主張した。⁽⁹⁵⁾ ヴェーラーを泰斗とするいわゆる「新正統派学説」における「近代農村史の系統的検証」のきわめて「低いプライオリティー」は、疑問である。「近代ドイツ農民層に関する精密な社会史〔研究〕の相対的欠如」の現状は、打破されなければならぬ。そのためには、旧西ドイツの「社会史」研究が共有する次の理解、すなわち、農民層全般を静態的かつ固定的に把握する「単一的ドイツ農民層概念」もしくは「一、つだけのドイツ農民層に関する全体概念」は、この際、「解体」あるいは「破壊」されてしまふに如くはない。

ファーによる「社会史」批判に学びながら、わたくしは、次のように考えたい。旧西独の「社会史」のみならず、旧東ドイツの「農業史」研究にあつても押しなべて見られたユニカートゥームの全部的一括把握も、同様に疑問である。ドイツ農民層の単一概念ではなく、「一、つだけのドイツ大土地所有(者)理解」、および、「ドイツの農業的支配エリート・ユニカー層の唯一概念」を、この際、完膚なきまでに「解体・破壊」する学問的営みが、いま、喫緊の一課題とならざるをえないであろう、と。

それゆえ、マルクス主義的思考を躊躇なく棄て去った西ドイツの「社会史」が、ウェーバーに由来し、その後、アメリカの学界の一分野で流行した社会学と政治学とにより多用されてきたモデルを過信した結果、ウェーバーの主要な関心事の一つだった東エルベのユニカー階級に着目するあまり、ドイツ農民層に関する正当な位置づけと実証研究との欠落が生じた、とファーとともに言いうる⁽⁹⁶⁾としても、わたくしとしては、そもそも、西独「社会史」研究が絶大な信頼を寄せるウェーバーその人のドイツ・ユニカー論それ自体が、先に指摘したとおり、その無区別的把握と全面批判との見地にとどまるものではないさきかまなかつた、と断じるほかないのである。

この点で、地道なアルヒーフ・アルバイトによって裏づけられたミュラーの最新の労作は、旧東ドイツ農業史研究が生み出した最高成果の一つとして、ひととき異彩を放つ業績だったように思われる。おそらく、ミュラー自身にあつては、無意識かつ無自覚のうちにはあろうが、彼の実証は、ウェーバーが世襲財産論において展開したあの政策的論的な理論、視角の卓越した有効性を確証してあまりあると考えられるからである。わたくしは、「ベルリン学派」のこの老大家を、イッガース (Georg G. Iggers) の「より、捕らわれないマルクス主義者」(the more open Marxist) の第一人者に挙げて、高く評価したい。ともあれ、西ドイツ「社会史」の守護神ウェーバー、ならびに、東ドイツのマルクス主義的「農業史」家ミュラーのある種の認識の一致は、主義・主張や立場の違いと時空さえ越えて、ザツへにのみ沈潜した学問的帰結の一つとして、感動的ですからあると見ては、はたして誇張にすぎるであろうか。

だが、だからと言って、西独「社会史」研究の近年の動向を無視してよかろうはずもなく、われわれの視角からするならば、「貴族史会議」(Adelstagung) を組織して、「近代貴族史の『未知の国』(terra incognita)」の開拓を提唱するヴェーラーの近説⁽⁹⁸⁾が、さしあたつて注目に値しよう。ヨーロッパでの千年間にわたる貴族支配の永続性は、ウェーバーの言う「西洋の世界史的唯一無比性」⁽⁹⁹⁾の特殊条件を構成する一契機であり、それは、おそらく、世界全体を見渡しても、例外的に日本貴族とのみよく比較されうる事象であろう。総じて、市民各層が、貴族的生活様式を少なくとも部分的には受容し、貴族によつて培われた「社会規範上の模範の輪郭」⁽¹⁰⁰⁾が現在もなお影響力を喪失していない事態は、「全ヨーロッパ的現象」⁽¹⁰¹⁾と呼びうるべきものである。ではこうした「貴族的責任感の意識」(noblesse oblige) もしくは、「貴族世界の遺産」(Erbe der Adelswelt) とは、そもそもなんであるか。はたして、それは、今日においてもなおかつ広範な人人により模倣されるに足るほどの価値ある契機と言えるのか。さらには、「千年もの永きにわたるエリート支配の、まだ一般には知られていない最終段階」⁽¹⁰⁴⁾は、いったいどのような様相を呈するのであるうか、と。ヴェーラーのこの問題提起は、まことに気宇壮大であり、示唆と含蓄に富む。これに触発されつつ、わたくしは、

さしあたり次の二つの論点を提示しておきたい。第一に、ヴェーラーの言う「貴族世界のエルベ」とは、あの Erbe 論争で問題になった「支配的搾取者諸階級の肯定的エルベ」の重要な一環を成すものである。では、グーツヘルシヤフトからユンカートウムを経て L P G⁽¹⁶⁾へと至る東 Erbe の近現代史的展開の Erbe、つまり、これを約言するに「東エルベのエルベ」を、われわれは、いかなるものとして理解すればよいのか。いま、わたくし自身の観点から言わね「貴族的生活様式の市民各層による受容」と彼が把握するかぎりでの「ブルジョアジーのユンカー化」を、逆の面、すなわち「貴族のブルジョア化」の「対極を成すもの」(Pendant)と見なすのであるが、実のところ、この両過程は、単なる一対のものだったのではない。ここで、「ユンカーのブルジョア化」と「ブルジョアジーのユンカー化」との結節点たる歴史的役割を担った世襲財産制 (Fideikommissinstitut) の決定的重要性が、是非ともいま一度想起されてしかるべきであろう。ヴェーラーが主宰した Adelstagung にせよ、あるいは、旧東独の Erbediskussion にしても、わたくしには、このフィデイクミス問題に止目する一つの重要視点が欠落していたように思われてならない。「西洋の世界史的唯一無比性」を、貴族史の日欧比較の課題まで包括して考究するための欠くべからざる基礎的準備作業の一つとして、わたくしは、ここに、「フィデイクミスの国際比較」を提言したい。

第二に、本書前篇のメインテーマの一つである「ウェーバー＝ミューラー的視点」は、上述の事柄に鑑みて、はたして、どのような意味を持つのか。すなわち、こうである。「知性と資力を兼ね備えた農業家の望ましい目標」たるベヒターの土地経営の独占を許すばかりではなく、あまつさえ、その資本蓄積のための有利な実質的諸条件を具備しこそすれ、それをいささかも阻害しなかった東エルベの開明的諸貴族が営々と育んできたかぎりでの「合理的大土地所有制」こそが、「東エルベのエルベ」の最も本質的な契機にほかならぬのではないのか。そればかりではない。この重要契機は、東ドイツにおける一九四五五年の土地改革の歴史的な性格を批判的に再検証するとともに、L P G 解体後

の Agrarverfassung の合理的再建を現実に模索する困難な実践的課題に立ち向かう上は、Agrargeschichte 研究の一翼からならぬかの問題提起を行う際にも充分生かしようの一観点たりうるのではあるまいか。

- (1) J. Kocka, Sozialgeschichte, S. 395-422.
- (2) (3) Ebenda, S. 405.
- (4) Vgl. ebenda, S. 406 Anm. 26.
- (5) Cf. Ian Farr, 'Tradition' and the Peasantry: On the Modern Historiography of Rural Germany, in: Richard J. Evans and W. R. Lee (eds.), *The German Peasantry. Conflict and Community in Rural Society from the Eighteenth to the Twentieth Centuries*, London/Sydney 1986, pp. 7f., 27f. など。フマーが「ゲローブとクヒンベ」を論じている点も参照。
- (6) Cf. Robert G. Moeller (ed.), *Peasants and Lords in Modern Germany. Recent Studies in Agricultural History*, Boston 1986, pp. 3 and 18. 中では 'Locating Peasants and Lords in Modern German Historiography, 2 世紀のドイツの農村の Introduction' を参照。
- (7) 本書の全体、とりわけ、緒論が、この点を企図したものであつたことの試論的成果である。
- (8) Vgl. Alexander Fischer und Günther Heydemann, Weg und Wandel der Geschichtswissenschaft und des Geschichtsverständnisses in der SBZ/DDR seit 1945, in: dieselben (Hrsg.), *Geschichtswissenschaft*, S. 22-24.
- (9) Ebenda, S. 23.
- (10) Ebenda, S. 22.
- (11) Ebenda, S. 24.
- (12) Ebenda, S. 22. 傍点参照。
- (13) Ebenda, S. 21.
- (14) Volker Klemm (federf. Autor), *Agrargeschichte. Von den bürgerlichen Agrarreformen zur sozialistischen Land-*

- wirtschaft in der DDR*, Berlin 1978. 大藪輝雄・村田武訳『ドイツ農業史——ブルジョアの農業改革から社会主義農業まで』大月書店、一九八〇年。ちなみに、二つの例にすぎぬが、専門分野としての農業史の自立化傾向に関する最初の概観論文をハイツが発表したのは一九七八年、そして、翌一九七九年には、シュミット (Siegfried Schmidt) がエンカー階級を対象とした労作を世に送り、一九世紀農業史の歴史像の自立が促されたのである。Vgl. A. Fischer u. G. Heydemann, Weg, S. 21; Gerhard Heitz, Renate Schilling und Ilona Ballwanz, Forschungen zur Agrargeschichte, in: *Historische Forschungen in der DDR 1970-1980. Analysen und Berichte zum XV. Internationalen Historikerkongress in Bukarest*, Berlin 1980, S. 628.
- (15) この時期の農業史研究の「ユベリオラ・ブライナー」については、I. Buchsteiner, G. Heitz und Ernst Münch, Forschungen zur Agrargeschichte, 「*簡便*」の巻。Vgl. *Agrargeschichte*, Heft 22, *Agrarhistorische Forschungen in der DDR 1980-1990*, Universität Rostock 1990.
- (16) I. Farr, Tradition, pp. 7f.
- (17) (18) *Ibid.*, p. 8.
- (19) H. Harnisch, *Kapitalistische Agrarreform und industrielle Revolution. Agrarhistorische Untersuchungen über das ostelbische Preußen zwischen Spätfeudalismus und bürgerlich-demokratischer Revolution von 1848/49 unter besonderer Berücksichtigung der Provinz Brandenburg*, Weimar 1984.
- (20) Georg Moll, "Preußischer Weg" und bürgerliche Umwälzung in Deutschland, Weimar 1988.
- (21) G. Heitz, Varianten des preußischen Weges, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1969 Teil III, S. 99-109.
- (22) G. Moll, Zum "preußischen Weg" der Entwicklung des Kapitalismus in der deutschen Landwirtschaft, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 26. Jg., 1978, H. 1, S. 59.
- (23) Vgl. G. Heitz, R. Schilling u. I. Ballwanz, Forschungen, S. 640. 「*簡便*」の「*ユベリオラ*」の「*ユベリオラ*」の中間期の一八六〇-七〇年を劃期とするのである。
- (24) H. Harnisch, Die Agrarreformen in Deutschland als Thema der Forschung, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1991 Teil II, S. 129-140.

- (25) (26) *Ebenda*, S. 131.
- (27) G. Moll, *Preussischer Weg*, S. 59.
- (28) 『土地制度史学』第一三三号、一九九一年、七二ページ。柳澤治氏による拙著『ドイツ世襲財産』に対する書評中の評言。
- (29) H.-H. Müller, *Pächter*, S. 267; ders., *Pächter* [Maschinenschrift], S. 1. 同一タイトルの二論考は、タイプライター版の原文の方がはるかに詳しい。以下では、煩瑣を避けるため、引用は、タイプライター版のページ数のみを記す。なお、先述の「ベルリン会議」(一九九二年)の際に贈呈されたこの作品は、厳密に言うると、旧東独存続中のものではない。しかし、わたくしは、これを、同コンテナーによる Domänenpächter im 19. Jahrhundert, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1989 Teil I, S. 123-137, とともに、旧東ドイツ農業史研究が生んだ最後の業績の一つに数えたい。
- (30) Ders., *Domänenpächter*.
- (31) Vgl. ders., *Pächter*, S. 9-12.
- (32) *Ebenda*, S. 9.
- (33) (34) (35) (36) *Ebenda*, S. 11.
- (37) *Ebenda*, S. 12.
- (38) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』一六八―一七一ページ、参照。
- (39) Vgl. H.-H. Müller, *Pächter*, S. 36f.
- (40) *Ebenda*, S. 37.
- (41) *Ebenda*, S. 36.
- (42) (43) *Ebenda*, S. 37.
- (44) Vgl. *ebenda*, S. 14-16.
- (45) *Ebenda*, S. 16. これは、著名な農学者リュムカー (Kurt von Rümker) の言である。
- (46) (47) *Ebenda*, S. 16.
- (48) *Ebenda*, S. 15.

- (49) Vgl. *ebenda*, S. 17-20.
- (50) 本書、前篇、第二章の註(2)、参照。
- (51) H.-H. Müller, *Pächter*, S. 17.
- (52) (53) (54) *Ebenda*, S. 18.
- (55) 一九四四年七月二〇日に処刑された P・K・C・E・ヴェンツェルは、最終盤期のナチズムにあらがった抵抗者でもあった。ペヒター出身の大農業家がファシズムの犠牲になったことは、なにかしら象徴的である。今後、ドイツ・ナチズムの農業政策とDDRのそれとの本質的共通性・連続面に着目した農業史研究が出現するのではあるまいか。この点と関わってさしあたり、吉野悦雄編著『ポーランドの農業と農民——グシトエフ村の研究』（木鐸社、一九九三年）に対するわたくしの書評（『社会経済史学』第六〇巻、第四号、一九九四年、一三七—一四〇ページ、所載）参照。ここで、わたくしは、「ナチス・ドイツの土地政策とポーランド『社会主義』政権のそれとの連続面ないしは共通性」を示唆した。
- (56) H.-H. Müller, *Pächter*, S. 20.
- (57) さしあたり、H. Schissler, *Junker*, S. 105f. の註(66)、を参照。なお、モーザーについては、「ベルリン会議」における氏の発言による。
- (58) Vgl. H.-H. Müller, *Pächter*, S. 25f.
- (59) *Ebenda*, S. 25.
- (60) Theodor Freiherr von der Goltz, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft*, Bd. 2, Das 19. Jahrhundert (1903), Neudruck, Darmstadt 1963, S. 349, 山岡亮一訳『ゴルトツ 独逸農業史——十九世紀』有斐閣、一九三八年、三九二ページ。
- (61) (62) (63) (64) Vgl. H.-H. Müller, *Pächter*, S. 33.
- (65) M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 347; *MWG*, S. 128.
- (66) (67) H.-H. Müller, *Pächter*, S. 33.
- (68) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』一七一ページ、参照。
- (69) この点については、後述の3 問題提示において、一つの試論を展開する。
- (70) Vgl. H.-H. Müller, *Domänenpächter*, S. 127, 129f. u. 132-136.

- (71) W. Treue, Unternehmer, S. 38.
- (72) H.-H. Müller, Domänenpächter, S. 134.
- (73) Ebenda, S. 129.
- (74) W. Treue, Unternehmer, S. 39.
- (75) H.-H. Müller, *Märkische Landwirtschaft vor den Agrarreformen von 1807. Entwicklungstendenzen des Ackerbaues in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts*, Potsdam 1967, S. 164. この文献の参考に際しては、クレム先生のご愛書をご利用させていただいた。ここに記して、衷心より感謝する。なお、ミュラーが依拠する「イギリス的輪作」という語の出典は、カルク (August Karbe) による。Vgl. H.-H. Müller, Domänenpächter, S. 126 Anm. 26.
- (76) (77) (78) Ebenda, S. 133.
- (79) Ebenda, S. 130.
- (80) Ebenda, S. 129.
- (81) Ebenda, S. 130.
- (82) Ebenda, S. 132.
- (83) (84) Ebenda, S. 133.
- (85) 農業進化の「プロイセン型の道」において、資本力に富む大・中農層が、JunkertumとLandgemeindeの媒介環としての重要な歴史的役割を果たしていたことを、わたくしは、すでに指摘した(本書、前篇、第一章の三、佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究』に対する拙評、本書、九三ページ、参照)。そうだとすれば、ドマーネンペヒターもまた、ユンカートゥームとラントゲマインデのあいだの橋渡し役ではないかも知れぬが、これとは違うまた別の仲介役、すなわち、プロイセンにおける国(中央)と村(地方)との媒介環たる一定の役目を担った、と言えるのではないだろうか。
- (86) Vgl. H.-H. Müller, *Pächter*, S. 12, 24f. u. 37f.
- (87) Ebenda, S. 38.
- (88) Ebenda, S. 12.
- (89) M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 374; *MWG*, S. 164.

- (90) Johannes Conrad, Die Fideikomnisse in den östlichen Provinzen Preußens, in: *Festgabe für Georg Hanssen zum 31. Mai 1889*, Tübingen 1889, S. 300.
- (91) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』一七五—一七七ページの註(50)参照。
- (92) ホムゼンについて『同上』一六二—一六四ページ、その下、くす批判について、本書、前篇、第一章の1、参照。
- (93)(94) 配布されたレシヨム、H. Harnisch, Agrarstaat oder Industriestaat. Die Debatte um die Bedeutung der Landwirtschaft in Wirtschaft und Gesellschaft Deutschlands an der Wende vom 19. zum 20. Jahrhundert, *Zeitschrift für Agrargeschichte und Ethnologie* 19, 1910, S. 1-18. 参考。
- (95) Cf. I. Farr, Tradition, pp. 12-24; 加藤房雄『ドイツ世襲財産』一〇〇ページ、参照。
- (96) Cf. I. Farr, Tradition, p. 13.
- (97) Georg G. Iggers, *New Directions in European Historiography*, Revised Edition, Connecticut 1984, p. 135, 中村幹雄・末川清・鈴木利章・谷口健治訳『ヨーロッパ歴史学の新潮流』晃洋書房、一九八六年、二〇四ページ。
- (98) Vgl. H.-U. Wehler (Hrsg.), *Europäischer Adel 1750-1950 (Geschichte und Gesellschaft, Sonderheft 13)*, Göttingen 1990, S. 9-18. 参考。
- (99) *Ebenda*, S. 11.
- (100)(101) *Ebenda*, S. 17.
- (102)(103) *Ebenda*, S. 18.
- (104) *Ebenda*, S. 11.
- (105) Werner Grosskopf, Landwirtschaftliche Produktivgenossenschaften, in: Christof Rühl (Hrsg.), *Probleme der Einheit*, Bd. 5, Institutionelle Reorganisation in den neuen Ländern, Marburg 1992, S. 161-177, 参考。
- (106) Vgl. H.-U. Wehler, *Adel*, S. 17.
- (107) H.-H. Müller, *Pächter*, S. 23.

三 ドイツ大土地所有の歴史的展開

1 課題

ウェーバーの大作「世襲財産論」を検討した論考としては、よく知られているとおり、すでに、住谷一彦氏と山口和男氏の先駆者的な労作が世に問われている。⁽¹⁾ いささか屋上屋を架す趣がないでもなかったが、わたくしもまた、ウェーバーの「世襲財産論」は、リスト (Friedrich List) の「農地制度論」⁽²⁾ に比肩されても決しておかしくない一つの古典であると考え、このウェーバーの世界に自分なりに沈潜してみた経験がある。そのとき、一種の驚嘆の念とともに熟考を迫られたことの一つは、マックス・ウェーバーによる大土地所有のとらまえ方のしなやかな柔軟性とも評価しうる個性的把握であった。

一言にして言えば、ウェーバーは、一〇〇ヘクタール以上の大農業経営を数多く有する四、〇〇〇ないし五、〇〇〇ヘクタール規模、あるいは、この線すらはるかに超えるほどに広大な単独の「大世襲財産」の存在と、経済・経営技術上の合目的性の観点から見た農場の計画的再編成などとうてい不可能な、四〇〇ヘクタール程度の所有地を持つにすぎぬ一〇〇一二ほどの複数の「小世襲財産」の並存とを比較するなら、景気変動に対する経済的弾力性と適応力の点で、まさしく正反対の作用を及ぼしかねない鮮明な対極を成す。すなわち、前者にあつての弾力性・適応力の増進と後者におけるその衰退とに、両世襲財産の性格を分ける明白な対照的相異がある、と結論づけている。ここで留意しておくべき枢要な一論点は、ウンカーの大土地所有の頂点の高みに位置する「大世襲財産」を、ウェーバーがきわめて高く評価したことなのではあるまいか。なぜなら、どうやらこの点にこそ、先駆的な研究者、とりわけ住谷一彦氏とわたくしのあいだを隔てた理解の仕方の別れ道があつたように思われるからである。⁽³⁾

もとより、わたくしには、ユンカーの肩を持つような主観的意図はなく、プロシヤ弁を使って、ボルシスムス(Borussismus) = プロイセン主義を弁護しようとする気もさらさらしない。それどころか、むしろ逆に、ヴェーラーが指摘するとおり、「大農場主もしくは重工業の新封建的支配者や、なかならず権威的な国家指導部のような前工業的エリート」⁽⁴⁾が、工業化を達成した社会になお与え続けた「重い歴史的負荷の長い一覽表」⁽⁵⁾を、わたくしとしても充分に意識している。そして、「ユンカーの歴史的罪過」⁽⁶⁾を厳しく糾弾し、その全面的な有罪論の見地に立つかぎりにおいて、ヴェーラーあるいはコツカらの旧西ドイツ社会史研究と、ハルニツシュラに代表される旧東独の農業史研究とは、問題意識と視角こそ違え、認識の基本的な一致を見せている、と言いうる。近刊書『グーツヘルシャフト』の著者カークが指摘する「定言的にアンティ・グーツヘル」⁽⁷⁾という観点は、旧東西両ドイツの社会史と農業史の両研究分野において、首尾一貫して堅持され続けた基礎視角の一つなのであった。

いわゆる「民主的土地改革」⁽⁸⁾の実践的課題を強く自覚する東ドイツの場合には、それは、一つのアクトウエルな要請でさえあったと言いえよう。ニヒトヴァイス(Johannes Nichtweis)やハイツの農業史研究は、一九四五年の大土地所有収用の歴史的根拠を明らかにし、その直接的過去を清算するためという現実的意義を担った。農民追放を重視する彼らのメクレンブルク・イメージのグーツヘルシャフト論は、この点で、事態適合的な関連に立つものであった。いま述べた事柄の意義を、その底流に息づく次の姿勢、すなわち、民主的農民解放を支持する見地を正当に継承しようとする、言わば「ルソー・ジャコバン」的な共通の原則的立場への敬意とともにしっかりとわきまえた上で、なおかつ、わたくしは、前節までの論述との若干の重複を恐れず、以下の三点を指摘することによって、ここでの問題提起にかえたいと思う。第一に、ローゼンベルク(Hans Rosenberg)の述べる「東ドイツの騎士領所有者層——地方ユンカー層——の一九四五年における階級的絶滅」⁽⁹⁾にもかかわらず、旧西ドイツでは、ユンカーが一定程度残存すると言われていること、第二に、一九九〇年のドイツ統一後、旧東独地域において、私的大土地所有復活の動きが一部

で見られたこと、そして、第三に、「重い歴史的負荷の長い一覽表」の作者、ヴェーラーその人が、このたびは一転して、「近代貴族史のテラ・インコグニタ」⁽¹⁰⁾の開拓を呼びかけたこと、以上である。

第一点については、さしあたり、一九四五年以降のドイツ現代史を物したグローサー (Alfred Grosser) の言うところを聴こう。すなわち、「たしかに貴族は、家系を重んじる気風や後継者を選ぶ際に門閥を重視する傾向のおかげで、一九五〇年代の復古調にうまく乗り、五六年には外交官の一七パーセントを再び貴族が占めるようになっていた。そして、耳ざわりのいい貴族名は、国民のあいだでも依然として格が高く、特にそれが爵位と結びついている場合は著しい。そして、いまなお、広大な土地を管理しつつ同時に政治活動を行っている、ウンカーも存在している。フォン・アーレンベルク公爵令嬢ローザ・ゾフィーの夫君カール・テオードール・フォン・ウント・ツー・グッテンベルク男爵はこの好例で、六六年から六九年まで内閣官房政務次官を勤め、外交畑のタカ派の専門家であった」⁽¹¹⁾、と。これに加えて、さらに、前段 (本書、四二―四三ページ) においてすでに見たとおり、保護林あるいは家族基金への形態変化を遂げたとは言え、あのフィデイコムスが、現在でもなお、譲渡制限財産として法認されている事実が、いまだ度想起されてしかるべきであろう。ウンカー的土地所有の存続、ないしは、少なくとも、その可能性の法的根拠が、ここには依然として残されているからである。

次に、第二の論点に関して、これは重要問題なので、少し繰り返すことになるが、以下の事実を書き記しておこう。ハレ盆地に所在する約一、〇〇〇ヘクタール規模の大農場の地主だったヴェンツェルは、同時に、二重の意味でのペヒター＝借地人でもあった。彼は、二二〇・八四ヘクタールの騎士農場を賃借りするとともに、二つの御料地のペヒターをも兼ねていた。ヴェンツェルは、一九〇八年から一九二六年までのあいだに、年二二、七〇〇ないし四〇、六六〇マルクという相当な高額借地料をプロイセン国庫に納めた。御料地上級管理人の肩書きを持つヴェンツェルの指揮のもと、農業経営は、とりわけ第一次世界大戦後に驚異的な飛躍を示し、それは、合計二一の諸農場によって構成され

る約一万ヘクタール規模の「ドイツにおける最大の有機的農場複合体の一つ」を築いたのである。一九四五年の東独土地改革が、農工複合体のこのドイツ的形態をも収用の対象としたことは、言うまでもない。しかし、「農業のクルツプ」⁽¹³⁾あるいは「砂糖王」⁽¹⁴⁾とまで激賞された、ペヒター出身の大農業家ヴェンツェルの私的大土地所有が、一九九〇年のドイツ新統一後、復活を遂げたことが報道されている。⁽¹⁵⁾

さて、ローゼンベルクは、一九五八年に、次のような感懐を述べていた。「西の考えでドイツが再統一される場合、東エルベの騎士領所有者階級が再びよみがえるであろうと、誰が本当にまじめに信じていることができようか」、と。この点について、わたくしもまた、基本的に同感ではあるが、ただ、若干の違和感だけは残る。と言うのは、こうである。ローゼンベルクは、また、「貴族的・市民的農場貴族による統一的な企業家層の形成」⁽¹⁷⁾が、早くも一九世紀の半ば頃には進み、その結果、貴族的ユンカーと市民的ユンカーとの「連帯的な農業資本主義生産者層への融合」⁽¹⁸⁾が同時にもたらされた事実を指摘するのであるが、そうだとすれば、かのヴェンツェルを、こうした意味における言わば広義のユンカー階級の一員に数えても、大過あるまい。ヴェンツェルの私的大土地所有復活の動きは、したがって、少なくとも、広い意味でのユンカー的大土地所有の部分的復活の指標にほかならぬ、と見てよいのではないだろうか。

第三に、この点も前節ですでに述べたことだが、一九八八―八九年の貴族史会議の主宰者ヴェーラーの近説が、注目に値しよう。すなわち、ヨーロッパでの千年間にわたる貴族支配の永続性は、ウェーバーの言う「西洋の世界史的唯一無比性」⁽¹⁹⁾の特殊条件の一つであり、それは、おそらく、世界全体を見渡しても、例外的に、日本貴族とのみよく比較されうる事象である。総じて、貴族的生活様式を市民各層が少なくとも部分的には受容し、貴族により培われた「社会規範上の模範の輪郭」⁽²⁰⁾が現在もなお影響力を喪失していない事態は、「全ヨーロッパ的現象」⁽²¹⁾と言うべきなのである。そして、この「ノブレス・オブリージュ」⁽²²⁾あるいは「貴族世界の遺産」⁽²³⁾とは、そもそもなにか。はたして、そ

それは、今日でもなおかつ広範な人人によつて模倣されるに足るほどの価値ある代物なのであろうか。また、「千年もの永きにわたるエリート支配の、まだ一般には知られていない最終段階」⁽²⁴⁾は、いったい、いかなる様相を呈するものなのか、と。

ここで、次のようなかねてからの疑念を提示したい。最初に指摘したとおり、東エルベの大土地所有制を専制的・権勢的なものであると論難し、その近現代史的展開を否定的に捉える見地と、「定言的にアンティ・グーツヘル」の立場を堅持しつつ、グーツヘル・ユンカーの全面的な有害論ないしは罪惡論を唱える学説、そして、人民民主主義革命あるいは同種の変革を支持して、私的大土地所有の収用と解体を推進する路線——これらの見地と学説と路線は、言わば三位一体の関係に立っていた。しかし、誤解を恐れずにあえて言うなら、この三位一体は、あたかも批判を許さぬ至高の教義であるかのように、非の打ち所が全くない完全無欠のものなのだろうか。そこには、なんらかの観点の欠落は、いささかも見られないのか。はたして、イリー (Geoff Eley) の言う「視角の体系的移行」⁽²⁵⁾は、ことこの問題に関するかぎり、全然必要ないのであろうか。

カークのいわゆる「特殊東エルベ的発展」⁽²⁶⁾の本質的一契機を形作った大土地所有(制)の歴史的罪過について、われわれは、いままで、ハルニツシュユヤコツカから、さらには、大塚史学ならびにマルクス主義史学からも、折にふれて、きわめて多くのことを教えられ、また、聞かされてきた。各人各様のユンカー批判の厳しい視角には、基本的に、「ジャコバン・ルソー」的な近代的個人の確立と近代市民社会の要諦に関わる隅の首石としての枢要な意味が込められていた、と言つてよいだろう。しかし、ここで、あえて歴史的功罪のうちの必ずしも罪とも断言できない方の側面にも照明を当てて、最近の研究史を少し回顧してみる作業も、あながち無駄ではあるまい。

ありうべき誤解を避けるために、なお、以下の点を付言しておこう。わたくしは、なにも、貴族的でヒエラルヒックシユなエリート思想に与して、古風なものへの郷愁を蘇らせようとするがごとき反動的な「農業ロマン主義的イデオ

ロギー⁽²⁷⁾」の立場を、先の「ルソー＝ジャコバン」的な視点に対置させようと意図しているわけではない。そうではなく、さしあたっては、「社会的成層システムの多元的構造⁽²⁸⁾」や「社会的な流動性の孕む複雑な問題性⁽²⁹⁾」、あるいは、「成層諸システムの並存や混交⁽³⁰⁾」、「農村社会の複雑な成層システム⁽³¹⁾」そして「様々な形の農村の階級分化や集団分化⁽³²⁾」といった多彩な表現でローゼンベルクが言い表そうとした観点を、ドイツの大土地所有者階層の理解についても、考慮してみるべき必要性を提起したいと考えているだけである。

2 グーツヘル階層の社会経済的分化

さて、グーツヘルシャフトの発展経路の多様性は、領主層の所有地規模別分化を伴わずにはおかなかったのであるが、この点と関わって、カークは、グーツヘル上層の実態を分析したハルニツシュとベルケ (Willi Alfred Boelcke)、そして、プラング (Wolfgang Prange) の地域史研究に注目している⁽³³⁾。三者は、それぞれ、ブランデンブルクのウツカーマルク、オーベル・ラウジッツ、そして、シュレスウィヒ・ホルシュタインを検討した。ウツカーマルクでは、アルニム家がきわめて広大な領地を獲得し、ラウジッツにおいては華族層 (Standesherrschaft) が形成され、また、シュレスウィヒ・ホルシュタインにあつては、アルニム家に匹敵するランツァウ (von Rantzen) やブロックドルフ (von Brockdorff) の本家のみならず、その分家さえもが大所領を構えたのであつた。当該の分家は、ランデスヘルと肩を並べるほどの傑出した地位に就く。

カークは、ここで、領主裁判権に着目したヨルダン・ロツヴァドフスキ (Jan von Jordan-Rozwadowski) の一九〇〇年のテーゼに注意を喚起する⁽³⁴⁾。すなわち、グーツヘルは、自分の所領区域において、農村住民だけではなく経済生活の成り行きとも直接的関係を保ち続けた。農民のなかで、グーツヘルと馬が合い親しくつきあえた者が一番幸せな生活を送ることができたのである、と。この場合、農民の状態の改善がグーツヘルの個人的な好みに左右されたこと

は、もとより事実である。だが、カークは、その点を認めた上で行論を進め、「大グーツヘル」⁽³⁵⁾に比して「小グーツヘル」⁽³⁶⁾の方が、概して農業改革に心を閉ざす傾向が強かったと断言はできないにしても、少なくとも、「大グーツヘル」が農業・土地改革に対して積極かつ肯定的な態度で臨んだことだけは言いえて誤りなからうと帰結するのである。この点と関連することだが、オーベル・ラウジッツでは、上級貴族（シュタンデスヘル）の領地における農民搾取は、普通の騎士農場に比べればかなりゆるやかな程度にすぎなかったし、また、シュレスウイヒ・ホルシュタインのプレーン（Pion）公爵領にあつては、ヘルツォーク（Herzog）自身が改革の先頭に立ちさえしたのだつた。

アルニム伯爵家のボイツェンブルク所領を仔細に分析したハルニツシュの一九六八年刊の労作から、以下の事実が判明する。⁽³⁷⁾地主農場（Vorwerk）と農民村落（Bauerndorf）との大複合体を成した、総面積二万ヘクタールを超える壮麗なこの所領においては、一八一四年以降一八五二年までのあいだに、農民解放過程の一環としての調整（Regulierung）が行われた。地主の土地強奪（Landraub）について、ハルニツシュは、その法的可能性（農民地の三分の一ないし二分の一）に比した、ボイツェンブルク所領での相対的軽減の事実を指摘するのである。

次に、当該の所領にあつては、共同地（Gemeinheit, Allmende）を備えた農民村落数は多くなかつたのであるが、それでもなお、ヴィーヒマンズドルフ（Wichmannsdorf）の事例が、以下の事実を物語る。すなわち、ここには、全村域の一七・二パーセントに当たる九六六モルゲンの共同地が存在した。地主による土地切り取りは、約一、七九〇モルゲンに達したが、そのうちの五四四モルゲンが共同地だった。したがって、この農民村落には、四二二モルゲンすなわち一〇〇ヘクタール以上の相当な大きさのアルメンデが、農民解放後もなお、農民村落の手許に残つたのである。有力な農民は、調整による土地喪失を共同地分割によって埋め合わせる⁽³⁸⁾ことができたというテーゼを、ハルニツシュは、共同地を有する農民村落数の少なさをゆえに、あつさり否定するのであるが、しかし、ヴィーヒマンズドルフの事例は、上述のテーゼとは違う別個の角度から見れば、重要な意味を持つのではないだろうか。なぜなら、東部ド

イツの農民村落において、農民、共同体的關係が、農民解放後も、なほ、一定程度残存した事実がうかがわれるからである。これは、ヴンダーが指摘する次のような論点に直結する重大な問題を孕むものであろう。すなわち、「地方のゲマインデが、用益団体として、全部的か一部のかの違いを問わず存続していたあいだは、かつまた、農民の協力關係が維持されていたかぎりでは、それゆえ、二〇世紀への轉換を画する時期に至るまでは、往往にして、ゲマインデは、ラントゲマインデの隠れみのもので、日常生活を包括的に組織する一団体であり続けた」と。

いずれにせよ、ポイツェンブルクの大グーツヘルが、農民からの土地奪取に血道を上げたわけでは決してないどころか、むしろ、鷹揚な態度を示したことは、明らかであろう。ハルニツシュは、一連の大農場を擁するこうした大所領の特徴を、一農場しか持たぬ通例的なユンカーの大土地所有の性格と同列に論じることにはできない、と警告を発するのである。⁽⁴⁰⁾ また、大所領の固有の特色という論点との関連で、カークは、かつて城代(Vogt)を勤め、一箇の準王朝(Quasi-Dynastie)を成したと言ふべきアルニム家等の大グーツヘルが担った高度の政治的、使命を指摘している。⁽⁴¹⁾ 彼らは、農業活動から身を引き、自分のグーツヘルシャフトのむしろ外部で、広い視野を要請される領土管理の責任を果たしたのだった。

カークによる「大グーツヘルと小グーツヘルの対比論」、そして、ハルニツシュの「大所領とユンカー所有地の対照論」は、ともに、ウェーバーの「世襲財産論」における「大世襲財産と小世襲財産の類型的相異論」を髣髴とさせよう。ウェーバーが、日常的な経済闘争から超然として遊離した大世襲財産所有者たるメクレンブルク大公の例を挙げながら、中小農民経営にとつての模範提示という意味での、領民への大世襲財産の教育的効用とその社会政策的意義(わたくし流の表現で言い換えれば、一部の地主的大土地所有の近隣ゲマインデとの協動的・非敵対的關係、ならびに、その育成的、非社会反動的関与)を力説するとき、わたくしは、これを、反動的な「農業政策的ロマン主義者」の夢にすぎぬとして、ただちに退けるだけの勇氣を持ちえない。ウェーバーは、他面において、大世襲財産の経済的合理主

義を高く評価しており、当然、この点にも注意しなければならぬが、ともあれ、「グーツヘル階層あるいはウンカー階級の社会経済的分化 (Differenzierung)」を視野に収めるべき方法的必要性だけは、言いつて誤りないであろう。ここで、一八〇七年に先立つ時期のマルク・ブランデンブルク地方の農業を分析したミュラーの、改革意欲旺盛な貴族の少数派が形成されたとする結論づけが想起されよう。⁽⁴²⁾ 社会階級としてのグーツヘルは、いつそうきめ細やかに (differenzierter) 考察・評価されなければならないのである。

3 「大世襲財産」の実態

ウェーバーが忌避する「月並な甜菜・火酒男爵」⁽⁴³⁾すなわち通例的な「地方ウンカー」に比して、時空両面ではるか気宇壮大なパースペクティヴを誇る「大世襲財産」の実態を、少しくつぶさに検討しておこう。さて、ポイツェンブルクが位置したウツカーマルクにおける大経営の平和的成立と拡張というコルト (Siegfried Korth) のテーゼは、⁽⁴⁴⁾ブランデンブルク全域、ましていわんや東部ドイツ全体に妥当するものではない。この点を踏まえた上で、わたくしは、一つの地域類型としてのウツカーマルク型にひとまず着目してみたい。ウツカーマルクのポイツェンブルク所領は、その規模二一、九二六ヘクタールを数え、一八三三年の後、一八五五年に再び家族世襲財産化された、ウェーバーのいわゆる「大世襲財産」の一つである。⁽⁴⁵⁾

この所領における農民経営の全体構造は、調整に至るまでほぼ完全に一様であった。封建的な上級所有権が、土地の自由な売却と農民層の分解とを阻止したからである。村落ごとの数量的違いはあれ、あらゆる農民村落に、ほとんど同じ規模の農耕地がほぼ一定数のまま維持され続けた。比較的良好な地位にあったフーフエ農民の数的推移を見ると、所領全体で、一六二四年が二一一、一七六五年は一八九、そして、一八〇二年には一九三となっており、三〇年戦争当時の状態が一九世紀初頭においても基本的に保たれているのである。調整後、すなわち、農民による土地私有

表 3 - 3 ポイツェンブルクの農民経営

| 農民村落 | 西暦年 | 0 - 2 | 2 - 5 | 5 - 10 | 10 - 20 | 20 - 50 | 50 - 100 | 100 - 200ha |
|---------------|------|------------------|-------|--------|---------|------------------|------------------|-------------|
| Beenz | 1841 | | | | | | | |
| Berkholz | 1844 | 1 | — | — | — | 13 | 4 | — |
| Hardenbeck | 1816 | — | — | — | — | 31 ¹⁾ | — | — |
| Haßleben | 1787 | 1 | — | — | — | — | 12 | — |
| Klaushagen | 1831 | 3 | — | — | 16 | 2 ¹⁾ | — | — |
| Rosenow | 1845 | 7 | — | — | — | 18 | — | — |
| Thomsdorf | 1785 | 13 ²⁾ | — | — | — | 3 | 14 ¹⁾ | — |
| Warthe | 1842 | 6 | 4 | — | — | 6 | 5 | — |
| Wichmannsdorf | 1831 | — | — | — | 3 | 23 | 1 ¹⁾ | — |

(註) 1) すべて、Pfarrbauer の農地を一つずつ含む。

2) これらは、Herrschaft の Tagelöhner.

3) 100ヘクタール以上の農民地は、本表には示されていない。だが、ハルニツシュは、調整以前のその存在を二つと見なしている。Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 257.

(出典) *Ebenda*, S. 255, より作成。Beenz の空白は、原典のまま。

権の獲得後に、急速な分解が初めて進行する。⁽⁴⁶⁾

この農民層分解(表3-3、3-4参照)について、まず第一に指摘されてしかるべきことは、調整に至るまで、封建的に搾取されていた大きな農民、(feudal ausgebeuteter großer Bauer) の一部が、いまや、資本主義的に搾取する大農、(kapitalistisch ausbeutender Grobbauer) へと転化して行った事実である。⁽⁴⁷⁾ ハルニツシュが例証する九つの農民村落において、一〇〇ヘクタール以上の農用地を持つ大きな経営は、調整の時点までは二つしか存在しなかった。だが、一八六六年を迎えると、一〇〇ヘクタールを超える大きな農民経営は合計七つに増え、その頂点に立ったのが、二〇〇ヘクタール以上の規模にまで土地を拡大した富農レオポール・クーロン (Leopold Coulon) であった。そればかりではない。経済的に強力で、きわめて合理的な経営を行う農民が、さらに、散村 (Abbau) という仕方での前の村から離れたことを、併せて確認しておく必要がある。その数は、一八四八年までに計二〇に達した⁽⁴⁸⁾。したがって、散村形態での富裕農民まで含めるなら、調整後新たに生まれたブルジョア的大農の数は、優に五つを上回ると言ってもよいだろう。ともあれ、ハルニツシュが微妙に使っている Grobbauer と großer Bauer のうち、前者は、言うまでもな

表 3 - 4 1866年の農民経営の分化状況

| | 0 - 2 | 2 - 5 | 5 - 10 | 10 - 20 | 20 - 50 | 50 - 100 | 100 - 200ha |
|---------------|-------|-------|--------|---------|------------------|-----------------|-------------|
| Beenz | 3 | 1 | — | — | 6 | 4 | 2 |
| Berkholz | 5 | 2 | — | — | 9 | 5 | 1 |
| Hardenbeck | 28 | 2 | 7 | 1 | 11 | 4 | 1 |
| Haßleben | 7 | — | 1 | 1 | — | 12 | 1 |
| Klaushagen | 7 | — | — | 5 | 10 ¹⁾ | — | — |
| Rosenow | 5 | 1 | 1 | 2 | 15 | 1 | — |
| Thomsdorf | 15 | 1 | 1 | 2 | 7 | 6 ¹⁾ | 1 |
| Warthe | 20 | 5 | 5 | 3 | 2 | 6 ¹⁾ | 1 |
| Wichmannsdorf | 17 | 1 | — | 5 | 20 | 3 ¹⁾ | — |

(註) 1) すべて、Pfarrbauerの農地を一つずつ含む。

(出典) H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 256, より作成。

く資本家的な富農であるが、グローサー・バウアーとは、農民層分解論で言うところの中農範疇に属する農民にほかならないのである。

第二に、分解過程の速さを典型的に例証するローゼノ (Rosenow) とトムスドルフ (Thomsdorf) の両村に着目してみよう。ここでの分離の終了は、一八四五年と一八四四年だった。分離が始まるまで、フーフエ農民層は、全く手つかずのままとどまり、零細な経営は皆無同然であった。わずか二〇年のあいだに、事態は一変する。一方において、グローサー・バウアー、すなわち、分解論で言う中農層が減少するとともに、他方では、五ヘクタール未満の小さな土地が数多く生み出される。五〜二〇ヘクタール階層の主体は、縮小した中農層の残存によるものか、あるいは、小農グループへ上昇してきた零細地保有農のどちらかである。ここでの注意点は、零細地の生成が、もっぱら、農民の売却地において起こっていることである。数モルゲンほどの零細な耕地がインリーガーの場合にも生まれることは、もとより、否定するべくもない。地主側は、これを、ひとえに零細地貸し出しで行った。また、農村貧民層 (Landarmut) が、アルメンデや未開墾地のいかなる小地片も所有することはなかった。農民の土地売却の主因は、詰まるところ彼らの資金不足であった。結局、小地片の生成は、資本主義的農業発展のプロイセン型の道の一帰結にほかならぬ、とハルニツシュは結論づけるのである。⁽⁴⁹⁾

したがって、上述の事態は、やはり、農民層のブルジョア的兩極分解を基本線とする過程以外のなものでもない。分解基軸は、間違いなく、五〇〜一〇〇ヘクタールのグループの下層を含む二〇〜五〇ヘクタール階層にある。ハルニツシュは、誰の眼にも明らかで、このきわめて急速な農民層分解の起点を、調整に、それゆえ、一八一四年前後の時点に置く⁽⁵⁰⁾。近代の東部ドイツにおける農民層のブルジョア的兩極分解をめぐっては、その事実が、と言うよりもむしろ、主として、レーニンのその理論上の見地が、様々な論客により批判されてすでに久しい⁽⁵¹⁾。ポイツェンブルクの実例は、たしかに一例にすぎぬとは言え、一つの厳然たる事実なのである。

オーベル・ラウジッツを取り扱ったJ・シヨウタとハルニツシュとのプロイセン型理解は、農村住民の分解過程を、一方におけるユンカー階級および大農層の少数派と、他方での農村貧民層の一団とへの兩極分解として捉える点で、基本的に共通している⁽⁵²⁾。一八世紀中は、農民と貧民の通婚も、なお少なからず見られたのだが、一九世紀以降、村落貧民階層と大農層との階級的隔絶が進み、大農は、ユンカーとの利害共同態関係を強めて行った。封建制下の「地主と農民の階級対立」⁽⁵³⁾は、プロイセン型資本主義におけるユンカーと大農との「搾取者の階級連帯」⁽⁵⁴⁾に取ってかわったのである。東エルベの農村において、大農がユンカーの不可欠の階級的支柱としての役割を果たしたことが、この点は、「富農寡頭制」⁽⁵⁵⁾の制覇の理解に当たり、依然として踏まえられねばならない基礎事実であると思われる。

ブルジョア的大農の生成については、なお、以下の事実も重要であろう⁽⁵⁶⁾。コルトによれば、ブランデンブルクにおける地主経営の拡張の頂点は一八六〇年頃とされるのだが、ポイツェンブルクでの拡張は、六〇年代以降も続く。グーツベジツァーへの道を歩みつつあった大農の土地の一部をアルニムが買い占めることによって、一八七五年までに、二つの地主農場が新たに作られたのである。八四〇モルゲンのシャルロットエンタール(Charlottenhal)と九〇八モルゲンだったマティルデンホーフ(Mathildenhof)が、それである。先述のレオポール・クローンなどさしずめ、競争戦でいささか頑張りすぎの気味があったグロース・パウアーの典型で、トムスドルフ村において一八六六年に買

表 3 - 5 大ユンカーの農場貸出
(単位：ターラー)

| 貸出料収入 | 1800年 | 1847年 | 1870年 |
|--------------|-------|-------|-------|
| Fürstenuau | 1,150 | 2,100 | 5,700 |
| Boisterfelde | 750 | 1,350 | 3,200 |

(出典) H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 251, より作成。

い集めた六三三モルゲンほどの土地を、七年後には買い値よりも安くアルニムに売り渡さなければならなかった。このように、大グーツヘルは、一面において、ゲマインデの自立と富農の階層的形成とを容認しつつも、同時に他面では、ウェーバーの言うあの「農民地買い占め」⁽⁵⁸⁾ (Bauernskauf) ならぬ「大農民地買い占め」⁽⁵⁹⁾ を併せて敢行し、大農的對抗馬の度を過ぎた急成長を抑えるというアムビヴァレントな動きを示したのであった。

次に、借地関係の実態を瞥見しておこう。⁽⁶⁰⁾ 大ユンカーは、広大な所領の最も快適な利用形態を貸し出しに見いだしている。とは言え、所領全体の一括貸し出しが企図されたわけではなく、親農場のポイツェンブルクを除く各農場の個別貸し出しが行われた。なお、森林もまた、農場貸し出しと同様に、営林人 (Forstmeister) の管理 (Administra-tion) 下に置かれていた。さて、貸し出し農場のフルステナウ (Fürstenuau) とボイスターフェルデ (Boisterfelde)

との二つの事例を検討するなら、地主の借地料収入は一九世紀を通じて増加の一途を辿ったことが知られる(表 3 - 5 参照)。また、時代は少し下るが、第一次世界大戦後の貸し出し農場一覧表(表 3 - 6)を見ると、騎士農場アルニムスハイン (Arnimshain) 以下の貸し出し農場等からの借地料収入は、年一〇万マルクの線を軽く突破し、約一四万マルクもの巨額に達している。一箇の貸し出し農場複合体を成したポイツェンブルク所領を、所有と経営が分離した厳密な意味での近代的土地所有のプロイセン的形態、もしくは、そのかぎりでの「三分割制」のドイツ版としての本質的一面を色濃く備えた大土地所有と見なしたとしても、あながち誤りではあるまい。ともあれ、当該の所領は、ウェーバーの「大世襲財産」イメージに完璧に合致するものでは必ずしもないかも知れぬが、少なくとも、それにきわめて近い大土地所有ではある、と言って大過ないであろう。

では、貸し出し農場の経営を担当したペヒターとは、いったいどのような人であったの

表 3 - 6 ボイツェンブルクの貸出一覧表

| 名称 | 土地の性格 | 規模 ha | 年収入 1919 - 20年 | 年収入 1920 - 21年 |
|----------------|----------------|----------|-------------------|-------------------|
| Arnimshain | Rittergut | 469 | 19,000 | 19,000 |
| Bröddin | Rittergut | 251 | 8,000 | 8,000 |
| Charlottenthal | Gut | 210 | 3,040 | 3,040 |
| Funkenhagen | Rittergut | 401 | 13,200 | 13,200 |
| Krewitz | Rittergut | 656 | 25,000 | 25,000 |
| Lichtenhain | Rittergut | 605 | 20,000 | 20,000 |
| Lindensee | Rittergut | 183 | 10,000 | 10,000 |
| Sternthal | Rittergut | 205 | 9,000 | 9,000 |
| Mathildenhof | Gut | 180 | 5,000 | 5,000 |
| Steinrode | Rittergut | 314 | 11,800 | 11,800 |
| Neu Kervellin | Gut | 33 | 3,000 | 3,000 |
| Boitzenburg | Landparzellen | 8 | 1,200 | 2,160 |
| Berkholz | Landparzellen | 31 | — | — |
| Haßleben | Landparzellen | 24 | — | — |
| Weggun | Landparzellen | | | |
| Cüstrinchen | Gastwirtschaft | 4 | 500 | 500 |
| | Mühlengut | 60 | 2,000 | 2,000 |
| | Mühlengut | 60 | 3,500 | 3,500 |
| Cüstrinchen | Fischerei | 17 | 315 | 315 |
| Funkenhagen | Fischerei | — | 400 | 400 |
| Wichmannsdorf | Fischerei | — | 300 | 300 |
| Warthe | Fischerei | — | 1,350 | 1,350 |
| Naugarten | Fischerei | — | 300 | 300 |
| Boitzenburg | Fischerei | — | 3,000 | 3,000 |
| Wichmannsdorf | Pfarrgehöft | — | 300 | 300 |
| | | 3,711 | 140,205 | 141,165 |

(註) 年収入の単位はマルク。

(出典) Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam (以下 BLHA Potsdam と略記), Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 1480, Verzeichnisse der Pachtgüter in der Grafschaft Boitzenburg, 1896-1919, Bl. 25, より作成。

か。この点が、当然、次の問題になろう。ポツダム文書館でペヒターの人的構成を調べてみた管見の範囲内にすぎぬが、アルニムスハインのペヒターは家畜商人 (Viehändler, 1917-21)、リヒテンハイン (Lichtenhain) は御料地管理人 (Amtmann)、そして、ブレッディン (Bröddin) ではラントヴィルト (Landwirt, 1913-27)、フンケンハーゲン (Funkenhagen) とシュタインローデ (Steinrode) とは、少なくとも一九一〇—一三年のあいだラントヴィルト、その後ややあつて騎士農場所有者 (一九二四—三二)、さらに、シュテルンタール (Sternthal) にあつてもラントヴィルト、等の事実が知られる。⁽⁶¹⁾このように、地主貸し出し農場のペヒターとしては、ラントヴィルトが頻出する度合が強いと言つても決して過言ではない。では、ラントヴィルトとは、具体的には、なにか。先述のとおり、ミュラーによれば、それは、資本力ある大農・中農である場合が多い (本書九三ページ、参照)。それゆえ、ボイツェンブルクの貸し出し農場における少なからぬ数の農民、ペヒターの存在という重要な事実が、ここに、判明するのである。「資本家的な農民が、ユンカートウムとラントゲマインデとのあいだの橋渡し役ないしは仲介役を果たしていたことは、間違いない」とするミュラーの言説は、以上の事実との不可分の関連において、すぐれて含蓄に富むものであるように思われる。

大グーツヘルと富農との「階級連帯」ないし利害共同態は、村長 (Gemeindevorsteher) 職等を富農層が専一的に掌握する「富農寡頭制」のバウエルンドルフ (農民村落) における制覇とフォーアヴェルク (地主農場) との並存・共存という、言わば平面的・並立的な形を取つて示されただけではなく、むしろ、より積極的に、地主農場の経営そのものに、したがつて、そのかぎりでの地主の所領管理それ自体に、ペヒターという媒介環を使つて、この富農寡頭制をそのままそっくり構成的に組み込み、これを、地主経営の不可欠の社会経済的一支柱に据えるという、すぐれて構造的・立体的な関連のなかに具現していると見る方が、近現代プロイセン農村史の実態に近い、と言つてよいだろう。しかし、それにしても、地主の権限、わたくしがかつて用いた言葉で言えば、「大土地所有の力量」⁽⁶³⁾は、絶大であ

る。ポイツェンブルク所領の農場貸し出し契約書の一般的諸規定を読むと、地主的利益の手厚い保護には、一目瞭然たるものがある。ペヒターは排水設備を自前で整えなければならぬ。ただし、満期を迎えても補償請求はできない。公租公課についてはペヒターが引き受けなければならず、救貧義務もペヒターが負う。経営上の危険負担もまた、全面的にペヒターの責任である。これに対して、地主は、自分に対する不穏当な振る舞いがペヒターにあった場合には、一方的に貸し出し契約を即刻破棄してよく、労働者についても同様の解雇権を留保する。経営監査権も地主のものである。さらには、強制収用等の土地譲渡義務が生じたときには、地主の判断が最優先される。このように、地主の農場支配は、規約上、土地資本の取得にとどまらず、ペヒターと労働者双方の人格管理にまで及んでいるのである。⁽⁶⁴⁾

その結果が、貸し出し農場収入の毎年の集計からうかがい知られるであろう(表3-7参照)。資本利潤部分に当たると目される純収益に比して、地主の借地料収入は、圧倒的な高額である。農場によっては、資本の平均利潤からの控除部分のみならず、労働力価格からの控除相当分も含まれうるとの理論上の推測も不可能ではない。経済学は、資本蓄積の障害たりえないかぎりでの、ブルジョアの合理性に服した近代的土地所有成立・非成立の一つのメルクマールを、所有と経営の分離に求めて、重視してきた。この観点は、基本的に正しい。しかし、ポイツェンブルクの場合、所有と経営はおおむね分離しているにもかかわらず、大土地所有は、せっかく生まれたペヒターの資本蓄積をペヒター自身に委ねきめるのではなく、したがって、そのかぎりにおいては、資本蓄積の進行を決定的かつ機構的には促進せず、むしろ逆に、その成果を、自分の手許に吸い上げようとしているのである。もつとも、地代の使い道が、ベルリンにある壮麗な領主館の維持・修繕等の用途での私的費消のみにとどまっていたとはかぎらない。ことによると、大ユンカーのノブレス・オブリージュは、この私的、社会的消費として遺憾なく発揮されたのやも知れぬ。この点の検討は、今後の一課題に残すほかないが、それはともかくとして、富農層を析出する農民のブルジョア的發展が、大土地所有にとっては、富農ペヒター層の人格管理まで含む選別的育成に利用という仕方、その存立の構造的、一契

表 3 - 7 大土地所有の借地料収入

| 名称 | 規模 モルゲン | 純収益 マルク | 借地料 マルク | 借地期間 西暦年 |
|-------------------------|------------|------------|------------|-------------|
| Krewitz | 2,540 | 6,042 | 18,900 | 1885 - 1899 |
| Mathildenhof | 800 | 2,005 | 3,300 | 1887 - 1894 |
| Lichtenhain | 2,000 | 6,849 | 16,500 | 1884 - 1902 |
| Sternthal | 784 | 2,754 | 6,000 | 1884 - 1904 |
| Brüsenwalde | 1,030 | 1,935 | 3,000 | 1884 - 1898 |
| Bröddin | 970 | 1,614 | 3,500 | 1879 - 1904 |
| Charlottenthal | 890 | 2,000 | 3,700 | 1890 - 1904 |
| | 840 | 1,600 | 2,200 | 1881 - 1895 |
| Cüstrinchen | 1,282 | 441 | 1,350 | 1888 - 1902 |
| Steinrode | 1,230 | 4,935 | 7,400 | 1882 - 1896 |
| Funkenhagen | 1,604 | 4,824 | 6,000 | 1886 - 1900 |
| Lindensee | 833 | 3,171 | 6,000 | 1888 - 1902 |
| Boitzenburger Mühle | 230 | — | 3,600 | 1890 - 1905 |
| Mühle | 210 | 6 | 1,000 | 1893 - 1905 |
| Brüsenwalder Mühle | 400 | 18 | 984 | 1892 - 1904 |
| Brüsenwalder Krug | — | — | 500 | 1890 - 1896 |
| Boitzenburger Krug | — | — | 300 | — |
| Krug | — | — | 48 | — |
| Fischerei Warthe | — | — | 250 | 1894 - 1900 |
| Fischerei Boitzenburg | — | — | 1,620 | 1888 - 1898 |
| Fischerei Wichmannsdorf | — | — | 405 | 1893 - 1899 |
| Fischerei Naugarten | — | — | 141 | — |
| Acker (Haßleben) | 24 | — | 200 | 1896まで |

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 1480, Bl. 19, より作成。

機にほかならなかったことだけは、明らかであろう。

したがって、こうである。アルニム伯爵は、富農ペヒター層による「下からの近代化」をいささかも阻止しはしなかった。それどころではない。逆に、そのいつそうの進展をこそ、自らの固有の利益としたかぎりにおいて、彼ら富農層が自分に取ってかわるかも知れぬグーツベジッツアーに成り上がらない許容範囲内で、それゆえ、富農の自己経営の上限線を二〇〇ヘクタールあたりに引きながら、大グーツヘルないし大ユンカーは、ペヒターを含む富農層をむしろ積極的に育成した。

要するに、ポイツエンブルクの事例は、「上からの道」が「下からの道」を育てたと見てよい本質的一面を物語るのであつて、プロイセン型理解の見失われてすでに久しいこの逆説的な連関こそが重要だったのである。

4 「ウェーバー」ミユラー的視点」の意義

わたくしは、上述の事柄を、「ドイツ大土地所有の近代化促進の効用」、もしくは、より端的に、「ドイツ大土地所有による農業近代化の民主化」と見なしてよいと考えるものであるが、その重要なきつかけを与えてくれたのが、先述のベルリン会議におけるクレムならびにミユラーの両報告であつた（本書、第一章、二、参照）。「農学と中・東部ドイツの地主経営の近代化」と題する報告を担当したクレムは、農用地の集約的経営・収穫高の上昇・無機質肥料の大量投与・機械利用の普及、そして、植物栽培の改良等の農業近代化の諸契機が基本的に日の目を見た一つの劃期を、一九世紀末期に見いだし、この近代化過程の推進に大いに与かつて力あつたグーツヴィルトシャフトの役割を高く評価した⁽⁶⁵⁾。

そして、ミユラー報告は、わたくしにとつてまさに圧巻であつた。本書は、前節においてすでに、ミユラーが剔抉した新事実について、ドメーネン・ペヒターを含むつごう八つほどの事例分析の整理を行っている。それゆえ、ここでは、繰り返しの愚を避けたいと思うが、結局のところ、実証を伴っているとは必ずしも言いがたいウェーバーの政策的観点の本質的な部分を、ミユラーが、ウェーバーとは全く別個に、実証面での裏づけを与えた点が決定的に重要であろう。わたくしは、これを、「ウェーバー」ミユラー的視点」と名づけたのであるが、その概容は、つまるところ、経済的には、土地所有と経営の分離を基礎とするブルジョア的に合理的な農業の、プロイセンドイツの大グーツヴィルトシャフトにおける先進的な展開であり、他方、社会政策面では、一定数のドイツ大土地所有が及ぼした、周辺に散在する自余の地主農場と農民経営の双方に対する模範的な影響とその教育的効果に求められ⁽⁶⁶⁾う。

ドイツ大土地所有の歴史的功罪、あい半ばするとまでは、とても行かないかも知れぬが、農業近代化の普及またはその民主化を否定する立場に立たないかぎり、少なくとも、大土地所有の罪過ないしは負荷とは言い切れぬ別個の側面にも正当な光を当てて、アグラール・ゲシヒテ研究を行う必要性だけは、当然、指摘されてしかるべきであろう。これに加えて、プロイセン的近代化を、おしなべて社会反動的経路と同一視する歴史観の見方には重大な疑義が残る、⁽⁶⁷⁾ と言つてよいようにも思われる。

5 結びにかえて

最後に、ミュラーが発掘した、示唆に富む以下の事実⁽⁶⁸⁾を紹介することによって、さしあたっての結びにかえておきたい。

「ライン・ポメルン農耕株式会社」⁽⁶⁹⁾ (Rheinisch-pommersche Ackerbau-Aktiengesellschaft) は、ドイツ統一の前年の一八七〇年に設立された。ヴェストファーレン出身のピルザッハ (Senft von Pilsach) は、五つの大農場を擁する計四、七七五ヘクタール規模のポメルンの大所領グラームエンツ (Gramenz) を、一八三〇年に購入する。ポメルンの豊かな自然力の開発には、「西部諸州の工業的知性」⁽⁷⁰⁾の助力が不可欠である旨をビスマルクに説き、支持を取りつけたピルザッハは、一八七〇年四月四日、ヴィルヘルム一世の会社設立認可を得る。おもだった株主には、ピルザッハ自身はもとよりのこと、工業家シュトゥム (Karl von Stumm)、ドマーネン・ペヒターのコッペ (Moritz Koppe)、クライスト (Kleist) 伯爵、ベルリンの銀行家、ならびに、ケルンの工場主・商人・警察署長各一名と同じケルンの四人の農場主らの顔ぶれが並んだ。一株一、五〇〇マルクの発行株式数は四〇〇。資本金は六〇万マルクに達した。

「東エルベ農業のために、資本をポンプで汲み上げた」⁽⁷¹⁾同社は、グラームエンツ所領を賃借りし、年一五万マルクの借地料をピルザッハに支払う。その後、借地料は、年一九万八〇〇〇マルクにまで増額される。なお、所領の農場監

督 (Güterdirektor) には、別の大経営のペヒターだった者が任用された。プロイセン農林大臣を勤めたゼルヒョ (von Selchow) は、将来興されるべき多くの借地会社 (Pachtgesellschaft) 全体にとつての模範にほかならぬ該「農耕会社」の、国民経済的視点から見た重要性には計り知れないものがあると絶讃した。その後、農林大臣の委嘱を受けた一専門家が、相当大幅な増資を勧告しつつ、この種の借地会社こそ、ライン地方等の西エルベから借地人階層を東エルベ地域に誘致する絶好の手段であるとともに、東部ドイツ農業の興隆を促す貴重な保証ともなりうる、と結論づけている。

だが、工業の蓄積資本は、こうした借地会社への投資にはさほど向かおうとせず、この試みは、グラームンツ一例のみに終わる。同社は、一八八六年、清算のやむ無きに至り、一六年あまりの決して長いとは言えぬ生涯を閉じるのである。同社の短命は、借地会社そのものの失敗を原因とするのではなく、地主ピルザツハの借財が主因だった、とミュラーは解説する。ともあれ、ライン資本と東エルベのユンカー的大土地所有との組織的提携は、わずか一七年足らずで水泡に帰した。ミュラーの結語にあるとおり、これは、借地会社それ自体の挫折と言うよりもむしろ、地主の個人的利害に規定されていた側面の方が、より根本的な問題だったように思われる。増資に成功しなかった同社の清算は、ひつきょう、当然の帰結でもあったのである。

しかし、同時に他方において、次の事柄が忘れられてはならないであろう。すなわち、「ライン・ポメルン借地会社」は、ドイツ農業の、あるいは、ドイツ資本主義のあの二元的構成そのものを、自らのうちに体現していただけない。たとえ、そうした構造的・類型的相違の克服ではなかったにせよ、両者の対立ではなく逆にその調和と調停を、それゆえ、一言にして約言すれば、ほかならぬ構造調整 (Landwirtschaftsanpassung) の、一つの未来像をこそ、同社は、決して長くはなかつたその一生によって、先駆者的に予示したのではなかつたか。ヴィルヘルム二世即位二年前の同社消滅の必然性とともに、ドイツ統一の前年におけるその成立の先駆性が指摘されてよいように思われる。

- (1) 住谷一彦「マックス・ヴェーバーの『世襲財産』論——『ドイツ資本主義と土地制度』の思想的研究」(一九六二年)同『リストとヴェーバー——ドイツ資本主義分析の思想体系研究』未来社、一九六九年、復刊、一九九二年、所収、山口和男「マックス・ヴェーバーのユンカー論 (二) ——世襲財産制問題とヴェーバー」(一九五九年)同『ドイツ社会思想史研究——プロイセン・ドイツ国家における社会思想の諸形態』ミネルヴァ書房、一九七四年、所載。
- (2) Friedrich List, *Die Ackerverfassung, die Zwergwirtschaft und die Auswanderung*, 1842, 小林昇訳、「農地制度論」岩波書店、一九七四年。
- (3) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』第三篇 マックス・ヴェーバーのドイツ農業論と世襲財産——ドイツ帝国主義合理的建設論の展開、参照。
- (4) H. - U. Wehler, *Kaisereich*, S. 59, 前掲邦訳書『ドイツ帝国』九二ページ。なお、訳文は誤訳であろう。
- (5) *Ebenda*, S. 239, 同上邦訳書、三四五ページ。
- (6) H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 264.
- (7) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 302. 傍点筆者。
- (8) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 245.
- (9) Vgl. H. Rosenberg, *Pseudodemokratisierung*, S. 287, 前掲邦訳書『ドイツ社会史』一九ページ、参照。
- (10) H. - U. Wehler (Hrsg.), *Adel*, S. 11.
- (11) Alfred Grosser, *Deutschlandbilanz. Geschichte Deutschlands seit 1945*, München 1970, S. 282f., 山本尤・三島憲一・相良憲一・鈴木直訳『ドイツ総決算——一九四五年以降のドイツ現代史』社会思想社、一九八一年、二八〇ページ。傍点筆者。
- (12) H. - H. Müller, *Pächter* [Maschinenschrift], S. 17.
- (13) (14) Ders., *Pächter*, S. 273.
- (15) Vgl. *Berliner Zeitung*, Nr. 208, 5./6. September 1992, S. 33. *「ソレだ」* Sollen wir mit den Leuten grillen oder was? Die Brüder Wentzel kehren ins Land ihrer Väter zurück, aber dort empfängt sie niemand mit offenen Armen, *「腰」* *「ハネ」* Ilka Piepgras の「ハネ」スターシム記事による。

- (16) H. Rosenbrg, Pseudodemokratisierung, S. 308, 前掲邦訳書、六七ページ。
- (17) Vgl. ebenda, S. 295, 同上邦訳書、三七ページ、参照。
- (18) Ebenda, S. 296f., 同上邦訳書、四〇ページ。
- (19) (20) (21) (22) (23) (24) Vgl. H. - U. Wehler, *Adel*, S. 9-18. 本書、一六一ページ、参照。
- (25) 原語は 'a systematic shifting of perspectives' である。Geoff Eley, *From Unification to Nazism. Reinterpreting the German Past*, Boston 1986, p.11, 望田幸男ほか訳『イギリス社会史派』五四ページ。
- (26) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 4.
- (27) Hans Rosenberg, *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*, Frankfurt am Main 1969, S. 121, 大野英一・川本和良・大月誠訳『ドイツ社会史の諸問題』未来社、一九七八年、一四六ページ。註(27)から註(32)までは、いずれも、H・ローゼンブルクの「古い視点と新しい視点から見たドイツ農業史」(Deutsche Agrargeschichte in alter und neuer Sicht)と題する論考中の文言である。
- (28) Ebenda, S. 93, 同上邦訳書、一一六ページ。
- (29) (30) Ebenda, S. 94, 同上邦訳書、一一七ページ。
- (31) Ebenda, S. 141, 同上邦訳書、一六七ページ、参照。訳文は改良した。
- (32) Ebenda, S. 143, 同上邦訳書、一六九ページ。
- (33) (34) Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 292.
- (35) Ebenda, S. 292f.
- (36) Ebenda, S. 293.
- (37) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 240f.
- (38) Vgl. ebenda, S. 258.
- (39) H. Wunder, *Gemeinde*, S. 132. 傍点筆者。
- (40) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 241f.
- (41) Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 293.

- (42) Vgl. H. - H. Müller, *Märkische Landwirtschaft*, S. 38 u. 111; H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 335f. u. 366f. 併せて参照。
- (43) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 376; *MWG*, S. 166.
- (44) Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 252-256.
- (45) Vgl. J. Conrad, Agrarstatistische Untersuchungen. Die Latifundien im preußischen Osten, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, N. F. Bd. 16, 1888, S. 158; Francis L. Carsten, Der preußische Adel und seine Stellung in Staat und Gesellschaft bis 1945, in: H. - U. Wehler (Hrsg.), *Adel*, S. 119; Friedrich Beck, Lieselott Enders und Heinz Braun (Bearb.), *Übersicht über die Bestände des Brandenburgischen Landeshauptarchivs Potsdam*, Teil I, Behörden und Institutionen in den Territorien Kurmark, Neumark, Niederlausitz bis 1808/16, Weimar 1964, S. 329.
- (46) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 197 u. 253f.; H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 274.
- (47) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 246 u. 260.
- (48) Vgl. *ebenda*, S. 257.
- (49) Vgl. *ebenda*, S. 256f.
- (50) Vgl. *ebenda*, S. 256.
- (51) 「プロイセン型の道」と農民層分解との関連の研究史については、加藤房雄『ドイツ世襲財産』九一・九四ページの註(一)、参照。最近では、肥前栄一氏が、『両極分解論』に立脚するわが国の一九世紀ドイツ経済史の「方法的再検討(「発生的」視角の導入)」を主張している。同「北西ドイツ農村定住史の特質——農民屋敷地に焦点をあてて」『経済学論集』(東京大学)第五七巻、第四号、一九九二年、九ページの註(59)、参照。
- 一言しておきたい。「フラットな農民層」の一九世紀初頭期までの存続と一九世紀以降のその両極分解とは、こと、核心的なフーフエ農民層に関するかぎり、依然として事実なのではあるまいか。フーフエ農民 (Bauer) と雑多な下層民とから成る一八世紀以前のドイツ農村民のヒエラルヒッシュな特質、これと、フーフエ農民層の一九世紀以降のブルジョア的発展は、相容れぬ両立不能の二契機では必ずしもないと思われる。
- (52) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 238f.

- (53) (54) *Ebenda*, S. 261.
- (55) H. Wunder, *Gemeinde*, S. 126. ヴンダーのこの用語「富農寡頭制」(Oligarchie der wohlhabendsten Bauern)の理解については、加藤房雄『ドイツ世襲財産』七三—七四ページの註(22)参照。ヴンダーをどう読むかとの解釈——それは第二義的な問題であらう——が、ここで争われるべきではなく、重要なのは、むしろ、ポイツェンブルクのクーロンのような、あるいはまた、タンガーマン(Fritz Tangermann)がザクセンについて明らかにしたような、頂点的位置に立つ富農もしくは大農の農民村落における支配的な存在を注意深く識別しておくことであると思われる。Vgl. F. Tangermann, *Die Landgemeinde Belsdorf am Anfang des 20. Jahrhunderts*, Borna-Leipzig 1905. なお、一九世紀末な二〇世紀初頭期の農民村落の実態については、加藤房雄『ドイツ世襲財産』六三—七四ページの叙述も併せて参照のこと。
- (56) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 249f.
- (57) Vgl. *ebenda*, S. 250; H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 253.
- (58) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 351 Anm. u. 367 Anm. 1); *MWG*, S. 133 Anm. 34) u. 155 Anm. 49).
- (59) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 250.
- (60) Vgl. *ebenda*, S. 251f.
- (61) Vgl. Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam (以下、BLHA Potsdam 並に註記), Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2148, Die Verpachtung des Rittergutes Arnimshain, 1918-1921, Bl. 1-5 u. 11-15; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2367, Verpachtung der Güter Krewitz und Arnimshain, 1917-1918, Bl. 19; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2398, Verpachtung des Gutes Lichtenhain, 1884-1925, Bl. 72-78RS; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2234, Verpachtung des Rittergutes Bröddin, 1913-1927, Bl. 32. このハンネンネンネンネン(Stralsund)出身の彼が来るまで、ニコラーの前任者ハイネマン(Amtmann)であった; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2299, Verpachtung der Güter Steinrode und Funkenhagen, 1910-1913, Bl. 111 u. 182. 同、ローヤン州ブローヘンネンネン(Marienwerder)郡出身の借地人リーントハ(Bruno Lietzau)が、*ein kapitalkräftiger und tüchtiger Landwirt* であること; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2295, Verpachtung des Rittergutes Funkenhagen. Enthält auch Verpach-

tung des Vorwerks Steinrode, 1924-1932, Bl. 5 u. 108. 騎士農場所有者ツァイスィング (Zeyising) の父は、西プロイセンのドゥーメーネンピヒターだった。人物照会を依頼された西プロイセン・ドイツ農民銀行 (Deutsche Bauernbank für Westpreußen) は、一九二七年六月一四日付の回答書で、彼の息子を、有能なラントヴァルトとして推薦している。BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2462, Verpachtung des Vorwerks bzw. Gutes Sternthal, 1918-1935, Bl. 1-2RS, 4-4RS, 19, 39-45RS u. 53.

(62) 本書、九三ページ、参照。

(63) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』一六〇ページ。

(64) Vgl. BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 1484, Allgemeine Bedingungen für die Verpachtung der zur Grafschaft Boitzenburg gehörigen Güter, 1900-1901, Bl. 61-67.

(65) 本書、六四ページ、参照。

(66) ちなみに、コンラート (Johannes Conrad) もまた、資金不足に苦しむ大土地所有の劣悪な農業経営を建て直すための一つの打開策を、農場の貸し出し (Verpachtung) に求めている。財産の売却不可を定めたフィデイコミスの場合、自余のものに比して、もとより例外はあるにせよ、経営手腕に長けた有能な農業家に恵まれにくい。気概と知識を兼備した経営者の手許へと土地所有が移行することが、妨げられるからである。だが、農場の貸し出しを行えば、たとえ地主が農業に全く不向きな者であっても、適切な土地経営がもたらされること、必定であろう、と。したがって、土地所有と合理的経営の矛盾を指摘するコンラートのこの言説は、「ウェーバー・ミュラー的視点」の内実と重畳する観点を含み、と評価されてよい。なお、わたくしのここでの議論は、ウェーバーとコンラートのみならずライプニッツ (Kurt Freiherr von Reibnitz) の世襲財産論をも踏まえた加藤房雄『ドイツ世襲財産』第四章、三の4「大世襲財産」の有効性の論述を前提としたものであることを、併せて付記しておきたい。Vgl. J. Conrad, Fideikommisse. II. Die volkswirtschaftliche und sozialpolitische Bedeutung der Fideikommisse, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 4, Jena 1909, S. 118.

(67) 本書後篇は、わが国における戦後歴史学的プロイセン史理解の全面批判に進むための最初の一步として位置づけられている。

- (68) Vgl. H. - H. Müller, Pächter, S. 283-285.
- (69) *Ebenda*, S. 283f.
- (70) *Ebenda*, S. 283.
- (71) Vgl. *ebenda*, S. 283.
- (72) 原田溥「統合下の東ドイツ農業の構造調整」九州大学ドイツ経済研究会編『統合ドイツの経済的諸問題』九州大学出版会、一九九三年、所収、参照。

後篇 ドイツ都市農村連続体の歴史的個性

——「都市史と農村史のあいだ」研究序説——

問 題

本書後篇においては、世襲財産・土地所有の実証的検討を、前著『ドイツ世襲財産と帝国主義』にひき続き継続しながら、都市社会史をも含む近代社会生成上のダイナミックな現代的局面に着目する。「都市と農村のあいだ」と言うべきベルリン圏⁽¹⁾ (der Raum um Berlin) のテルトウ郡 (Kreis Teltow) は、「都市近郊ゲマインデ」を数多く持つ「都市農村連続体」と呼びならわされるにふさわしい個性的地域類型の一翼を担った。同郡は、一箇のベルリン近郊クライス⁽²⁾ (Vorkreis von Berlin) にはかならない。「ポツダム・アルヒーフ」所蔵未公刊一次史料を基礎にしつつ、一方においては、地方自治体による「給付行政」の業績を、ペンドラーの階層的生成を伴う都市化の進展との関連に止目して明らかにし、同時に他方では、従来未開拓だった「都市史と農村史のあいだ」と言うべき近現代ドイツ社会経済史研究史上の新領域を独自の理論視角から切り拓くという、二段構えの検討作業を経て、戦後歴史学以降のドイツ史像を批判し、それにかわりうる新しい映像の問題提起を行うことによって、全篇にわたる検討を終える。

(1) Wolfgang Ribbe (Hrsg.), *Geschichte Berlins*, Bd. 2, *Von der Märzrevolution bis zur Gegenwart*, 3. Aufl., Berlin 2002, S. 691. 文芸春秋 'Berlin im Kaiserreich (1871-1918)' を担当した Michael Erbe のもの。

- (2) Georg-Christoph von Unruh, *Der Kreis im 19. Jahrhundert zwischen Staat und Gesellschaft*, in: Helmuth Croon, Wolfgang Hofmann und G.-C. v. Unruh (Hrsg.), *Kommunale Selbstverwaltung im Zeitalter der Industrialisierung*, Stuttgart 1971, S. 102. なお、ベルリン圏・ベルリン近郊クライス以外の「都市近郊ゲマインデ」等の出典については、後記する。

第四章 ベルリン圏の都市化と農村社会の変容

——テルトウ郡の鉄道建設と世襲財産所領——

一 考察の対象と順序

一九一〇年時点で、一六一、三八〇ヘクタール規模を数えたブランデンブルク州在のテルトウ郡は、これが所属する同州のポツダム県のなかでは五番目の大きさであった。⁽²⁾ 図4-1に見られるように、ベルリンを南北から包囲する姿を示す同郡とニーダーバルニム(Niederbarnim)郡は、周辺自治体の合併(Eingemeindung)に余念のない首都ベルリンの「一方的帝国主義」⁽⁴⁾による領域拡張志向の対象となるほかなかった点で、一九二〇年四月二七日の法律で完結する大ベルリン(Groß-Berlin)⁽⁶⁾形成史上、相通ずる特性を共有した。しかし、両郡は、その担税力の点で対照的な相違を示しもした。と言うのは、こうである。ニーダーバルニム郡が、同郡所属の自治体のベルリンへの合併の動きにさしたる抵抗を見せなかつたのに対して、テルトウは逆に、そうした合併の動向に激しく抵抗した。それは、リックスドルフ(Rixdorf)等のテルトウ在の自治体が、概して、税収入にすぐれており、したがって、テルトウ郡としては、それらの有力自治体を失うことは、同郡の生産力・消費力の低下はおろか、財政力の弱体化と自治的「給付行政」⁽⁷⁾(Leistungsverwaltung)遂行上の由由しい損失に直結し、その結果、クライスの空洞化がもたらされる重大事

図4-1 ポツダム県とテルトウ郡



(出典) C. Wilke, *Landräte*, S. 53, より作成。

だったからである。⁽⁸⁾

最初に、人口動態からうかがい知られるかぎりでのこうした合併の推移を概観しておこう(表4-1参照)。一八〇一年に三万人余を数えたにすぎぬ同郡の人口は、一九世紀中に増加の一途を辿り、一九一〇年には、四〇万人の線を突破するに至る。だが、一見順調に見えるこのような人口増も、「ベルリンへの合併を目指す選択肢として」⁽⁹⁾、有力自治体があるついで郡から離れたため、一八八〇年以降一再ならず中断を余儀なくされる。なぜなら、シャルロッテンブルクのテルトウ郡からの離脱は一八七七年だったし、リックスドルフとシーネベルク(Schöneberg)のそれは一八九九年に、そして、ドイチュヴィルメルスドルフ(Deutschwilmsdorf)の郡離脱は一九〇七年に、順次敢行されたからである。⁽¹⁰⁾

シュパッツ(Willy Spatz)のいわゆる「マルク人魂を帯びた自治」⁽¹¹⁾意識の担い手を誇ったテルトウ郡は、とりわけその北部地域で、大都市ベルリンによる蚕食の影響を受けざるをえず、構成自治体を次々に失って行ったのである。だが、それでもなお、一九一〇年に四四〇、〇〇〇人ほどの住民を擁した同郡では、アンハルト(Anhalt)やオルデンプルク(Or-

表4-1 テルトウ郡の人口

| | 農村 | 都市 | 合計 |
|-------|---------|--------|-----------------------|
| 1801年 | 20,804 | 10,220 | 31,024 |
| 1871 | 73,314 | 34,048 | 107,362 |
| 1875 | 102,221 | 43,585 | 145,806 |
| 1880 | 117,685 | 19,806 | 137,491 ¹⁾ |
| 1885 | 139,636 | 23,608 | 163,244 |
| 1890 | 194,293 | 27,667 | 221,960 |
| 1895 | 298,008 | 30,809 | 328,817 |
| 1900 | 232,999 | 35,188 | 268,187 ²⁾ |
| 1905 | 333,796 | 43,580 | 377,376 ³⁾ |
| 1907 | — | — | 352,990 |
| 1909 | 356,400 | 46,643 | 403,043 |
| 1910 | — | — | 約440,000 |

- (註) 1) シャルロッテンブルクの離脱(1877.1.1.)。25,847人減。
 2) RixdorfとSchönebergの離脱(1899.4.1.)。186,420人減。これを加算すれば約430,000人になるが、都市の住民数約165,000を引けば概算で265,000になる。
 3) Landgemeinde Deutschwilmersdorf(1907.4.1.に離脱)の住民数を除けば313,808人。

(出典) R. Jaeckel, Geschichte, S. 8, より作成。

denburg) のようなドイツの中規模領邦に比して、その住民数ははるかに多かつたと言われている点⁽¹²⁾も、注目に値しよう。また、同郡の人口構成を一九〇九年について見ると、農村と都市の比率は約八対一で、農村居住民が断然多いことが知られる。このかぎりでは、テルトウは、二〇世紀初頭期にあつてもなお依然として、農村的色彩の濃い郡だつたと言わなければならぬ。

エッシャー(Felix Escher)は、およそこうした特徴を持つテルトウ郡に存した数多くの「都市近郊農村」(Vorortgemeinde)⁽¹³⁾に着目して、そこでの「ゲマインデの魅力」を力説するのであるが、⁽¹⁴⁾本章のさしあたっての関心は、むしろ、次の点に向けられている。すなわち、「首都の放射」⁽¹⁵⁾あるいは「大ベルリンの集塊傾向」⁽¹⁶⁾の甚大な影響を直接被らざるをえなかつた、いわゆる「都市農村連続体」⁽¹⁷⁾(Stadt-Land-Kontinuum)の一典型たるテルトウ郡の都市化⁽¹⁸⁾をめぐる諸局面に即して、プロイセン史における農村社会の近現代変容の実像

に一定程度迫りつつ、併せて、「都市史と農村史のあいだ」とも言うべき研究テーマの設定をも同時に展望すること、これである。

以下においては、次の考察の順序で、ポツダム・アルヒーフを中心として行った実証作業の成果の一端を、ベルリン・テルトウ間関係に例証される都市・農村関係の近代的变化のダイナミズムを明らかにするに必要なかぎりで、整理して示す試論的検討を試みたい。最初に、一九世紀が進むにつれて次第に整備されて行くテルトウ郡の鉄道建設に関する概観を、とりわけ郡の南北を貫通する路線に注目して与えた上で、ベルリン地域全般にわたるペンドラーの先駆的研究たるヴィーベル (Elfriede Wiebel) の所論⁽²⁰⁾を吟味し、そこになお残された空白部分⁽²¹⁾と言ってよいミッテンヴァルデ (Mittenwalde) とケーニヒス・ヴスターハウゼン (Königs-Wusterhausen) の両市に着目した事実分析を行う⁽²²⁾

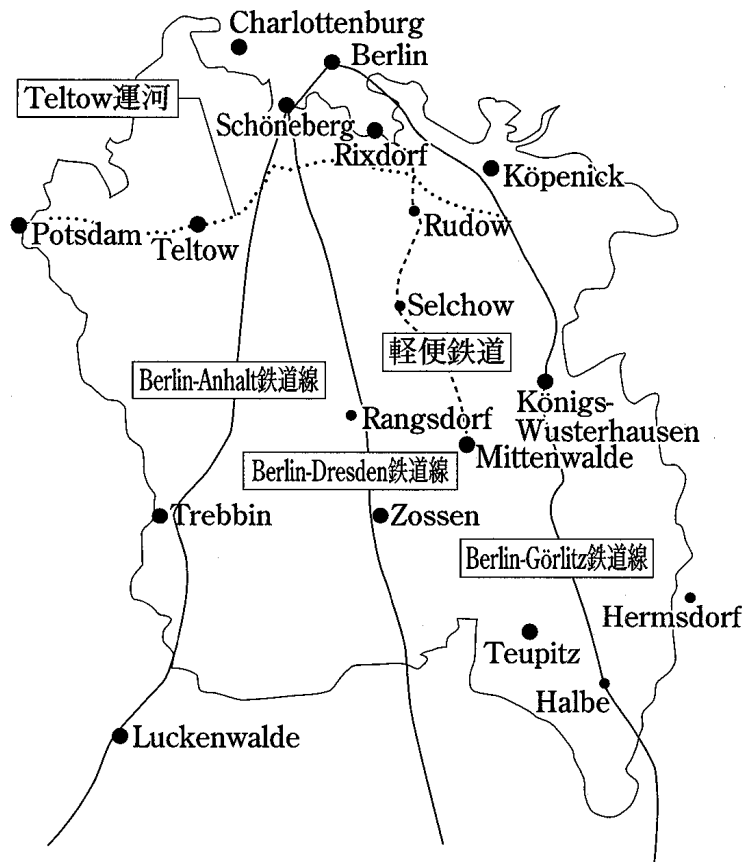
(二) 鉄道建設と農村社会。次に、前節で止目されたケーニヒス・ヴスターハウゼンが、実は一方で、約六、七〇〇ヘクタール規模の比較的広大な「世襲財産」(Fideikommiß) 所領にほかならなかつた事実⁽²³⁾に鑑みて、都市化の波がこの所領にどのように押し寄せていたかを、農業・土地問題史の基本指標に照らして実証的に追究する (三) 世襲財産所領の経済構造とその変化)。最後に、本章の実証的成果を、「土地所有」契機に着目した理論視角⁽²⁴⁾と突き合わせることによって得られるであろう小括を試論的に展開して本章の検討を終える (四) 結びにかえて)。

二 鉄道建設と農村社会

1 ベルリン・ゲルリッツ線の開設

一八八二年にプロイセン国有となる鉄道で、テルトウ郡を南北に貫通するものとしては、図4-2⁽²⁴⁾に明らかとなり、ベルリン・アンハルト線とベルリン・ドレスデン線、そしてベルリン・ゲルリッツ線の三路線がある。ここでは、

図4-2 テルトウ郡と鉄道



(出典) L. Enders, *Ortslexikon*, Übersichtskarte zum historischen Ortslexikon (付録); W. Holtz u. G. Koischwitz, *Südlich von Berlin*, の付図より作成。

本章の行論にとって必要なベルリンーゲルリッツ線に関する以下の素描のみを果たしておきたい。さて、ベルリンを、ザクセンのゲルリッツ経由でシュレージエンのグラーツ(Glatz)にまで直結し、それをさらに、プラハーウイーン線と接続させる一八五八年の鉄道建設案は、ゲルリッツ近辺の路線を、大規模な防衛設備で守りたいとするプロイセン軍部の過大な要求に突き当たることによって、その資金ぐりが頓挫する。だが、一八六三年になると、イギリス人出資者が現れ、ようやくベルリンーゲルリッツ鉄道会社の設立にこぎつける。やがて、一八六六年のプロイセン・オーストリア戦争の勃発に伴い、軍部は、ラウジッツ(Lausitz)地方の一大中心地たるコトブス(Cottbus)までの路線の可及的すみやかな敷設のために、資金供与を申し出るが、それは、ひとえに、ベーメン方面への大規模な軍事展開の必要に迫られたからにほ

かならない。このようにして、一八六七年二月三十一日のベルリン―ゲルリッツ間の全線開通に先立って、一八六六年九月一三日には、ベルリン―コトブス線の完成を見る。そして、一八七四年までに、ベルリン―グリューナウ(Grünau)間の複線が完了したのちに、一八八二年には、すべての路線が国有化されたのである。⁽²⁵⁾

本章の問題関心は、この鉄道路線の開通がテルトウ郡の農村社会に及ぼした影響の跡を辿る一点に絞られるのだが、ここではさしあたり、行論上必要な以下の二論点のみを指摘しておきたい。第一に、ベルリン―コトブス線の竣工は、ケーニヒス・ヴスターハウゼンを「ベルリンの一近郊」⁽²⁶⁾に変えた点で、当地の「地方史における重要なひと区切り」⁽²⁷⁾を成すものであった。一八九〇年とその二〇年前を比較するならば、従前には約三時間かかっていたベルリンへの所要時間が、わずか八〇分ほどに短縮された事実⁽²⁸⁾は、人里離れた一農村の「うたたね生活からの覚醒」⁽²⁹⁾とも言うべきこの間の事情を象徴的に物語る。第二に、一八八三年営業年度の一年間に、ケーニヒス・ヴスターハウゼン駅で発売された乗車券の枚数は、全部で四五、五五六枚に達した。この大々的な利用が、「ペンドラーとウィークエンド・ハイカーとの往来」⁽³⁰⁾に帰せられうるとレプス(Marko Lepš)とともに見てよいことに、異論の余地はないと思われるが、しかし、当該の問題について、実証的によりいっそう立ち入った考察を加える必要がなお残る、と言わなければならぬであろう。

2 ヴィーベルのペンドラー論

E・ヴィーベルは、ベルリン圏ペンドラーを、二種類に分けて考察する⁽³¹⁾。その第一は、農業的刻印を帯びた農村地域から首都ベルリンあるいは周辺諸都市へと向かうペンドラーの一方的な移動である。この場合、農村はペンドラーをひたすら供出するばかりであり、都市はその専一的な受け手に回る。第二の類型は、経済的・工業的特徴の点で相互に似たものどうしと言える二地域間でのペンドラーのやりとりである。したがって、ここでは、ベルリンと周辺諸

表 4 - 2 ベルリン圏ペンドラーの数量把握

| | Potsdam | Oranienburg | Bernau | Teltow | Strausberg | Werder | Altlandsberg |
|--------|---------|-------------|--------|--------|------------|--------|--------------|
| ベルリンへ | 4,285 | 713 | 1,497 | 1,717 | 129 | 191 | 520 |
| ベルリンから | 692 | 1,851 | 102 | 666 | 20 | 15 | 0 |

(出典) E. Wiebel, *Städte*, S. 15, Tabelle 1, より作成。

都市間のペンドラーの双方向的な移動が問題となる。だが、二種類のベルリン圏ペンドラーの実態に関する客観的根拠を持つ統計把握は、ヴィーベルによれば、いままでのところ、一つの「夢物語」⁽³²⁾でしかなかった。彼は、こうした試みを初めて実現するために、一九三六年の一法律に注目する。それは、およそ次のような内容の負担調整税 (Gewerbaausgleichsteuer) に関するものだった。

さて、住居ゲマインデは、労働者の在住により、社会的負担の出費増を課されざるをえない。それゆえ、当該ゲマインデは、経営ゲマインデからの補助金獲得の請求権を主張しうる。住居ゲマインデは、そこに居住地を持ちながら、他の仕事場に通勤する従業員を一〇人以上雇用する経営ゲマインデに対しては、負担調整補助金 (Ausgleichszuschuß) を要求してよい。これに注目することによって、住居ゲマインデから経営ゲマインデへの通勤者の流れを数量的に把握することが可能になる、と。⁽³³⁾表 4 - 2 は、こうして作成されたヴィーベルの原表を整理したものである。一例にすぎぬが、テルトウからは、合計一、七一七人がベルリンへと出勤し、また、ベルリンからの逆方向のペンドラー数は六六六人だったことが知られよう。一九三〇 - 四〇年代のベルリン地域におけるペンドラー労働者層の存在は、否定するべくもない事実である。

ここで、当然、時空両面にわたる以下の二点が問題となろう。すなわち、先に瞥見したとおり、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての時期は、ベルリンの近郊交通網が飛躍的に整備されて行く時期であった。では、この世紀転換期に、ペンドラー移動は、あったのか、なかったのか。われわれは、ペンドラー通勤を、「ベルリンにとつては、ごく最近になって出現している一現象」⁽³⁴⁾と断じたヴィーベルの一九五四年時点での認識を、そのまま受け入れるべきか否か。これが第一。

次に、第二の空間の問題について、テルトウ郡に着目するかぎりでは、図4-2が示すとおり、当郡には、テルトウ市以外に、なお六つの都市が点在する。では、これら六つの周辺都市とベルリンとの関係は、はたしてどのようなものであったのか。ベルリンとテルトウ市との関係に見られたようなペンドラー移動は、そこには、全くなかったであろうか。以下では、さしあたり、ミッテンヴァルデに注目することによって、当面の問題に迫ってみたい。

3 ベルリンーミッテンヴァルデ間の軽便鉄道⁽³⁵⁾

図4-2記載のベルリンのリックスドルフとミッテンヴァルデを結ぶ路線は、表4-3から知られるとおり、ブリッツ・ブーコ・ロード・シェーネフェルト・ゼルヒョ・グロース・キーニッツ・ブルーゼンドルフそしてラーゴの計八つの途中停車駅を持つ軽便鉄道である。⁽³⁶⁾ 一九〇〇年九月二八日に運転を開始した当該鉄道(単線)の総運行距離は、二七キロメートル、そして、その総工費は、土地取得用経費の一七万マルクを含めると、二〇〇万マルクに達した。

これは、建設と経営を *Vering u. Wächter* 社が受け持った民営鉄道であった。鉄道敷設それ自体のためには一八三万マルクを要したのだが、そのうちの八三万マルクは、この鉄道を担保としたプロイセン抵当証券銀行の公債によってまかなわれ、残額の一〇〇万マルクについては、優先株が発行されることになった。その内訳を示した表4-4から、研究史が指摘するとおり、軽便鉄道を敷設する際のクライスの関与は相当大きかったことが知られる。だが、本表から読み取られねばならぬことは、むしろ、七つの関係ゲマインデが総額二三万五〇〇〇マルクを、騎士領所有者等のユンカー三人が一九万マルクを、そして、王宮 (*Hofkammer*) によって代表される王家が五万マルクを、それぞれ引き受けた点ではないだろうか。当該の鉄道建設が、「郡行政にかなり依存⁽³⁷⁾」するプロジェクトだったことは事実としても、その他の関係当事者の役割もまた、決して無視されえなかったものであって、それゆえ、これは、「王家・クライス・ゲマインデ・ユンカーそして民間企業」が足なみをそろえて建設した、言わばそれらの合作とでも言うべき

表 4 - 3 ベルリンーミッテンヴァルデ間軽便鉄道

| | 名称 | 駅 | Rixdorf からの 距離 km | もより 駅から の距離 km | 住民数 | 鉄道利 用者の 割合% | 鉄道利 用者概 数 |
|----|---------------|-------------|----------------------------|-------------------------|--------|-------------------|-----------------|
| 1 | Britz | Britz | 3.8 | 0 | 7,000 | 20 | 1,400 |
| 2 | Buckow | Buckow | 6.1 | 1.0 | 1,100 | 90 | 990 |
| 3 | Rudow | Rudow | 9.4 | 0.5 | 1,300 | 100 | 1,300 |
| 4 | Gr. Ziethen | Rudow | 9.4 | 3.4 | 870 | 30 | 260 |
| 5 | Shönefeld | Shönefeld | 12.8 | 0.5 | 630 | 100 | 630 |
| 6 | Wassmannsdorf | Shönefeld | 12.8 | 2.3 | 510 | 90 | 460 |
| 7 | Diepensee | Shönefeld | 12.8 | 2.7 | 120 | 80 | 100 |
| 8 | Selchow | Selchow | 16.7 | 0.9 | 500 | 100 | 500 |
| 9 | Rotzis | Selchow | 16.7 | 2.0 | 270 | 100 | 270 |
| 10 | Gr. Kienitz | Gr. Kienitz | 19.3 | 1.6 | 170 | 90 | 150 |
| 11 | Brusendorf | Brusendorf | 21.7 | 1.0 | 290 | 100 | 290 |
| 12 | Kl. Kienitz | Brusendorf | 21.7 | 1.0 | 160 | 100 | 160 |
| 13 | Ragow | Ragow | 25.8 | 0.5 | 550 | 100 | 550 |
| 14 | Mittenwalde | Mittenwalde | 26.8 | 1.0 | 3,000 | 50 | 1,500 |
| 計 | | | | | 16,470 | | 8,560 |

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen (以下 H. K. W. と略記), Nr. 127, Bl. 59, より作成。

表 4 - 4 100万マルクの内訳

| | |
|---|-------------|
| i) Teltow 郡 | 200,000 |
| ゲマインデ Britz | 40,000 |
| Herr Rittergutsbesitzer Dr. Wrede-Britz | 100,000 |
| ゲマインデ Buckow | 50,000 |
| ゲマインデ Rudow | 60,000 |
| Herr von Benda-Rudow | 10,000 |
| ゲマインデ Schönefeld | 40,000 |
| Herr Rittmeister Wrede-Diepensee | 60,000 |
| ゲマインデ Selchow | 20,000 |
| Herr Leutnant Neuhaus-Selchow | 30,000 |
| ゲマインデ Gr. Kienitz | 20,000 |
| ゲマインデ Brusendorf | 5,000 |
| | 635,000 マルク |
| ii) Firma | 300,000 |
| iii) Hofkammer | 50,000 |
| 計 | 985,000 |

(註) ロツィス (Rotzis) が株式の引き受けを拒否したので、合計額は 100万マルクに満たない。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 127, Bl. 57, より作成。

表4-5 ベルリン圏ペンドラーの先駆的形態

| | | | | | |
|-------------------------|---------------|--------|---------|----------|--------|
| 1 | Britz | 1,400人 | | | |
| 2 | Buckow | 990 | | | |
| 3 | Rudow | 1,300 | | | |
| 4 | Gr. Ziethen | 260 | | | |
| 労働者 $\frac{1}{2}$ 9回 | | 3,950 | 35,550回 | 17,775回 | 59.25人 |
| 5 | Schönefeld | 630 | | | |
| 6 | Wassmannsdorf | 460 | | | |
| 7 | Diepensee | 100 | | | |
| 8 | Selchow | 500 | | | |
| 9 | Rotzis | 270 | | | |
| 労働者 $\frac{1}{3}$ 7回 | | 1,960 | 13,720回 | 4,573.3回 | 15.24人 |
| 10 | Gr. Kienitz | 150 | | | |
| 11 | Brusendorf | 290 | | | |
| 12 | Kl. Kienitz | 160 | | | |
| 13 | Ragow | 550 | | | |
| 14 | Mittenwalde | 1,500 | | | |
| 労働者 $\frac{1}{4}$ 5回 | | 2,650 | 13,250回 | 3,312.5回 | 11.04人 |
| | | | | | 85.53人 |

(出典) 表4-3を加工して作成。

ものだった。

さて、われわれの問題は、鉄道建設当事者が概数として見積もる八、五六〇人ほどの利用者のなかに、ペンドラーが潜むのではあるまいかという点である。表4-5は、註記に示した計算方法でそうしたペンドラー数を算出したものであるが、それは、五〇人から八〇人ほどのペンドラー通勤が可能となったことを物語っている。⁽³⁸⁾ わたくしは、本表を、M・レプスの先の推論を実証的に裏づける一つの基礎データとして使用してよいと考える。ベルリン圏ペンドラーの先駆的形態と言うべき通勤者は、よし少数だったにせよ、二〇世紀初頭期にはすでに、当該の軽便鉄道によって創出されていたのである。⁽³⁹⁾

4 ケーニヒス・ヴスターハウゼン駅の代替 道路とその保全問題⁽⁴⁰⁾

図4-3は、すでに見た図4-2のベルリン-ゲルリッツ線上に位置するケーニヒス・ヴス

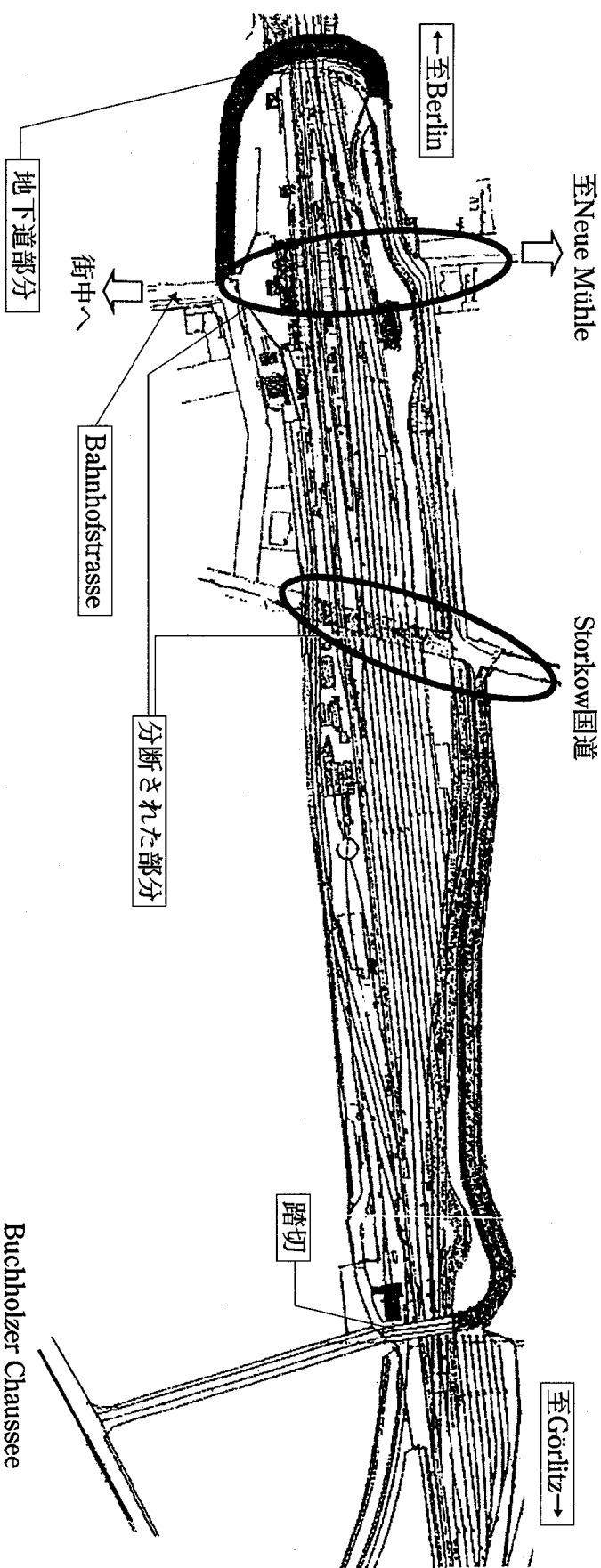


図 4 - 3 ケーニヒス・グスターハーゲン駅とその周辺道路

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 828, の Königliche Eisenbahndirektion Berlin, Strecke: Berlin-Königswusterhausen, o. Bl. より作成。

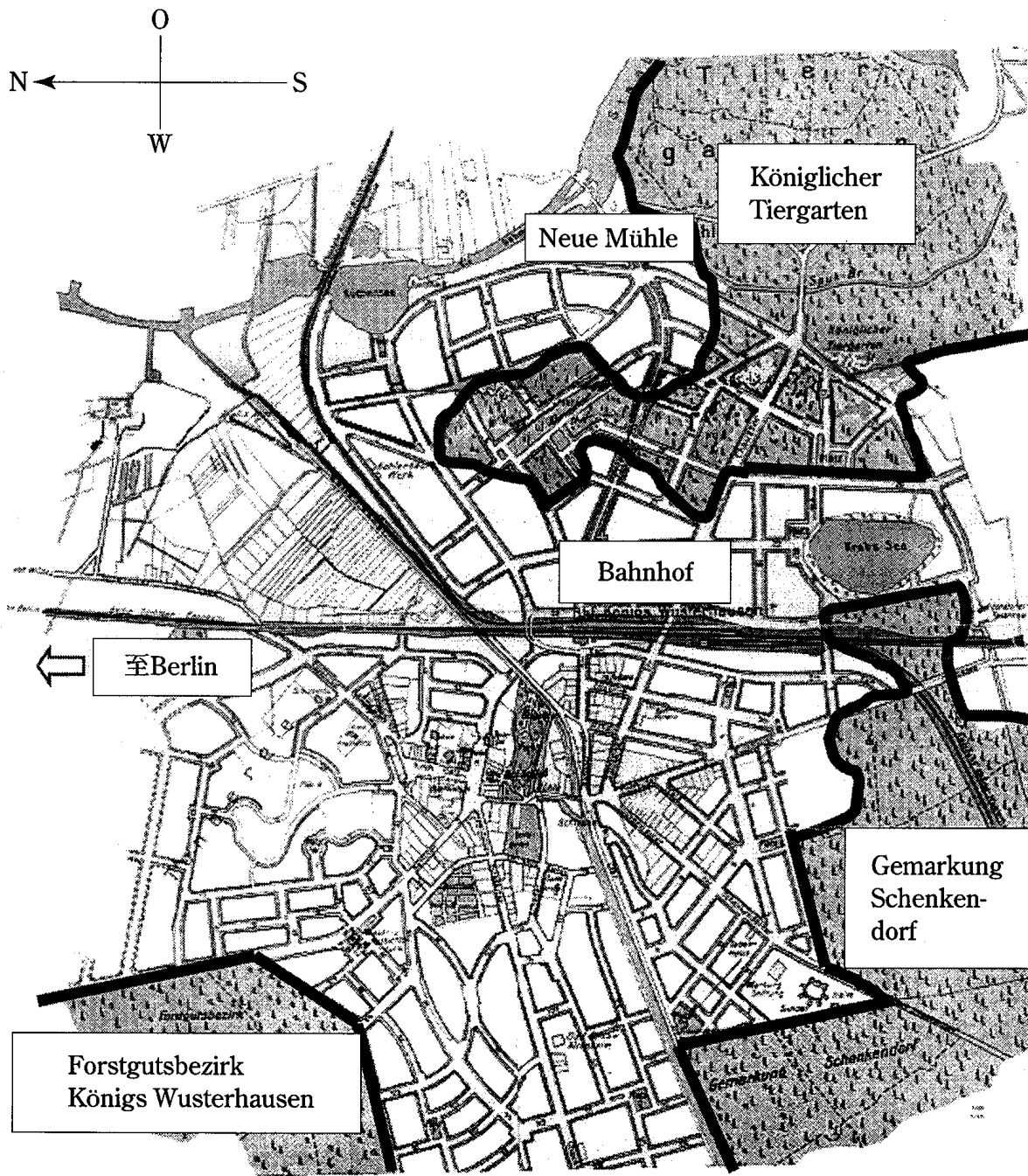
ターハウゼン駅とその周辺道路を图示したものであり、また、図4-4はケーニヒス・ヴスターハウゼン市街全体の鳥瞰図である。図4-4については、のちにあらためて検討するが、ここでは、駅の立地とともに、ベルリン・ゲルリッツ線が、同市を南北に縦貫する路線だったことを確認しておきたい。

さて、ベルリン・ゲルリッツ鉄道路線の敷設の際、ケーニヒス・ヴスターハウゼン駅の敷地内にある道路は、三箇所にわたる分断を余儀なくされた。それは、図4-3が示すとおり、第一に、駅東方のノイエ・ミュレ(図4-4参照)とケーニヒス・ヴスターハウゼン市街を結ぶ道路、第二に、ゼンツイヒ(Senzig)郡道と改称されたシュトルコ国道、そして、第三が、ブーフホルツ舗装道に向かう家畜道(Trittweg)を含む部分であった。第二と第三のものは、昔からの公道である。第一の道路は、一八六四年一月一九日付の当初の建設計画では、野良道(Feldweg)として特徴づけられていた。それは、ケーニヒス・ヴスターハウゼンに教区編入されたノイエ・ミュレとツェルンスドルフ(Zensdorf)両村落の住民にとっての教会道(Kirchweg od. Priesterweg)と通学道だったかぎりでのみ、公的意義を担った。

本節の問題は、駅によって分断されたこれら三部分の代替道路の建設とその保全をめぐるものなのであるが、以下においては、一九一九年二月一五日の関係当事者間の協議⁽⁴¹⁾で決着を見るこの間の錯雑とした事情を、さしあたり、次のように整理しておきたい。さて、ベルリン・ゲルリッツ間鉄道会社は、鉄道により遮断された地域住民のコミュニケーションを再建するために、上記三部分の代替道路の建設を決定し、結局、駅西部のバーンホーフ・シュトラッセを起点に取るなら、北部のトンネル、東側部分の平行道(Parallelweg)、そして、南部の踏切を横切ってブーフホルツ舗装道へと至る代替道路が完成する。

その後、いったん作られた道路の保全義務をだれが負うのかという点をめぐる紛争が発生する。この問題を解決するには、先述の三部分に照らして、全道路を三つに区分して考察しなければならなかった。すなわち、第一は、バー

図4-4 ケーニヒス・ヴスターハウゼン市街の鳥瞰図



(出典) K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 114f. より作成。

ンホーフ・シュトラークからトンネルを抜けて、ノイエ・ミューレ行道路へと合流する地点までの部分、第二は、この合流点から旧シュトルコ国道へと至る道、そして、第三が、この旧国道からブーフホルツ舗装道へと続く道路であった。

鉄道会社とその法的後身たる国鉄 (Statseisenbahnverwaltung) は、建設当初は、上記の三つの道路部分のすべてを保全していたのだが、やがてときを経て、次のように主張するようになった。すなわち、道路建設義務者には、少なくとも前述の第二・三の平行道部分については、新たに建設された代替道路面積が、切り取られた公道と言うべき元の部分の面積を上回るそのかぎりでのみ、保全義務を負うにすぎないことが判明した。それは、公道の移転を規定した鉄道法第四⁽⁴²⁾条に鑑みて、正当に主張しうるところである、と。これに対して、道路保全の通常の場合の義務者たる王家世襲財産 (das königliche Hausfideikommiß) と道路警察は、次のように反論した。鉄道会社が建設した埋め合わせの代替道路は、そもそも、鉄道法第一⁽⁴³⁾四⁽⁴³⁾条に言う近隣の土地所有者が、その土地利用について、危険や不利益から守られなければならぬ施設に該当し、公的な利害関係者の施設だったわけではない。代替道路の建設は、この第一⁽⁴³⁾四⁽⁴³⁾条に基づいて、地方警察の命により、企業者に課されているのであるから、企業者はまた、その保全義務をとうてい免れることはできない。それは、鉄道建設に関わる従来の慣例から見てもまたしかりなのである、と。

当該保全問題の処理に当たったポツダム県知事代理のシュタインベック (Steinbeck) が示した仲裁案の大略は、以下のとおりである。いささか複雑なこの問題を解きほぐすためには、三つの道路部分の歴史的生成にまで立ち戻って考える必要がある。さて、シュトルコ国道が切り取られた場所でのトンネルの建設は、実は、トンネルに不向きだったその地点の地層の軟弱さゆえに断念された。トンネル建設場所をこれにかわって北方へと移動させる変更案は、一八六六年五月二三日に地方警察によって承認されている。シュトルコ国道からトンネルを経てバーンホーフ通りに至る全迂回路は、教会道と呼ばれるものである。それゆえ、以下の諸点が確認されなければならないであろう。ノイ

エ・ミューレ方面への分岐点からシュトルコ国道までの平行道は、純然たる野良道としての性格を持つ。また、北方トンネルとそれへの接続道路は、教会と学校への歩道として建設されたものである。したがって、これらの第一と第二の部分のすべてが、一つの統一体を成す点に疑念の余地はなく、たとえ、それがのちにますます公的交通のために発展して行ったとしても、該部分は元来、切り取られた公道の埋め合わせとして建設されたのではない。これらすべてについて、鉄道建設企業が保全義務を負うことは明らかである。鉄道会社の法的後身たる国鉄が、この義務を引き継いで負う点は、いかんとも動かしがたい。

これとは違って、先述の第三の部分、すなわち、シュトルコ国道からブーフホルツ道へと至る部分の状況は、全くの別物である。これは、シュトルコ国道と家畜道のための公的意義を担う補償道路にほかならない。それゆえ、この部分については、公道の移転を規定した鉄道法第四条が適用されると見てよく、企業者には、元元の面積を上回る超過分についてのみ保全義務が発生するのである。一八九一年に駅が南方に拡張され、代替道路の面積が相当増大したとは言え、それは、七、七五七平方メートルにとどまり、切り取られた公道の総面積八、二二〇平方メートルには及ばない。したがって、この部分の保全に関する鉄道企業の「慣習上の義務」⁴⁴を特定できない以上、新しい代替道路の保全責任は、あげて、通常の義務者に負わされてしかるべきなのである。

一九一九年二月一五日、当該の問題をめぐる錯雑とした利害状況の調停案を作成したシュタインベック主宰の協議が執り行われる。その出席者は、ドイツ国鉄・王家世襲財産・テルトウ郡、ならびに、ゲマインデ長とグーツ長を含むケーニヒス・ヴスターハウゼンの関係当事者をそれぞれ代表する人人であった。その結果、(a)トンネル東端から旧シュトルコ国道までの道路、(b)駅西部のバーンホーフ通りを起点とし北方トンネルにまで至る部分、さらに、(c)旧シュトルコ国道からブーフホルツ舗装道へと続く代替道路の三部分について、次のような合意が得られた。第一に、(a)の道路とそこの排水設備であるが、国鉄は、その建設費を全額負担する。だが、そのための労力提供は、ゲマイン

デが引き受ける。また、王家世襲財産も国鉄も、ともに、その所有地内にある道路用地を無償供与しなければならぬ。しかし、道路建設後の保全義務は、ゲマインデが負うものとする。このようにして、代替道路建設費の国鉄負担、国鉄ならびに世襲財産による道路用地の無償提供、そして、ゲマインデの保全義務引き受けと当該道路のゲマインデへの合併 (Eingemeindung)⁽⁴⁵⁾ について、当事者間での大筋の合意が得られた。第二に、(b)の箇所については、トンネル内の道路本体 (Wegekörper) を保全するべき国鉄の義務を前提とした上で、その詳細については、追って協議することとして未決のまま残され、また、(c)の部分に関しては、先に紹介したシュタインベックの仲裁案に異存なき旨が、了承されたのであった。

一つの小括として、われわれはここで、次のように言わなければならないであろう。すなわち、前節で見たミッテンヴァルデ軽便鉄道が、「王家世襲財産とクライスならびにゲマインデそしてユンカーや民間企業のコラボレーション」として開設されたものだたとすれば、ケーニヒス・ヴスターハウゼン駅の完成にとって不可欠だったその代替道路の建設をめぐる錯雑とした利害状況の調停についてもまた、もとよりポツダム県のイニシアティヴを必須の条件にしたとは言え、やはり、「王家世襲財産と地方ゲマインデそして国鉄当局等による一種のコラボレーション」として取りまとめられ、実行に移された点が確認されうること、これである。⁽⁴⁶⁾

三 世襲財産所領の経済構造とその変化

1 ケーニヒス・ヴスターハウゼンの土地所有

まず最初に、ケーニヒス・ヴスターハウゼン市街を鳥瞰する前掲図4-4を見られたい。南に、シエンケンドルフとの境界線⁽⁴⁷⁾を持ち、また東では、王の狩猟地に囲まれながら、その西北方面に、自己の広大な森林地の一端をのぞか

せる同市街の姿が一望されよう。ケーニヒス・ヴスターハウゼンの土地所有については、まずもって、それには三種の種類があつたことを押さえなければならぬ。そのゲマインデ面積は、約三〇〇ヘクタールである。王家世襲財産を構成したグーツと森林は、合計で六、七〇〇ヘクタールほどであるが、ゲマインデとともに当地の市街を形作るグーツベツイルクそのものは、一七七ヘクタール規模であつた。⁽⁴⁸⁾

さて、ケーニヒス・ヴスターハウゼン史に関する最新研究の一論者たるM・レプスは、一九世紀初頭から第一次世界大戦に至る工業化時代の当該地方史を分析し、当初は、「みすばらしいフレッケン」⁽⁵⁰⁾にすぎなかつたこの土地が、二〇世紀への転換期になると、「小都市的性格」⁽⁵¹⁾を併せ持つ「ベルリンの一近郊」へと成長した、と特徴づけている。ゲマインデ史の追究に主要な問題関心を注ぐ彼の研究は、プロイセン史におけるゲマインデ自治の役割を把握する上での一つの例証として、貴重な貢献をなすものと評価されてよい。だが、言うまでもなく、ケーニヒス・ヴスターハウゼン地方史の全体像を明らかにするためには、これを構成するゲマインデ部分だけでなく、もう一方の世襲財産所領の経済構造に関する分析が果たされなければならない。後続研究には、M・レプスの論述に見られるこの欠落部分を埋める一責務が課されよう。そこで、本節においては以下、農業・土地問題の分析にとつて避けて通れぬ基礎指標に即しつつ、所領の実態を把握するための検討を行うこととする。まず、所領の収入状況を見てみよう。

2 ファイデイコミスの收支状況⁽⁵²⁾

表4-6は、王宮主計局(Hofkammer-Rentei)への当該世襲財産からの納付金額の推移を、一八九六年以降の六年について見たものである。一二、〇〇〇マルクないし一三、〇〇〇マルクほどのほぼ一定の線が保たれ続けたことが知られよう。また、一八九八年度の内訳を明らかにした表4-7を見ると、以下の事実が分かる。すなわち、世襲財産はこの年度に一六、一九九・三二マルクの収入を上げたのだが、その主要部分は、各種土地所有によるものであつ

表 4 - 6 納付金額の推移

(単位：マルク)

| 1896年 | 1897年 | 1898年 | 1899年 | 1900年 | 1901年 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 12,848.28 | 12,481.63 | 13,184.77 | 13,065.39 | 13,290.96 | 12,073.85 |

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 947, Bl. 262, 295f., 329f., 365f., 401f. u. 436f. より作成。

表 4 - 7 1898年度の収支

(単位：マルク)

| 収 入 | | 支 出 | |
|-------------|-----------|----------|----------|
| 1 各種土地所有 | 12,299.30 | 1 給料・俸給 | 2,136.26 |
| 2 漁撈・工場施設 | 3,799.62 | 2 学校・教会 | 585.00 |
| 3 土地権益(使用料) | 70.10 | 3 地租・地方税 | 172.14 |
| 4 その他 | 30.30 | 4 救貧 | 60.00 |
| | | 5 その他 | 61.15 |
| 合計 | 16,199.32 | 合計 | 3,014.55 |

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 947, Bl. 329f. より作成。

表 4 - 8 世襲財産の現金残高

(単位：マルク)

| | 収入 | 支出 | 残高 | 前払 |
|-------------|-----------|-----------|----------|----------|
| 1 アムト | 982.14 | 342.75 | 639.39 | — |
| 2 森林 | 55,301.15 | 47,398.96 | 7,902.19 | — |
| 3 健康保険 | 263.42 | 389.28 | — | 125.86 |
| 4 廃疾年金 | 204.43 | 442.32 | — | 237.89 |
| 5 アムト会計課保管物 | 0.50 | 0.50 | — | — |
| 6 森林会計課保管物 | 11,584.35 | 11,200.35 | 384.00 | — |
| 7 森林会計課前払 | 0.90 | 1,465.85 | — | 1,464.95 |
| 8 その他 | 1,332.22 | 1,412.22 | — | 80.00 |
| 9 残高と前払の小計 | — | — | 8,925.58 | 1,908.70 |
| 合計 | 69,669.11 | 62,652.23 | 7,016.88 | — |

(註) 残高合計の7,016.88は、8,925.58から1,908.70を差し引いた額。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 956, Bl. 71-73, より作成。

表 4 - 9 借地料収入見込み

(単位：マルク)

| 人数 | 見込み額 | 内金 (Angeld) | 残額 |
|------|-----------|-------------|-----------|
| 128人 | 26,182.66 | 4,872.62 | 21,310.04 |

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 956, Bl. 74-76, より作成。

た。他方、漁撈・工場施設からの収入も決して無視できる額ではない。給料・俸給等の様様な出費分合計額の三、〇一四・五五マルクを差し引くと、残額は、一三、一八四・七七マルクとなる。シャルロットエンブルクの王宮主計局に上納されたものが、これである。次に、表4-8は、世襲財産が一八九二年三月三〇日に所有していた現金の残高を明らかにしている。さて、世襲財産の経理担当事務は、グーツベツィルクを所掌する部門 (Amt) と森林とに二分して執り行われ、両部門がそれぞれ各自の会計課 (Kasse) を持ったのだが、結局、アムトの会計課に残る現金は比較的小少な額にとどまり、その圧倒的大部分が森林会計課の金庫に貯えられていたことが知られよう。

では、この世襲財産にあつては、いったいどれくらいの借地料収入が見込まれていたのか。表4-9を見よう。ここには、つごう一二八人の借地人がおり、一八九二年三月三〇日時点で、なお二万一〇〇〇マルクほどの収入を近い将来入手しうると予想されることが判明する。ただし、同表に関しては、一例のみにすぎぬが、一八九一年一〇月一日に満期を迎えた者の未払い金はまだ相当数含まれている事実が、見逃されてはならない。したがって、同表は、収入の滞りを含むものでもある。

以上の諸事実を踏まえて、総合的に判断するなら、次のようにまとめられよう。この世襲財産所領の経営からは、毎年、森林経営ならびに土地貸し出しによる約二万マルクの収入が期待される。土地貸し出しからは、次節で見るとおり、最大限六、〇〇〇マルク弱の収入が可能だが、主たる収入源は、やはり森林である。これ以外に、漁撈あるいは工場施設を通じた三、七〇〇マルク強の上がりも、軽視してよい額ではない。ケーニヒス・ヴスターハウゼン所領は、このようにして得られた一万二〇〇〇ないし一万三〇〇〇マルク程度の上納金を王宮主計局に毎年納めているが、この金額は、世襲財産の純収益部分に相当すると見なすことが可能である。

したがって、当該の世襲財産は、M・ウェーバーの言う「大世襲財産」⁽⁵³⁾には当たらない。なぜなら、総面積五千ヘクタール以上の該所領は、なるほど規模の点ではその条件にかなうとは言え、「世襲財産設定地からの純収益は、家

族世襲財産仮草案の言う年間一万マルクではなく、三万マルクの線を軽く超えなければならぬ⁽⁵⁴⁾としたウェーバーの厳しい必要条件を満たしてはいないからである。ケーニヒス・ヴスターハウゼン世襲財産は、ハルニツシュ(田Harnisch)が追究した、二万ヘクタール有余のポイツェンブルク所領⁽⁵⁵⁾のように、四〇〇ないし五〇〇ヘクタール規模の大農場を数多くそろえる「大世襲財産」の部類には属さず、二〇〇ヘクタール足らずの必ずしも大規模とは言えぬグーツベツイルクをその構成要素の一部に具有するものの、その収入源としては、広大な森林の経営に依存する度合の強い「森林世襲財産」⁽⁵⁶⁾(Forstfideikommiß)の一例と見なされなければならぬであろう。他方、たとえグーツベツイルクが比較的小さかったとは言え、その理由のみをもってして、それを無視してよいということにはなりはしない。当該「森林世襲財産」の実態に迫るためには、そこにグーツベツイルクが含まれる以上、グーツ部分の分析が当然果たされてしかるべきなのである。

3 零細地小作の集合体⁽⁵⁷⁾

一九〇五年一〇月一日以降の五年間にわたる零細地の農耕利用を示した表4-10から、労働者・農夫・肉屋親方・工場主等の雑多な小作人層の存在が看取される。だが、ここで着目されてしかるべきは、零細地ナンバー68と69であろう。鉄道機関士(既婚)が、所領の貸し出す零細地の農業利用を行っているからである。ここには、ベルリン―ゲルリッツ鉄道線の開設が該農村社会に与えた影響の一端が垣間見られるのである。

次に、表4-11は、零細牧草地の小作契約を、時代はやや下るが、一九一〇年一〇月一日から一九一九年九月三日までの九年間について列挙したものである。第一に、労働者は、32番と40番の鉄道車輛掃除夫ならびに75番の車掌を含め、合計一四の零細地を借りている。同一人物がいるので、労働者数の合計は二人になる。鉄道敷設の影響は、車掌と鉄道車輛掃除夫との借地人としての登場の点にも現れている。第二に、労働者のみならず、工場主もまた、零

表 4 - 10 零細地の農耕利用

| | | | |
|----|---------------------|----|--------------------------|
| 1 | vereh. Arbeiter | 40 | } Fuhrherr |
| 2 | Handelsmann | 41 | |
| 3 | } Landwirt | 42 | } Schlächtermeister |
| 4 | | 43 | |
| 5 | | 44 | Schlächtermeister |
| 6 | | 45 | Kutscher |
| 7 | Handelsmann | 46 | } Fuhrherr |
| 8 | } Landwirt | 47 | |
| 9 | | 48 | |
| 10 | Landwirt | 49 | Arbeiter |
| 11 | Landwirt | 50 | Schuhmacher |
| 12 | } Landwirt | 51 | Fuhrherr |
| 13 | | 52 | Schuhmacher |
| 14 | | 53 | } Fuhrherr |
| 15 | | 54 | |
| 16 | Landwirt | 55 | |
| 17 | Landwirt | 56 | vereh. Arbeiter |
| 18 | } Bäckermeister | 57 | Witwe |
| 19 | | 58 | } Schlächtermeister |
| 20 | | 59 | |
| 21 | } Landwirt | 60 | } Fabrikbesitzer |
| 22 | | 61 | |
| 23 | Fuhrherr | 62 | } Kaufmann |
| 24 | Schlächtermeister | 63 | |
| 25 | Gärtner | 64 | Schlossermeister |
| 26 | vereh. Arbeiter | 65 | Hausschlächter |
| 27 | Schlächtermeister | 66 | Eigentümer |
| 28 | Landwirt | 67 | Dachdeckermeister |
| 29 | vereh. Arbeiter | 68 | } vereh. Lokomotivführer |
| 30 | Schlächtermeister | 69 | |
| 31 | Arbeiter | 70 | } Kaufmann |
| 32 | Landwirt | 71 | |
| 33 | vereh. Arbeiter | 72 | |
| 34 | } Schlächtermeister | 73 | } Kaufmann |
| 35 | | 74 | |
| 36 | Handelsmann | 75 | vereh. Arbeiter |
| 37 | Schlächtermeister | 76 | } Kaufmann |
| 38 | Briefträger | 77 | |
| 39 | Witwe | | |

(註) 零細地番号1 - 22は、第11耕区 (Schlag) に、そして、23 - 77番は、第12耕区に属している。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, Nr. 670, o. Bl. より作成。

表 4 - 11 零細牧草地の小作契約

| | | | | | | | |
|------|-----------------------|----|-------|----|-----------------------|-----|---------------|
| I. | 1 Rentier | 27 | | | XIII. | 77 | Fährbesitzer |
| | 2 kein Gebot | 28 | | | | 78 | Oberinspektor |
| II. | 3 Schlächtermeister | 29 | | | | 79 | Landwirt |
| | 4 Gastwirt | 30 | | | | 80 | Büdner |
| | 5 } Eigentümer | 31 | IV. | 31 | kein Gebot | 81 | Büdner |
| | 6 } | 32 | | 32 | Eisenbahn-Wagenputzer | 82 | Halbbauer |
| | 7 } Schlächtermeister | 33 | | 33 | Pferdehändler | 83 | Arbeiter |
| | 8 } | 34 | | 34 | kein Gebot | 84 | Arbeiter |
| | 9 } | 35 | | 35 | kein Gebot | 85 | Arbeiter |
| | 10 } Inspektor | 36 | | 36 | kein Gebot | 86 | Zimmermann |
| | 11 } | 37 | | 37 | kein Gebot | 87 | Barbier |
| | 12 Schlächtermeister | 38 | | 38 | kein Gebot | 88 | Schlosser |
| | 13 Gastwirt | 39 | | 39 | kein Gebot | 89 | Schiffbauer |
| | 14 Schlächtermeister | 40 | | 40 | Eisenbahn-Wagenputzer | 90 | Arbeiter |
| III. | 15 Schlächtermeister | 41 | VIII. | 41 | Schlächtermeister | 91 | Oberinspektor |
| | 16 | 42 | | 42 | Fuhrherr | 92 | Schiffer |
| | 17 | 43 | | 43 | Büdner | 93 | Büdner |
| | 18 | 44 | | 44 | Büdner | 94 | Halbbauer |
| | 19 | 45 | | 45 | Zimmermann | 95 | Oberinspektor |
| | 20 | 46 | | 46 | vereh. Arbeiter | 96 | Arbeiter |
| | 21 | 47 | | 47 | vereh. Arbeiter | 97 | Arbeiter |
| | 22 | 48 | | 48 | kein Gebot | 98 | Oberinspektor |
| | 23 | 49 | | 49 | kein Gebot | 99 | Arbeiter |
| | 24 | 50 | | 50 | kein Gebot | 100 | Oberinspektor |
| | 25 | 51 | | 51 | kein Gebot | 101 | Arbeiter |
| | 26 | 52 | | 52 | kein Gebot | 102 | Gastwirt |
| | | 53 | | 53 | Fuhrherr | | |

(註) 第3耕区に属する15 - 30番の小作地の新規契約は延期されている。
 (出典) 表 4 - 10と同じ。

細地小作を手がけている。54・55番の葉巻製造工場主がそれである。第三に、借地番号77・89・92番の小作人が行う生業は、先述の車輛掃除夫同様、農業ではない。当該の世襲財産所領は、工場主と労働者が、そして農業と非農業の両面にわたる各種生業者が雑多に入り乱れて展開する零細地小作の一個の集合体としての一側面を併せ持つものだった、と言いえよう。

また、上記の労働者一二人のなかに、前に問題にしたあのペンドラーがいた可能性なきにしもあらずとは言え、同表中の多くの者は、やはり農業労働であったと見るのが妥当であろう。しかし、同時に他方では、機関士や車輛掃除夫として鉄道労働にいそしむ者が、いまだにごく少数だったものの、そこにたしかに含まれていた点が看過されてはならない。大土地所有が貸し出す零細地の小作と農業労働者との結びつき、そして、それによる借地労働者の在地的確保というウェーバーの止目した関係が、鉄道勤務のような非農業労働についても見られたことが分かるのである。では、当該所領の計一三の耕区に存在した零細地数は、全部でどれほどであったのか。また、その総面積は、なんヘクタールぐらいだったのか。この点を算出した表4・12、表4・13を見よう。表4・12は、当該所領の零細地総数が三五六の多数に上ったことを示している。そして、およそ一六七ヘクタール規模に達したこれらの零細地の総体から、一九一〇年一〇月時点で見込まれうる小作料予定金額は六、〇〇〇マルク弱（一、四一五・八プラス四、五三〇・二）だったことが知られる（表4・13参照）。一六七ヘクタールという面積規模は、グーツベツイルクの大きさとして示した先述の一七七ヘクタールにおおむね一致する。したがって、グート・ケーニヒス・ヴスターハウゼンとは、単独の大農場を成して存在したのではなく、総数三五〇強もの零細貸し出し地に細分されていた、言わば「零細地小作の大集合体」にほかならなかつたことが見て取れるのである。図4・4からは、雑多な零細地から構成された所領の姿の一面が、視覚的に髣髴と伝わってくるようにも思われるが、ここではさらに、ゲマインデと王家世襲財産が、比較的大きなまとまりを成す別別の二区画として並存したのではなく、あまたの小土地所有の渾然一体とした状況下に散

表4-12 所領の零細地総数

| | (a) 耕地 1905～ 1910 | (b) 牧草地 1901～ 1910 | (c) 耕地 1901～ 1910 | (d) 牧草地 1910～ 1919 | (e) 耕地 1910～ 1919 | 零細地数 |
|------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|---------------|
| I | — | 2 | 29 | 2 | 29 | 31 b+c d+e |
| II | — | 12 | 26 | 12 | 26 | 38 b+c d+e |
| III | — | 16 | — | 16 | — | 16 牧草地のみ |
| IV | — | 10 | 36 | 10 ²⁾ | 36 | 46 b+c d+e |
| V | — | — | 5 | — | 5 | 5 耕地のみ |
| VI | — | — | 5 | — | 5 | 5 耕地のみ |
| VII | — | — | 9 | — | 9 | 9 耕地のみ |
| VIII | — | 29 | — | 27 | — | 29 牧草地のみ |
| IX | — | 7 | 16 | 6 | 13 | 23 b+c |
| X | — | 3 | 8 | 3 | 7 | 11 b+c |
| XI | 22 | — | 30 | — | 52 | 52 耕地のみ |
| XII | 55 ¹⁾ | — | 10 | — | 65 | 65 耕地のみ |
| XIII | — | 26 | — | 26 | — | 26 牧草地のみ |
| | 77 | 105 | 174 | 102 | 247 | 356 |

(註) 零細地総数は356であったと判断される。なお、1)には Lokomotivführer が含まれ、2)の所には Eisenbahn-Wagenputzer がいる。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, Nr. 670, o. Bl. の各種 Zusammenstellung を集成して作成。

表4-13 零細地と小作料予定額

| | (a) 耕地 | (b) 牧草地 | (c) 耕地 | (d) 牧草地 | (e) 耕地 |
|--------------|-----------|------------|-----------|----------------|----------------|
| 零細地数 | 77 | 105 | 174 | 102 | 247 |
| 付け値の数 | 77 | 87 | 153 | 64 | 247 |
| 付け値なし | — | 18 | 21 | 38 | — |
| 最高付け値の合計額 | 908.7 | 1,881.5 | 2,118.5 | 1,415.8 | 4,530.2 |
| 付け値一つ当たりの平均額 | 11.8 | 21.63 | 13.85 | 22.12 | 18.34 |

(註) 付け値の合計額・平均額の単位はマルク。(d)と(e)との合計額を合算すれば、1910年10月時点での小作料予定総額が分かる。また、牧草地(d)の総面積は22.4ヘクタール、耕地(e)のそれは144.6ヘクタールであるから、小作地全体の面積は約167ヘクタールとなる。

(出典) 表4-12と同じ。

在し、それは、駅周辺においてもまた同様だった事実を、併せて指摘しておきたい。

4 小作人の階層変化⁽⁶⁰⁾

次に、一九世紀初頭まではケーニヒス・ヴスターハウゼン所領に属したが、その後ミッテンヴァルデ市に編入されることとなる小村フォーゲルザング (Vogelsang)⁽⁶¹⁾ の牧草地の貸し出しに関する史実に即して、小作人の階層変化を追跡し、そこに示されるかぎりでの鉄道敷設後の農村社会の変容を明らかにしておきたい。それは、表4-14のiv)とv)を対比させることで把握されるであろう。なぜなら、ベルリンーミッテンヴァルデ間軽便鉄道の運転は、先に見たとおり、一九〇〇年九月二八日に始まったのであるから、そこには、鉄道開設前後の状況の跡が刻まれているに相違ないからである。第一に、製パン所親方・桶屋親方・綱造り親方等の各種の手工業者が、同村に相当多数存在していた点は、前後期を通じてあまり変わらない。だが、市民農夫 (Ackerbürger)⁽⁶²⁾ については、様相は一変する。すなわち、一九〇〇年に八人いた当該農民は、一九一二年以降の時期に入るとたった一人に激減するのである。第二に、一九世紀末期までなお残存したビュードナー (Büdner) が、二〇世紀初頭には消失し、まるでこれに取ってかわるかのように労働者が登場し、第五期の三人へと増加する。

第三に、軽便鉄道開通後の第五期が示す独自性には、ひときわ著しいものがある。肉屋 (Schlächter) と労働組頭 (Vorarbeiter) との新登場が、注目に値しよう。肉屋がいることは、ひとまず、この土地における畜産の進展の一所産と考えられるであろう。また、労働組頭の存在については、こうである。もし彼が、農業労働の組頭だったとすれば、それは、当地での労働の集团的編成とその組織化を指示する重要なメルクマールの一つと言える。だが、仮に、なんらかの工場の組頭だったとするならば、ことはよりいっそう重大である。ミッテンヴァルデ地場工業発展の一帰結という見方ももとよりありえようが、ことによると、それは、軽便鉄道によって結ばれたベルリン在工場へのペン

表 4 - 14 小作人の階層変化

| i) 1870.11.29. 協定 1871~76の6年間 | ii) 1877.1.1.~1885.12. 17.234ha | iii) 1888.1.1.~1899.12.31. Parzelle 数63 申込者多数 17.1938ha | iv) 1900.1.1.~1911.12.31. Parzelle 数63 17.71ha | v) 1912.1.1.~1920.12.31. Parzelle 数27 Pächter 数21 18.3480ha |
|----------------------------------|------------------------------------|---|--|---|
| 1 Schmiedemeister | 1 Schmiedemeister | 1 Fuhrmann | 1 Ackerbürger | 1 Schlächter |
| 2 Bäckermeister | 2 Bäckermeister | 2 Gastwirt | 2 Fellhändler | 2 Fellhändler |
| 3 " | 3 Ackerbürger | 3 — | 3 Bäckermeister | 3 Schlächter |
| 4 " | 4 Fuhrherr | 4 Fuhrmann | 4 Bauunternehmer | 4 Arbeiter |
| 5 " | 5 Ackerbürger | 5 Gastwirt | 5 Böttchermeister | 5 Böttchermeister |
| 6 Mühlenmeister | 6 Mühlenmeister | 6 — | 6 Ackerbürger | 6 Seilermeister |
| 7 Bauer | 7 Ackerbürger | 7 Ackerbürger | 7 " | 7 Vorarbeiter |
| 8 " | 8 Gastwirt | 8 " | 8 " | 8 Schuhmachermeister |
| 9 Schmiedemeister | 9 Bäckermeister | 9 Gastwirt | 9 Bierverleger | 9 Bierverleger |
| 10 Büdner | 10 Ackerbürger | 10 — | 10 Brunnenbauer | 10 Landwirt |
| 11 Maurerpolier | 11 " | 11 Ackerbürger | 11 Handelsmann | 11 Arbeiter |
| 12 Büdner | 12 Büdner | 12 Büdner | 12 Ackerbürger | 12 " |
| 13 Ackerbürger | 13 Ackerbürger | 13 Weber | 13 Arbeiter | 13 Ackerbürger |
| 14 " | 14 Bäckermeister | 14 Ackerbürger | 14 Ackerbürger | 14 Handelsmann |
| 15 " | 15 Ackerbürger | 15 " | 15 " | 15 Seilermeister |
| 16 " | 16 " | 16 " | 16 Seilermeister | 16 Bürstenmacher |
| 17 Gastwirt | 17 Schuhmachermeister | 17 — | 17 Bürstenmacher | 17 Landwirt |
| | | | 18 Bäckermeister | 18 Maurer |
| | | | 19 Tischlermeister | 19 Landwirt |
| | | | 20 Stelmacher | 20 Bäckermeister |
| | | | 21 Ackerbürger | 21 Eigentümer |

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, Nr. 659, o. Bl. より作成。

ドライバーの通勤形態であったかも知れないからである。⁽⁶³⁾ さらに言えば、あの肉屋の場合でさえ、ベルリン方面への通勤者だった可能性が全くないわけではない。

ともあれ、軽便鉄道完成後の当該農村社会の変容には、相当なものがあつたと見なされなければならないであろう。その地にいた市民農夫とビュードナーは姿を消し、これにかわって登場した労働者が増加傾向を示した。賃労働の雇用・被雇用関係の一定の形成は、明らかである。さらに、一九一二年以降に初めて出現した労働組頭と肉屋の存在そのものが、ここでの農村生活の変容を雄弁に物語る。主として各種の手工業者と市民農夫の村だったと言える、比較的斉一な当地の農村社会では、無視すべからざる重大な変化が、すでに着着と進行していたのである。

5 補説…ヘルムスドルフとハルベ⁽⁶⁴⁾

いま、このフォーゲルザング村における小作人の階層変化を、ヘルムスドルフ (Hermendorf) の状況と対比させるなら、前者での変化の様相は、ひときわ鮮やかに把握されるであろう。ただし、ヘルムスドルフは、隣接郡ベースコ―シュトルコ (Beeskow-Storkow) 郡在の一村落である (図4-2参照) が、ベルリン―ゲルリッツ線開設後の対照的経緯を押さえるには恰好の対象である。一九二二年六月一二日に行われた零細地小作に関する協議内容を示した一史料は、以前のヘルムスドルフ騎士農場に属する合計五四・三九一五ヘクタールの貸し出し地の、一九二三年一〇月一日から一九三五年九月三〇日までの一二年間にわたる借地契約を結んだ小作人の職業を明らかにしてくれる。それによれば、開拓農民 (Anbauer) 一三人、ビュードナー二一人、労働者二三人、れんが職人 (Maurer) 一〇人、車大工一人、農民一人の合計六九人が、小作を申し出ている。なお、付け値なしの五、そして、不明三を加えれば、貸し出し地総数は七七となり、また、全貸し出し地からの小作料収入予定額は、割り増し額の四・九六マルクを含めて一六一・八六マルクであった。

このように、同村には、開拓農民・農民・ビュードナー・労働者・れんが職人・車大工の計六種類の小作人が登場するだけで、ミッテンヴァルデ南方のフォーゲルザングでのような各種生業の多面的展開は見られない。フォーゲルザングにおいては二〇世紀初頭期にすでに消失したビュードナーと、そして、これに加えて、開拓農民が、時代は下り一九二〇年代に入っているにもかかわらず、いまなお多数残存するとともに、鉄道建設後、ケーニヒス・ヴスターハウゼンやミッテンヴァルデでの借地関係の一大特徴となった鉄道機関士・車掌や鉄道車輛掃除夫、さらに、労働組頭や肉屋の姿は、ヘルムスドルフにあつては全く見あたらないのである。また、ケーニヒス・ヴスターハウゼンにはいた工場主もそこにはいない。図4-2を見れば分かるとおり、ベルリン・ゲルリッツ鉄道線から相当遠く離れたヘルムスドルフが、永く、比較的斉一な農業社会にとどまり続けたことが知られるであろう。ここには、鉄道開設の影響が、フォーゲルザングでの多様性とは対極的な、農村社会の人的構成の斉一性という形で、かえって逆に鮮やかに示されているのである。

次に、都市化をめぐるゲマインデ間の消長は、教会建設の問題にも露呈している。さて、教会ゲマインデ (Kirchengemeinde) のヴェンディッシュ・ブーフホルツ (Wendisch Buchholz) は、ヴェンディッシュ・ブーフホルツ市と三つのグーツ (ヴェンディッシュ・ブーフホルツ、トイロ Teurow、クライン・ヴァッサーブルガー・フォルスト Klein Wasserburger Forst) として、四つのゲマインデ (トイロ、ケーテン Köthen、フライドルフ Freidorf、ハルベ Halbe) とによって構成されていた。これらのなかで、たまたまベルリン・ゲルリッツ線上に位置したハルベ (図4-2参照) は、他のものを寄せつけぬほど素晴らしい経済的状况に恵まれることとなった。同ゲマインデは、既存の教会ゲマインデから離れて自立する道を決意する。一九二〇年六月二八日に行われた協議には、教会問題に関する議決権を持つ構成メンバーが、ハルベから多数参加する。合計一三人の会議出席者の顔ぶれは、以下のとおりであった。

1 宗教局中級事務官 Lüttgerit べルリン

- 2 教会地方監督 Schmidt ケーニヒス・ヴスターハウゼン
- 3 牧師 Neuhaus ヴェンディッツシュ・ブーフホルツ
- 4 副牧師 Kiersten ハルベ
- 5 パン屋親方 Drabdo ハルベ
- 6 ブリキ屋親方 Bürger ハルベ
- 7 主任教師 Leppien ハルベ
- 8 菜園経営者 Krappe ハルベ
- 9 鉄道労働者 Dohrmann ハルベ
- 10 開拓農民 Gericke ハルベ
- 11 家具職人 Görtschnig ハルベ
- 12 靴屋 Lubon ハルベ
- 13 寡婦 姓名不詳 ハルベ

ハルベを代表する一〇人は、討論の結果、九対一で、既存ゲマインデからの分離、すなわち、新教会ゲマインデの独立を採択し、宗教局 (Konsistorium) が一九二六年四月七日に新ゲマインデの設立を認可して、この問題にはひとまず決着がついたのであるが、ここで重要なことは、本章の問題関心からすれば、むしろ以下の点である。すなわち、鉄道敷設をめぐる時代の波にうまく乗ることのできたゲマインデは、協議参加者を見れば分かるとおり、ミッテンヴァルデのフォーゲルザングのように、様々な職業を多様に展開し、経済的にも大いに潤う。結局、新教会ゲマインデの独立と維持をまかないうるほどの実力を兼ね備えるに至るのである。しかも、その場合、投票権を持つゲマインデ・メンバーの一員に、すでに鉄道労働者のドールマンがその名を連ねている点が看過されてはならない。都市化の

波を農村地域に運ぶ鉄道建設の影響は、小作人の階層変化に明瞭に現れたばかりではなく、新しい教会ゲマインデの誕生の際にも、大きくその影を落とすものだったのである。ヘルムスドルフとハルベとのこうした対照的な姿は、本章が追ってきた鉄道建設と農村社会変容の関係の意義を補強する恰好の事実であった、と言ってよいように思われる。

四 結びにかえて

ここで、いままでの実証的成果と、「土地所有」の契機に止目する理論的観点との突き合わせから得られる以下の概括を、一つの試論として提示することによって、本章の結びにかえておきたい。ベルリンと都市近郊農村を結ぶ鉄道路線の開設は、ベルリン圏ペンドラーの先駆的形態と言ってよい通勤労働者階層の一定の形成に寄与する歴史的役割を担うものであった。ベルリンーミッテンヴァルデ間軽便鉄道は、そうした鉄道建設の一例にほかならない。⁽⁶⁵⁾ 他方、M・ウェーバーのいわゆる「森林世襲財産」の一つと目されるケーニヒス・ヴスターハウゼン所領は、零細地小作の一大集合体としての一面をも併せ持つ世襲財産であった。貸し出し地一つ当たりの平均面積は、農耕利用の場合が〇・五八六ヘクタール、牧草地のそれは〇・二二〇ヘクタールといずれもごく狭小なものである（本章の註(59)、参照）。こうした零細地を小作したのは、農業労働者や工場主・手工業者だったばかりではなく、鉄道勤務者のような非農業労働者もまた、その借り手の重要な一部を成した。鉄道機関士・鉄道車輛掃除夫や車掌あるいは労働組頭や肉屋等の非農業労働者が、このような零細地の新手の借り手として登場し、在地の大土地所有との土地貸借関係を保持したのである。わたくしは、こうした多様な非農業にいそむ雑多な労働者階層を、ペンドラーを含むのが濃厚な「都市近郊農村労働者階層の新種」範疇として把握したいと考える。⁽⁶⁶⁾ ケーニヒス・ヴスターハウゼンや往時のミッテンヴァルデには、森林経営とともに、このような零細地貸し出しを必須の経営基盤の一つとする世襲財産形態での大

土地所有が存在したのであった。

ところで、かつて、わたくしは、二〇世紀への転換期における零細地小作の史的重要性に注目して、前著『ドイツ世襲財産と帝国主義』の一節で、次のように、すなわち、第一に、いわゆる「シュレーバー・ゲルトナー層」を包含する〇・五ヘクタール未満の農業経営階層における工業労働と農業的零細地小作との相互依存「補完的な相互規定関係」の成立は、明らかだったこと、また、⁽⁶⁷⁾「資本主義的生産様式の永続的基礎にほかならぬ土地所有の契機が、プロイセン・ドイツにおいては、零細地小作という独特の形態で、帝国主義転化のための構造的基底としての歴史的意義を担ったこと」⁽⁶⁸⁾、そして、第二に、M・ウェーバーの『世襲財産論』とは、この零細地小作の歴史的役割と「大世襲財産」の「肯定的な経済的意義」⁽⁶⁹⁾との積極的関連に関する以下のような論及、すなわち、「ひとり大世襲財産のみが、小作「労働契約の締結により、在地でしかも自由な労働者階層の維持を助長しうる。そして、零細地小作だけが、労働者の在地と彼の自由とを調和のもとに置くことができる」⁽⁷⁰⁾との評価を含む論考であったことを指摘した。

したがって、あくまでも一試論の域を出ぬものとは言え、本章全体の分析結果をこの理論視角から総括して提示すれば、およそ、こうである。すなわち、前著の検討によって、シュレーバー・ゲルトナー階層と零細地小作の密接な関係が確認されたとするならば、本章の分析では、鉄道建設に伴う都市化の進展により生み出された「新型・都市近郊農村労働者階層」と、この零細地小作との不可分の結びつきが別決されたこと、これである。ベルリン近郊農村の大土地所有「世襲財産は、このたびは、都市化の波に洗われた結果、自己の零細地の貸し出しを、ペンドラの種⁽⁷¹⁾の非農業労働者にも提供するとともに、また逆に、そうした貸し出しを通じて、ベルリン地域の都市化の進展を、近郊農村において一定程度支えかつ担うという、首都圏都市化との相即不離の関係を示した。零細地小作は、「ドイツ帝国主義転化の農村的基礎の一契機」⁽⁷²⁾だったのだが、それはまた、都市近郊農村の大土地所有「世襲財産によって豊富に提供されたそのかぎりでは、同時に他方において、「零細地の輪」⁽⁷²⁾に包まれた「首都ベルリン地域の都市化の

深化を支える農村的基礎の一契機」でもあったのである。この場合、農村と都市の媒介環が鉄道だったことは、言うまでもない。

「都市と農村のあいだ」と言うべきベルリン圏テルトウ郡とは、まさに、「都市農村連続体」と呼びならわされるにふさわしい「都市近郊農村」地域の一つにほかならなかった。この「都市農村連続体」の近現代のダイナミックな展開史を色づけた不可欠の構成要素の一環が、土地所有の契機であった。これを本章の結語としたい。

(1) ボーム (Eberhard Bohm) によれば、テルトウは、バルニムとともに、「ミッテルマルク (Mittelmark) の最も興味深い地域」を成す。と言うのは、こうである。テルトウとバルニム以外の諸地域、すなわち、一方におけるルピーン (Ruppin) とレブス (Lebus) が、一スラブ部族の定住地を起源として発展した地域だったとすれば、他方、プリーグニッツ (Prignitz)・ハーフラント (Havelland) そしてツァウヒェ (Zauche) は、複数のラント (Land) から成る「テラ」(terrae) を基礎とする地域形成史を辿った。ランデスヘルの「フォークト」(Vogt) 管轄地 (Vogtei) だった一四世紀のテラは、地域空間としては、一五―一六世紀のラントに照応するのである。

だが、テルトウならびにバルニムの地域形成 (Landesgliederung) は、そうした両様の成立史によって説明されうるほど単純ではなく、はるかに複雑な歴史的背景のもとに形作られたものだった。ケーペニク (Köpenick) に止目して、一例を示そう。一二世紀中葉期のケーペニクは、明らかに、スラブ人侯国の支配下に置かれていた。Jaxa 侯 (Furst) の足跡が印されているからである。こうした点に即するかぎり、一二―一三世紀に至るまで政治的に自立していたスラブ人、すなわち、いわゆる「シュプレー・スラブ族」(Sprewanen) の定住地と社会制度とを視野に収めることなく、東エルベの地域構成の成り立ちを考えることはできないとするボームの主張は、テルトウにも妥当すると言ってよい。そして、次に登場するのが、ザクセンのヴェティーン家 (Wetiner) である。ケーペニクは、少なくとも一二〇九年から一二三八年ないし一二三九年までのあいだ、ヴェティーン家の手中にあった。続く一二四五年、同地は、ミッテンヴァルデ (Mittenwalde) とともに、ヴェティーン家からアスカーニエン家 (Askanier) へと、その支配者をかえる。アスカーニ

エン家の東方植民 (Kolonisation des Ostens) が始まったのである。

- テルトウ定住貴族の先祖は、このアスカーニエン家の従者として、一三世紀の東方植民期に当地に進入した騎士層であった。彼らは、オットー二世（一二二〇―一二六七年）のような主君のもとで、一致団結した働きを見せた。当初、彼らは、不安定な移住生活を送ったが、一四―一五世紀には、定住化傾向をいよいよ強めて行く。だが、フェーデ (Fehde) と争い (Handel) を繰り返すことをやめはしなかった。ときは移り一四二二年、ホーエンツォレルン家 (Hohenzollern) が、騎士層と都市住民との反目の折り合いをつけることに初めて成功した。舞台は回り、ホーエンツォレルン家の時代が到来する。このように、テルトウの地域形成史を跡づけるためには、少なくとも、Sprewanen・Wetiner・Askahier・Hohenzollern という四つの歴史的登場人物が織り成す錯雑とした相克とその変遷を丹念に解き明かす必要があるのである。それゆえ、テルトウ地域の一九世紀以前史それ自体が、きわめて興味深い一研究テーマたりうると言っている。今後の一課題としたい。Vgl. Eberhard Bohm, *Teltau und Barnim. Untersuchungen zur Verfassungsgeschichte und Landesgliederung brandenburgischer Landschaften im Mittelalter*, Köln 1978, S. 5, 12, 14, 18f. u. 22f.; Willy Spatz, *Der Teltau, 2. Teil, Bilder aus der Vergangenheit des Kreises Teltau: Vom Ende des Dreißigjährigen Krieges bis zum Jahre 1920*, Berlin 1920, S. 11.
- (2) Vgl. Claudia Wilke, *Die Landräte der Kreise Teltau und Niederbarnim im Kaiserreich*, Potsdam 1998, S. 53.
- (3) 図 4-1 を含む本章の作図については、京都大学助教授黒澤隆文氏の手を煩わせた。記して感謝する。
- (4) Wolfgang Hofmann, Aufgaben und Struktur der kommunalen Selbstverwaltung in der Zeit der Hochindustrialisierung, in: Kurt G. A. Jeserich, Hans Pohl und Georg-Christoph von Urruh (Hrsg.), *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 3, Das Deutsche Reich bis zum Ende der Monarchie, Stuttgart 1984, S. 581.
- (5) プロイセン邦議会が可決した「ベルリン新都市グマインデ形成に関する法律」。Christian Engeli und Wolfgang Haus (Bearb.), *Quellen zum modernen Gemeindeverfassungsrecht in Deutschland*, Stuttgart 1975, S. 579-605; Jürgen Wetzel (Hrsg.), *Das Landesarchiv Berlin und seine Bestände*, Berlin 1992, S. 218, を参照のこと。
- (6) Vgl. Georg Haberland, *Groß-Berlin. Ein Beitrag zur Eingemeindungsfrage*, Berlin 1904.
- (7) 「近代的給付行政」(W・R・クラッツ) については、行論上必要な以下の諸点の説明のみを行っておきたい。

さて、レプス (M. Leps) の整理によれば、郡 (クライス) を構成する下級自治体のゲマインデには、「委託業務」(Auftragsangelegenheiten) と「自治業務」(Selbstverwaltungsangelegenheiten) という二種類の任務が課せられている。地方警察・租税行政・選挙組織・兵役義務者の把握等を司る前者の業務は、国の指令権に服属して行われるものである。それゆえ、この点で地方自治体は、国の下位官庁たる地位に甘んじることになる。これに対して、後者の「自治業務」こそが、自治体自身の裁量と責任で遂行される自治体本来の行政領域にはかならない。そして、学校・救済組織の問題は、上の両業務が重なる中間的領域に位置している。国は、自身の立場から、その整備・拡充をゲマインデに要求するからである。

さて、ドイツの都市に着目するクラッペによれば、都市行政は、一九世紀の半ばをすぎると、狭隘な領域しか掌握しなかった旧来の「公権 = 財産行政」(Hoheits- und Vermögensverwaltung) から「給付行政」へと移行して行くのであるが、国家の指令のもとに行われる「委託業務」の行政とは、クラッペの言う「公権行政」と同義と見てよいであろう。クライスに止目するヴィルケ (C. Wilke) は、従前の古い「公権行政」から自治的「給付行政」への推転を遂げる決定的劃期を、一九世紀の八〇年代に求めている。「近代的給付行政」は、都市化と工業化の進展とともに、ヴィルケが整理して示す八つの課題 (交通組織・経済サービス・福利厚生・衛生・文化・信用 = 保険・消防・その他特例) 全般に及ぶまでに守備範囲を拡げ、一九世紀末期には、その全面開花と言ってよい時代を迎えるに至るのである。Vgl. Wolfgang R. Krabe, Die Entfaltung der kommunalen Leistungsverwaltung in deutschen Städten des späten 19. Jahrhunderts, in: H. J. Teuteberg (Hrsg.), *Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert. Historische und geographische Aspekte*, Köln/Wien 1983, S. 373f.; Kurt Adamy, Kristina Hübener und Marko Leps (Hrsg.), *Königs Wusterhausen. Eine illustrierte Orts- und Stadtgeschichte*, Berlin 1998, S. 120 Anm. 62; C. Wilke, *Landräte*, S. 43f.

(8) 二つの市域 (Stadtkreis) ヘルリンとシャルロットテンブルクを中心に、周辺諸ゲマインデをラントクライス (Landkreis) にまとめあげて、一つのプロヴィンツに統合しようとする。ヘルリン市長ホープレヒト (Arthur Hobrecht) が一八七五年と翌七六年の二度にわたって追求したベルリン州 (Provinz Berlin) 形成の試みは、結局、日の目を見なかった。一役買ったのは、時のテルトウ郡長 Prinz Handjery である。彼は、シェーネベルク (Schöneberg) やテムペルホーフ (Tempelhof) のような担税力のあるゲマインデのクライスからの喪失を強く危惧して、ホープレヒト案に激しく抵

拵した。Vgl. Hans Herzfeld (Hrsg.), *Berlin und die Provinz Brandenburg im 19. und 20. Jahrhundert*, Berlin 1968, Kap. 2, Verfassung und Verwaltung, S. 253, 259 u. 261 (第2章第2章の著者は Richard Dietrich. 以下引用は R. Dietrich, Verfassung, 言語や符号); Reinhold Jaekel, Zur Geschichte der Bevölkerung des Kreises Teltow, in: *Bericht über die Verwaltung und den Stand der Kreis Kommunal-Angelegenheiten des Kreises Teltow für das Rechnungsjahr 1909*, Berlin 1910, Beilage, S. 6 u. 8; C. Wilke, *Landräte*, S. 266.

(9) W. Hofmann, Aufgaben, S. 582. ホーフマンは「シェーネベルク等の郡離脱と都市への転進 (Erhebung) を「ベルリンへの合併に至る段階的」環境としてはそのための第一歩と捉えている。

(10) Vgl. R. Jaekel, Geschichte, S. 6 u. 8; C. Wilke, *Landräte*, S. 266. なお、大ベルリンの形成 (一九二〇年) に至るまで尾を引くこととなるこの間の経緯を少しく一般化して示すと、およそ次のとおりである。担税力の弱い周縁ゲマインデ (Randgemeinde) は「ベルリンへの接続に活路を見いだそうとするが、見返りとしての負担増を恐れるベルリンは取り合おうとしない。逆に、同市は、税収入にすくわれるゲマインデの合併には熱心なのだが、ゲマインデ側は、都市権 (Stadtrecht) の獲得によって、自らの自立性を維持しようとする。ベルリン北方ニーダーバルニムの労働者ゲマインデ (Arbeitergemeinde od. Arbeiterort) には、概して、前者の傾向が顕著だったが、テルトウの近郊ゲマインデが取った道は後者であった。ニーダーバルニムとテルトウの対照性は明らかである。

ただし、テルトウ側の対応が、常に、都市権の獲得を目指すものだったわけでは必ずしもない。一例を挙げると、トレプト (Treptow) がそうである。たしかに、ベルリンは、当該のゲマインデについても、これを合併しようとする「旺盛な意欲」を示し続けた。だが、トレプトは、ベルリンではなく、隣接するリックスドルフ (Rixdorf) への編入の道を探り、回ゲマインデ内には、深刻な路線対立 (Widerspruch) が生じていた。トレプトをめぐるリックスドルフ (ノイケルン Neukölln) とベルリンとのこの「闘争」において、最終的に勝利を収めた都市が、ベルリンだったことは、言うまでもない。トレプトは、結局、一九二〇年、大ベルリンの一翼を構成するに至る。

Vgl. R. Dietrich, Verfassung, S. 256-258; Landesarchiv Berlin, Außenstelle Breite Straße, Rep. 57, Kreisverwaltung Teltow, Nr. 178, Kreisausschuß Teltow. Die Eingemeindung von Teltow in Berlin, 1902-1913, o. Bl. (史料は、一九一〇年十一月十八日付 *Berliner Allgemeine Zeitung* 第三二六号以下の新聞記事)。

- (11) W. Spatz, *Telhou*, 2. Teil, S. 215.
- (12) Vgl. *ebenda*, S. 217.
- (13) R. Dietrich, *Verfassung*, S. 259 u. 262f.; W. R. Krabbe, *Entfaltung*, S. 387; W. Hofmann, *Aufgaben*, S. 581; Felix Escher, *Berlin und sein Umland. Zur Genese der Berliner Stadlandschaft bis zum Beginn des 20. Jahrhunderts*, Berlin 1985, S. 245; ders., *Brandenburg und Berlin 1871-1914/18*, in: G. Heinrich, F.-W. Henning u. K. G. A. Jeserich (Hrsg.), *Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815-1945*, Stuttgart/Berlin/Köln 1993, S. 754; C. Wilke, *Landritze*, S. 97; K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 109.
- (14) Vgl. F. Escher, *Brandenburg*, S. 753f. ハンシャヤーのハの議論は、ブローゲン (Klaus von der Groeben) *ドイツ東部のロイセン農村自治論との対比で読まれるべきである*。本書「緒論」三〇-三二ページの註(72)参照。
- (15) W. Spatz, *Telhou*, 2. Teil, S. 220.
- (16) R. Jaeckel, *Geschichte*, S. 6.
- (17) Ingrid Thienel, *Städtewachstum im Industrialisierungsprozess des 19. Jahrhunderts. Das Berliner Beispiel*, Berlin/New York 1973, S. VII u. 10.
- (18) わが国の都市史研究について、ここでは、行論にとって必要なかぎりでの以下の批判的言及にとどめておきたい。最初に評価されてしかるべきは、馬場哲氏の研究であろう。近年の様様な潮流を丹念に整理した「ドイツにおける近代都市史・都市化史研究について」(『経済学論集』第六二巻、第三号、一九九六年、所載)は、ドイツ都市史研究にとって有益な必読のサーヴェイ論文である。それは、われわれにとつてもまた決して例外ではない。なぜなら、氏は、ここで、周到にも、「都市史研究における現時点での重点」(七八ページ)の一つに、「都市=周辺関係ないし都市=農村関係の変化の分析」(八〇ページ)を挙げているからである。しかし、それにもかかわらず、都市と近郊農村社会とのダイナミックな相関に注目する本書の問題関心から見ると、都市農村連続体もしくは近郊ゲマインデを固有の分析対象として押さえる観点、ならびに、都市が農村に影響を及ぼすだけでなく、逆に、周辺農村部が都市化の進展を一定程度支えかつ担うという、農村の都市に対する逆規定関係の視角、さらには、都市と農村との逆向きの相互規定関係の見地が、馬場氏の研究史整理にあつては、ことごとく後景に退いている、と言わざるをえないのである。

これに加えて、都市化の進展を「都市給付行政」との関連で説明した簡潔な筆致の「都市化と交通」(『岩波講座 世界歴史 二二 産業と革新——資本主義の発展と変容』岩波書店、一九九八年、所収)もまた、基本文献としての有用度は少なからず高い。だが、この作品について、前稿同様の批判点を言うなら、次のようになろう。すなわち、ペンドラー労働者と都市近郊ゲマインデの役割とに対する問題意識が、ともに稀薄なのではあるまいか、と。ともあれ、一言にして「都市史と農村史のあいだ」と言うべき新領域の本格的開拓の作業は、今後果たされるべき重要な実証的検討課題の一つにほかならないと思われる。

次に、本書が対象とする世紀転換期に先立つ時期のベルリン地域空間史の問題になんらかの形で論及した重要な研究として、川越修『ベルリン王都の近代——初期工業化・一八四八年革命』(ミネルヴァ書房、一九八八年)と、高橋秀行「ベルリン経済圏における地域工業化の始動(一八世紀末—一九世紀中葉)——首都圏工業化のケース」(篠塚信義・石坂昭雄・高橋秀行編著『地域工業化の比較的研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇三年、所収)が挙げられなければならない。両氏の業績は、タイトルないしはサブタイトルが示すとおり、ベルリンにおける初期工業化・「三月革命」・地域的工業化の始動を俎上に載せたそれぞれに貴重な貢献である。しかし、ここであえて、本書の問題視角上無視しえぬ難点を一つだけ指摘しよう。すなわち、両者の先行研究にあつては、本書が止目したテルトウに代表される、ベルリンの隣接クライスあるいは「近郊クライス」への問題関心が、ともに、初めからいささか微弱なものはあるまいか。いや、それどころか、むしろ、ベルリンと近隣クライスとの波瀾に満ちた相互関係の諸相を解きほぐすことなくそのまま放置すれば、そもそも、「ベルリン王都の近代」の社会史的接近についても、また、「ベルリン経済圏」の実態をめぐる経済史的究明に關しても、いづれも、その全体的概略の輪郭を描くことさえ覚つかなくなる恐れなしとしないであろう。もし、そうであるならば、ベルリン圏における都市化と周域農村社会「各種自治体との相関こそが、両氏固有の問題との関連においても、いま徹底的に追究されるべき喫緊の一大テーマたりうる、と言つてよいのではないだろうか。

以上に加えて、もう一点、「ベルリン圏」という用語について付言しておきたい。さて、ビュッシュ(Otto Busch)の「構想を継承する」高橋氏の「ベルリン経済圏」とは、氏の周到な註記にあるとおり、基本的に、一八一五年以後のブランデンブルク州を指す。だが、筆者の使う「ベルリン圏」は、高橋氏の場合とはその空間的画定が微妙に異なり、むしろ、これを、よりいっそう狭義に理解することが試みられている。すなわち、ベルリンの市域(Weichbild)と、その四

囲を取り囲む Teltow・Niederbarnim の二つのクライスを中核とする近郊クライスとの合体空間が、本書にあっては表象されているのである。この点、以後の行論において注意されたい。

ちなみに、財政史の成果についても、ここで一言あつてしかるべきであろう。関野満夫氏の『ドイツ都市経営の財政史』（中央大学出版部、一九九七年）と武田公子氏の『ドイツ政府間財政関係史論——第二帝政期からヴァイマル期ゲマインデ財政を中心に』（勁草書房、一九九五年）が、それである。前者が、第二帝政期からワイマル期に至るまでのドイツ都市経営の実態を財政史的に検討しているとすれば、他方、武田氏の著書は、同じ時期のライヒ・ラント・ゲマインデ三者間の財政関係の推移を追跡したものである。両著は、ともに、「一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてクライマックスを迎える」（馬場「都市化」一八三ページ）都市給付行政の税制上の基盤を知る上で裨益するところの少なくない、ドイツ財政史の基礎的研究と評価されてよい。しかし、わたくしの視角から見ると、言うまでもなく、問題はまだ残る。まず、関野氏は、「大ベルリン全地域にわたつて行政支出水準の均等化」が進んだことを、「大ベルリン形成の成果」と評価する（関野、一七〇ページ）。だが、こうした理解は、そもそも、メダルの一面を見たものにすぎない。すなわち、周辺自治体の合併に余念のないベルリンの「一方的帝国主義」（W・ホーフマン）が忘れられてはならず、領域拡張志向の対象となるほかなかった周辺部のクライスに眼を転じるやいなや、ベルリンが強くなったその分だけ、逆に、クライスは、生産力・消費力・担税力のいずれの面でものきなみ弱められざるをえなかったもう片方の事実が、たちどころに判明するのである。関野氏の場合、都市経営のみに対象を限定した当然の結果として、ベルリンとクライスとの相反する利害関係、換言すれば、都市と周辺社会との対立的な相関が全く看過ないし無視されてしまったのではないか。これは、都市に着目した氏の問題設定上やむをえない帰結ではあつたが、ともあれ、都市化のダイナミズムを余す所なく解明するためには、都市だけの検討に一面的に踰越してはならず、むしろ、都市と周辺自治体との立体的な相互関係が、分析の俎上に載せられなければならないのである。

次に、武田氏の作品についても、これとほぼ同断の批判が当てはまる。すなわち、こうである。いやしくも、都市行財政の変化を捉える視点の一つとして、武田氏自身、給付行政に注目する以上、少なくともプロイセン史に関するかぎり、ラント・ゲマインデ間座標軸の縦軸のはざまに生きるプロヴィンツ・レギールングスベツィルク・クライスの中間的三契機を視野に収めるべき必要性は、けだし、理の当然である。それだけではない。そもそも、地方自治制度の最下端に位置

するゲマインデにしてからが、座標軸の横軸においてこれと並立するグーツベツイルクとの相互関係のもとで考察されなければならぬ。したがって、ことプロイセンの地方自治史に論述が及ぶかぎり、「ライヒ・ラント・ゲマインデの三段階の政府間関係」(武田、九ページほか、参照)という氏の問題設定それ自体が、縦・横両軸における二重の意味での抽象性をおのずから帯びざるをえない、と言っほかあるまい。この点の重大性は、給付行政推進上のクライスの絶大な役割を想起しさえすれば、こと足りよう。ウンルーが強調する「クライスの力能 (Leistungsfähigkeit)」あるいは「クライス自治」のプロイセン史における枢要な意義が、銘記されてしかるべきなのである。

いずれにせよ、わたくしは、もとより、ドイツ財政史の基礎研究を進捗させた点での両者の一定の貢献を認めるにやぶさかでないが、それにもかかわらず、同時に他方において、ことドイツ社会経済史の理解に関するかぎり、両著には、的確かつ深い認識をいささか欠くうらみがなお残るとの物足りなさや不満の念を禁じえなかつたのである。Vgl. G. - C. v. Unruh, Kreis im 19. Jahrhundert, S. 100-102 u. 104.

(19) 本章の主要資料は、Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam (以下 BLHA Potsdam と略記) の Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen (以下 H. K. W. と略記) なるもの、Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, として集成されている二系列の所蔵史料である。

(20) Elfriede Wiebel, *Die Städte am Rande Berlins. Ein Beitrag zum Problem der Trabantenstädte*, Remagen 1954. なお、ニーダーバルニム郡のみに対象を限定した研究としては、これに先立つて Kurt Noack, *Vorortssiedlung und Penetration im Kreis Niederbarnim, Würzburg-Aumühle* が、一九四〇年にすでに世に出ている。

(21) ミッテンヴァルデが都市資格を備えたのは、一三〇七年だったのに対して、永らくフレンツェン (Flecken) にとどまっていたケーニヒス・ヴスターハウゼンが都市となったのは、ようやく一八四〇年のことである。Vgl. Lieslott Enders (Bearb.), *Historisches Ortslexikon für Brandenburg, Teil IV, Teltow, Weimar 1976*, S. 188 u. 361.

(22) 当該所領は、一七三三年九月一日に、「王家の永続的世襲財産」となった。Vgl. Julius Haackel, *Die Herrschaft Wusterhausen*, in: *Teltower Kreis-Kalender 1922*, 19. Jg., S. 39; L. Enders, *Ortslexikon*, S. 361; W. Spatz, *Der Teltow*, 3. Teil, *Geschichte der Ortschaften des Kreises Teltow*, Berlin 1912, S. 364, を併せて参照。

(23) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』とりわけ、第二篇第三章、第三篇第四章、参照。

(24) この図4-2について、以下の説明を補足しておきたい。軽便鉄道を除くベルリン圏鉄道網のテルトウ郡における整備に関しては、三本の南北縦貫鉄道のほかにも、ベルリン-ポツダム線、ベルリン環状線(Ringbahn)、そして、テルトウ線の三路線が重要であった。このうち、最後のテルトウ線のみを簡単に見ておくと、これは、蒸気市街車輛として一八七七年に計画されたものだった。ベルリンのグロース・リヒターフェルデ(Gros-Lichterfelde)からテルトウまでを結ぶ当該市街車輛は、一八八八年七月一日に開通し、やがて一八九一年にはシュターンスドルフ(Stahnsdorf)まで、そして一九〇五年にクライン・マヒノ(Klein-Machnow)まで延長されたのち、郡営化されたのが、一九〇六年のことである。この一九〇六年は、テルトウ郡にとっては、記念年と言うべき一年であった。あの有名なテルトウ運河の開通式が、六月五日に執り行われたからである。「のろまなアヒル」と市民から蔑称されたテルトウ市街鉄道は、運河竣工に伴うシエーノ(Schönow)発電所の建設により、翌一九〇七年に電化され、ようやくその汚名をそそぐのである。ともあれ、一九世紀末以降の世紀転換期は、ベルリン近郊圏交通網の拡充が飛躍的に進んで行く時期なのであった。Vgl. W. Spatz, *Teltow*, 2 Teil, S. 200; Wolfgang Holtz und Gerd Koischwitz, *Südlich von Berlin: Der Teltow*, Berlin 1994, S. 118-124.

(25) Vgl. *ebenda*, S. 118-124.

(26) (27) K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 76.

(28) Vgl. *ebenda*, S. 75. ベルリン-ドレンステン線上に位置するゾッセン(Zossen)からベルリンまでの郵便馬車を使った所要時間は、一八七〇年に、およそ四時間であった。それは、二〇世紀に入ると、一時間足らずに短縮される。ケーニヒス・ヴスターハウゼンからベルリンまで郵便馬車で出かけたとき、その所要時間は約三時間だっただろう。Vgl. W. Spatz, *Teltow*, 2. Teil, S. 221.

(29) *Ebenda*, S. 220.

(30) K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 74. この論文の著者が M・ノブスである。

(31) (32) (33) Vgl. E. Wiebel, *Städte*, S. 14f.

(34) *Ebenda*, S. 14.

(35) 本節の叙述が、主として、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 127, Bau einer Kleinbahn von Nieder-

するとおり、「農村から都市への一方通行」であったわけではいささかもなく、むしろ、「農村・都市間の活発な相互関係 (Wechsel)」こそが重要だったことである。ヘルリンからミッテンヴァルデ方面へと向かう逆方向の通勤を勘案するなら、ペンドライヤー数は一段と増加する必要がある。Vgl. BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 127, a. a. O., Bl. 60-68; Charlotte Grabe, *Der Einfluß der Pendelwanderung auf die Arbeitnehmer unter besonderer Berücksichtigung der ländlichen Industriearbeiter*, Karlsruhe 1926, S. 11; Dieter Langewiesche, *Wanderungsbewegungen in der Hochindustrialisierungsperiode: Regionale, interstädtische und innerstädtische Mobilität in Deutschland 1880-1914*, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 64, Wiesbaden 1977, S. 2, 19 u. 36.

(39) 一九〇〇年二月一日の国勢調査を整理した、ヘルリン・ハノーファー・キール等合計二九のプロイセンの大都市・工業発展地域に関するブレスキエ (M. Broesike) の報告は、当該二九地域全体でのペンドライヤーの合計数が二七九、〇一四人に達したことを伝えている。また、ライプチヒ市のみに即した別のある調査報告によれば、同市近辺には、一八七五年時点ですべて、五七、六四六人のペンドライヤーが存在した。さらに、ノアック (K. Noack) は、ヘルリン北方のニーダーバルニム郡におけるペンドライヤー労働者層の生成を、一八九〇年代に求めている。ヘルリン圏ペンドライヤー労働者の先駆的形態が、テルトウ郡においてもまた、一九世紀末から二〇世紀初頭に至る時期にはすでに一定程度の厚みで実在したとの結論に異論をもちほむ余地はない。Vgl. Max Broesike, *Die Binnenwanderungen im preussischen Staate*. Mit drei Tafeln graphischer Darstellungen, in: *Zeitschrift des Königlich Preussischen Landesamts*, Jg. 47, Berlin 1907, S. 1-62, bes. 44; C. Grabe, *Einfluß*, S. 6; D. Langewiesche, *Wanderungsbewegungen*, S. 36f.; K. Noack, *Vorortssiedlung*, S. 44f.

(40) この点で依拠した史料は、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 828, *Verwaltungsstreitsache des Eisenbahnfiskus gegen den Amtsvorsteher in Königs Wusterhausen und die Hofkammer wegen Aufhebung einer wegepolizeilichen Anordnung*, 1912-1925, Bl. 208-215 u. 250-252, 及び 259°

(41) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 828, a. a. O., Bl. 208.

(42) Vgl. *ebenda*, Bl. 212.

(43) Vgl. *ebenda*, Bl. 210 u. 212.

(44) *Ebenda*, Bl. 213.

(45) ケーニヒス・ヴスターハウゼン駅そのものは、代替道路のゲマインデへの合併に先立って、一八六六年八月二〇日にすでにゲマインデに譲渡されていた。Vgl. K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 74.

(46) よく知られているとおり、粘り強くも反抗的な真の自治精神を都市のみに見るヘフター (H. Heffter) は、プロイセンにおける「ゲマインデ自由」(Gemeindefreiheit) の未発達・未成熟の根本的原因を、保守的プロイセンの官僚主義的狭量に帰し、これを厳しく論難する。これに対して、プロイセン (史) 再評価の積極的論陣を張るウンルー (G.-C. von Unruh) は、地方自治の発展に大きく寄与した一九世紀後半以降のプロイセン立法の意義を高く評価して、プロイセン的「ゲマインデ自由」の見直しを求めつつ、「プロイセンと結びつけられたあまたの月なみ観念 (Klischeevorstellung) の疑わしさ」を鋭く批判するのである。近代プロイセン史の功罪相半ばする公平で客観的な再検討を志向するウンルーの視座の斬新さは、通説的なヘフターの見地と対比するとき、俄然際立ってくるように思われる。本章が明らかにした史実も、このウンルー的視角から理解される必要があるのではないだろうか。ちなみに、プロイセンの地方自治制をめぐるヘフターとウンルーとの評価の違いを正當に視野に収めつつも、赤木須留喜氏は、「都市対農村の二元主義」・「都市対農村ゲマインデの対立」に一つの眼目を置くそのかぎりでは、なお依然として、ヘフターの見解と基本的に同一の立場を取る、と言ってよいように思われる。「プロイセン・ドイツの胎内」には、「二つの魂の敵対状況」が宿る。「その一つは、都市の魂——近代的市民社会 (Gemeinwesen) であり、他の一つは、農村の社会構造を底辺とするいわゆる官憲国家 (Obrigkeitsstaat) の精神構造である」。赤木氏にとって、プロイセンにおける「ゲマインデの自治は、単に制限されているだけでなく、むしろ、原理的に、そして構造的に、その存在要因を否認されている」ものにほかならなかった (傍点筆者)。

Vgl. Heinrich Heffter, *Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert. Geschichte der Ideen und Institutionen*, Stuttgart 1950, S. 707; G.-C. v. Unruh, *Preußens Beitrag zur Entwicklung der kommunalen Selbstverwaltung in Deutschland*, in: *Deutsches Verwaltungsblatt*, 96. Jg., 1981, Heft 15/16, S. 722 u. 727; 赤木須留喜『行政責任の研究』岩波書店、一九七八年、第二部 ドイツ法治国家の論理と構造、特に、四二二ページ註(20)、四二七、四二九ページ、四三〇ページ註(11)、参照。

- (47) Schenkendorf の Tiergarten のおとだにだ' Senzig のおとだにだ Zeesen との境界線が走ったこと。 Vgl. K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 114f.
- (48) Vgl. L. Enders, *Ortslexikon*, S. 359f.
- (49) M. Leps, Königs Wusterhausen im Zeitalter der Industrialisierung. Vom Beginn des 19. Jahrhunderts bis zum Ende des Ersten Weltkriegs, in: K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 63-122.
- (50)(51) *Ebenda*, S. 112. 一八〇〇年時点のターナルマルクに計一八存在したフレックケンのおかの一つが、このケーニヒス・ヴスターハウゼンであった。阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』中央大学出版部、一九八八年、四八ページ、参照。
- (52) 本節の分析は、' 符号' BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 947, Quartals- und Finalberechnungen der Bezirksamtsskasse zu Königs Wusterhausen, Bd. 6, 1890-1902; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 956, Periodische und außerordentliche Revisionen der Bezirksamtsskasse zu Königs Wusterhausen, Bd. 8, 1890-1910, に拠る。
- (53) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 354ff.; *MWG*, S. 136ff.; 加藤房雄『シエムン世襲財産』一六八-一七一ページ、参照。
- (54) Vgl. M. Weber, Fideikommißfrage, S. 372f. u. 378; *MWG*, S. 162f. u. 168.
- (55) H. Harnisch, *Boitzenburg*. 本誌「第三卷」三、参照。
- (56) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 348ff.; *MWG*, S. 130ff. なお農業には不向きなケーニヒス・ヴスターハウゼン所領での植林の進展による農用地の縮小を指摘する J. Haekkel, *Herrschaft*, S. 40, を参照。
- (57) この使用が' BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, Nr. 670, Verpachtungen und Pachtverträge über die Äcker-, Wiesen-, Weide- und Grasnutzung der Parzellen des aus der Generalpacht zurückgewährten Gutes Königs Wusterhausen, Bd. 1, 1877-1912, に拠る。
- (58) Vgl. M. Weber, Fideikommißfrage, S. 355-360; *MWG*, S. 137-145.
- (59) 以下の説明を補足しておきたい。(a)の零細牧草地に相当する平均面積は、〇・二二〇ヘクタール、農耕利用の(e)の

零細地のそれは、〇・五八六ヘクタールである。また、付け値の平均額一八・三四マルクには、割り増し額 (Zuschlag) の〇・五七マルクが含まれる。さらに、借地数は計三五六なので、一二八人いる小作人一人当たりの借地数は二・八となる (表4-9参照)。

(9) 本節では、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, Nr. 659, Pachtvertrag über die Vogelsangwiesen, 1870-1914, が分析される。

(10) Vgl. L. Enders, *Ortslexikon*, S. 328.

(62) 周知のとおり、ウェーバーが古代の完全市民として注目したこのアッカービュルガーは、世良晃志郎氏の訳語によれば、「農耕市民」である。だが、わたくしは、あたかも松田智雄氏の重視する「労働者農夫」(Arbeiter-Landwirt) を髣髴させるかのようなので、これを「市民農夫」と訳出したいと思う。前者が、「半農半工」であったとするならば、市街地に居住しつつ、周辺農地での農業をも同時に手掛ける後者は、言わば「半農半民」の存在であった。Vgl. M. Weber, *Wirtschaft u. Gesellschaft*, S. 731 u. 802; MWG, S. 68 u. 267f.; 世良晃志郎訳『都市の類型学』一七、三〇八ページ、参照。

(63) 筆者のこの質問に対する農政史家クレンム (Volker Klemm) 氏の返答は、「kann sein」であった。一九九九年ベルリン研修時の面談による。

(64) この節の叙述は、以下の史料に依拠する。Vgl. BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, Nr. 636, Verpachtung von Ackerparzellen von 125 Morgen 16 Quadratruten in Hermsdorf, 1863-1923, o. Bl.; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 1093, Errichtung einer eigenen patronatsfreien Kirchengemeinde in Halbe, 1912-1926, Bl. 4-11, 15-18 u. 30-48.

(65) ちなみに、ケーニヒス・ヴスターハウゼン・ミッテンヴァルデ間軽便鉄道の開通は、一八九四年一月一日、また、隣接郡のベースコとケーニヒス・ヴスターハウゼンを結ぶ軽便鉄道の営業開始は、一八九八年九月二〇日のことであった。Vgl. K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 75f.

(66) K・ノークがニーダーバルニム郡の実態に即しつつ重視した「都市近郊農村流入民」(Vorortsiedler)、あるいはCh・グラデーが剔抉したハイデルベルク近郊の「農村居住ペンドラー」(ländlicher Pendelwanderer)、そして、一九世紀末のドイツを幅広く鳥瞰するD・ラングヴィーシェが把握した、農村出身都市在留民中の農村への再帰還者らが、こ

うした新種範疇の母体を形作る様な構成要素であった、と見る事ができよう。Vgl. K. Noack, *Vorortssiedlung*, S. 18ff.; Ch. Grabe, *Einfluss*, S. 14ff.; D. Langewiesche, *Wanderungsbewegungen*, S. 20.

(67) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』一〇〇-一〇二ページ、参照。

(68) 同上、一〇五ページ。

(69) M. Weber, *Fideikommissfrage*, S. 378 Anm. 1); *MWG*, S. 169 Anm. 59).

(70) Vgl. *ebenda*, S. 355-360; *MWG*, S. 137-145. 前掲拙著、一六八-一七一ページを併せて参照のこと。

(71) 大土地所有に関する一八六〇年頃の一調査によれば、テルトウ郡には、調査対象となった総計一六五に達する土地所有のうち、世襲財産が合計三九存在している。その圧倒的多数は、王家世襲財産であるが、Rudolf Mosse, Gustav Neuhaus, Eugen Gutmann, として、郡代表 (Kreisdeputierter) Karl Wrede の家族世襲財産もまた、そこに含まれている点が見逃されてはならないであろう。また、最小面積は、*Sputendorf bei Teupitz* の三二ヘクタールだったが、最大規模の世襲財産は、本章が分析した約六、七〇〇ヘクタールのケーニヒス・ヴスターハウゼンにはかならなかった。Vgl. W. Spatz, *Teltow*, 3. Teil, S. 362-367.

(72) K. Noack, *Vorortssiedlung*, S. 1.

第五章 ベルリン圏の都市化と近郊ゲマインデの自治

——世紀轉換期テルトウ郡の実態に即して——

一 課 題

「都市と農村のあいだ」と言うべきベルリン圏のテルトウ郡は、「都市近郊ゲマインデ」(Vorortgemeinde)を数多く持つ、「都市農村連続体」(Stadt-Land-Kontinuum)と呼びならわされるにふさわしい地域の一つだった。首都ベルリンに隣接し、その「一方的帝国主義」による領域拡張志向の対象となるほかなかった同郡の独自の立場に着目して、その歴史的特徴を描き出すための実証的検討を、わたくしは、前章においてすでに開始した。そこで明らかにされた諸事実を、いま、本章の行論にとって必要なかぎりで整理して示せば、こうである。

ベルリンと近郊農村地域を結ぶ、両者の媒介環たる鉄道路線の建設は、一九世紀が進むにつれて次第に整備されて行き、テルトウ市街鉄道の一九〇七年の電化に象徴されるように、一九世紀末以降の世紀轉換期には、一つのピークと言つてよい時期を迎えるに至る。それゆえ、都市と農村地域を往復するペンドラー労働者階層の一定の形成が、ちようどこの時期に確認されうるのも、あながち偶然ではなかった、と言わなければならぬ。鉄道建設に明瞭に示される都市化の波は、ペンドラー労働者の形成に与かつて力あるその決定的な要因だったのである。いや、そればかり

ではない。ベルリン圏の都市化は、また、ケーニヒス・ヴスターハウゼン (Königs Wusterhausen) のような、ベルリンから相当遠い人里離れた農村地域の「うたたね生活からの覚醒」をも促さずにはおかなかった。静謐な農業社会の人的構成の斉一性は崩れ去り、かの地は、都市化とともに登場した鉄道機関士や鉄道車輛掃除夫等の様様な生業者が住む、「小都市的性格」を併せ持つ新たな「ベルリンの一近郊」へと変容して行ったのである。農村社会に対する都市化の影響には、まさしく、甚大なるものがあつた。このように、テルトウ郡は、全体として、「都市農村連続体」の歴史的性格をますます色濃く刻印されて行くこととなつたのである。

前章でのこの実証成果を必須の前提として踏まえながら展開される本章の課題は、したがって、こうである。すなわち、ベルリン圏鉄道網の拡充とペンドラー問題の概観とをいま一度与えて、前章の分析を一定程度補強した上で、一九世紀末期が、実は、ときあたかも、あの「給付行政」*Leistungsverwaltung* に象徴される、マッツェラート (Horst Matzerath) の言う「地方自治の古典時代」⁽¹⁾ に符合し、⁽¹⁾ 時期的に重なるという、それ自体としてすぐれて興味深い史実に止目しつつ、「都市農村連続体」を特徴づけるその固有の本質的一契機と言うべきベルリンの「都市近郊ゲマインデ」⁽²⁾ が実行した自治の内実を、ポツダム・アルヒーフを中心として行った実証作業を基礎にして明らかにし、併せて、その歴史的意義を、プロイセン史における「ゲマインデ自治」⁽³⁾ (Gemeindeautonomie) あるいは、「ラントコムーネの自治権」⁽⁴⁾ (Selbstverwaltungsrecht für die Landkommunen) あるいは、「ゲマインデ自由」⁽⁵⁾ (Gemeindefreiheit) の発展・進化の動態的見地から理解して把握する史的考察にとつて必要な準備作業の用に供する試論的検討を試みることに、これである。

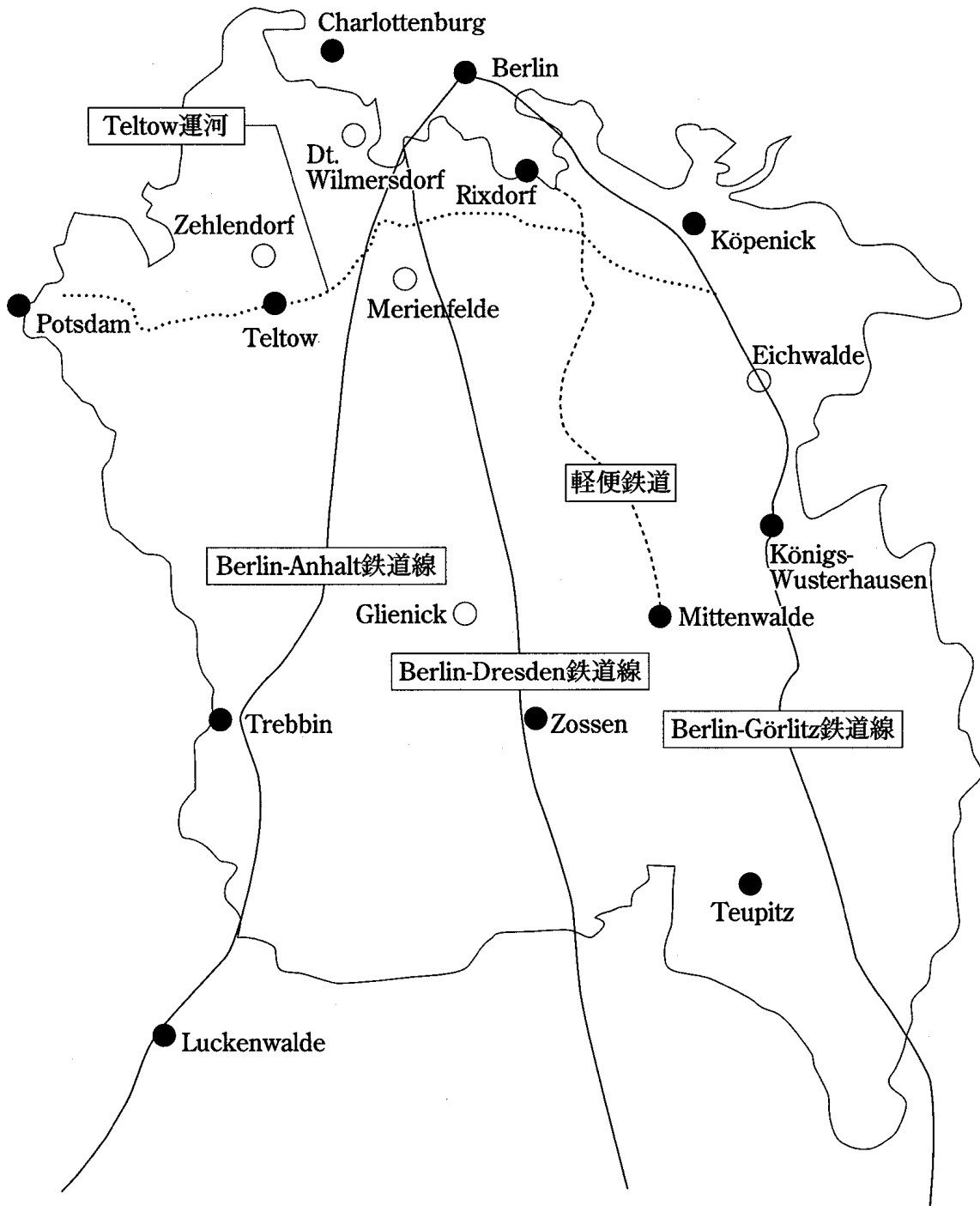
二 都市化の進展とペンドラー層の生成

1 ベルリン圏鉄道網の拡充⁽⁶⁾

テルトウ郡を南北に貫通する鉄道としては、軽便鉄道をひとまず措くなら、ベルリンーアンハルト線とベルリンードレスデン線、そして、ベルリンーゲルリッツ線の三路線があった(図5-1参照)。このうち、ゲルリッツ線については、前章ですでに検討した⁽⁷⁾。そこで、本章においては、前二者の路線に注目することとしたい。さて、のちにベルリンーアンハルト鉄道会社と改称されるベルリンーザクセン鉄道会社は、トレビン(Trebin)・ルツケンヴァルデ(Luckenwalde)・ヴィッテンベルク(Wittenberg)・デッサウ(Dessau)を通るベルリンーケーテン(Köthen)間の鉄道路線を建設するための認可を、一八三九年に得る。この会社は、一八四一年の営業開始ただちに路線の拡充に着手し、一八五九年、ウィーンにまで達する国際的接続を実現する。こうしたなかで、アンハルト駅は、中欧の南部・南西方面をにらむ交通の要衝としての地位を獲得することになるのである。当該鉄道の国営化は、他路線同様一八八二年のことだった。

次に、ゾッセン(Zossen)・バルト(Baruth)・グローセンハイン(Großenhain)・モーリッツブルク(Moritzburg)を経由して、ベルリンをドレスデンに直結する一八七五年営業開始の鉄道会社が敷設した路線についてであるが、これは、それまで両市を結んでいた先述のアンハルト線に比して、ドレスデンに至る所要時間を相当大幅に短縮するため、ベーメン方面への展開を重視する軍部の推奨を受け、その建設が急がれた鉄道だった。ズエートエンデ(Südende)・マリーエンフェルデ(Marienfelde)・マールロ(Mahlow)・ラングスドルフ(Rangsdorf)そしてゾッセンの各地に停車場が設けられた点に、該路線がテルトウ郡にとって持った重要な意義がある。ベルリンードレスデン間鉄

図5-1 テルトウ郡と南北縦貫鉄道



(出典) Lieselott Enders (Bearb.), *Historisches Ortslexikon für Brandenburg*, Teil IV, Teltow, Weimar 1976, übersichtskarte zum historischen Ortslexikon (付録); BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2266, Organisation des Kreises, Bd.4, 1905-1909, Amtsbezirke の付図より作成。

道は、一八七一年に動き出した「ベルリン環状線」⁽⁸⁾と一八七六年に接続され、ベルリン圏における鉄道網の整備・拡充の一環を支えるその役割をいよいよ強めたのだが、翌一八七七年には早くも債務超過に陥り、一八八二年のプロイセン国有化を待つことなく、プロイセンの手に落ちる運命を辿ったのである。

ドレスデン鉄道については、さらに、以下の事実が無視されるべきではない。それは、クメルスドルフ (Kummersdorf) の砲兵隊射撃場との軍事的な関連である。この射撃場は、独仏戦争後のフランスからの補償金によって一八七二年に建設されたものだった。これに伴って、ベルリン―ドレスデン線との接続の必要が生じ、ベルリン―ドレスデン鉄道会社は、一八七四年、ベルリン―ツォッセン間の三番目の線路の敷設を迫られる。これに加えて、鉄道大隊 (Eisenbahnbataillon) が、同年夏までに、この射撃場をツォッセンに接続する支線の建設を終えるのである。こうした軍用鉄道 (Militärbahn) は、ドレスデン線上のマールロのみならず、ツォッセン南西部の地にあつては、クメルスドルフのほかシュペーレンベルク (Sperenberg) とクラウスドルフ (Klausdorf) にも専用の停車場を持ち、ドイツ参謀本部の直屬下に置かれたのであつた。鉄道の建設は、ベルリン圏の都市化の牽引的存在だったと言うにとどまらず、同時にそれは、軍事上の必要に迫られて推進された側面も併せ持つものだったことが、見失われてはならないであろう。

三本の南北縦貫鉄道路線の敷設が、テルトウ郡の農村社会に与えた影響は、絶大であつた。たとえば、一八七〇年頃ツォッセンからベルリンまで郵便馬車で出かけるには四時間も費やしたのだが、ドレスデン線の開設後、二〇世紀初頭期に入ると、その所要時間は一時間足らずに短縮される⁽⁹⁾。鉄道は、ここにおいても、都心から遠く離れた農村社会の「うたたね生活からの覚醒」をもたらしものだったのである。ゲルリッツ線上に位置するケーニヒス・ヴスターハウゼンの二〇世紀初頭期における「ベルリンの一近郊」への成長は、ひとりその土地のみにとどまったのでは決してなかつた。

表 5 - 1 ペンドラー労働者の総数

| | 近郊から都市へ | 都市から近郊へ | 合計 |
|--------|---------|---------|---------|
| 人数 (人) | 206,535 | 72,479 | 279,014 |
| 比率 (%) | 74.02 | 25.98 | 100 |

(出典) M. Broesike, Binnenwanderungen, S. 44, の叙述と統計表より作成。

図 5 - 1 から知られるとおり、アンハルト線とドレスデン線上にそれぞれ位置し、ベルリンからの距離もほぼ等しなみのトレビンとツォッセンに代表される鉄道線路沿いの数多くの村や町⁽¹⁰⁾が、多かれ少なかれ首都ベルリンとの結びつきを強め、その影響下に巻き込まれることとなったのである。ベルリン圏における鉄道網の拡充は、テルトウ郡の「都市農村連続体」化をいよいよ顕著に推し進めて行った、と言わなければならぬ。

ここでは、次に検討する論題との関連で、なお、一八九五年四月一日にプロイセン全域の国有鉄道に導入された「月極め定期券制度」⁽¹¹⁾が、首都ベルリン圏において果たした次のような役割、すなわち、それが、ベルリン市の都心から、都市近郊を含む農村地域への人人の移住を促しつつ、結局のところ、「住居と生業活動の場との分離」⁽¹²⁾、換言すれば、あのペンドラー的な通勤形態を可能にする一大誘因となった重要な事実を書きとどめておきたいと思う。ベルリン圏におけるペンドラー労働者の形成の点で、それは、一八九一年一〇月一日、首都圏に導入された割安の「近郊運賃」⁽¹³⁾に優るとも劣らぬ大きな効果を上げたのであった。⁽¹⁴⁾

2 ペンドラー労働者の統計的概観⁽¹⁵⁾

ベルリン・ハノーファ・キールを初め合計二九のプロイセンの大都市・工業的中都市⁽¹⁶⁾における二〇世紀初頭期のペンドラーについて、ブレジケ (M. Broesike) は、それら全体の合計数が二七九、〇一四に達したことを報告している (表 5 - 1 参照)。大都市ないしは工業が発展した大都市で働いていて、その仕事場から離れた所に住む者が、概して、ヴィーベル (E. Wiebel) の止目する「近郊都市」⁽¹⁷⁾ (Trabantenstadt) を含む周縁農村部の居住者であるとともに、逆に、大都市

表5-2 ペンドラー労働者の男女別比率
(単位：%)

| | 近郊から都市へ | 都市から近郊へ | 全 体 |
|---|---------|---------|-------|
| 男 | 85.80 | 88.13 | 86.41 |
| 女 | 14.20 | 11.87 | 13.59 |
| 計 | 100 | 100 | 100 |

(出典) M. Broesike, Binnenwanderungen, S. 44, の
 叙述と統計表より作成。

もしくは工業的中都市に住みながら、そこから相当遠い所に仕事場を持つ者の多数もまた、そうした近郊ゲマインデ地域で働いていると見てよいことに、異論はあるまい。それゆえ、ここで最初に確認されなければならないことは、もとより、農村部から都市方面へと向かう者の比率が断然高い（七〇パーセント以上）とは言え、労働者移動の都市・農村関係は、ランゲヴィーシェ (D. Langewiesche) が説くとおり、そのような「都市への一方通行」⁽¹⁸⁾ だったわけでは必ずしもなかった点である。居住地を都市に持ちつつ、周辺ゲマインデ地域に働きに出る者の比率は、全体の二五・九八パーセントに達していたからである。⁽¹⁹⁾ ちなみに、男女の比率を見ると、近郊から都市方面へ向かう通勤者と、その逆の流れの勤労者は、ともに、男性が八五パーセント以上を占めたことが知られる。二〇世紀初頭期のドイツのペンドラーは、圧倒的多数が男性であった（表5-2参照）。

では、通勤距離はどうであったか。表5-3、表5-4を見よう。「近郊から都市へ」と「都市から近郊へ」のいずれも、ペンドラーは、三〜七キロメートルの所に夥しく集中している。三キロメートル以内の至近の者を含めると、都心にきわめて近い郊外のペンドラーは、⁽²⁰⁾ 双方向を合わせた全体の八三・五四パーセント（二二・六〇プラス七〇・九四）にも達している。次に、ポーゼン・ケーニヒスヒュッテ・ハノーファ・キール・ビーレフェルトの五つの調査対象では、一〇キロメートル以上の通勤者は皆無なのだが、残りの二四の地域全体にあっては、そのような比較的遠い居住地のペンドラーは、総数の七・九〇パーセント（六・四一プラス一・四九）を数えている。いま試みに、二〇キロメートルを超える者の実数を見てみると、「近郊から都市へ」向かうペンドラーが、三、六七七人、逆の流れの労働者は四七

表 5 - 3 ペンドラー労働者の通勤距離

(単位：%)

| 距離 | 近郊から都市へ | 都市から近郊へ | 全 体 |
|---------|---------|---------|-------|
| 1～ 3km | 13.90 | 8.90 | 12.60 |
| 3～ 7 | 66.09 | 84.76 | 70.94 |
| 7～10 | 10.11 | 4.17 | 8.56 |
| 10～20 | 8.12 | 1.53 | 6.41 |
| 20km 以上 | 1.78 | 0.64 | 1.49 |
| 合計 | 100 | 100 | 100 |

(出典) M. Broesike, Binnenwanderungen, S. 44, の叙述と統計表より作成。

表 5 - 4 遠距離ペンドラーの絶対数

(単位：人)

| 距離 | 近郊から都市へ | 都市から近郊へ | 全 体 |
|---------|---------|---------|-------|
| 20～25km | 1,326 | 206 | 1,532 |
| 25～30 | 1,777 | 125 | 1,902 |
| 30km 以上 | 574 | 141 | 715 |
| 合計 | 3,677 | 472 | 4,149 |

(出典) M. Broesike, Binnenwanderungen, S. 44, の叙述と統計表より作成。

二人で、合計四、一四九人が「遠距離」ペンドラーだったことが判明するのである。

ここで、テルトウ郡に関する以下の事実が確認されなければならないであろう。近郊地域からベルリン市へ通勤するペンドラーを表示した表5-5を見よう。同表は、世紀転換期のテルトウ郡におけるペンドラー労働者の厚い存在を明示している。それは、散発的かつ偶然に見られたのでは毫もなく、すでに、一六、〇六三人という、それ自体として一定の意味を持つ定量的な存在形態となっているのである。いや、そればかりではない。トレビーンとケーニヒス・ヴスターハウゼンの数値が、当然、注目されてしかるべきである。

図5-1記載のミッテンヴァルデ (Mittenwalde) からリックスドルフを結ぶ軽便鉄道の運行距離は、約二七キロメートルであった。⁽²²⁾ トレビーンやケーニヒス・ヴスターハウゼンは、ベルリンからかなり離れたこのミッテンヴァルデと等しなみの「遠距離」の地に当たる、と見てよいだろう。ブレジケの言う「遠距離」ペンドラー範疇に属する通勤者は、トレビーンが一七人、

表5-5 テルトウ郡のペンドラー
(単位：人)

| | |
|----------------|--------|
| ケーペニク | 395 |
| テルトウ | 33 |
| トレビーン | 17 |
| アードラースホーフ | 685 |
| アルト・グリーンニッケ | 108 |
| ブリッツ | 541 |
| ブーコ | 14 |
| ドイツヴィルメルスドルフ | 3,724 |
| アイヒヴァルデ | 73 |
| フリーデナウ | 1,416 |
| グロス・リヒターフェルデ | 1,604 |
| グリューナウ | 200 |
| グルーネヴァルト | 262 |
| ヨハニスタール | 181 |
| ケーニヒス・ヴスターハウゼン | 37 |
| ランクヴィッツ | 302 |
| リヒテンラーデ | 15 |
| マリーエンドルフ | 380 |
| マリーエンフェルデ | 50 |
| ノイエンドルフ | 52 |
| ニーダー・シェーネヴァイデ | 144 |
| ノヴァヴェース | 118 |
| ルード | 13 |
| シュメルゲンドルフ | 317 |
| シュメックヴィッツ | 11 |
| シュテーグリッツ | 2,428 |
| テムペルホーフ | 1,324 |
| トレープト | 894 |
| ヴァンゼー | 40 |
| ツェーレンドルフ | 642 |
| ツォイテン | 26 |
| オスドルフ | 17 |
| | 16,063 |

(註) ケーペニク、テルトウ、トレビーンは都市。オスドルフはグーツベツィルク。残余のものは、すべてゲマインデ。
(出典) *Preußische Statistik*, Heft 177, Teil II, S. 471, より作成。

そして、ケーニヒス・ヴスターハウゼンにあっては、三七人を数えた。表5-4に示した三、六七七人は、これらの数値を含むものである。都市へ向かう「遠距離」ペンドラーを、一例としてのベルリン圏について確認するなら、それは、ケーニヒス・ヴスターハウゼンとトレビーン、さらには、ツォッセンやミッテンヴァルデ等の、ベルリンから相当遠い農村地域における勤労者だったのである。⁽²³⁾

では、こうした「遠距離」ペンドラー層は、いったい、どのような生業に従事していたのであろうか。「プロイセン統計」は、都心に最も近いものから遠く離れるにつれて、「合併ゲマインデ」(Eingemeindungsgemeinde)、「周域ゲマインデ」(Umgebungsgemeinde)そして、「鉄道ゲマインデ」(Eisenbahngemeinde)という三類型に、ペンドラーの居住地を分けて、その点を明らかにしている。⁽²⁴⁾「遠距離」ペンドラーの居住地は、ケーニヒス・ヴスターハウゼン等の「鉄道ゲマインデ」にほかならなかった。ただし、『統計』は、残念ながら、ベルリンとシャルロッテンブルクそしてフランクフルト・アン・マインの三市に関するかぎり、この点の記録を残していない。そこで、ベルリンに比

表 5 - 6 ペンドラーの生業

(単位：人)

| | | 合併ゲマインデ | 周域ゲマインデ | 鉄道ゲマインデ | 比率 (%) |
|--------|-------|---------|---------|--------------|--------------|
| 農業・畜産 | 141 | 113 | 22 | 6 | 0.44 |
| 鉱工業 | 5,686 | 4,212 | 497 | 977 | 72.05 |
| 商業・保険 | 679 | 417 | 56 | 206 | 15.19 |
| 家内仕事 | 717 | 544 | 24 | 149 | 10.99 |
| 軍人・牧師等 | 87 | 61 | 9 | 17 | 1.25 |
| その他 | 1 | — | — | 1 | 0.07 |
| 合計 | 7,311 | 5,347 | 608 | 1,356 | 100 |
| 比率 (%) | 100 | 73.14 | 8.32 | 18.55 | |

(出典) *Preußische Statistik*, H. 177, Teil II, S. 496 u. 508, より作成。

較的近く、かつまた、発達した農業の後背地を持つマクデブルクを、さしあたっての代替事例に取り上げることにはしたい。同市に働きに出るペンドラーの生業を示した表5-6を見よう。ここには、各種職業の多様な展開が見られるが、その点では、全体の一八・五五パーセントを占める「鉄道ゲマインデ」居住者の場合も、決して例外ではない。それらの生業の内訳を調べると、七割を超える鉱工業従業者が、断然際立った存在を示していることが分かる。しかも、ほぼ一〇〇パーセントと言ってよいその圧倒的多数が、建築業や金属加工業等に従事する労働者と職人 (*Gesellen u. Gehilfen*) から成っていたのである。⁽²⁶⁾ マクデブルクの地場工業は、こうした「鉄道ゲマインデ」のペンドラー層を、その不可欠の労働力基盤の一つとして成り立つものだった。マクデブルクについて確認できるこの点は、その他の地、したがって、ベルリンに関してもまた等しく妥当する事実と見て大過ないであろう。

ともあれ、ペンドラー労働者層の生成は、鉄道網の整備・拡充に代表される都市化の進展と密接不可分の関係に立つものであった。いや、と言うよりもむしろ、農村地域と都市のあいだを日日往復するペンドラーの存在そのものが、「都市農村連続体」の落とし子であり、そうした「連続体」の歴史的個性を自らのうちに体現する一契機にほかならなかった。こうして、テルトウ郡は、すでに定量的な存在形態となったペンドラー労働者の生成とともに、「都市農村連続体」としての特性をいよいよ強めて行ったのである。では、ベルリン近郊

の各ゲマインデは、都市化の揺るぎない進展過程と、さながら時節を合わせたかのような観さえある「地方自治の古典時代」にあつて、はたして、どのような自治の実績を上げたのであろうか。後論での検討は、この一点に集約される。

三 近郊ゲマインデにおける自治の諸相

1 シャルロツテンブルクとドイツユヴィルメルスドルフの角逐⁽²⁷⁾

周知のとおり、シャルロツテンブルクとドイツユヴィルメルスドルフ (Deutschwilmsdorf) は、ともに、テルトウ郡からの離脱と都市への転進 (Erhebung) を果たす同じ動きを示した点で、同類項のゲマインデだったと言つてよい。前者の離脱は一八七七年、後者のそれは一九〇七年のことだった。⁽²⁸⁾ だが、一見同類に見える両者のあいだには、以下に記すかなり激しい角逐が秘められていたのである。いちはやく都市への転進を遂げた言わば先輩ゲマインデ格のシャルロツテンブルクは、一九〇一年四月一六日、南部に隣接するドイツユヴィルメルスドルフに対して、テルトウ郡からの離脱とシャルロツテンブルクへの合併 (Eingemeindung) を提案する。それは、ドイツユヴィルメルスドルフにおける排水工事 (Kanalisation) の費用とその後の下水の管理・運営費を、独立ゲマインデとしての誇りを放棄して、自分に合併してくれさえすれば、シャルロツテンブルクが全額支弁してもよいとの交換条件を付して提示されたものだった。こうして、ドイツユヴィルメルスドルフは、自立したゲマインデの文字どおりの名を捨てて、インフラストラクチャーの無償整備という一種の経済的な実を取るべきか否かの困難な二者択一を突きつけられたのである。

ドイツユヴィルメルスドルフが敢然採つた道は、独立維持の路線であつた。同ゲマインデの自由協会 (Liberaler

Verein) は、ゲマインデ代表に宛てた五月二三日の書簡で次のように進言する。すなわち、一八九一年七月三日の『ラントゲマインデ条例』第四九条は、ゲマインデ議員数について、「それは、定款 (Ortsstatut) に基づき、一一人、一五人、一八人から上限二四人にまで増員しうる⁽²⁹⁾」と規定しているが、同条例制定当時の状況と比し、住民数五倍以上の著増を実現するとともに、三万人を超えるゲマインデ住民を擁するまでに発展したばかりではなく、かてて加えて、「ゲマインデ財産」⁽³⁰⁾ 所有の点でも、シャルロットテンブルクとなんら遜色ない当該ゲマインデの並並ならぬ力量に鑑みて、ドイチュヴィルメルスドルフは、ゲマインデ議員を現行の一二人から二四人へと倍増し、都市権 (Stadt-recht) 獲得後、ただちに、独立した都市 (Stadtkreis) への転進を図るべきである、と。

当協会は、また、同年一月四日には、「生粋のマルク人」⁽³¹⁾ で「テルトウ郡の父」⁽³²⁾ との尊称を得た当時の郡長シュトゥーベンラウフ (Ernst von Stubenrauch) 宛ての請願書を提出しました。その内容は、先述の要望書とほぼ同文であるが、このたびは、「ベルリン市門近くに位置し、純都市的性格を持つ、著しく発展したゲマインデ」⁽³³⁾ である旨を強調し、住民数を三五、〇〇〇と見積もった上で、議員数を二四に増員するだけでなく、陪審員 (Schöffe) 数の六名への増加をも要求したのであった。⁽³⁴⁾ ドイチュヴィルメルスドルフは、九月九日には、ほぼ千人規模の市民集会を開き、ゲマインデの自立にこそ未来への展望を託さねばならぬこと、そして、当面する困難の除去のためには、ゲマインデ議員を許容範囲いっぱい増やさねばならないことを確認して、シャルロットテンブルクへの合併に断固反対する氣勢を上げたのであった。

こうしたなかで、結局、『ラントゲマインデ条例』に基づき、三名の陪審員と一二人のゲマインデ議員をそれぞれ倍増させる旨を明記した一九〇二年二月一〇日公布のゲマインデ定款は、翌日、ゲマインデ長ハーベルマン (Haber-mann) による署名の手續を経て、郡委員会 (Kreisausschub) へと回付され、郡長シュトゥーベンラウフの署名とともに、二月一八日、同委員会の認可を受けたのだった。このようにして、シャルロットテンブルクの誘いを蹴ったドイ

表5-7 マリーエンドルフ警察管区の構成

| | 住民数 (人) | 面積 (ha) |
|-----------|---------|---------|
| マリーエンドルフ | 11,169 | 1,111 |
| マリーエンフェルデ | 3,252 | 950 |
| ランクヴィッツ | 8,067 | 698 |

(註) 原典の日付は1908年3月1日。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom, Nr. 2266, o. Bl. より作成。

チュヴィルメルスドルフは、広く知られているとおり、一九〇七年に至ると、都市への転進を実現するのだが、一九〇四年にはテルトウ郡全体のほぼ四半分(二三・九八パーセント)に当たる巨額の税収入を負担していたこの有力ゲマインデが、同郡を離れることができたその裏には、実は、ブランデンブルク州 (Provinz Brandenburg) の絶大な後押しがあつた事実が看過されてはならない。同州議会は、ドイチュヴィルメルスドルフの都市権の獲得を支持するのである。なぜか。それは、担税力あるゲマインデがたとえ都市に転進したとしても、ブランデンブルク州内にとどまるかぎり、同州の救貧組織の維持・改善等の点での自治の実績を上げるためには断然望ましい事態であろうと、州が判断したからである。⁽³⁵⁾ このように、「ゲマインデの都市への転進」⁽³⁶⁾ は、ブランデンブルク州にとっては、「ベルリン市の合併志向」⁽³⁷⁾ と対抗し、それを効果的に阻止するための有力な一手段たりうると見なされていたのである。テルトウ郡に存するゲマインデの同郡からの離脱と都市資格の取得は、もとより、ゲマインデ自身の大きな努力なしには、とうてい達成不可能なものだつたにせよ、他方では、ベルリン市とブランデンブルク州の利害対立と州の自己主張が、それを強力に後押しした面も多分にあつたことが見過ごされてはならないのである。

2 マリーエンドルフによる警察管区の新設⁽³⁸⁾

マリーエンドルフ警察管区 (Amtsbezirk Mariendorf) は、表5-7に示したとおり、三つのゲマインデから成っていた。最大ゲマインデのマリーエンドルフは、ランクヴィッツ (Lankwitz) を切り離して、マリーエンフェルデ (Marienfelde) とともに、新たな警察管

表5-8 負担金の著増
(単位：マルク)

| 年 | 金額 |
|------|--------|
| 1899 | 4,680 |
| 1903 | 7,120 |
| 1906 | 17,700 |

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom, Nr. 2266, o. Bl. より作成。

区を作りた旨を、ときの内務大臣に請願する。⁽³⁹⁾一九〇六年一月二二日付のマリーエンドルフ市民協会 (Bürgerverein) の内務大臣宛て文書によれば、この請願の大要は、次のようなものであった。純都市的性格をすでに身につけた同ゲマインデは、「隆盛を迎えつつあるベルリン近郊⁽⁴⁰⁾」の一つにほかならない。他の二ゲマインデより以上の高額を拠出してきた警察管区の負担金も、表5-8記載のとおり、この数年間で著しく増加している。その上、一九〇六年度の管区の維持費は、この一七、七〇〇マルクの負担金のみだったのではなく、罰金や建築手数料等の約二〇、〇〇〇マルクを加算するなら、少なくとも三七、〇〇〇マルクの線を突破するであろう。ゲマインデとアムトをそれぞれ管掌する両役所 (Doppelbehörden) の並存によって余儀なくされる市民生活の不便と不利益は、各種証明書受領上の二重でまに端的に表れており、それゆえ、マリーエンフェルデが、ゲマインデとアムトの一体的な行政を持たぬ二重行政 (Doppelverwaltung) に甘んじるいわれはみじんもないと言ふべきである。

この場合、該ゲマインデが依拠した法的根拠は、『プロイセン郡条例』第四八条と第四九条、とりわけ、条件さえそろえば、ゲマインデたるもの独力で警察管区を構えてもよいとした第四八条第二項の規定であつた。⁽⁴¹⁾ マリーエンドルフは、シュマルゲンドルフやグルーネヴァルトのように、自分より狭小なゲマインデ⁽⁴²⁾でさえ、すでに自前の警察管区を作ったことがある前例を引き合いに出しながら、固有の警察管区の形成、ならびに、ゲマインデ行政と警察行政の統合を強く要請したのであった。シュトゥーベンラウフの後任として、郡長の業務を一九〇八年二月一日に引き継いだ⁽⁴³⁾アツヒエンバッハ (Adolf von Achenbach) は、郡会の議を経て、同年三月一日、上述の請願を妥当なものと同断する。これを受けたポツダム県 (Regierungsbezirk Potsdam) の賛意の表明 (三月一〇日) 後、内務大臣は、三月二五日、当該警察管区の新設を認可したのである。こうして、ランクヴィッツの抵抗もむなしく、マリーエンドルフは、

新しい警察管区の設立に成功したのだった。

3 マリーエンフェルデの排水設備⁽⁴⁴⁾

次に、ヨーロッパ都市制度にとつて、「第一級の文化革命」⁽⁴⁵⁾たる意義を担った排水溝整備上のゲマインデの努力の跡を、前節に登場したマリーエンフェルデに注目して、概観しておこう。ベルリン・ドレスデン線と軍用鉄道が走り、テルトウ運河も通る当該ゲマインデは、九〇〇ヘクタール強の規模であつたが、そのうちの約二〇ヘクタールが運河と鉄道に利用されていた。マリーエンフェルデは、また、ヴュルテムベルク (Württemberg) を発祥の地とするあのダイムラー社が、一九〇二年、モーター工場を新設したことでも広く知られるゲマインデである。⁽⁴⁶⁾

さて、ベルリンの近郊ゲマインデにおいて高い実績を誇った排水設備は、「分離システム」⁽⁴⁷⁾ (Trennsystem) と呼ばれるものだった。家庭排水と業務上の汚水は、ともに、いわゆる「下水灌漑用地」⁽⁴⁸⁾ (Rieselfeld od. Rieseland) での浄化後、再利用に回され、他方、雨水はと言えば、テルトウ運河に流しこむというように、排水の浄化と雨水の分流とを二つに分けて実行するシステムが、これであつた。また、「下水灌漑用地」は、住民二五〇人当たり一ヘクタールの割合で作られるのを通例とした。マリーエンフェルデは、ランクヴィッツまで結ぶこのような下水設備の工事のために必要な約二八〇万マルクの費用のうち、その半額以上の一五〇万マルクを、自己の利益を上げるといふよりもむしろ、公共の福祉 (Gemeinwohl) を向上させるべく、借金ものものは、進んで引き受けることを潔しとしたのだった。一五〇万マルクの資金調達は、全額、公債発行でまかなわれたのである。

ゲマインデの負担は負担として、非営利的なこうした新設備が作られたからには、言うまでもなく、そこから直接利益を得る世帯主あるいは借家人への費用の転嫁が図られることになる。「接続義務、そして、接続料・使用料」⁽⁴⁹⁾の徴収が、それである。だが、社会政策的な、あるいは衛生政策上の配慮が優先されたことから、このような費用の転

嫁は、不完全な状態にとどまるほかなかった。一例を示そう。マリールエンフェルデに存する「良き羊飼い」(Zum Guten Hirten) という名の一修道院は、ゲマインデの努力によつて新設された排水設備への接続義務の免除を、郡長アツヒエンバッハに願ひ出る。その理由はこうだった。一九一〇年度の同修道院の収支決算を見ると、収入は二九三、八五九マルクだけだったのに対して、支出の方は、三〇九、六一六マルクに及んでいる。修道院は、差額一五、七五七マルクの穴埋めを篤志家におがざるをえなかった。「良き羊飼い」は、こうした経済的窮境下にあつて、接続料と使用料の支払いを免れたいと願つたのである。

これに対する郡長の一九一〇年八月六日付の見解は、こうである。すなわち、彼は、マリールエンフェルデが排水設備のためにかかえこんだ一五〇万マルクもの負担は、ひとえに、公益の増進を目指すものなのであつて、そこへの接続の可否をひとたび利用者たる各土地所有者の任意に委ねたならば、修道院などではなく、三、六〇〇人しかない該ゲマインデの方が経済的苦境に陥るであろうことは、目に見えており、それゆえ、修道院が申し立てる苦情には、なんら説得的根拠はないと断じたのであつた。結局、ゲマインデ長も修道院長もともに臨んだ一九一二年一月一〇日の協議の席上、ゲマインデは、修道院が自前の「灌漑用地」で排水・浄化を行うことを了承して妥協する。これに対して修道院は、ゲマインデが負担した資金の償却用の一助として、毎年一、五〇〇マルクをゲマインデに支払う旨を約したのだった。こうして、排水設備の新設とその運営は、ゲマインデにとっては、公益を優先して営まれる「赤字」⁽⁵¹⁾の事業にとどまるほかなかったのである。

4 グーツベツイルクのゲマインデへの合併⁽⁵²⁾

ゲマインデの能動性を示す一証左と言える合併 (Vereinigung) の事例を、二つほど挙げておこう。一八九八年二月一二日付の内務大臣文書は、グーツベツイルクがゲマインデに吸収されて消滅する二つの事案を、王が裁可した⁽⁵³⁾

ことを、ポツダム県知事宛てに伝えている。それは、第一に、グーツベツイルク・ヴェルベン (Werben) のゲマインデベツイルク・グリーニツク (Glienick) への合併であり、第二に、グーツベツイルク・ノイエ・ミューレ (Neue Mühle) のゲマインデベツイルク・ケーニヒス・ヴスターハウゼンへの合併の二件であった。まず前者について、四人の住民を持ち、六六〇ヘクタール強の規模の騎士農場ヴェルベンは、一八九八年に、ベルリンの一銀行 (Landbank in Berlin) の手に落ちる。同銀行は、この農場の零細地への分割と販売を企図しており、それゆえ、該グーツベツイルクは、隣接ゲマインデのグリーニツクに統合されるに如くはない。なお、グリーニツクとヴェルベンは、ともに、警察管区ならびに学校・教会ゲマインデの面では、すでに一箇の連合体 (Amts-Schul- u. Kirchenverband) を構成した実績を持つ点も、勘案されてしかるべきである。

次に、ケーニヒス・ヴスターハウゼンの事例⁽⁵⁴⁾についてであるが、ノイエ・ミューレの住民数は一二二人で、その大きさは一一五ヘクタール強だった。このグーツベツイルクが、住民数二、七八二人を擁し、一八二ヘクタール強を数えたケーニヒス・ヴスターハウゼンに統合されたので、ゲマインデは、約三〇〇ヘクタール規模に拡大したことになる。さて、その理由はと言えば、こうであった。零細地の売り出し (Ausverkauf) によるグーツベツイルクの細分化は甚しさをきわめ、ついには、所領の統一性をほぼ完全に喪失するまでに至った。グーツベツイルクの法的存続にとつての経済的前提が崩れたのである。意気沮喪したグーツヘルは、所領管理を続ける意欲をすっかり失い、グーツベツイルクのラントゲマインデへの編成替え (Umwandlung) も土台無理な話である以上、近隣ゲマインデへの合併以外に採るべき道はない。郡委員会は、この合併を強く推奨した。ところで、ケーニヒス・ヴスターハウゼンの土地所外には、前章で指摘したとおり、三種類あったことが忘れられてはならない。⁽⁵⁵⁾ 王家世襲財産 (das königliche Hausfideikommiß) を構成するグーツ (二七七ヘクタール) と森林 (六、五〇〇ヘクタール) は、合計で約六、七〇〇ヘクタールに達した。他方、ゲマインデ面積は、約三〇〇ヘクタールを数えたのだが、そのうちの一一五ヘクタール強は、グ

ーツベツイルクを合併して得たものだったのである。ともあれ、この二つの事案は、一九世紀末期におけるゲマインデのある種の能動性を例証する点で興味深いと言いうるが、本章では、後者のケーニヒス・ヴスターハウゼンへの着目を、いましばらく続けることとしたい。

5 ケーニヒス・ヴスターハウゼンの力量と「ゲマインデ自由」⁽⁵⁶⁾

当地における一九世紀の自治的ゲマインデ行政の歴史を跡づける上で、文献上確認される最初の日付は、一八一一年にまでさかのぼりうる⁽⁵⁷⁾。宿場駅長のヴィーバッハ (Wiehbach) が、同年、ゲマインデ長 (Ortsvorsteher) に就任したことが記録に残っているからである。その後、二人の後任を経て、クレーフェルト (Philipp Krefeldt) が一八四三年にこの任を襲い、一八七八年まで三五年間の永きにわたり、同職にとどまる。彼は、ケーニヒス・ヴスターハウゼンにおけるゲマインデ長の最長在職年数を誇ったのである。彼の就任後数年経過した一八四七年五月三日、「フレツケン (Flecken) ・ケーニヒス・ヴスターハウゼン定款」⁽⁵⁸⁾ が、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世の裁可を受け、ここに、ゲマインデ行政は、一七九四年の『プロイセン一般ラント法典』に基づく活動の法的基礎を得たのだが、しかし、該定款は、「始まりつつある自治のための前提」⁽⁵⁹⁾ を与えたわけではまだなかった。なぜなら、ゲマインデ自身が自分のゲマインデ長を選ぶことはできず、彼は、なお依然として、『一般ラント法典』の規定⁽⁶⁰⁾ により、ゲマインデのグーツヘルたる王宮 (Hofkammer) によって任命されたからである。

さて、一八五一年の一史料によれば、該ゲマインデは、行政遂行上必要な費用として、年間五四〇ターラーを支出していた。これを、テルトウ郡の他のゲマインデと比較するならば、すでに三、三〇〇人以上の住民を擁した大ゲマインデたるノヴァヴェース (Nowawes) が、ほぼ同額を支出し、ベルリン近郊のヴィルメルスドルフとテムペルホーフは、ケーニヒス・ヴスターハウゼンの半額足らずしか出費していないことが判明する。当該ゲマインデには、固

有の「ゲマインデ財産」がなかったため、必要事の費用は、もつぱら、住民自身の出損によってまかなわれたのである。ケーニヒス・ヴスターハウゼンは、一九世紀中葉当時すでに相当な財政的力量を持ちあわせていたゲマインデだったことが分かるであろう。

しかし、こうした見方だけでは、なお一面的であることは言うまでもなく、同時に他方では、以下の事実が忘れられてはならない。一八五七年度の収支を一例に挙げよう。その内訳を見ると、学校維持と救貧業務のみで、約三七〇ターラーにも達し、両経費は、全額の三分の二を優に突破している。⁽⁶¹⁾これに対して、街路建設のような「将来を見据えた課題」⁽⁶²⁾用には、まだ、ごくわずかな額しか支出されていない。街路建設費は、一〇ターラーにすぎなかったのである。先述の「給付行政」の充実に示される「地方自治の古典時代」の到来のためには、なお、『郡条例』と『ラントゲマインデ条例』の制定・施行を待たなければならなかった。

はたして、一八七二年制定の『プロイセン郡条例』が、一八七四年一月一日、テルトウ郡に導入されたことは、同郡の自治の大きな前進に繋がるのだが、それは、ゲマインデ・ケーニヒス・ヴスターハウゼンにとっても例外ではなかった。グート・ケーニヒス・ヴスターハウゼンの所有者たるプロイセン王宮のゲマインデに対する警察高権 (Polizeihoheit) が廃棄されたからである。さらに、一八九一年七月三日制定の『ラントゲマインデ条例』がきわめて重要な意義を担ったことは、言うまでもない。同条例が一八九二年四月一日施行されるに及び、「ラントコムーネとしての自治権の法的定着」⁽⁶³⁾が初めて実現するからである。実業学校 (Realschule) の新設や水道設備・運河建設等の「将来を見据えた課題」を、ゲマインデが積極的に推進して行く確かな道が、ここによりやく開かれることとなる。⁽⁶⁴⁾

ケーニヒス・ヴスターハウゼンにおけるその本格的な展開は、クレーフェルト引退後、キントラー (Karl Kindler)⁽⁶⁵⁾の就任を経て、一九〇〇年六月六日、当地としては初めて専業の (hauptamtlich) ゲマインデ長となるバーベントイン (Paul Babenzien) の在任中のことであった。一例のみ示すと、ベルリンの機械製造会社が、ケーニヒス・ヴス

ターハウゼンの北部に隣接するヴィルダウ (Wildau) に進出し、一九〇四年、その工場従業員のための住宅をケーニヒス・ヴスターハウゼンに求めたとき、ゲマインデは、バーベンツィーンの指導のもとに、王家世襲財産地からの住宅建設用地の無償割譲とゲマインデへのその合併に成功し、ベルリンからの工場誘致に協力する積極姿勢を示したのである。

では、ケーニヒス・ヴスターハウゼンのこうした歩みが物語るところは、なにか。われわれは、次のように言わなければならぬであろう。すなわち、そもそも、プロイセンの「ゲマインデ自由」とは、未成熟かつ未発達な低い水準にとどまった⁽⁶⁶⁾と一面的・静態的に理解されてはならず、むしろ逆に、たとえ当初は未熟なものだったにせよ、それは、一九世紀の歩みとともに、次第にその内実を整え、深化・拡大して行くすぐれて動的な過程を辿ったのである。本節の事実、その点を例証する好個の個別事例の一つにほかならなかった。

6 アイヒヴァルデの請願とゲマインデの三類型⁽⁶⁷⁾

一九世紀末期に住民数四〇九人を数えた二七五ヘクタール規模のアイヒヴァルデ (Eichwalde) は、前節で見たケーニヒス・ヴスターハウゼン同様、ベルリン・ゲルリッツ鉄道線沿いに位置している。ここでは、同ゲマインデが一九一〇年代に示した理工科系ギムナジウム (Realgymnasium) 開設の動きに着目することによって、もとより、そこから知られうる範囲内ではあれ、都市化に対するゲマインデの行動の類型把握を試みておきたい。さて、プロイセンにおいては、一八七六年二月二日の布告が、農村における高校 (ländliche Fortbildungsschule) を助成し、また、産業実科学校 (gewerbliche Fortbildungsschule) と警察学校 (Polizeischule) を設立することを、郡の義務と定めていた⁽⁶⁸⁾。そして、国民学校 (Volksschule) はと云えば、一九〇六年七月二八日の「国民学校維持法」⁽⁶⁹⁾により、プロイセン全州において、公立学校となることが決したのだった。プロイセンの各ゲマインデが全体として引き受けさせら

れた負担は、その結果、一八九一年の九、〇〇〇万マルクから、一九一一年の二億七、九〇〇万マルクへと激増したのである。⁽⁷⁰⁾では、アイヒヴァルデは、高校については郡の助成を見こみえたとは言え、国民学校維持の負担がきわめて大きかったにもかかわらず、なぜ、ギムナージウムの開設を試みようとしたのであろうか。一九〇九年一月二二日付の一請願書によれば、そこには、ゲマインデのレーゾナーデートルをかけた次のようなもくろみが秘められていた。

ギムナージウムの開設は、ひとりアイヒヴァルデのみの利益と言うよりもむしろ、シュメックヴィッツ (Schmückwitz) とツォイテン (Zeuthen) を含む近隣ゲマインデ全体にとっての死活問題にほかならない。これらのゲマインデは、住宅地、とりわけ、高級住宅街の建設 (villenähnliche Bebauung) の点で、公益の増進に大いに貢献してきた。それは、ゲルリッツ線沿いのベルリン南東の近郊全域にとつての利益にほかならない。もし仮に、工業団地の開発の手が、これら居住ゲマインデのすみずみにまで及ぶとすれば、健康な居住地はことごとくその姿を消すに違いない。ケーペニク (Köpenick) やニーダーシェーネヴァイデ (Niederschöneweide)、さらには、アードラースホーフ (Adlershof) やヴィルダウのように、ほぼ完全に工業企業におおい尽くされたゲマインデと、これに加えて、工業企業の活動からもはや自由ではありえないグリューナウ (Grünau) の惨状を見るにつけ、居住ゲマインデが高級住宅街として維持されて行く利点はまことに大きい、と言わなければならないのである。それゆえ、就学児童が国民学校の卒業後、外部へと通学する事態は、決して好ましいものではない。高等学校の設立が急がれる所以である。ともあれ、アイヒヴァルデが、近隣ゲマインデもろとも工業ゲマインデに墮する結末だけは、どうしても避けられなければならないのである。⁽⁷¹⁾

こうした事態を踏まえ、かつまた、すでに分析済みのケーニヒス・ヴスターハウゼンの事実をも加えて、鉄道建設が惹き起こした都市化の波への近郊ゲマインデの対応に関する類型把握を、ベルリン・ゲルリッツ線上に位置する三

つのゲマインデに即して試みるとすれば、こうである。すなわち、ベルリンに最も近いケーペニクは、「工業ゲマインデ」(Industrieort)と化した。アイヒヴァルデは、「住宅街ゲマインデ」(Villenort)である。そして、ベルリンから最も遠いケーニヒス・ヴスターハウゼンは、農村の静穏なうたたね生活から覚醒させられ、「ベルリンの一近郊」への仲間入りを比較的近時になってようやく果たした、言わば「新近郊ゲマインデ」(neuer Vorort)にほかならない⁽⁷⁴⁾と。

1 テルトウ運河の建設と近郊ゲマインデの貢献⁽⁷⁵⁾

テルトウ郡を語る上で欠くことのできない郡の一大事業だったテルトウ運河は、一九〇六年六月五日に開通する。テルトウは、一九〇〇年三月五日の郡会において、その竣工を決定していた。建設費については、二、五二五万マルクもの全額を郡自身が負担したが、そのうちの二、二〇〇万マルクは、公債発行によって調達されることとなった。ところで、ホーフマンは、クライス(郡)自治の「二重性格」Doppelnatur、すなわち、一八八〇年代のポーゼンや西プロイセンにおける反ポーランド的国策遂行の道具としての郡長の働きに端的に示される国家的業務を司る「秩序行政」(Ordnungsverwaltung)と、自治体固有の「給付行政」の違いに注目しながら、運河建設を、後者に属する重要課題の代表例の一つに挙げている。テルトウ運河は、クライスを率いるラントラートのイニシアティブによって実現したと言っても決して過言ではないプロジェクトであった。事実、郡長シュトゥーベンラウフにとって、それは、「彼の運河」⁽⁷⁸⁾にほかならなかったのである。ともあれ、テルトウ運河の完成をめぐる郡の絶大な貢献は明らかである。研究史を繙くなら、われわれは、さしあたり以上の事実を確認することができるであろう⁽⁷⁹⁾。

では、これに対するゲマインデの関与は、あったのか、なかったのか。クライスの役割を絶対的に重視してきた従来の研究史を補完するに足る論点は、本章が追ってきた「ゲマインデ自治」の観点から見て、全くないと、はたして

表 5 - 9 超過額のゲマインデ分担

| ゲマインデと グーツベツィルク | 土地面積 (ha) | 土地価格 (M) | 土地価格 の比率 (%) | 土地価格に よる割当 (M) | 郡会委員会 想定案 (M) | 償還額0.5% を含む場合 (M) |
|-------------------------|--------------|-------------|--------------------|----------------------|---------------------|-------------------------|
| 1. リヒターフェルデ | 1,675 | 50,936,000 | 20.7 | 54,544.5 | 68,672.25 | 91,080.5 |
| 2. シュテューグリッツ | 605 | 25,750,000 | 10.5 | 27,667.5 | 34,833.5 | 46,200.5 |
| 3. ランクヴィッツ | 723 | 25,396,000 | 10.3 | 27,140.5 | 34,170 | 45,320.5 |
| 4. マリーエンドルフ | 1,194 | 19,324,000 | 7.9 | 20,816.5 | 26,208.25 | 34,760 |
| 5. ブリッツ | 1,325 | 12,690,000 | 5.2 | 13,702 | 17,251 | 22,880 |
| 6. テムペルホーフ | 602 | 11,735,000 | 4.8 | 12,648 | 15,924 | 21,120 |
| 7. ツェーレンドルフ | 1,595 | 11,510,000 | 4.7 | 12,384.5 | 15,592.25 | 20,680 ¹⁾ |
| 8. テルトウ | 1,520 | 9,196,000 | 3.7 | 9,749.5 | 12,274.75 | 16,280 |
| 9. 王有林グリューナウ | 1,345 | 8,070,000 | 3.3 | 8,695.5 | 10,947.75 | 14,520 |
| 10. フリーデナウ | 320 | 8,000,000 | 3.2 | 8,432 | 10,616 | 14,080 |
| 11. ルード | 1,110 | 6,660,000 | 2.65 | 6,982.75 | 8,791.5 | 11,660 |
| 12. クライン・マハノ | 1,133 | 6,158,000 | 2.5 | 6,587.5 | 8,293.75 | 11,000 |
| 13. シュマルゲンドルフ | 230 | 5,750,000 | 2.4 | 6,324 | 7,962 | 10,560 |
| 14. アルト-グリーニッケ | 740 | 5,700,000 | 2.3 | 6,060.5 | 7,630.5 | 10,120 |
| 15. トレープト | 468 | 5,616,000 | 2.2 | 5,796 | 7,297.25 | 9,678.5 |
| 16. シュターンスドルフ | 1,140 | 5,060,000 | 2.0 | 5,270 | 6,635 | 8,800 |
| 17. ヴィルメルスドルフ | 163 | 4,075,000 | 1.6 | 4,216 | 5,308 | 7,040 |
| 18. マリーエンフェルデ | 970 | 3,880,000 | 1.6 | 4,216 | 5,308 | 7,040 |
| 19. ブーコ | 782 | 3,708,000 | 1.5 | 3,952.5 | 4,976.25 | 6,600 |
| 20. 王有林ポツダム | 566 | 3,396,000 | 1.4 | 3,689 | 4,644.5 | 6,160 |
| 21. 北シェーネヴァイデ | 130 | 3,120,000 | 1.3 | 3,425.5 | 4,313 | 5,720 |
| 22. ルード所領 | 314 | 1,884,000 | 0.75 | 1,976.25 | 2,488 | 3,300 |
| 23. 王領地ダーレム | 260 | 1,560,000 | 0.6 | 1,581 | 1,990.5 | 2,640 |
| 24. アードラースホーフ | 130 | 1,560,000 | 0.6 | 1,581 | 1,990.5 | 2,640 |
| 25. ギューターゴッツ | 420 | 840,000 | 0.4 | 1,054 | 1,327 | 1,760 ²⁾ |
| 26. クライン-グリーニッケ | 68 | 744,000 | 0.3 | 790.5 | 995.5 | 1,320 |
| 27. オスドルフ ³⁾ | 264 | 528,000 | 0.3 | 790.5 | 995.5 | 1,320 |
| 28. ヨハニスタール | 66 | 792,000 | 0.3 | 790.5 | 995.5 | 1,320 |
| 29. グリューナウ | 116 | 696,000 | 0.3 | 790.5 | 995.5 | 1,320 |
| 30. ルールスドルフ | 300 | 600,000 | 0.25 | 658.75 | 829.25 | 1,100 |
| 31. ルールスドルフ所領 | 300 | 600,000 | 0.25 | 658.75 | 829.25 | 1,100 |
| 32. ノイエンドルフ | 17 | 204,000 | 0.1 | 263.5 | 332 | 440 |
| 33. ヴァンゼー | 15 | 180,000 | 0.1 | 263.5 | 332 | 440 |
| 34. クライン-グリーニッケ所領 | 6 | 72,000 | — | — | — | — |
| 35. シュプーテンドルフ | 42 | 84,000 | — | — | — | — |
| | | | 100 | 263,500 | 331,750 | 440,000 |

(註) 1) デュッペルの分担額を含む。
 2) グーツベツィルク・ギューターゴッツの分担額を含む。
 3) オスドルフとはハイナースドルフを含む所領。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2280, より作成。

断言できるのであろうか。表5・9を見よう。本表の物語るところを、一九〇〇年三月三十一日付ポツダム県文書と同一年一〇月一七日付内務大臣文書に依拠しつつ、かいつまんで示せば、こうである。利子を含む公債償還のために必要な年額七〇万マルクのうち、その半額を進んで負担する用意が郡にはある。だが、自余の半額三五万マルク、ならびに、償還額が七〇万マルクを超える場合の負担については、『郡条例』第一七六条第二項⁽⁸⁰⁾の過重負担 (Mehrbeta-stunde) 条項が適用されなければならない。すなわち、排水設備もしくは交通路としての運河の利用価値が格段高いゲマインデとグーツベツイルクは、当然、その過重負担を引き受けてしかるべきなのである。割り当て額は、排水敷地内にある各ゲマインデの土地の価格に基づいて査定されうる。こうして作成された各ゲマインデの超過額の割り当てを示したのが、表5・9である。ゲマインデの分担額を、第一位のものから順に列記していくと、一位、リヒターフェルデ、二位、シュテークリッツ、そして、ランクヴィッツ、マリーエンドルフ、ブリッツ、テムペルホーフ、ツエーレンドルフと続く七位までが、運河沿いの有力ゲマインデだったことが分かる。第八位にようやく顔を出すのが、すでに都市資格を備えたテルトウ市である。

ともあれ、本表を全体として見るなら、超過額分担の点での近郊ゲマインデの関与と相当な貢献は、明らかである。このかぎりでは、ゲマインデもまた、もとよりクライスのイニシアティブが不可欠だったとは言え、テルトウ運河建設のための重要な使命を引き受けたのである。総じて、本節が発掘した一連の諸事実は、プロイセン史におけるゲマインデの能動性、つまりは、「ゲマインデ自治」あるいは「ゲマインデ自由」の積極的・肯定的評価に繋がらう。無視すべからざる素材を少なからず提供している、と言わなければならないであろう。

四 結 語

テルトウ郡の南北縦貫三路線に代表される鉄道建設とその発展は、ベルリン圏都市化の牽引車たる歴史的役割を果たすものであった。それは、ベルリン周域の農村社会に絶大な影響を及ぼし、同郡の「都市農村連続体」としての個性的特徴をますます強化した。そして、この都市化によって生み落とされた一九世紀末期のペンドラー労働者の存在そのものが、「都市農村連続体」としての特性を自らのうちに体现する契機にほかならなかった。他方、当時、プロイセンは、マツツェラートの言う「地方自治の古典時代」を迎え、それは、シエラー (Peter Schöller) のいわゆる「一九世紀の偉大な業績」⁽⁸¹⁾の一つと言ってよい地方自治体の「給付行政」が、さながら都市化と符節を合わせたかのように、各地で豊かに花開かせていた時期でもあったのである。いま、この点に関する本章の実証成果を整理して示せば、こうである。

ドイチユヴィルメルスドルフは、経済面では実利の見えるシャルロットテンブルクの執拗な誘いものかは、名を捨てて実を取る不名誉に甘んじることなく、自ら敢然と都市へと転進した。マリーエンドルフは、ゲマインデとアムトの「二重行政」から果敢に脱却し、マリーエンフェルデを道づれに新たな警察管区を作つて、その自主性を強めた。マリーエンフェルデは、排水設備を整えて、ゲマインデ住民の福利厚生増進の実を上げるとともに、修道院の財政的苦境にも一定の理解を示す寛容さを併せ持ちもした。グリーニックとケーニヒス・ヴスターハウゼンは、ともに、使命を果たし終えて衰弱したグーツベツィルクを合併して、その住民を自分のゲマインデに迎え入れた。ケーニヒス・ヴスターハウゼンは、また、一九世紀が進むにつれて次第に自治の内容を充実させ、都市近郊農村地域において、「地方自治の古典時代」の一翼を担った。アイヒヴァルデは、ギュムナージウム開設の動きを示して、「住宅街ゲマイ

ンデ」たる自己のアイデンティティの維持・強化を志向した。そして、テルトウ郡にとって永年の宿願だったテルトウ運河の建設に際しては、運河沿いに立地する有力ゲマインデは言うに及ばず、テルトウのあまたのゲマインデが、クライスのこの歴史的一大事業の完成に対する応分の協力を惜しまなかつたのである。

総じて、本章が明らかにしたこれら一連の諸事実は、都市化の波とともにベルリン圏に巻きこまれ、「都市農村連続体」としての歴史的個性をいよいよ強めつつあった一九世紀末期のテルトウ郡において、そこでの「都市近郊ゲマインデ」が、とりわけ、「給付行政」の遂行の点で顕著に示した、内実に富む自治の諸相を例示するものと言ってよい。われわれは、これを、エッシャーとともに、「都市近郊ゲマインデ」にことに著しく見いだされる「ゲマインデの魅力」⁽⁸²⁾と特徴づけなければならないであろう。このように、テルトウ郡における「ゲマインデ自由」は、ヘフターが論難する未発達・未成熟な低い水準と程度に永きにわたりとどまり続けたわけではいささかもなく、とき、一九世紀末期にまでひとたび進めば、「都市農村連続体」としての歴史的個性の成熟とともに、そこに数多く存在した「都市近郊ゲマインデ」を主要な展開の場としつつ、すでに、ホーフマンが注目する「ゲマインデ社会主義」⁽⁸³⁾とも呼ぶうる高みにまで到達するすぐれて動的な発展を遂げたのであった。「都市近郊ゲマインデ」の自治の実績に執着して得られた本章のこの帰結は、もとより、「ゲマインデ自治」という一観点のみの一定の限度内においてはあれ、それでもやはり、ウンルーとともに、「プロイセンと結びつけられたあまたの月なみ観念 (Klischeevorstellung) の疑わしさ」⁽⁸⁴⁾を批判しざる歴史研究の必要をわれわれに迫るものであるように思われる。ある種の「疑わしさ」を免れえぬ点では、わが国の戦後歴史学以降の通説的プロイセン史像もまた決して例外ではない、と言つてよいのではあるまいか。⁽⁸⁶⁾

(1) Horst Matzerath, *Urbanisierung in Preußen 1815-1914*, Stuttgart 1985, S. 347. ハッペル、マツツェラートは、プロ

イス (Hugo Preuß) を援用しつつ、一九世紀末期から第一次世界大戦の勃発に至る時期を、「地方自治の古典時代」と見なしている。だが、プロイスは、マツツェラートが扱う始期よりも二、三十年早い、三月革命後の反動期を、「大都市自治の古典時代」と呼ぶのである。プロイスとマツツェラートでは、古典時代とする年代と自治の担い手の両面において、微妙なずれが見られることに注意しなければならない。Vgl. H. Preuß, *Die Entwicklung des deutschen Städtewesens*, Bd. 1, Leipzig 1906, S. 353.

(2) 本章が使用する未公刊史料は、前章同様、Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I, Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten (以下、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. と略記) に所蔵されている資料である。

(3) H. Harnisch, *Landgemeinde*, S. 325.

(4) K. Adamy, K. Hübener u. M. Lepus, *Königs Wusterhausen*, S. 105.

(5) H. Heffter, *Selbstverwaltung*, S. 707, 753 *et passim*; G.-C. v. Urruh, *Preußens Beitrag*, S. 722. ただし、クンターとウンルーとでは、プロイセン史における「ゲマインデ自由」のとりまき方が、正反対と言いつるほど異なる。さしあたり、前章の註(46)を見よ。なお、「プロヴィンツ自治」・「クライス自治」については、後段の註記(35・85)参照。

(6) この節の叙述は、主として、W. Holtz u. G. Koischwitz, *Südlich von Berlin*, S. 118-124, に拠る。

(7) 本書、二〇一一-二〇四ページ。

(8) W. Holtz u. G. Koischwitz, *Südlich von Berlin*, S. 120 u. 122.

(9) Vgl. W. Spatz, *Teltow*, 2. Teil, S. 221.

(10) 一九〇〇年時点のテルトウ郡を俯瞰する一歴史地図によれば、当時、トレブーンとショッセンは、ともに、都市資格を備えていたことが分かる。エッシェヤー (F. Escher) は、これらの町を、四囲の「農村的環境のなかに浮かぶ島」と特徴づけている。Vgl. L. Enders, *Ortslexikon, Übersichtskarte*; F. Escher, *Berlin*, S. 246.

(11) *Berlin und seine Eisenbahnen 1846-1896*. Hrsg. i. A. des Kgl. Ministeriums für öffentliche Arbeiten, Bd. 2 [1896], Reprint, Berlin 1982, S. 86-90.

(12) *Ebenda*, S. 89.

- (13) Vgl. *ebenda*, S. 83-86; W. Holtz u. G. Koischwitz, *Südlich von Berlin*, S. 123; F. Escher, *Berlin*, S. 246.
- (14) 一八八七年一月一五日の「ベルリン建築条例」が、同年「テルトウとニーダーバルニム (Niederbarnim) の両郡にも」その適用範囲が拡張されたこともまた、ペンドラー層の形成にとって無視しえぬ重要性を持った。側翼 (Seitenflügel) と裏側の家 (Hinterhaus) を備えた六階建てのベルリン風アパートの建築が、近郊地で可能となったからである。上記して、近郊ゲマインデにおけるペンドラーの居住条件が整って行った。Vgl. F. Escher, *Berlin*, S. 247.
- (15) 本節の分析は、M. Broesike, *Binnenwanderungen*, S. 1-62, bes. 44; *Preussische Statistik*, Heft 177, Die endgültigen Ergebnisse der Volkszählung vom 1. Dezember 1900 im preussischen Staate sowie in den Fürstentümern Waldeck und Pyrmont, Teil II, Gebürtigkeit. Blinde. Taubstumme. Arbeitsort und Wohnort, Berlin 1903, S. 469-539, 及び 231-232 号。
- (16) Königsberg i. Pr. • Danzig • Berlin • Charlottenburg • Stettin • Posen • Breslau • Königshütte i. Ob. Schles. • Gleiwitz • Beuthen i. Ob. Schles. • Magdeburg • Halle a. Saale • Altona • Kiel • Hannover • Bielefeld • Dortmund • Bochum • Kassel • Frankfurt a. M. • Krefeld • Duisburg • Essen a. Ruhr • Düsseldorf • Elberfeld • Barmen • Remscheid • Köln • Aachen.
- (17) Vgl. E. Wiebel, *Städte*.
- (18) D. Langewiesche, *Wanderungsbewegungen*, S. 2 u. 19.
- (19) この点も、ベルリン圏の事例に即して確認しておこう。一九〇三年刊の『プロイセン統計』によれば、ベルリンに住みながら、別のゲマインデもしくは都市で働く者の合計は、一四、八七八人だった。したがって、九九、六七〇人を数えた総数中の一四・九三パーセントが、ベルリンから農村方面へ向かうペンドラーであったことが分かる。ここでは、都心に流れるペンドラーの比率が、全国平均を相当凌駕しているのである。なお、農村方面へ働きに出る労働者で、テルトウ郡に赴く者は、全部で二、三七八人に達した。彼らの働き場は、ドイチュヴェイルメルスドルフ・フリーデナウ (Friedenau) ・グルーネヴァルト (Grünwald) ・シュマルゲンドルフ (Schmargendorf) ・テムペルホーフ (Tempelhof) ・トノープト (Treptow) であり、いずれもベルリンに比較的近いラントゲマインデだった。Vgl. *Preussische Statistik*, H. 177, Teil II, S. 483.

- (20) マツェラートは、これらの近距離ペンドライヤーを *Vorortpendler* と呼んでいる。ベルリンのすぐ近くに位置して、事実上すでに同市の一部と化し、もはやラントゲマインデもしくはクライスの自覚ある一員とは言えぬゲマインデ住民の大多数は、ベルリンで働き、自分自身を「ベルリン人」(Berliner) と意識し始めている。Vorortpendler は、一箇の Berliner にほかならない。『統計』を繙くと、当時、ベルリンへ向かうペンドライヤー八四、七九二人のうち、シャルロッテンブルクから一六、三五一、シェーネベルクが一四、一三五、そして、リックスドルフからが一五、〇三九であった。したがって、これら三つの最至近地のペンドライヤーだけで、全体の五割を超えたことになる。Vgl. H. Matzerath, *Urbanisierung*, S. 311f.; R. Dietrich, *Verfassung*, S. 259; *Preussische Statistik*, H. 177, Teil II, S. 470f.
- (21) M. Broesike, *Binnenwanderungen*, S. 44. 自転車の使用が相当広範に普及している点を勘案すると、ペンドライヤーの通勤距離はもっと遠くに及ぶだろうとブレジケは指摘している。
- (22) 前章の分析、本書、二〇六―二〇八ページ、参照。なお、ミッテンヴァルデ駅で乗降するペンドライヤー数は、約六人と見積もられる。本書、二三九―二四〇ページ、註(38)参照。
- (23) ここで、以下の二点を確認しておきたい。ケーニヒス・ヴスターハウゼンの大土地所有は世襲財産との繋がりを保つて、自らの在地性を確保しつつ、鉄道を使い当地からベルリンへ通勤すると見てよい雑多な非農業的労働者の存在を、わたくしは、すでに前章で明らかにした。ケーニヒス・ヴスターハウゼンの三七人には、そうした種類の労働者が含まれているに違いない。これが第一。そして、この三七人を含む「遠距離」ペンドライヤーとは、概して、前章で別出された「都市近郊農村労働者階層の新種範疇」に属すると言ってよい。これが第二。本書、二二八―二二九ページ、参照。
- (24) Vgl. *Preussische Statistik*, H. 177, Teil II, S. 492-539.
- (25) マクデブルク沃野 (Magdeburger Börde) における発展した農業の一九世紀史については、さしあたり、Hainer Paul, *The Rural Proletariat. The Everyday Life of Rural Labourers in the Magdeburg Region, 1830-80*, in: R. J. Evans and W. R. Lee (eds.), *The German Peasantry*, pp. 102-128, 参照。
- (26) 『統計』は、生業者を a、独立自営者 (Selbständige)、b、職員 (Angestellte)、そして、c、労働者・職人に三分して、関係の数値を列記している。他二者を圧する c 範疇の厚い存在について、二例のみ示しておこう。「鉄道ゲマインデ」の住人で、金属加工業に従事した者は二三三人、その全員が、c 階層の勤労者であった。建築業に関する当該の数

- 値は五二人。そのうち、五〇一人が「範疇」に属し、職員は九人、独立自営者はわずか二人を数えるだけだった。Vgl. *Preussische Statistik*, H. 177, Teil II, S. 496 u. 508.
- (27) この「使用史料」は、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2290, *Gemeindeversammlungen und Gemeindevertretungen*, Bd. 1, 1891-1905, o. Bl. 766。後掲註(33)の出典も同上。なお、本章での原資料の引用は、前章同様、煩瑣を避けるため最小限にとどめる。
- (28) W. Spatz, *Telow*, 2. Teil, S. 182 u. 204; W. Hofmann, *Aufgaben*, S. 580-582; C. Wilke, *Landräte*, S. 103f. u. 266, をさしあたって参照のこと。
- (29) Vgl. C. Engeli u. W. Haus (Bearb.), *Quellen*, S. 556.
- (30) 一九〇二年の「史料によると、ヴィルメルスドルフの「ゲマインデ財産」は、有価証券類と土地所有を合わせて、七、五八一、〇〇〇マルクに達した。これに対して、負債額は、六、七七五、四六六マルクだった。Vgl. BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2547, *Entwässerung von Berlin-Wilmersdorf*, Bd. 1, 1901-1905, o. Bl. 587。ハルニッシュによれば、時代はさかのぼり一八世紀以前の封建期の農村共同体に関することなのだが、この「共同体財産」の有無は、「ゲマインデ自治」の存否に直結する重大事であった。Vgl. H. Harnisch, *Landgemeinde*, S. 309-332。本書「緒論」一六―一七ページ、を併せて参照のこと。
- (31)(32) C. Wilke, *Landräte*, S. 81.
- (33) 郡長宛て「自由協会」の一九〇一年一月四日付文書に見られる文言。
- (34) 『ラントゲマインデ条例』第七四条には、「陪審員数は最大限六名にまで増員されうる」とあった。Vgl. C. Engeli u. W. Haus, *Quellen*, S. 562.
- (35) ここで、「プロヴィンツ自治」(Provinzialselbstverwaltung) について一言あってしかるべきであろう。「給付行政」の推進主体としては、本章がのちに対象とするテルトウ運河の建設に端的に象徴されるように、従来、「クライス自治」の絶大な役割が強調されて久しい。ウンルーのいわゆる「クライスの力能」が、それである。しかし、同時に他方において、一八七二年の「郡条例」は実は、一八七五年六月二十九日の「州条例」(Provinzialordnung) にとっての「前段階」ないしは「前提」を成したただけであり、後者の「プロヴィンツ条例」こそ、旧身分制的・官僚的政体の瓦解を終局的に破

砕し、立憲的自治に立つ法治国家を樹立する方向へと進む上で重要な次なる一步を印すものだった事実が、看過されてはならない。同条例施行によるプロイセン・プロヴィンツとしての行政区域の確定に伴い、旧来の身分的な自治団体 (die kommunalständischen Verbände) は、病院運営や身分的信用供与のみの限定的業務に特化しつつ、その権限を次第に喪失して行く。それは、ラウジッツ (Lausitz) では、身分的に構成されたラント議会としてなお生き残ったとは言え、ノイマルクとクールマルクにおいては、それぞれ一八八一年と一九〇二年に、ついにその姿を消したのである。こうして、プロヴィンツは、自治的行政を担当する「委員会」(Provinzausschuss) と国家行政の諸課題を管掌した「評議会」(Provinzialrat) の二重構造を取ることによって、「国家行政と地方自治の二元主義」を実地に移す一箇の「中間的主務官庁」(Mittelinstanz) となる。しかし、たとえ知事とその政府には、国家行政にいそしもうとする傾向が強く見られたにせよ、州委員会を持つプロヴィンツとは、疑問の余地なく「真正正銘の自治体」(echte Selbstverwaltungskörper) にほかならないのであった。

「プロヴィンツ自治」は、道路の工事と保守、ラント民の福利厚生の上昇、救貧院ほかの諸施設、すなわち、農業専門学校・消防組合・共済金庫等の建設と運営、そして、ラントの土地改良のみならず、郷土の誇りたる文化遺産の保存あるいは歴史研究まで含む文化面にもわたるもろもろの取り組みを皮切りとして、八〇年代に入ると、軽便鉄道の敷設と経営、同業者保険組合の運営、ならびに、農業傷害保険・老齢保険・廃疾保険等の各種社会福祉業務はおろか、ラント銀行の経営さえ手掛ける多岐にわたった豊富な内実を備えるに至るのである。「プロヴィンツ自治」の守備範囲を、このように、一段とおし拡げたものが、ライヒの社会福祉関係法だった事実も、ここに、書きとどめられてよい。一例にすぎぬが、農業傷害保険組合業務は、一八八六年五月五日のライヒ法・一八八七年五月二〇日のプロイセン施行法に基づく。ともあれ、「プロヴィンツ自治」の重要性は明らかである。Vgl. R. Dietrich, *Verfassung*, S. 242-246 u. 260f.; C. Wilke, *Landräte*, S. 104.

(36) (37) *Ebenda*, S. 104.

(38) 本節では、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2266, *Organisation des Kreises*, Bd. 4, 1905-1909, o. Bl. が分析される。後掲註(40)の出典も同上。

(39) 「郡条例」第四九条によれば、警察管区の形成を認可できる決定権者は内務大臣であった。Vgl. C. Engeli u. W. Haus,

Quellen, S. 481.

- (40) 内務大臣宛て一九〇六年二月二日付文書中の文言。
- (41) 法律に従って独力で警察管区を形成しようとするとして、他のゲマインデやグーツベツィルクを付け加える (Zuschlagung) 必要が、その土地にはなかつた、の二点が条件であった。Vgl. C. Engeli u. W. Haus, *Quellen*, S. 481.
- (42) 一九〇〇年時点の大いさを見ると、シュマルゲンフェルプが二七一ヘクタール、そして、ブルーネヴァルトは二三四ヘクタールであった。Vgl. L. Enders, *Ortslexikon*, S. 93. u. 249.
- (43) Vgl. C. Wilke, *Landwirte*, S. 134.
- (44) 後掲註 (47) と (48) を合算した際の叙述が、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2514, Kanalisation der Landgemeinde Lankwitz. Zweckverband Lankwitz-Marienfelde, 1907-1914, o. Bl. に依拠している。
- (45) W. R. Krabbe, *Entfaltung*, S. 378.
- (46) Vgl. W. Spatz, *Telkow*, 2. Teil, S. 223.
- (47) ゲマインデ・ランクヴィッツの建築監督官 (Baurat) の手に成った一九〇七年一月二〇日付文書による。
- (48) Vgl. Hans Heinrich Blotvogel (Hrsg.), *Kommunale Leistungsverwaltung und Stadtentwicklung vom Vormärz bis zur Weimarer Republik*, Köln/Wien 1990, Einführung von H. H. Blotvogel, S. XV; W. Hofmann, *Aufgaben*, S. 592.
- (49) *Ebenda*, S. 593.
- (50) テルトウ郡長の一九一〇年八月六日付ポツダム県知事宛て文書による。
- (51) W. Hofmann, *Aufgaben*, S. 593.
- (52) 本節は、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2299, Einverleibung einzelner Grundstücke oder Etablissements in die Kommunalverbände der Dorfgemeinden und Bildung neuer Gemeinden. Ein- und Umgemeindungen, Bd. 7, 1896-1905, を基礎としている。
- (53) その法的根拠は、「ラントゲマインデ条例」第二・三・四条による。Vgl. C. Engeli u. W. Haus, *Quellen*, S. 544-546.
- (54) この点については、K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 109-111, を参照。
- (55) 本書、二一四-二一五ページ、参照。

- (56) 以下の叙述は、キョッヒャー K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 100-115, に基いて行なう。
- (57) Vgl. Karl Kindler, *Chronik von Königs-Wusterhausen. Nach vorerstehenden Akten, Urkunden, Geschichtswerken sowie Mitteilungen älterer Leute*, Königs Wusterhausen 1898, S. 58.
- (58) K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 102f.
- (59) *Ebenda*, S. 103.
- (60) 同『法典』第二卷第七編第二章第四七条。Vgl. *Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten von 1794*, Textausgabe, Frankfurt am Main/Berlin 1970, S. 434f.
- (61) 前章の註(7)ですべてに見たように、レプスは、学校と救貧の両課題を、「委託業務」と「自治業務」の中間領域として把握するのであるが、こうした理解だけでは必ずしも充分ではない。なぜなら、グーツベツイルクがゲマインデに当該の負担を押しつけ、自らは「減税天国」(Steuerose)の特権を享受したもう片方の側面が忘れられてはならないからである。Vgl. K. Heß, *Juncker*, S. 165. なお、本書第二章「一五ページ」をも参照のこと。
- (62) K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 104f.
- (63) *Ebenda*, S. 105.
- (64) 一八九三年七月一日の「地方自治税法」(Kommunalabgabengesetz)が、「給付行政」遂行上の財政的基盤を整えた点も看過されてはならない重要な事実である。ディートリヒによれば、それは、一八九一年の「ラントゲマインデ条例」で一応の終結を見た「一九一四年以前のプロイセン行政改革」を補強するものにほかならなかった。Vgl. H. Matzerath, *Urbanisierung*, S. 362f.; G.-C. v. Unruh, *Preußens Beitrag*, S. 722; R. Dietrich, *Verfassung*, S. 251. 邦語文献としては、藤本建夫『ドイツ帝国財政の社会史』時潮社、一九八四年、第四章、参照。
- (65) 彼は、註(57)に挙げた文献の著者でもある。
- (66) 一九世紀ドイツの地方自治に関するヘフターの古典的理解は、おおむね次のようなものである。第一に、プロイセンにおいて真の自治精神の発露が見られるのは、都市のみであって、農村ゲマインデでは全くない。第二に、都市における自治の発達とはむしろ逆に、農村地域の「ゲマインデ自由」は、未成熟・未発達な低水準にとどまるほかなかった。そして、その根本的な主因は、保守的プロイセンの官僚主義的狭量にほかならない。これが第三。わが国の戦後歴史学による

通説的プロイセン史像は、ことゲマインデの表象に関するかぎり、こうしたヘフターの理解と同断の見地にとどまってきた、と言つてよいように思われる。Vgl. H. Hefter, *Selbstverwaltung*, S. 707.

(67) 本節においては、おもだ、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2351, Beschwerden über Gemeindevorsteher, Bd. 2, 1905-1910, が分析された。

(68) Vgl. C. Wilke, *Landräte*, S. 48.

(69)(70) Vgl. ebenda, S. 48; W. R. Krabbe, *Die deutsche Stadt im 19. und 20. Jahrhundert*, Göttingen 1989, S. 108.

(71) キュムナーシウム開設の帰趨について略言すると、アイヒヴァルデの懸命の努力も空しく、シュメックヴィッツ等の近隣ゲマインデがそれに賛同せず、建設は断念されるほかなかった。

(72) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2351, Bl. 4.

(73) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2351, Bl. 3.

(74) この三類型は、『プロイセン統計』が分類する先述の「合併ゲマインデ」と「周域ゲマインデ」そして、「鉄道ゲマインデ」の三つにほぼ対応すると見てよい。ただし、『統計』では「合併ゲマインデ」のみを「都市近郊」Vorortと見なしている点、近郊の漸次的拡大というすなわけて動的な観点に立つ本章とは、その類型分けが微妙に異なる。Vgl. *Preussische Statistik*, H. 177, Teil II, S. 492-539.

(75) この種の分析の素材は、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2280, Bestätigung der Beschlüsse des Kreistags über den Teltowkanal, 1900-1907, による。

(76) W. Hofmann, Aufgaben, S. 624f.

(77) Vgl. ebenda, S. 628f.

(78) C. Wilke, *Landräte*, S. 87. テルトウ運河は、シントウーベンラウフが成し遂げた最大の業績であった。ラントラートの模範として各地方長官（Adolf von Achenbach）は、彼の後任である。Vgl. G.-C. v. Urruh, *Der Landrat. Mittler zwischen Staatsverwaltung und kommunaler Selbstverwaltung*, Köln/Berlin 1966, S. 91f.

(79) Vgl. W. Spatz, *Teltow*, 2. Teil, S. 193-199; W. Hofmann, Aufgaben, S. 628f.; C. Wilke, *Landräte*, S. 87-90.

(80) C. Engeli u. W. Haus, *Quellen*, S. 510.

- (81) Peter Schöller, *Die deutschen Städte*, Wiesbaden 1967, S. 62. 一方におけるシェラーが、「一九世紀の偉大な業績」を、「空間的・都市建設的視点」から見た、水道やガスの供給・街路の舗装・排水溝や街燈の整備等々の「技術的都市建設」に求めるのに対して、他方、「自治体史・行政学的視点」に立つプロローテフォーゲルは、それを、「自治的給付行政」として重要視する。彼によれば、以上の二つは、「同じメダル」の両面にほかならない。Vgl. P. Schöller, *Städte*, S. 62; H. H. Blotvogel, *Leistungsverwaltung, Einführung*, S. XIII.
- (82) F. Escher, Brandenburg, S. 754.
- (83) W. Hofmann, Aufgaben, S. 586f.
- (84) G.-C. v. Uruh, Preußens Beitrag, S. 727.
- (85) 本章の問題視角上、わたくしは、「ゲマインデ自治」と「ゲマインデ自由」をことさら強調せざるをえなかった。しかし、言うまでもなく、プロイセン史における「クライス自治」(KreisSelbstverwaltung)の枢要な意味は、たとえどんなに強調しても強調しすぎることのないほど、重い。わたくし自身の主観的意図を言えば、「ベルリン近郊クライス」たるテルトウへの着目それ自体が、実は、そのような問題関心から発するものでもあったのだが、ここでは、ウンルーとともに、以下の諸点を確認するだけにしておきたい。さて、ウンルーの言う「目下の支配的見解」によれば、そもそも、地方自治 (Selbstverwaltung) とは、自治体「固有の公共的諸課題の実現」にほかならないのであるが、この点で、プロイセンのクライスが果たした役割は、絶大であった。「国家と社会との対立の克服」に寄与しつつ、クライスは、その「古典的任務」である交通網の整備に尽力しただけではなく、実科学校や市民図書館・郷土博物館等の建設をも盛んに手掛けて、教育・文化の増進・育成のためにも、その力を遺憾なく発揮した。それゆえ、プロイセンのクライスは、一方では、国家と社会の両者を一つの統一体へと融合させる能動的基盤としての中間媒介的な役割を担いながら、同時に他方において、とりわけ、都市との埋めがたい格差に悩む農村地域の住民にとっては、「都市・農村間文化落差の克服」にも大いに与かって力ある自治体にはかならなかった。「テルトウ運河の建設」は、さしずめ、ウンルーの言うそうした「クライスの力能」を物語る典型例だった、と言いえよう。いや、そればかりではない。以上の事柄に加えて、さらに、市民の「公共意識」(Gemeingefühl)の陶冶に努めた当のクライスを「自分の故郷と感じる観念」(die Vorstellung vom „Heimatkreis“)が、プロイセン東部諸州の地域住民にあってはおしなべて、ドイツの他の諸地域とは比較するべくもな

く強く発達していた事実が、記憶にとどめられなければならない。

したがって、一八七二年のあの「郡条例」を、とどのつまりは、ユンカー階級が「頑ななまでに保守的な (starr konservativ) (H・ヘフター)「旧プロイセン主義の強固なとりで」(F・エンゲルス)たる東部諸州の農村地域を、クライス行政の新たな諸形態のもとで統治し続けるための処置にすぎぬとする従来の通説的見解は、エンゲルス (Friedrich Engels) の古典的把握にせよ、また、ヘフター説に拠るのであれ、一面的とのそしりをとうてい免れえないであろう。通説は、さらに、東部諸州における広範な大土地所有者階級が、自分のクライスの福利厚生を向上させるべき公共的諸課題の充足義務を自ら進んで引き受ける心構えと用意を整えていた成果を、ことごとく見逃すものでしかない。われわれは、こうした通説的見地から離れて、以下の事柄を直視するべきであろう。

そもそも、一八七二年のはるか前の時代からすでに、クライスのシュテンデが、自ら居住する地域の構造改革を行うべく、様々な仕方でも骨を折ったことは、ローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein) の強調してやまなかったところである。だが、「郡条例」によって実現された新しいクライス制が初めて、国家全体の存立を危うくしかねない都市・農村間格差を極限にまで行き着かせることなく、時宜を得た公共的諸課題を成し遂げうる現実的可能性をクライスに与えた点が、看過されてはならない。一九一九年に至るまで、保守的勢力が、プロヴィンツ同様、クライスの議会にあつても、多数派を維持したことはもとより事実だったにせよ、当時のクライスは、こと地方自治の内実に関するかぎり、間違いなく、進歩的な発展を示した自治体にはかならなかった。さらに、一八世紀以前史との連繫で言えば、特権的シュテンデばかりではなく、一七世紀以降のあの「財政援助 Remission」(W. Spatz, *Telhou*, 2. Teil, Vorwort u. S. 5ff. 参照) 他の少なからぬ支援策を通じて支えられたあまたのクライス住民によつてもまた培われた「永きにわたる連帯責任の伝統」(eine Tradition langer, gemeinsamer Verantwortung) としては、「郡条例」後の「クライス自治」の稔り多い展開は、まずありえなかったと捉えられなければならない。これは、本書の緒論の註(72)で示唆した一八世紀以前史と一九世紀以降史との、深部において通底する内的連関の「クライス自治」レベルにおける一つの現れとも言いえよう。

そればかりではない。以上の重要論点に鑑みるなら、ラントラートが概して大土地所有者だった事実でさえ、反動的ユンカー支配の継続一辺倒の従来の見方を一変させて、積極的評価の対象にされてしかるべきである。クライスを治めるラントラートは、自ら指令する措置への深い同感と共感の念を心に抱きながら職務に専念した。クライス制固有の本質とは、

エンゲルスの一方的論難とは逆に、土地所有を媒介環＝基礎とする、ラントラートと彼のクライスとの個人的かつ密接な結びつきにこそ求められなければならないのである。このように、ウンルーは、彼の言う「自治的共同組織」(Kommunalgemeinwesen)にふさわしい高い評価と地位をクライスに与えるべく、プロイセン史再検討の積極的論陣を張る。それは、ローレンツ・フォン・シュタインのクライス・シュテンデ論ならびにグナイスト(Rudolf von Gneist)による国家・社会の基礎組織としての自治体説を、新たな照明を当ててドイツ史から掘り起こし、現代にまで蘇らせようとするすぐれて現実的かつプラクティカルな学問的意図に出る立論であったように思われる。

それゆえ、ウンルーのいわゆる「プロイセンと結びつけられたあまたの月なみ観念の疑わしさ」は、なかならずプロイセン東部のクライスをめぐる従来の通説的見地に対しても、徹底的に厳しく突きつけられてしかるべきなのである。ともあれ、硬直した伝統的なプロイセン・イメージの転換ないしは払拭を図る上で、「ゲマインデ自治」・「ゲマインデ自由」の積極的＝肯定的評価の視角のみにとどまらず、「クライス自治」あるいは「クライスの能力」についてもまた、前者同様の透徹した眼を向けるドイツ史研究上の強い学問的必要性に、異論の余地はあるまい。さらに、これに加えて、本章の註(35)ですで見えた「プロヴィンツ自治」に即してもまた、基本的に同じ議論が成り立ちうること必定であろう。ゲマインデとクライスそしてプロヴィンツに同等の力点を置く構造的＝立体的視点を持つことによつて、ドイツ史理解は、一段とその斬新さと深さを増し加えるに違いない。ウンルーとともに、いま、この点を確認しておくことの意義は大きい、と言わなければならない。Vgl. Friedrich Engels, Die Rolle der Gewalt in der Geschichte [1895-96], in: Karl Marx und F. Engels, Werke, Bd. 21, Berlin 1962, S. 460, 邦訳『マルクス＝エンゲルス全集』第二一巻、大月書店、一九七一年、四六一ページ；H. Hefter, Selbstverwaltung, S. 555 u. 764; G.-C. v. Urruh, Der Kreis. *Ursprung und Ordnung einer kommunalen Körperschaft*, Köln/Berlin 1965, S. 144, 146, 203 u. 206f.; ders., Kreis im 19. Jahrhundert, S. 91-110, bes. 97, 100-104 u. 109f.

(86) この重大論点について、ここでは、さしあたり、藤本建夫・藤田幸一郎・北住炯一、三氏の業績に関する以下の若干の批判的言及にとどめておきたい。三氏の成果は、言うまでもなく、それぞれに貴重な貢献ではある。しかし、それでもやはり、こと「ゲマインデ自治」の観点からするかぎり、次のような問題性が指摘されなければならないであろう。まず、藤本氏は、せつかく一八九三年の「地方自治体税法」に注目しながらも、そこに、ユニカー階級への「愛の贈り物」を見

るローゼンベルク (Hans Rosenberg) の視点にあまりにも強く捕らわれすぎたばかりに、それが同時に、ゲマインデを財政的に支えるとともに、「ゲマインデ自由」の強化にも大いに与かって力あつた面を無視している。次に、真の自治精神の成長は都市のみに見られるとするヘフター同様、都市に主眼を置く藤田氏は、『国家とゲマインデ』の政治的「二元構造」を説くだけで、都市近郊農村地域において自治の内実を豊富化して行くゲマインデそのものの逞しい成長過程が視界に入らぬそのかぎりでは、やはり、依然として、ヘフターの通説の二元論 (Dualismus) の見地にとどまっている。そして、北住氏の著書は、ゲマインデ自治の具体的諸相の実証を欠いたまま、氏自ら認めるとおり、「静態的制度論」に傾いているばかりではなく、あまつさえ、ラントゲマインデにおける「上位の農民」への注目が欠落した点では、書物に先立って発表された論考からの後退さえ示している。

このように、ユンカー支配の通説的視座、あるいは、自治に関するヘフターの観点、さらには、ラントゲマインデでの富農支配の座視のいずれかの問題点はまだ残るかぎりにおいて、それらは、わが国の戦後歴史学的共通了解の一部を成した伝統的プロイセン史イメージのなんらかの残像ないしは残照から、なお、完全に自由ではありえていない。ともあれ、三者は、少なくとも、プロイセンのゲマインデに関する瑞瑞しい表象を欠く点では、同じ立場に立つ共通性を共有している、と言うほかないのである。藤本建夫『社会史』、第四章、藤田幸一郎『都市と市民社会——近代ドイツ都市史』青木書店、一九八八年、第六章、北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治——社会国家への道』成文堂、一九九〇年、はしがき、第二部第四章、同、『ドイツ第二帝制・プロイセンにおける地方統治体制——クライス制からラントゲマインデ制へ』『法学研究』(愛知学院大学) 第二二巻、第一・二号、一九七七年、所収、参照。

本書は、戦後歴史学的プロイセン史理解の全面批判を展開する場ではない。この点、後日を期すほかないが、おわりに、なお、一言しておきたい。もとより、著者の主観的意図にすぎぬにせよ、本書は、戦後歴史学的プロイセン史理解の全面超克と新イメージの対置とに進むためにさしあたって必要な中間報告的な序論的検討の一試論として、位置づけられている。そのような困難な課題に迫る上で、ドイツ国制史の豊かな成果から学ぶべき点が多い。ここでは、わたくしの印象に特に強く残る代表的業績の一端に触れるにとどめておこう。

さて、「絶対主義時代における社会的紀律化 (Sozialdisziplinierung)」の重要性に着眼するエーストライヒ (Gerhard Oestreich) の見解は、つとに周知の議論である。彼は、「絶対主義時代に進行した根底的紀律化 (Fundamentaldiszi-

「pinierung」を、「一九世紀の根底的民主化 (Fundamentaldemokratisierung) の過程に匹敵するもの」と捉える。「絶対主義時代における社会的紀律化の過程は、おそらく近代国家のいま一つの偉大なる過程、つまり一九世紀の根底的民主化の過程に匹敵するものである。たしかに後者の政治的過程は、まさに絶対主義に反発する自由主義運動のなかから生じた。それは紀律とはおよそ異質的なものであり、一見それに敵対的なものである。にもかかわらず民主主義は、言論の自由、報道の自由とならんで、国民のある種の紀律、公共の福祉に寄与する紀律を前提にするのである。絶対主義時代に、絶対君主の大幅な指導のもとに進行した、国家と教会、経済と文化における根底的紀律化、この従来あまり注意されることがなかった構造史的過程が、市民的・民主的な国家の上述の根底的民主化のための、近代国家とその社会のための、一つの前提を成したのである」と。ヨーロッパ絶対主義、したがってまた、プロイセン絶対主義の構造史的な肯定的役割に注目する大胆かつ積極的な理解が、ここにある。

次に、「旧ドイツ国家論と西欧の政治的伝統」を論じたマイアー (Hans Maier) は、以下のように言う。「ドイツは、プーフエントルフ (Samuel von Pufendorf) を除けば——マキアヴェッリ (Niccolò Machiavelli)・ボダン (Jean Bodin) およびホッブズ (Thomas Hobbes) のような——一六、一七世紀の西欧の偉大な国家論者に匹敵するような人物を出したことはなかった。国家理性の思想も近世自然法の思想も、ここには最初安住の地を見いださなかった。しかしここでは、国家の道徳的目的、『公共の福祉』の創造および『善きポリツアイ』ということが、常に考えられてきたのである。ここに、近代の国家思想に対するドイツ固有の貢献がある。こうした考え方は、国家に対して公然と距離を取ったり、国家を、それに超越する秩序を基準として自然的に測定したりするには適さないが、既存のものに緩慢かつ慎重な改革にはきわめてふさわしいものである。ルター主義・宗教改革を推進力として生じたドイツ君主国家は、そのようにして近世ヨーロッパ大陸の国家教会制の始まりとなったばかりでなく、同時に、近世の文化国家・福祉国家を初めて明確に造り出すことになった」と。マイアーが着目する「ドイツ固有の貢献」とは、フレンケル (Ernst Fraenkel) の口吻を借りるなら、「社会保障の思想」(der Gedanke der sozialen Geborgenheit) の提起にほかならない。それは、「一九世紀末および二〇世紀の最初の三分の一の時期におけるドイツが、『西欧民主主義』と呼びならわされている国家・社会のタイプの発展に、一つの重要かつ永続的な寄与」をなすものであった。

「ドイツの現代政治学が、カール・レーヴェンシュタイン (Karl Löwenstein) が最近ある種の非難の意味をこめて述

べたように、『富める者の食卓からのおこぼれ』で生きようとするのでなければ、すなわち、イギリスやアメリカのお手本を模写するだけでなく、自分自身の研究課題に即して固有の方法と固有の言葉を発展させて行こうとするのであれば、旧ドイツ国家論・憲法論とドイツ国家の歴史的伝統とを批判的に、だが歴史的に理解しながら、その考察のなかに取り入れねばならないであろう。このように諄諄と説くマイアーの冷徹な言葉は、われわれの胸に強く迫るように思われる。すなわち、これを、「ドイツの現代政治学」のみに妥当する文言と理解してはならず、むしろ、日本人のドイツ社会経済史研究の進捗にとつてもまた、味読するに足る重要な意義を持つ言説として、より積極的に受け止めるべきであろう。もしそうだとすれば、マイアーのいわゆる「一九世紀プロイセンの独特な二つの顔」の両面把握は、今後の歩みにとっての不可欠の前提作業となろう。つまり、一九世紀ドイツの社会政策の点での先駆性と「政治的反動および市民的不自由」との同時存在に関する冷静な二面的把握が、必要視されざるをえないのである。

それゆえ、研究史批判との不可分の関連のもとで、次のように言い切つて大過なからう。すなわち、一方において、あの「ゾンダー・ヴェーク」論の泰斗ヴェーラーが主唱するドイツ史の負の連続性の一義的強調のみをもってしては、たとえ、それが、ドイツ人自らナチズムの人類史的罪過と正面切つて向きあおうとする知的良心のなせるわざだったにせよ、「プロイセンの独特な二つの顔」の少なくとも一面は、なんら把握されずじまいに終わり、その結果、ヤヌスの顔の前後両面を視野に収めぬ一面観的史観との批判を招かざるをえないとするならば、他方、すでに検討したハーゲンのように、東エルベ的なものと西エルベ的なものとの共通性・普遍性の抽象世界にひたすら埋没して、わが能事終われりとするだけでは、「プロイセン史の二つの顔」はおのずと視界から消え去り、結果的に、一般性の一方的強調論にすぎぬとのそしりをとうてい免れることはできないであろう、と。

そればかりではない。西ヨーロッパならびに北アメリカの中産的地方人 (middling countryfolk) が紡ぐ日常生活に注目しつつ、そこに、東エルベ村民の物的文化 (material culture) と共通しこそすれ、なんと言つてもやはり、その最良の形態 (best form) と呼ばなければならぬものの普及を見て取ろうとするハーゲンの結論部分の行間には、ナチズムの犯罪性をドイツ人自身の固有の問題として自覚的に受け止めるヴェーラーの学問的良心性とはまさに裏腹の、アメリカン・アロガンストとも言うべき独特の傲岸さのにおいが漂うのを、嗅ぎ取るべきでもあろう。このように、ヴェーラーとハーゲンを比べれば、ドイツ史への肉薄の迫力と認識の深さの両面において、大人と子供ほどの落差があるように、わたく

しには感じられてならない。しかし、この点を厳格に踏まえた上で、なおかつ、わたくしは、ヴェーラー説を透徹した批判の対象とするべき強い必要性が依然として残ることをも、併せて指摘しないわけには行かないのである。ともあれ、わたくしが本註記の冒頭で提示した重い課題の本格的かつ全面的な検討に進むためには、「プロイセン史のヤヌスの顔」を直視する、緊張感漲る全体的両面把握の視点が、どうしても、必須の要請とならざるをえないであろう。

以上のようなドイツ国制史研究のすぐれた成果に加えて、さらに、かつてトクヴィル (Alexis de Tocqueville) が『アンシヤン・レジームと革命』において提起した古典的論題の重要性が加味されなければならない。「ヨーロッパ大陸のほとんどすべての所で同時に準備された大革命が、なぜ、他の諸国に先んじてフランスにおいて勃発したのか」を鋭く自問するトクヴィルにとっての問題の核心は、要するに、人民と直結している「地方的小公務の行政」業務にいつさい関与せず、それを、「諸都市の官職任命 (Aemterbesetzung) (M・ウェーバー) を一手に握る、国王の傀儡と言いうべき「アンタンダン (intendant) とその部下たち (agent)」にことごとく委ねた上で、パリに赴いて安逸な宮廷生活をむさぼるることによって、人民から自発的に遠ざかる「不在地主」に成り下がる道を自ら突き進んだフランス貴族と、逆に、地方行政にいそしみつつ、「農村の貧民の世話」までゆめ怠らなかつたプロイセン貴族との鮮やかな対極的理解という一点に、集約されよう。換言するならば、市民革命を誘発せざるをえなかつたフランス貴族に対する批判的見地と、もとより搾取者ではあるが、同時に親身な保護をも与える、文字どおりの「ヤヌスの顔」を併せ持つプロイセン貴族への肯定的・積極的評価との鮮明な比較・対照のダイコトミー、これが、トクヴィルの問題意識の要点だったのである。

いま、遅塚忠躬氏の示唆に富む指摘を手がかりとしながら、この点を少し敷衍するならば、次のようになろう。すなわち、経済的搾取の点では、たしかに、グーツヘルシャフト下のプロイセン農民の方が、フランスに比して過酷度の強い隷属的状态のもとに置かれてはいた。しかし、グーツヘルタルる地主は一方で、治安維持を含む所領行政の遂行において、自己の責任を果たすにやぶさかでなかつた。ヴンダーの言う「地主・農民関係のアンサンプル」が奏でられていたプロイセンでは、このように、地方行政の任に当たる地主と被搾取農民とのあいだに、ギールケのあの連帯的なゲノツセン (仲間うち) 関係という絶妙のバランスが、強烈な経済的搾取ものかは、厳として保たれていたのである。これこそ、プロイセンにおいてブルジョア革命が勃発しなかつた一八世紀史の真因にほかならない。

では、ひるがえってフランスはどうだったか。ここにおいては、逆に、搾取の点では必ずしもプロイセンほど苛烈とい

うわけではなかったにもかかわらず、不在地主と化した貴族と被搾取者との仲間うち関係は、ほぼ完全に欠落した。トクヴィルは、この点に、フランス革命勃発の本質的真因を見いだすのである。それゆえ、またしてもハーゲン批判を伴わざるをえないのであるが、東エルベと西エルベとの共通性の一面的指摘に踟躇することが、いかに空しくまた愚かな営みにすぎぬか。ただちに理解されるであろう。プロイセンとフランスとの固有の歴史的個性を見抜く比較史的見地の有効性は、依然として健在である。一般性への拝跪は、歴史研究の後退ないしは放棄にすぎない。

とまれ、ルソー・ジャコバン史学的視角を振りかざしてきたわが国の戦後歴史学の基本的視座は、フランス革命の栄光の成果をすぐれて高く評価する高踏的立場に立って、フランスの対極に位置するプロイセン史の、低く垂れこめる陰鬱な影を、常に舌鋒鋭く批判の俎上に載せてすでに久しい。しかし、当該史学の批判的・発展的継承の学問的営為は、ひとり独仏比較市民革命史に限らず、ひとまずは、従来の通説的全イメーシの百八十度転換を含めて、プロイセン的ヤヌスの顔の前後両面の諸特性を隈なく精査してみる作業から始まる、と言ってよいのではないだろうか。ルソー・ジャコバンのらぬ、言うなれば「マイアー・トクヴィルの視角」の有用性が、いま、積極的な評価を受けるべきときが到来したと思われる。

以上の諸点について、Gerhard Oestreich, *Strukturprobleme des europäischen Absolutismus*, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 55, H. 3, 1969, S. 337 u. 345, 成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、一九八二年、二四五、二五五ページ；Hans Maier, *Ältere deutsche Staatslehre und westliche politische Tradition. Recht und Staat in Geschichte und Gegenwart*, H. 321, Tübingen 1966, S. 24f. u. 27f.; Ernst Fraenkel, *Deutschland und die westlichen Demokratien* [1964], 6. Aufl., Stuttgart 1974, S. 33; Hans Maier (Bearb.), *Zur Situation der politischen Wissenschaft in Deutschland. Eine Umfrage*, in: *Zeitschrift für Politik*, Jg. 12 (N. F.), H. 3, 1965, S. 212, 成瀬治編訳『旧統社会』一六六—一六九ページ；W. W. Hagen, *Prussians*, pp. 649 and 651; Alexis de Tocqueville, *L' Ancien Régime et la Révolution* [1856], Édition Annotée par Edmond Pognon et Jean Dumont, 1960, pp. 42, 73, 85, 90 et 148, 井伊大郎訳『アンシヤン・レジームと革命』りせい書房、一九七四年、五九、一〇四、一一八、一二〇、一八三ページ；M. Weber, *Wirtschaft u. Gesellschaft*, S. 791, MWG, S. 239, 世良晃志郎訳『都市の類型学』二六八ページ、「近現代における中・東欧（諸国・地域）発展の歴史的位相と射程——農業・土地所有問題の側面から」と題する「西洋史研究会」（東北

大学)の一九九三年度大会共通論題報告をめぐる論点開示・討論での遅塚忠躬氏の発言、『西洋史研究』新輯第二三号、一九九四年、二二七-二二九ページ； Gerhard Dilcher, Zur Geschichte und Aufgabe des Begriffs Genossenschaft, in: G. Dilcher und Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), *Recht, Gericht, Genossenschaft und Policy. Studien zu Grundbegriffen der germanistischen Rechtshistorie*, Berlin 1986, S. 114-123, を参照。

あとがき

プロイセンとドイツの近代化は、大塚史学を中心としたわが国の戦後歴史学やドイツの「連続性」論者が、必ずしも十分な実証を伴わずに永く想定してきたような社会反動的類型にすぎず、それは、近代ヨーロッパ史におけるイギリス型あるいはフランス型とは鋭く峻別される別物にほかならぬと見なし続けて、歴史認識上あるいは方法論上の問題は、もはやなんら残らぬ、と断言してよいか。本書は、この一点に集約される基本的問題意識、いや、と言うよりもむしろ、素朴な疑念に発して、ドイツ近代社会形成史上の無視すべからざる問題群に即し順次系統的な検討を加えた試論的一習作である。前篇 ドイツ大土地所有の歴史的役割、そして、後篇 ドイツ都市農村連続体の歴史的個性の二篇構成を取る本書は、「東エルベ農村社会史論覚書」と題する緒論を冒頭に配して、当該の問題意識をめぐるワールドワイドな研究史を批判的に整理した上で、本書全篇にわたる固有の分析課題の大枠を設定した。

「土地所有と近代社会の相関」という古典的ながら、いまなお、その重要性をいささかも失つてはいない社会経済史研究上の基本的な大テーマを、近代ドイツ史を対象として追跡しようとするれば、ドイツ大土地所有の実体を成すユンカー的土地所有、ならびに、世襲財産（フィデイコミス）所領の実証的討究は、おのずから不可欠である。戦後歴史学のアプローチな規定とは逆に、ドイツ近代化促進の固有の効用とドイツ資本主義の近代的展開の安定的一基盤とを、ドイツ大土地所有の歴史的役割として見抜くこと、これが、研究史批判と実証分析を経て逐次検討した結果可能となる本書前篇の問題提起の大要であった。

後篇においては、世襲財産＝土地所有の実証的追究を、前著『ドイツ世襲財産と帝国主義』に引き続き継続しながら、都市社会史をも含む近代社会生成上のダイナミックな現代的局面に着目した。「都市と農村のあいだ」と言うべきベルリン圏のテルトウ郡は、「都市近郊ゲマインデ」を数多く持つ「都市農村連続体」と呼びならわされるにふさわしい個性的地域類型の一環を成す。「ポツダム・アルヒーフ」所蔵未公刊一次史料を基礎にして、一方においては、地方自治体による「給付行政」の業績を、ペンドラー労働者の階層的生成を伴う都市化の進展との関連に注目しつつ明らかにし、併せて、プロイセンにおける地方自治（「ゲマインデ自治」・「クライス自治」）の歴史的役割をめぐる積極的見直しをも行い、同時に他方では、従来未開拓だった「都市史と農村史のあいだ」と言うべき近現代ドイツ社会経済史研究史上の一つの新領域を、独自の理論視角から切り拓くという、二段構えの検討作業を経て、戦後歴史学以降の伝統的ドイツ史像を批判し、それにかわりうる新しい映像の問題提起を試みることによって、本書全篇にわたる叙述を終えている。

ここで、本書の執筆に当たり、筆者が常に念頭に置いて心がけようとした当面の方針を、ごく簡単に二点ほど書き記しておきたい。それは、第一に、前著『ドイツ世襲財産と帝国主義』との研究内容の内的関連である。資本主義的生産様式の「永続的基礎」としての「土地所有」の契機への執着は、わたくしにとって、当然の学問的要請とも言うべきものであった。かつて、プロイセン＝ドイツにおいて、「零細地小作という独特の形態で、帝国主義転化のための構造的基底たる歴史的意義を担った」当該の土地所有は、このたびは、「首都ベルリン圏の都市化の深化を支える農村的基礎の一要因」として、現代史的展開に直結する能動的役割を果たす契機でもあったのである。

第二に、実証の重視は、さしずめ、しごく当然の前提条件の一つであろう。わたくしは、前著同様、本書においても、もとより自力の及ぶ範囲内においてではあるが、できうるかぎり多くの一次史料の系統的利用に努めた。本書の随所に見られるであろうそうした努力は、ドイツ人研究者によるすぐれた先行業績の到達レベルを、一方では最大限

謙虚に尊重しつつも、同時に他方において、たとえごくささやかな一步の前進にすぎぬにせよ、いささかなりとも引き上げられることを、少なくとも主観的には、内心ひそかに意図した営みにほかならない。一例にすぎぬが、本書最終章で試みられた「ゲマインデ自治」への着眼に基づく実証作業は、W・シュパッツやW・ホーフマンそしてC・ヴィルケらの先行研究を乗り越えて進むために必要な通過点の一つだった、と言いえよう。

しかし、それにしても、本書に残された課題は、あまりにも多く大きい。ここでは、今後すぐさま行われるべき研究の一指針として、それらの一部を率直に吐露することによって、著者としての責めをふさぎたいと思う。すでに註記で縷々説明したとおり、「クライス・テルトウの一八世紀以前史」それ自体が、興味深い一箇の研究テーマたりうること、そして、「フィデイコミスの法制史問題」が、近世ヨーロッパ世界の生誕史に連繫しうる一大テーマにほかならぬことは、おそらく、言いえて誤りあるまい。そればかりではない。本書の後篇自体が、実は、一つの未完のトルソーにすぎないのである。ドイツ史上の「都市農村連続体」の実証的掘り下げは、いまだ緒についたばかりであり、未検討かつ未解決の課題がまた山積している。たしかに、一九世紀末以降世紀転換期の「ゲマインデ・クライス・プロヴィンツの立体的構成」への着目には、評価されてよい斬新な意味あいがあるが、少なからず含まれるであろう。だが、ひとたび、一九二〇年代にまで、タイム・スパンをごくわずかに引きのばすやいなや、では、その時期のドイツの地方自治は、いったいどのようなように捉えられるべきか、換言すれば、一言にして、「大ベルリン形成期のベルリン圏における関係自治体の苦悩と迎合」とでも定式化しうる問題が、たちどころに、たちあらわれること、必定なのである。本書以降ただちに着手されるべき研究課題の一端に一瞥をくれるだけでも、このように、それは些少にすぎぬとは必ずしも言えないと思われる。今後の精進を期したい。

さて、本書は、以下に示す一〇本ほどの旧稿を基礎として、まがりなりにも一書としての統一性と整合性を主張しうるよう、それらを相当大幅に組み替えて加筆・改訂をほどこすことによって成った。

- 一、松尾展成『ザクセン農民解放史研究序論』（御茶の水書房、一九九〇年）に対する書評、『土地制度史学』第一三四号、一九九二年、一月。
- 二、ドイツにおける近現代土地制度史研究の新展開——「ベルリン会議」とK・ヘスのフィデイコミス論、『広島大学経済論叢』第一五巻、第三・四号、一九九二年、三月。
- 三、旧東独における農業史研究の最新成果とその意義——批判的継承のために、『土地制度史学』第一三八号、一九九三年、一月。
- 四、佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説』（多賀出版、一九九二年）に対する書評、『歴史』第八〇輯、一九九三年、四月。
- 五、ドイツ農業・土地制度史上の二つの問題について——GutsherrschaftとDomänenpächter、『広島大学経済論叢』第一七巻、第一号、一九九三年、七月。
- 六、ドイツ農業・土地制度史に関するベルリン国際学会の討議——一つの論点整理として、『経済論叢』（京都大学）第一五二巻、第一・二号、一九九三年、七・八月。
- 七、東エルベにおける大土地所有の歴史的展開について——中・東欧農業Ⅱ土地制度史把握の一視角、『西洋史研究』新輯、第二三号、一九九四年、十一月。
- 八、ドイツ大土地所有史小論——ザクセンのヴェンツェル家、『経済論叢』第一五七巻、第一号、一九九六年、一月。
- 九、馬場哲『ドイツ農村工業史——プロト工業化・地域・世界市場』（東京大学出版会、一九九三年）に対する書評、『経済研究』第四七巻、第一号、一九九六年、一月。
- 十、東エルベ農村社会史論覚書——研究動向の一断面、経済史研究会編『欧米資本主義の史的展開』第九章、思文

閣出版、一九九六年、二月。

十一、プロイセン都市近郊農村史とベルリン——テルトウ郡の鉄道建設と世襲財産所領、『土地制度史学』第一七二号、二〇〇一年、七月。

十二、ベルリン圏の都市化と近郊ゲマインデの自治——19世紀末〜20世紀初頭期テルトウ郡の実態に即して、『社会経済史学』第六八巻、第一号、二〇〇二年、五月。

これらの論考と書評は、一九九二年以降に発表されたものであり、それは、ちょうど、わたくしが広島修道大学から広島大学に転任した一九九一年以後の時期に当たっている。本書は、わたくしにとって、広島大学でのおよそ一四一年間にわたる研究生生活の一所産である。過ぎ去った時日に比すとき、いまここにようやく日の目を見る本書の成果が、あまりにも貧しいことに、わたくしは、内心忸怩たる思いを禁じえない。しかし、それでもやはり、このささやかな第二作を世に問うことができたのは、多くの方々の御指導と御鞭撻のたまものである。まず最初に、わたくしは、学問を含む人生全般の恩師、宮野啓二先生に衷心より感謝する。同じ西洋経済史の専門分野とは言え、積み重ねた年輪はおろか、研究対象も出身大学も異なるにもかかわらず、悠悠たる大人の風格と寛容の心を併せ持たれる宮野先生は、高い学問的見識によって、わたくしを、おのずと鼓舞されただけではなく、御自身の後継者にお選びいただく特段の御高配までお示し下さった。いまはただ、襟を正して学恩の深さを思い、いつそこの御加餐を祈るばかりである。

そして、わたくしは、サジェステイヴな御発言で折に触れて啓発していただいた日南田静眞先生に、厚く御礼申し上げます。一九八二年、広島修道大学に職を得てから今日まで続く、このまことに貴重な人間関係の豊かな展開のきっかけを作ったのが、渡辺尚先生である。思い起こせば、一九八四年、渡辺先生は、広島大学総合科学部での集中講義のために、日南田先生のお招きによって御来広された。宮野先生ならびに日南田先生との親しく深い交流は、

このとき始まったことを想起しつつ、わたくしは、人生の重大な節目において、常に暖かい援助の手を差し伸べて下さる渡辺先生に、心から感謝したい。先生の御薫陶なしに、今日のわたくしはありえなかつたであろう。

当地広島において、松尾展成先生との出会いに恵まれたこともまた、わたくしにとつては、僥倖と言うべき幸いであつた。先生が示される凄まじいほどの実証への沈潜と傾倒は、一つの規範としての意味を持ち続けて今日に至つてゐる。松尾先生に、心より御礼申し上げる。そして、親身な同僚、富岡庄一氏、ならびに、気鋭の新進、黒澤隆文氏に、それぞれの思いをこめて、感謝の言葉を申し述べたい。とりわけ、黒澤氏が遂げた清新の気風に富む学問的成長は、わたくしの大きな喜びであると同時に、心楽しい刺激でもあつた。

さらに、わたくしは、『ドイツ資本主義研究会』に集う錚錚たる論客の面面に感謝しないわけには行かない。ここでは、諸田實先生と柳澤治先生のお名前のみを挙げるにとどめておきたい。諸田先生からは、玉著『フリードリッヒ・リストと彼の時代——国民経済学の成立』（有斐閣、二〇〇三年）をたまわり、経済史家かくあるべしとの理想像を指示していただいた。そして、柳澤先生の御学風に接することにより、わたくしは、かぎりない敬意と共感の念とともに、理論と実証の両面への同じウェイトでの尊重の尊さを学ぶことができた。お二人の大先達に、深甚の謝意を表する次第である。

一九七九年の留学時よりこのかた、現在に至るまで途絶えることなく続く、ドイツ人研究者の変わらぬ御支援と御協力には、忘れがたいものがある。ベルリン・フンボルト大学のローター・バール (Lothar Bar) 教授とフォルカー・クレム (Volker Klemm) 教授の両先生を初め、農業史の大家ミュラー (Hans-Heinrich Müller) 博士、さらに、ベルリン工科大学のライフ (Heinz Reif) 教授とエッシェー (Felix Escher) 博士らからたまわつたそれぞれに貴重な御助力と御配慮がもしなければ、本書の実証研究を行うことは決してできなかつたであろう。これらの方方に心より感謝する。

本書の刊行に当たっては、前著同様、勁草書房の宮本詳三氏に、全面的にお世話いただいたことを付記して、御礼の言葉にかえたいと思う。

私事にわたって恐縮ではあるが、おわりに、なおひとこと書きそえることをお許しいただきたい。幼いときより弟にとつて頼もしい存在の長兄、亮太郎（現、神戸学院大学法科大学院教授）は、本書の上梓に際して、この上もなく良理解者であった。兄に深く感謝する。そして、かつて苦闘の渦中にあつたあの若かりし頃、わたくしの伴侶として人生を歩むことを決意してくれた妻、真理子に、衷心からの感謝とともに、本書を捧げる。

二〇〇四年十月二日

加藤 房雄

参考文献

I 文書館史料

- Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam (以下 BLHA Potsdam と略記), Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 1480, Verzeichnisse der Pachtgüter in der Grafschaft Boitzenburg, 1896-1919.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 1484, Allgemeine Bedingungen für die Verpachtung der zur Grafschaft Boitzenburg gehörigen Güter, 1900-1901.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2148, Die Verpachtung des Rittergutes Arnimshain, 1918-1921.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2234, Verpachtung des Rittergutes Bröddin, 1913-1927.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2295, Verpachtung des Rittergutes Funkenhagen. Enthält auch Verpachtung des Vorwerks Steinrode, 1924-1932.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2299, Verpachtung der Güter Steinrode und Funkenhagen, 1910-1913.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2367, Verpachtung der Güter Krewitz und Arnimshain, 1917-1918.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2398, Verpachtung des Gutes Lichtenhain, 1884-1925.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2462, Verpachtung des Vorwerks bzw. Gutes Sternthal, 1918-1935.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Nr. 127, Bau einer Kleinbahn von Niederschöneweide nach Mittenwalde, 1896-1902.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Nr. 828, Verwaltungsstreitsache des Eisenbahnfiskus gegen den Amtsvorsteher in Königs Wusterhausen und die Hofkammer wegen Aufhebung einer wegepolizeilichen Anordnung, 1912-1925.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Nr. 947,

参考文献

- Quartals- und Finalberechnungen der Bezirksamtskasse zu Königs Wusterhausen, Bd. 6, 1890-1902.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Nr. 956, Periodische und außerordentliche Revisionen der Bezirksamtskasse zu Königs Wusterhausen, Bd. 8, 1890-1910.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Nr. 1093, Errichtung einer eigenen patronatsfreien Kirchengemeinde in Halbe, 1912-1926.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Dokumente, Nr. 636, Verpachtung von Ackerparzellen von 125 Morgen 16 Quadratruten in Hermsdorf, 1863-1923.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Dokumente, Nr. 659, Pachtvertrag über die Vogelsangwiesen, 1870-1914.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Dokumente, Nr. 670, Verpachtungen und Pachtverträge über die Äcker-, Wiesen-, Weide- und Grasnutzung der Parzellen des aus der Generalpacht zurückgewährten Gutes Königs Wusterhausen, Bd. 1, 1877-1912.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2266, Organisation des Kreises, Bd. 4, 1905-1909.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2280, Bestätigung der Beschlüsse des Kreistags über den Teltowkanal, 1900-1907.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2290, Gemeindeversammlungen und Gemeindevertretungen, Bd. 1, 1891-1905.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2299, Einverleibung einzelner Grundstücke oder Etablissements in die Kommunalverbände der Dorfgemeinden und Bildung neuer Gemeinden. Ein- und Umgemeindungen, Bd. 7, 1896-1905.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2351, Beschwerden über Gemeindevorsteher, Bd. 2, 1905-1910.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2514, Kanalisation

- der Landgemeinde Lankwitz. Zweckverband Lankwitz-Marienfelde, 1907-1914.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2547, Entwässerung von Berlin-Wilmersdorf, Bd. 1, 1901-1905.
- Landesarchiv Berlin, Außenstelle Breite Straße, Rep. 57, Kreisverwaltung Teltow, Nr. 178, Kreis Ausschuß Teltow. Die Eingemeindung von Teltow in Berlin, 1902-1913.
- Landeshauptarchiv Sachsen-Anhalt, Außenstelle Wernigerode, Rep. H, Hohenthurm, Nr. 1049, Historische und statistische Übersicht über die Rittergüter Gleisen, Hohenthurm und Niemberg, dargestellt vom Kammerherrn v. Wuthenau, 1904.
- II 欧語文献・資料
- Abel, Wilhelm, *Die drei Epochen der deutschen Agrargeschichte*, Schriftenreihe für ländliche Sozialfragen, Heft 37, Hannover 1962.
- Adamy, Kurt, Kristina Hübener und Marko Leps (Hrsg.), *Königs Wusterhausen. Eine illustrierte Orts- und Stadtgeschichte*, Berlin 1998.
- Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794*, Textausgabe, Frankfurt am Main / Berlin 1970.
- Augustine, Dolores L., Arriving in the upper class: the wealthy business elite of Wilhelmine Germany, in: David Blackbourn and Richard J. Evans (eds.), *The German Bourgeoisie*, London / New York 1991.
- Bäuerliche Zustände in Deutschland*, Bde. 1-3, *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bde. 22-24, Leipzig 1883.
- Beck, Friedrich, Lieselott Enders und Heinz Braun (Bearb.), *Übersicht über die Bestände des Brandenburgischen Landeshauptarchivs Potsdam*, Teil I, Behörden und Institutionen in den Territorien Kurmark, Neumark, Niederlausitz bis 1808 / 16, Weimar 1964.
- Berdahl, Robert M., The Stände and the Origins of Conservatism in Prussia, in: *Eighteenth - Century Studies*, Vol. 6, No. 3, 1973.
- Ders., Preußischer Adel: Paternalismus als Herrschaftssystem, in: Hans-Jürgen Puhle und Hans - Ulrich Wehler (Hrsg.), *Preußen im Rückblick*, Göttingen 1980.
- Bericht über die Verwaltung und den Stand der Kreiskommunal-Angelegenheiten des Kreises Teltow für das Rechnungsjahr 1909*, Berlin

参考文献

1910.
Berlin und seine Eisenbahnen 1846-1896. Hrsg. i. A. des Kgl. Ministeriums für öffentliche Arbeiten, Bd. 2 (1896), Reprint, Berlin 1982.
Berliner Zeitung, Nr. 208, 5. / 6. September 1992.
- Blackbourn, David, *Populists and Patricians. Essays in Modern German History*, London 1987.
- Ders. and Richard J. Evans (eds.), *The German Bourgeoisie. Essays on the social history of the German middle class from the late eighteenth to the early twentieth century*, London / New York 1991.
- Blickle, Peter, *Deutsche Untertanen. Ein Widerspruch*, München 1981.
- Ders., Kommunalismus, Parlamentarismus, Republikanismus, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 242, H. 3, 1986.
- Ders. (Hrsg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Ein struktureller Vergleich*, München 1991.
- Ders., Kommunalismus. Begriffsbildung in heuristischer Absicht, in: ders. (Hrsg.), *Landgemeinde*, München 1991.
- Blotevogel, Hans Heinrich (Hrsg.), *Kommunale Leistungsverwaltung und Stadtentwicklung vom Vormärz bis zur Weimarer Republik*, Köln / Wien 1990.
- Bohm, Eberhard, *Teltow und Barnim. Untersuchungen zur Verfassungsgeschichte und Landesgliederung brandenburgischer Landschaften im Mittelalter*, Köln 1978.
- Broesike, Max, Die Binnenwanderungen im preußischen Staate. Mit drei Tafeln graphischer Darstellungen, in: *Zeitschrift des Königlich Preußischen Statistischen Landesamts*, Jg. 47, Berlin 1907.
- Broszat, Martin, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, Neuausgabe, Frankfurt am Main 1972.
- Buchsteiner, Ilona, *Großgrundbesitz in Pommern 1871-1914. Ökonomische, soziale und politische Transformation der Großgrundbesitzer*, Berlin 1993.
- Dies., G. Heitz und Ernst Münch, Forschungen zur Agrargeschichte, *Agrargeschichte*, Heft 22, *Agrarhistorische Forschungen in der DDR 1980-1990*, Universität Rostock 1990.
- Bues, Alfred, *Die ökonomische und politische Rolle Carl Wentzels (9. 12. 1876-20. 12. 1944) als Agrarkapitalist und Monopolist* (Maschinenschrift), Dissertation, Halle (Saale) 1972.

- Büsch, Otto (Hrsg.), *Preussen und das Ausland*, Berlin 1982.
- Carsten, Francis L., *Geschichte der preußischen Junker*, Frankfurt am Main 1988.
- Ders., Der preußische Adel und seine Stellung in Staat und Gesellschaft bis 1945, in: H. - U. Wehler (Hrsg.), *Adel*, Göttingen 1990.
- Chirot, Daniel (ed.), *The Origins of Backwardness in Eastern Europe. Economics and Politics from the Middle Ages until the Early Twentieth Century*, Berkeley / Los Angeles / London 1989.
- Conrad, Johannes, Agrarstatistische Untersuchungen. Die Latifundien im preußischen Osten, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, N. F. Bd. 16, 1888.
- Ders., Die Fideikommissionen in den östlichen Provinzen Preußens, in: *Festgabe für Georg Hanssen zum 31. Mai 1889*, Tübingen 1889.
- Ders., Agrarstatistische Untersuchungen. Der Grossgrundbesitz Schlesiens, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Dritte Folge, Bd. XV, 1898.
- Ders., Fideikommissionen. II. Die volkswirtschaftliche und sozialpolitische Bedeutung der Fideikommissionen, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 4, Jena 1909.
- Croon, Helmuth, Wolfgang Hofmann und Georg - Christoph von Unruh (Hrsg.), *Kommunale Selbstverwaltung im Zeitalter der Industrialisierung*, Stuttgart 1971.
- Dietrich, Richard, Verfassung und Verwaltung, in: Hans Herzfeld (Hrsg.), *Berlin und die Provinz Brandenburg im 19. und 20. Jahrhundert*, Berlin 1968.
- Dilcher, Gerhard, Zur Geschichte und Aufgabe des Begriffs Genossenschaft, in: G. Dilcher und Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), *Recht, Gericht, Genossenschaft und Policey. Studien zu Grundbegriffen der germanistischen Rechtshistorie*, Berlin 1986.
- Dipper, Christof, Bauernbefreiung, landwirtschaftliche Entwicklung und Industrialisierung in Deutschland. Die nichtpreußischen Staaten, in: Toni Pierenkemper (Hrsg.), *Landwirtschaft und industrielle Entwicklung. Zur ökonomischen Bedeutung von Bauernbefreiung, Agrarreform und Agrarrevolution*, Stuttgart 1989.
- Eckert, Jörn, *Der Kampf um die Familienfideikommissionen in Deutschland. Studien zum Absterben eines Rechtsinstitutes*, Frankfurt am Main 1992.

参考文献

- Eley, Geoff, *From Unification to Nazism. Reinterpreting the German Past*, Boston 1986.
- Enders, Lieselott (Bearb.), *Historische Ortslexikon für Brandenburg*, Teil IV, Teltow, Weimar 1976.
- Engeli, Christian und Wolfgang Haus (Bearb.), *Quellen zum modernen Gemeindeverfassungsrecht in Deutschland*, Stuttgart 1975.
- Engels, Friedrich, Die Rolle der Gewalt in der Geschichte [1895-1896], in: Karl Marx und F. Engels, *Werke*, Bd. 21, Berlin 1962.
- Erbe, Michael, Berlin im Kaiserreich (1871-1918), in: Wolfgang Ribbe (Hrsg.), *Geschichte Berlins*, Bd. 2, 3. Aufl., Berlin 2002.
- Escher, Felix, *Berlin und sein Umland. Zur Genese der Berliner Stadtlandschaft bis zum Beginn des 20. Jahrhunderts*, Berlin 1985.
- Ders., Brandenburg und Berlin 1871-1914 / 18, in: Gerd Heinrich, Friedrich-Wilhelm Henning und Kurt G. A. Jeserich (Hrsg.), *Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815-1945*, Stuttgart / Berlin / Köln 1993.
- Evans, Richard J. and William Robert Lee (eds.), *The German Peasantry. Conflict and Community in Rural Society from the Eighteenth to the Twentieth Centuries*, London / Sydney 1986.
- Farr, Ian, 'Tradition' and the Peasantry: On the Modern Historiography of Rural Germany, in: R. J. Evans and W. R. Lee (eds.), *The German Peasantry*, London / Sydney 1986.
- Fischer, Alexander und Günther Heydemann, Weg und Wandel der Geschichtswissenschaft und des Geschichtsverständnisses in der SBZ / DDR seit 1945, in: dieselben (Hrsg.), *Geschichtswissenschaft in der DDR*. Bd. I, *Historische Entwicklung, Theoriediskussion und Geschichtsdidaktik*, Berlin 1988.
- Fraenkel, Ernst, *Deutschland und die westlichen Demokratien* [1964], 6. Aufl., Stuttgart 1974.
- Ghaussy, A. Ghanie and Wolf Schäfer (eds.), *The Economics of German Unification*, London / New York 1993.
- Gierke, Otto von, Fideikommiss. I. Geschichte und Recht der Fideikommiss, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 4, Jena 1909.
- Goltz, Theodor Freiherr von der, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft*, Bd. 2, Das 19. Jahrhundert [1903], Neudruck, Darmstadt 1963.
- Grabe, Charlotte, *Der Einfluß der Pendelwanderung auf die Arbeitnehmer*

- unter besonderer Berücksichtigung der ländlichen Industriearbeiter*, Karlsruhe 1926.
- Graß, Günter, Viel Gefühl, wenig Bewußtsein. Der Schriftsteller Günter Graß über eine mögliche Wiedervereinigung Deutschlands, in: *Der Spiegel*, Nr. 47, 1989.
- Groeben, Klaus von der, Provinz Ostpreußen, in: G. Heinrich, F. - W. Henning u. K. G. A. Jeserich (Hrsg.), *Verwaltungsgeschichte*, Köln 1993.
- Grosser, Alfred, *Deutschlandbilanz. Geschichte Deutschlands seit 1945*, München 1970.
- Grosskopf, Werner, Landwirtschaftliche Produktivgenossenschaften, in: Christof Rühl (Hrsg.), *Probleme der Einheit*, Bd. 5, Marburg 1992.
- Gunst, Péter, Agrarian Systems of Central and Eastern Europe, in: D. Chirot (ed.), *The Origins of Backwardness in Eastern Europe*, Berkeley / Los Angeles / London 1989.
- Haberland, Georg, *Groß-Berlin. Ein Beitrag zur Eingemeindungsfrage*, Berlin 1904.
- Haeckel, Julius, Die Herrschaft Wusterhausen, in: *Teltower Kreis-Kalender 1922*, 19. Jg.
- Hagen, William W., *Ordinary Prussians. Brandenburg Junkers and Villagers, 1500-1840*, Cambridge 2002.
- Harnisch, Hartmut, *Die Herrschaft Boitzenburg. Untersuchungen zur Entwicklung der sozialökonomischen Struktur ländlicher Gebiete in der Mark Brandenburg vom 14. bis zum 19. Jahrhundert*, Weimar 1968.
- Ders., *Kapitalistische Agrarreform und industrielle Revolution. Agrarhistorische Untersuchungen über das ostelbische Preußen zwischen Spätfeudalismus und bürgerlich-demokratischer Revolution von 1848 / 49 unter besonderer Berücksichtigung der Provinz Brandenburg*, Weimar 1984.
- Ders., Die Agrarreformen in Deutschland als Thema der Forschung, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1991 Teil II.
- Ders., Die Landgemeinde im ostelbischen Gebiet (mit Schwerpunkt Brandenburg), in: P. Blickle (Hrsg.), *Landgemeinde*, München 1991.
- Ders. und Gerhard Heitz (Hrsg.), *Deutsche Agrargeschichte des Spätfeudalismus*, Berlin 1986.
- Heffter, Heinrich, *Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert. Geschichte der Ideen und Institutionen*, Stuttgart 1950.
- Heinrich, Gerd, Friedrich - Wilhelm Henning und Kurt G. A. Jeserich

参考文献

- (Hrsg.), *Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815-1945. Organisation - Aufgaben - Leistungen der Verwaltung*, Stuttgart / Berlin / Köln 1993.
- Heitz, Gerhard, Varianten des preußischen Weges, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1969 Teil III.
- Ders., Renate Schilling und Ilona Ballwanz, Forschungen zur Agrargeschichte, in: *Historische Forschungen in der DDR 1970-1980. Analysen und Berichte zum 15. Internationalen Historikerkongreß in Bukarest*, Berlin 1980.
- Herzfeld, Hans (Hrsg.), *Berlin und die Provinz Brandenburg im 19. und 20. Jahrhundert*, Berlin 1968.
- Heß, Klaus, *Junker und bürgerliche Großgrundbesitzer im Kaiserreich. Landwirtschaftlicher Großbetrieb, Großgrundbesitz und Familienfideikommiß in Preußen (1867 / 71-1914)*, Stuttgart 1990.
- Ders., Zur wirtschaftlichen Lage der Großagrarien im ostelbischen Preußen 1867-71 bis 1914, in: Heinz Reif (Hrsg.), *Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik*, Berlin 1994.
- Hillgarth, Jocelyn Nigel, *The Spanish Kingdoms 1250-1516*, Volume I, 1250-1410, Precarious Balance, Oxford 1976, Volume III, 1410-1516, Castilian Hegemony, Oxford 1978.
- Hofmann, Wolfgang, Aufgaben und Struktur der kommunalen Selbstverwaltung in der Zeit der Hochindustrialisierung, in: Kurt G. A. Jeserich, Hans Pohl und Georg - Christoph von Unruh (Hrsg.), *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 3, Stuttgart 1984.
- Holtz, Wolfgang und Gerd Koischwitz, *Südlich von Berlin: Der Teltow*, Berlin 1994.
- Höpker, Heinrich, *Die Fideikomnisse in Preußen im Lichte der Statistik bis zum Ende des Jahres 1912*, Dissertation, Straßburg 1914.
- Horsten, Franz, *Die Familien = Fideikommiß = Politik in Preußen in besonderer Berücksichtigung der parteipolitischen Stellungnahme*, Gießen 1924.
- Iggers, Georg G., *New Directions in European Historiography*, Revised Edition, Connecticut 1984.
- Inama-Sternegg, Karl Theodor von, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte bis zum Schluß der Karolingerperiode*, Leipzig 1879.
- Jaeckel, Reinhold, Zur Geschichte der Bevölkerung des Kreises Teltow, in:

- Bericht über die Verwaltung und den Stand der Kreiskommunal-Angelegenheiten des Kreises Teltow für das Rechnungsjahr 1909*, Berlin 1910.
- Jaworski, Rudolf, *Handel und Gewerbe im Nationalitätenkampf. Studien zur Wirtschaftsgesinnung der Polen in der Provinz Posen (1871-1914)*, Göttingen 1986.
- Jersch-Wenzel, Stefi (Hrsg.), *Deutsche-Polen-Juden. Ihre Beziehungen von den Anfängen bis ins 20. Jahrhundert*, Berlin 1987.
- Jeserich, Kurt G. A., Hans Pohl und Georg-Christoph von Unruh (Hrsg.), *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 3, Das Deutsche Reich bis zum Ende der Monarchie, Stuttgart 1984.
- Johnston, David, *The Roman Law of Trusts*, Oxford 1988.
- Kaak, Heinrich, *Die Gutsherrschaft. Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum*, Berlin / New York 1991.
- Kamen, Henry, *Spain in the Later Seventeenth Century, 1665-1700*, London / New York 1980.
- Kato, Fusao, Die wirtschaftliche und soziale Bedeutung der Fideikommißfrage in Preußen 1871-1918, in: H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, Berlin 1994.
- Kindler, Karl, *Chronik von Königs-Wusterhausen. Nach vorherstehenden Akten, Urkunden, Geschichtswerken sowie Mitteilungen älterer Leute*, Königs Wusterhausen 1898.
- Klemm, Volker (federf. Autor), *Agrargeschichte. Von den bürgerlichen Agrarreformen zur sozialistischen Landwirtschaft in der DDR*, Berlin 1978.
- Knipschild, Philipp, *Tractatus de fideicommissis familiarum nobilium, sive, de bonis, quae pro familiarum nobilium conservatione constituuntur, von Stammgütern*, Ulmae (Ulm) 1654.
- Kocka, Jürgen, Zur jüngeren marxistischen Sozialgeschichte. Eine kritische Analyse unter besonderer Berücksichtigung sozialgeschichtlicher Ansätze in der DDR [1972], in: A. Fischer und G. Heydemann (Hrsg.), *Geschichtswissenschaft*, Berlin 1988.
- Krabbe, Wolfgang R., Die Entfaltung der kommunalen Leistungsverwaltung in deutschen Städten des späten 19. Jahrhunderts, in: Hans-Jürgen Teuteberg (Hrsg.), *Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert*, Köln / Wien 1983.

参考文献

- Ders., *Die deutsche Stadt im 19. und 20. Jahrhundert*, Göttingen 1989.
- Kramer, Karl S. und Ulrich Wilkens, *Volksleben in einem holsteinischen Gutsbezirk. Eine Untersuchung aufgrund archivalischer Quellen*, Neumünster 1979.
- Kulischer, Josef, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, Bd. 2, Die Neuzeit [1929], 2. Auflage, München 1958.
- Langewiesche, Dieter, Wanderungsbewegungen in der Hochindustrialisierungsperiode. Regionale, interstädtische und innerstädtische Mobilität in Deutschland 1880-1914, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 64, Wiesbaden 1977.
- Leps, Marko, Königs Wusterhausen im Zeitalter der Industrialisierung. Vom Beginn des 19. Jahrhunderts bis zum Ende des Ersten Weltkriegs, in: K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, Berlin 1998.
- List, Friedrich, *Die Ackerverfassung, die Zwergwirtschaft und die Auswanderung*, 1842.
- MacKay, Angus, *Spain in the Middle Ages. From Frontier to Empire, 1000-1500*, London / Basingstoke 1977.
- Maier, Hans (Bearb.), Zur Situation der politischen Wissenschaft in Deutschland. Eine Umfrage, in: *Zeitschrift für Politik*, Jg. 12 (N.F.), H. 3, 1965.
- Ders., *Ältere deutsche Staatslehre und westliche politische Tradition. Recht und Staat in Geschichte und Gegenwart*, H. 321, Tübingen 1966.
- Martindale, John R., *The Prosopography of the Later Roman Empire*, Vol. II, A. D. 395-527, Cambridge 1980.
- Matzerath, Horst, *Urbanisierung in Preußen 1815-1914*, Stuttgart 1985.
- Moeller, Robert M. (ed.), *Peasants and Lords in Modern Germany. Recent Studies in Agricultural History*, Boston 1986.
- Moll, Georg, Zum „preußischen Weg“ der Entwicklung des Kapitalismus in der deutschen Landwirtschaft, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 26. Jg., 1978, H.1.
- Ders., „Preußischer Weg“ und bürgerliche Umwälzung in Deutschland, Weimar 1988.
- Müller, Hans - Heinrich, *Märkische Landwirtschaft vor den Agrarreformen von 1807. Entwicklungstendenzen des Ackerbaues in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts*, Potsdam 1967.
- Ders., Domänenpächter im 19. Jahrhundert, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsge-*

- schichte*, 1989 Teil I.
- Ders., Pächter und Güterdirektoren. Zur Rolle agrarwissenschaftlicher Intelligenzgruppen in der ostelbischen Landwirtschaft im Kaiserreich (Maschinenschrift) Berlin 1992, und ders., *ebenda*, in: H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, Berlin 1994.
- Ders., Die „Gesellschaft Wirtschaftsamt Gänsefurth m. b. H.“— der Versuch zur Rettung eines adligen Gutes, in: *Mitteilungen des Vereins für Anhaltische Landeskunde*, 2. Jg., 1993.
- Ders., Carl - Emil Wentzel - Teutschenthal—. Einige Aspekte seines landwirtschaftlichen Wirkens, in: *Entwicklungstendenzen in der agrargeschichtlichen Lehre und Forschung*, Berlin 1995.
- Noack, Kurt, *Vorortsiedlung und Pendelwanderung im Kreise Niederbarnim*, Würzburg - Aumühle 1940.
- Oestreich, Gerhard, Strukturprobleme des europäischen Absolutismus, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 55, H. 3, 1969.
- Otto, Carl Eduard und Bruno Schilling (Hrsg.), *Das Corpus Juris Civilis*, Bd. 7, Leipzig 1833.
- Peters, Jan (Hrsg.), *Gutsherrschaft als soziales Modell. Vergleichende Betrachtungen zur Funktionsweise frühneuzeitlicher Agrargesellschaften*, München 1995.
- Pfaff, Leopold und Franz Hofmann, *Zur Geschichte der Fideicommissse*. Separat = Abdruck aus den Excursen über österreichisches allgemeines bürgerliches Recht, Wien 1884.
- Pierenkemper, Toni (Hrsg.), *Landwirtschaft und industrielle Entwicklung*, Stuttgart 1989.
- Plaul, Hainer, The Rural Proletariat. The Everyday Life of Rural Labourers in the Magdeburg Region, 1830-80, in: R. J. Evans and W. R. Lee (eds.), *The German Peasantry*, London / Sydney 1986.
- Preuß, Hugo, *Die Entwicklung des deutschen Städtewesens*, Bd. 1, Leipzig 1906.
- Preußische Statistik*, Heft 177, Berlin 1903.
- Puhle, Hans - Jürgen, *Agrarische Interessenpolitik und preußischer Konservatismus im wilhelminischen Reich 1893-1914. Ein Beitrag zur Analyse des Nationalismus in Deutschland am Beispiel des Bundes der Landwirte und der Deutsch - Konservativen Partei*, 2. Aufl., Bonn - Bad

参考文献

- Godesberg 1975.
- Ders. und Hans - Ulrich Wehler (Hrsg.), *Preußen im Rückblick (Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft, Sonderheft 6)*, Göttingen 1980.
- Reif, Heinz (Hrsg.), *Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik. Agrarkrise—junkerliche Interessenpolitik—Modernisierungsstrategien*, Berlin 1994.
- Ribbe, Wolfgang (Hrsg.), *Geschichte Berlins*, Bd. 2, Von der Märzrevolution bis zur Gegenwart, 3. Aufl., Berlin 2002.
- Ritter, Gerhard, *Carl Goerdeler und die deutsche Widerstandsbewegung*, Stuttgart 1955.
- Rosenberg, Hans, *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*, Frankfurt am Main 1969.
- Ders., Die Pseudodemokratisierung der Rittergutsbesitzerklasse [1958], in: H. - U. Wehler (Hrsg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, 3. Aufl., Köln / Berlin 1970.
- Rösener, Werner, *Die Bauern in der europäischen Geschichte*, München 1993.
- Rühl, Christof (Hrsg.), *Probleme der Einheit*, Bd. 5, Institutionelle Reorganisation in den neuen Ländern, Marburg 1992.
- Schissler, Hanna, Die Junker. Zur Sozialgeschichte und historischen Bedeutung der agrarischen Elite in Preußen, in: H. - J. Puhle u. H. - U. Wehler (Hrsg.), *Preußen*, Göttingen 1980.
- Schmitt, Günther, Agricultural Sector in Eastern Germany, in: A. G. Ghaussy and W. Schäfer (eds.), *The Economics of German Unification*, London / New York 1993.
- Schöller, Peter, *Die deutschen Städte*, Wiesbaden 1967.
- Sohnrey, Heinrich (Hrsg.), *Aus der sozialen Tätigkeit der preußischen Kreisverwaltungen auf Grund von 472 Verwaltungsberichten bearbeitet auf der Geschäftsstelle des Deutschen Vereins für ländliche Wohlfahrts- und Heimatpflege und in dessen Auftrage*, Berlin 1907.
- Spatz, Willy, *Der Teltow*, 3. Teil, *Geschichte der Ortschaften des Kreises Teltow*, Berlin 1912.
- Ders., *Der Teltow*, 2. Teil, *Bilder aus der Vergangenheit des Kreises Teltow: Vom Ende des Dreißigjährigen Krieges bis zum Jahre 1920*, Berlin 1920.
- Stahl, Henri H., *Traditional Romanian village communities. The transition from the communal to the capitalist mode of production in the Danube*

- region*, Cambridge 1980.
- Stolze, Reinhard, *Anforderungen an die Gestaltung des volkswirtschaftlichen Agrar - Industrie - Komplexes zur Beschleunigung des wissenschaftlich-technischen Fortschritts in der Land- und Nahrungsgüterwirtschaft* (Maschinenschrift), Dissertation A, Berlin 1978.
- Tangermann, Fritz, *Die Landgemeinde Belsdorf am Anfang des 20. Jahrhunderts*, Borna - Leipzig 1905.
- Teuteberg, Hans - Jürgen, Historische Aspekte der Urbanisierung: Forschungsstand und Probleme, in: ders. (Hrsg.), *Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert*, Köln / Wien 1983.
- Ders. (Hrsg.), *Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert. Historische und geographische Aspekte*, Köln / Wien 1983.
- Thienel, Ingrid, *Städtewachstum im Industrialisierungsprozess des 19. Jahrhunderts. Das Berliner Beispiel*, Berlin / New York 1973.
- Tocqueville, Alexis de, *L' Ancien Régime et la Révolution* [1856], Édition Annotée par Edmond Pognon et Jean Dumont, 1960.
- Treue, Wolfgang, Der landwirtschaftliche Unternehmer in Ostdeutschland. Bemerkungen über einen vernachlässigten Bereich der Wirtschafts- und Sozialgeschichte, in: *Tradition. Zeitschrift für Firmengeschichte und Unternehmerbiographie*, 3. Jg., 1958, H. 1.
- Unruh, Georg - Christoph von, *Der Kreis. Ursprung und Ordnung einer kommunalen Körperschaft*, Köln / Berlin 1965.
- Ders., *Der Landrat. Mittler zwischen Staatsverwaltung und kommunaler Selbstverwaltung*, Köln / Berlin 1966.
- Ders., Der Kreis im 19. Jahrhundert zwischen Staat und Gesellschaft, in: H. Croon, W. Hofmann und G.- C. v. Unruh (Hrsg.), *Kommunale Selbstverwaltung im Zeitalter der Industrialisierung*, Stuttgart 1971.
- Ders., Preußens Beitrag zur Entwicklung der kommunalen Selbstverwaltung in Deutschland, in: *Deutsches Verwaltungsblatt*, 96. Jg., 1981, Heft 15 / 16.
- Weber, Max, Die ländliche Arbeitsverfassung [1893], in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Tübingen 1924.
- Ders., Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommißfrage in Preußen [1904], in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen 1924.
- Ders., Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik [1895], in: ders.,

参考文献

- Gesammelte Politische Schriften*, 4. Aufl., Tübingen 1980.
- Ders., *Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie* [1922], 5. Aufl., Tübingen 1985.
- Max Weber Gesamtausgabe*, Abt. 1, Schriften und Reden, Bd. 8, *Wirtschaft, Staat und Sozialpolitik: Schriften und Reden 1900-1912*, hrsg. von Wolfgang Schluchter in Zusammenarbeit mit Peter Kurth und Birgitt Morgenbrod, Tübingen 1998.
- Max Weber Gesamtausgabe, Wirtschaft und Gesellschaft. Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte*. Nachlaß. Teilbd. 5, *Die Stadt*, hrsg. von Wilfried Nippel, Tübingen 1999.
- Wegener, Leo, *Der wirtschaftliche Kampf der Deutschen mit den Polen um die Provinz Posen*, Posen 1903.
- Wehler, Hans - Ulrich (Hrsg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, 3. Aufl., Köln / Berlin 1970.
- Ders., *Das deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen 1973.
- Ders., *Krisenherde des Kaiserreichs 1871-1918. Studien zur deutschen Sozial- und Verfassungsgeschichte*, 2. Aufl., Göttingen 1979.
- Ders. (Hrsg.), *Europäischer Adel 1750-1950 (Geschichte und Gesellschaft, Sonderheft 13)*, Göttingen 1990.
- Wetzel, Jürgen (Hrsg.), *Das Landesarchiv Berlin und seine Bestände*, Berlin 1992.
- Wiebel, Elfriede, *Die Städte am Rande Berlins. Ein Beitrag zum Problem der Trabantenstädte*, Remagen 1954.
- Wilke, Claudia, *Die Landräte der Kreise Teltow und Niederbarnim im Kaiserreich*, Potsdam 1998.
- Wippermann, Wolfgang, Probleme und Aufgaben der Beziehungsgeschichte zwischen Deutschen, Polen und Juden, in: Stefi Jersch - Wenzel (Hrsg.), *Deutsche - Polen - Juden*, Berlin 1987.
- Wunder, Heide, *Die bäuerliche Gemeinde in Deutschland*, Göttingen 1986.
- Dies., Das selbstverständliche denken. Ein Vorschlag zur vergleichenden Analyse ländlicher Gesellschaften in der Frühen Neuzeit, ausgehend vom „Modell ostelbische Gutsherrschaft“, in: J. Peters (Hrsg.), *Gutsherrschaft*, München 1995.
- Zernack, Klaus, Preussen - Polen - Russland. Betrachtungen am Ende des „Preussen - Jahres“, in: Otto Büsch (Hrsg.), *Preussen und das Ausland*, Berlin 1982.

III 翻 訳

- アーベル、ヴィルヘルム、三橋時雄・中村勝訳『ドイツ農業発達の三段階』未来社、1976年。
- アムプロジウス、ゲーロルト、ウィリアム・H・ハバード、肥前栄一・金子邦子・馬場哲訳『20世紀ヨーロッパ社会経済史』名古屋大学出版会、1991年。
- イッガース、ゲオルク・G.、中村幹雄・末川清・鈴木利章・谷口健治訳『ヨーロッパ歴史学の新潮流』晃洋書房、1986年。
- ウェーバー、マックス、田中真晴訳『国民国家と経済政策』未来社、1959年。
- ウェーバー、マックス、山口和男訳『農業労働制度』未来社、1959年。
- ウェーバー、マックス、世良晃志郎訳『都市の類型学』創文社、1964年。
- ヴェーラー、ハンス-ウルリヒ、大野英二・肥前栄一訳『ドイツ帝国 1871-1918年』未来社、1983年。
- エストライヒ、ゲルハルト、ハンス・マイヤーほか、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982年。
- エンゲルス、フリードリヒ、「歴史における暴力の役割」『マルクス=エンゲルス全集』第21巻、大月書店、1971年。
- グラス、ギュンター、高本研一訳『ドイツ統一問題について』中央公論社、1990年。
- クーリッシェル、ヨーゼフ、松田智雄監修、諸田實・松尾展成・柳澤治・渡辺尚・小笠原茂訳『ヨーロッパ近世経済史』I、東洋経済新報社、1982年。
- クレム、フォルカー、大藪輝雄・村田武訳『ドイツ農業史—ブルジョア的農業改革から社会主義農業まで』大月書店、1980年。
- グロセール、アルフレート、山本尤・三島憲一・相良憲一・鈴木直訳『ドイツ総決算—1945年以降のドイツ現代史』社会思想社、1981年。
- ゴスヴァイラー、クルト、熊谷一雄編訳『現代ファシズムと金融資本』未来社、1977年。
- ゴルツ、T. F. フォン・デル、山岡亮一訳『ゴルツ 独逸農業史—十九世紀』有斐閣、1938年。
- トクヴィル、A. d.、井伊玄太郎訳『アンシャン・レジームと革命』りせい書房、1974年。
- ブラックボーン、デーヴィッド、ジェフ・イリー、リチャード・J・エヴァンズ、望田幸男・川越修・工藤章男・小林聡人訳『イギリス社会史派のドイツ史論』晃洋書房、1992年。
- ブリクレ、ペーター、服部良久訳『ドイツの臣民—平民・共同体・国家 1300~1800年』ミネルヴァ書房、1990年。

参考文献

- マルクス、カール、向坂逸郎訳『資本論』第3巻、岩波書店、1967年。
ライフ、ハインツ、加藤房雄訳「東エルベ農村社会史論 (1)(2)」『広島大学経済論叢』第21巻、第1号、1997年、第3号、1998年、所収。
リスト、フリードリッヒ、小林昇訳『農地制度論』岩波書店、1974年。
レーニン、ヴェ・イ、国民文庫『社会民主党の農業綱領』大月書店、1956年。
レーニン、ヴェ・イ、『レーニン全集』第34巻、大月書店、1959年。
レーゼナー、ヴェルナー、藤田幸一郎訳『農民のヨーロッパ』平凡社、1995年。
ローゼンベルク、ハンス、大野英二・川本和良・大月誠訳『ドイツ社会史の諸問題』未来社、1978年。

IV 邦語文献・資料

- 赤木須留喜『行政責任の研究』岩波書店、1978年。
大塚久雄「事実の信仰」『大塚久雄著作集』第10巻、岩波書店、1970年。
尾崎芳治「ブルジョア的土地変革の理論」『経済学と歴史変革——労働指揮権としての資本・生活意識・土地所有』青木書店、1990年。
加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察』勁草書房、1990年。
加藤房雄「松尾展成『ザクセン農民解放史研究序論』（御茶の水書房、1990年）に対する書評」『土地制度史学』第134号、1992年。
加藤房雄「旧東独における農業史研究の最新成果とその意義——批判的継承のために」『土地制度史学』第138号、1993年。
加藤房雄「ドイツ農業・土地制度史上の二つの問題について——GutsherrschaftとDomänenpächter」『広島大学経済論叢』第17巻、第1号、1993年。
加藤房雄「佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説』（多賀出版、1992年）に対する書評」『歴史』第80輯、1993年。
加藤房雄「東エルベにおける大土地所有の歴史的展開について——中・東欧農業=土地制度史把握の一視角」『西洋史研究』新輯第23号、1994年。
加藤房雄「吉野悦雄『ポーランドの農業と農民——グシトエフ村の研究』（木鐸社、1993年）に対する書評」『社会経済史学』第60巻、第4号、1994年。
加藤房雄「馬場哲『ドイツ農村工業史——プロト工業化・地域・世界市場』（東京大学出版会、1993年）に対する書評」『経済研究』第47巻、第1号、1996年。
加藤房雄「渡辺尚編著『ヨーロッパの発見』に対する書評」『歴史と経済』第178号、2003年。
川越修『ベルリン王都の近代——初期工業化・1848年革命』ミネルヴァ書房、

- 1988年。
- 北住炯一「ドイツ第二帝制・プロイセンにおける地方統治体制——クライス制からラントゲマインデ制へ」『法学研究』（愛知学院大学）第21巻、第1・2号、1977年。
- 北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治——社会国家への道』成文堂、1990年。
- 阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』中央大学出版部、1988年。
- 住谷一彦「マックス・ヴェーバーの『世襲財産』論——『ドイツ資本主義と土地制度』の思想史的研究」〔1962年〕『リストとヴェーバー——ドイツ資本主義分析の思想体系研究』未来社、1969年、復刊、1992年。
- 住谷一彦「ゾムバルトとヴェーバー——『ブルジョア』をどう読むか」『国際関係学研究』（東京国際大学大学院）第6号、1993年。
- 関野満夫『ドイツ都市経営の財政史』中央大学出版部、1997年。
- 高橋秀行「ベルリン経済圏における地域工業化の始動（18世紀末～19世紀中葉）——首都圏工業化のケース」篠塚信義・石坂昭雄・高橋秀行（編著）『地域工業化の比較史的研究』北海道大学図書刊行会、2003年。
- 武田公子『ドイツ政府間財政関係史論——第二帝政期からヴァイマル期ゲマインデ財政を中心に』勁草書房、1995年。
- 遅塚忠躬（発言）「近現代における中・東欧（諸国・地域）発展の歴史的位相と射程——農業・土地所有問題の側面から」『西洋史研究』新輯第23号、1994年。
- 馬場哲「ドイツにおける近代都市史・都市化史について」『経済学論集』第62巻、第3号、1996年。
- 馬場哲「都市化と交通」『岩波講座 世界歴史 22 産業と革新——資本主義の発展と変容』岩波書店、1998年。
- 原田溥『ドイツ社会民主党と農業問題』九州大学出版会、1987年。
- 原田溥「統合下の東ドイツ農業の構造調整」九州大学ドイツ経済研究会編『統合ドイツの経済的諸問題』九州大学出版会、1993年。
- 肥前栄一『ドイツとロシア——比較社会経済史の一領域』未来社、1986年。
- 肥前栄一「北西ドイツ農村定住史の特質——農民屋敷地に焦点をあてて」『経済学論集』第57巻、第4号、1992年。
- 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成——いわゆる「プロシャ型」進化の歴史的検証』御茶の水書房、1967年。
- 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社、1984年。
- 藤田幸一郎『都市と市民社会——近代ドイツ都市史』青木書店、1988年。
- 藤本建夫『ドイツ帝国財政の社会史』時潮社、1984年。
- 『毎日新聞』（大阪）、1991年12月6日号、1991年12月30日号。

参考文献

- 三好正喜『ドイツ農書の研究——十六世紀ドイツの農業生産力と農業経営類型』風間書房、1975年。
- 柳澤治「諸田實『ドイツ関税同盟の成立』（有斐閣、1974年）に対する書評」『土地制度史学』第70号、1976年。
- 柳澤治「加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』に対する書評」『土地制度史学』第133号、1991年。
- 柳澤治「渡辺尚編著『ヨーロッパの発見』に対する書評」『経営史学』第36巻、第2号、2001年。
- 山口和男「マックス・ウェーバーのユンカー論（二）——世襲財産制問題とウェーバー」〔1959年〕『ドイツ社会思想史研究——プロイセン・ドイツ国家における社会思想の諸形態』ミネルヴァ書房、1974年。
- 山田晟『近代土地所有権の成立過程』有信堂、1958年。
- 山田盛太郎（編）『変革期における地代範疇』岩波書店、1956年。
- 渡辺尚（編著）『ヨーロッパの発見——地域史のなかの国境と市場』有斐閣、2000年。

人名索引

A

- Abel, Wilhelm 32
Achenbach, Adolf von 258, 260, 278
Achilles, Walter 59, 64, 70, 72, 73, 76, 159, 168
Adamy, Kurt 211, 232, 238, 239, 241, 242, 243, 271, 276, 277
Aerboe, Friedrich 147, 148, 149
赤木須留喜 241
Alvensleben, von 119
Alvensleben-Schonborn, von 92
Ambrosius, G. 141
Arenberg, von 171
Arnim 15, 77, 93, 174, 175, 180, 185
Arnim, Bernt von 15
Askanier 230, 231
Augustine, Dolores L. 33

B

- Baar, Lothar 294
Baath 153
馬場哲 97, 99, 141, 234, 236
Babenzien, Paul 263, 264
Ballwanz, Ilona 142, 164
Beck, Friedrich 191
Berdahl, Robert M. 27, 32, 124
Bernsdorf 118
Berthold, Rudolf 72, 142
Betsius, Nikolaus 53, 54
Bismarck, Otto von 187
Blackbourn, David 33, 123
Bleiber, Helmut 75, 142
Blickle, Peter 3, 17, 25, 28, 29, 30, 140
Blotevogel, Hans Heinrich 276, 279
Bodenschwingh, Friedrich von 156

- Bodin, Jean 283
Boelcke, Willi Alfred 69, 70, 174
Bohm, Eberhard 230, 231
Böhmer, Justus Henning 54
Boltze, Johann Gottfried 103, 107, 108, 109, 128
Borcke-Stargordt, Henning Graf von 135
Bosch 118
Braun, Heinz 191
Brenner, Robert 22
Brentano, Lujo 43, 61
Brockdorff, von 174
Broesike, Max 240, 250, 251, 252, 272, 273
Broszat, Martin 57
Brühl 147
Büchner 118
Buchsteiner, Ilona 58, 59, 62, 69, 70, 75, 164
Bürger 227
Bues, Alfred 104, 105, 106, 107, 108, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 119, 122, 123, 126, 127, 128, 129, 189,
Büsch, Otto 56, 235

C

- Carsten, Francis L. 79, 191
Chirot, Daniel 26, 28
Chirot, Holley Coulter 26
遲塚忠躬 285, 287
Conrad, Johannes 43, 101, 144, 159, 168, 191, 193
Conze, Werner 124
Coulon, Leopold 178, 180, 192
Croon, Helmuth 198

人名索引

D

Diestelkamp, Bernhard 287
 Dietrich, Richard 233, 234, 273, 275, 277
 Dilcher, Gerhard 287
 Dillwitz, Sigrid 142
 Dipper, Christof 85, 86
 Dohna 118
 Dohrmann 227
 Drasdo 227
 Dumont, Jean 286

E

Eckert, Jorn 53, 54
 Eddie, Scott 59, 63, 75
 Eley, Geoff 173, 190
 Elsner 157
 Enders, Lieselott 191, 203, 271, 237, 242, 243, 276
 Engeli, Christian 231, 274, 275, 276, 278
 Engels, Friedrich 280, 281
 Erbe, Michael 197
 Escher, Felix 31, 201, 234, 270, 271, 272, 279, 294
 Evans, Richard J. 33, 77, 163, 273

F

Farr, Ian 77, 142, 143, 145, 160, 163, 164, 168
 Ferdinand, August 104
 Fischer, Alexander 75, 143, 144, 163, 164
 Flemming, Jens 61, 68
 Fraenkel, Ernst 283, 286
 Friedrich Wilhelm IV 262
 藤本建夫 277, 281, 282
 藤瀬浩司 88
 藤田幸一郎 25, 88, 98, 281, 282

G

Gansauge 157
 Gericke 227
 Ghaussy, A. Ghanie 25
 Gierke, Otto von 23, 53, 54, 285

Gneisenau, Hugo Neidhardt von 149
 Gneist, Rudolf von 281
 Goerdeler, Carl 119
 Görschnig 227
 Goltz, Theodor Freiherr von der 153, 166
 Gossweiler, Kurt 130
 Graß, Günter 138, 141
 Grabe, Charlotte 239, 240, 243, 244
 Groß, Reiner 82, 86, 142, 163
 Groeben, Klaus von der 30, 234
 Grosser, Alfred 171, 189
 Grosskopf, Werner 168
 Gunst, Péter 10, 11, 12, 13, 14, 20, 28, 30
 Gutmann, Eugen 244
 Guttenberg, Freiherr Karl Theodor von und zu 171
 Guttenberg, Rosa Sophie 171

H

Haberland, Georg 231
 Habermann 256
 Haeckel, Julius 237, 242
 Hagen, William W. 123, 124, 125, 126, 284, 286
 Hardenberg, Graf 118
 Hanssen, Georg 168
 原田溥 88, 194
 Handjery, Prinz 232
 Harnisch, Hartmut 10, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 25, 28, 29, 30, 3258, 61, 70, 72, 73, 74, 77, 85, 86, 94, 131, 135, 141, 142, 145, 146, 159, 164, 168, 170, 173, 174, 175, 176, 178, 179, 180, 181, 189, 190, 191, 192, 218, 242, 271, 274
 服部良久 29
 Haus, Wolfgang 231, 274, 275, 276, 278
 Heß, Klaus 9, 10, 26, 27, 38, 39, 40, 43, 45, 46, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 56, 57, 59, 63, 69, 75, 129, 159, 168, 277
 Heffter, Heinrich 241, 271, 278, 280, 281
 Heinrich, Gerd 30, 234
 Heitz, Gerhard 25, 29, 86, 135, 141, 142, 145, 146, 164, 170

Henning, Friedrich-Wilhelm 30, 134, 142, 163, 234
 Herrmann, Klaus 60, 66
 Herzfeld, Hans 233
 Heuss, Theodor 77
 Heydemann, Günther 75, 143, 144, 163, 164
 Hierius, Alexander 52
 Hierius der ältere 52
 Hierius der jüngere 52
 Hierius, Constantinus 52
 Hierius, Constantinus der jüngere 52
 Hillgarth, Jocelyn Nigel 51
 Himmler, Heinrich 119
 日南田静真 293
 Hitler, Adolf 118, 119
 肥前栄一 88, 98, 131, 141, 191
 Hobbes, Thomas 283
 Hobrecht, Arthur 232
 Hofmann, Franz 40, 53, 54
 Hofmann, Wolfgang 198, 231, 233, 234, 236, 270, 274, 276, 278, 279
 Hohenzollern 231
 Holtz, Wolfgang 203, 238, 271, 272
 Höpker, Heinrich 44, 55
 Horsten, Franz 51
 北條功 98
 Hubbard, W. H. 141
 Hübener, Kristina 211, 232, 238, 239, 241, 242, 243, 271, 276, 277

I

Iggers, Georg G. 83, 161, 168
 Inama-Sternegg, Karl Theodor von 32
 井伊玄太郎 286
 石坂昭雄 235

J

Jacobeit, Wolfgang 60, 66
 Jaeckel, Reinhold 201, 233, 234
 Jagow, Ernst Ludwig von 49
 Jatzlauk, Manfred 59, 62
 Jaworski, Rudolf 56, 57

Jaxa 230
 Jersch-Wenzel, Stefi 79
 Jeserich, Kurt G. A. 31, 234
 Johnston, David 52
 Jordan-Rozwadowski, Jan von 174
 Justinianus 40, 52

K

Kaak, Heinrich 4, 5, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 19, 22, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 77, 131, 134, 137, 139, 140, 170, 173, 174, 175, 176, 189, 190, 191
 Kamen, Henry 52
 金子邦子 141
 Karbe, August 167
 加藤房雄 27, 54, 55, 56, 57, 59, 63, 70, 74, 76, 78, 79, 88, 126, 165, 166, 168, 189, 191, 192, 193, 237, 242, 244
 Kaufhold, Karl Heinrich 59
 川越修 123, 235
 川本和良 129, 190
 Kersten 119
 Kiersten 227
 Kiesewetter, Hubert 86
 Kindler, Karl 263, 267
 北住炯一 239, 281, 282
 Kleist 187
 Klemm, Volker 59, 64, 70, 76, 127, 144, 145, 163, 164, 167, 186, 243, 294
 Knapp, Georg Friedrich 20, 21, 134
 Knipschild, Philipp 40, 53, 54
 小林聡人 123
 Kocka, Jürgen 75, 142, 143, 163, 170, 173
 Koischwitz, Gerd 203, 238, 271, 272
 Koppe, Johann Gottlieb 155, 156, 157
 Koppe, Moritz 187
 Korth, Siegfried 177, 180
 Krabbe, Wolfgang R. 231, 232, 234, 276, 278
 Kramer, Karl S. 17, 29
 Krappe 227
 Krefeldt, Philipp 262
 工藤章男 123

人名索引

Kühne 157
 Kula, Witold 83
 Kulischer, Josef 30
 熊谷一男 130
 Kurnatowski, Ernst von 49
 黒澤隆文 231,294
 Kurth, Peter 27
 Kwilecki 47,49

L

Langewiesche, Dieter 239,240,243,244,
 272
 Laubner, Jürgen 60,67
 Lee, William Robert 77,163,273
 Lenin, W. I. 91,92,94,95,99,100,101,130,
 144,145,180
 Leppien 227
 Leps, Marko 204,211,215,232,238,239,
 241,242,243,271,276,277
 Lietzau, Bruno 192
 List, Friedrich 96,169,189
 Litzmann 119
 Löwenstein, Karl 283
 Lubon 227
 Lütge, Friedrich 82,86,135
 Lüttgert 226

M

Machiavelli, Niccolò 283
 MacKay, Angus 52
 Maier, Hans 118,283,284,286
 Maria 52
 Martindale, John R. 53
 Marx, Karl 90,91,94,95,99,135,142,143,
 144,145,160,161,173,281
 松田智雄 30,80,243
 松尾展成 30,80,81,82,83,85,86,89,294
 Matzerath, Horst 269,270,273,277
 Mendels, F. F. 98
 Merl, Stephan 59,64,76
 Meyer 118
 三島憲一 189

三橋時雄 32
 宮野啓二 52,293
 三好正喜 88
 望田幸男 123,190
 Moeller, Robert G. 142,143,145,163
 Moll, Georg 82,85,86,95,142,145,146,
 164,165
 Mommsen, Wolfgang J. 44,159,168
 Moore Jr., Barrington 22
 Mooser, Josef 69,152,166
 Morgenbrod, Birgitt 27
 Moser, Johann Jacob 21,22,54
 Mosler 150
 諸田實 30,84,294
 Mosse, Rudolf 244
 Müller, Hans-Heinrich 60,65,66,69,70,
 76,92,93,94,95,103,122,126,127,130,131,
 135,142,145,147,150,152,153,154,155,157,
 161,162,165,166,167,168,177,183,186,187,
 188,189,191,193,194,294
 Münch, Ernst 164
 村田武 164

N

中村勝 32
 中村幹雄 168
 成瀬治 286
 Nathusius, Heinrich von 149,150
 Nathusius, Johannes 149
 Neuhaus 227
 Neuhaus, Gustav 244
 Nichtweiß, Johannes 170
 Nippel, Wilfried 31
 Noack, Kurt 237,240,243,244
 Nussbaum, Helga 78,79,142

O

Oestreich, Gerhard 282,286
 小笠原茂 30
 大野英二 129,131,190
 大塚久雄 80,83,91,92,94,95,98,99,101
 大月誠 129,190

大藪輝雄 164

Otto II 231

Otto, Carl Eduard 52

尾崎芳治 56,77,92

P

Peters, Jan 3,25,26

Peyer 157

Pfaff, Leopold 40,53,54

Piepgras, Ilka 189

Pierenkemper, Toni 85

Pilsach, Senfft von 187,188

Plaul, Hainer 79,142,145,273

Plön 175

Pognon, Edmond 286

Pohl, Hans 231

Potocki, von 47,49

Prange, Wolfgang 174

Preuß, Hugo 270,271

Pufendorf, Samuel von 283

Puhle, Hans-Jürgen 32,57,60,70,71,140,
152

Puttkammer 118

Pyta, Wolfram 61,67

R

Rach, Hans-Joachim 142,145

Rantzau, von 174

Reibnitz, Kurt Freiherr von 193

Reif, Heinz 3,20,25,26,27,58,61,68,71,
74,76,78,79,126,294

Reusch 118

Ribbe, Wolfgang 197

Richter, Gustav 239

Ritter, Gerhard 129,130

Rook, Hans-Joachim 60,67,77

Roscher, Wilhelm 61

Rosenberg, Hans 129,131,170,172,189,
190,282

Rösener, Werner 10,14,25,27,28,29

Rothschild 150

Rühl, Christof 168

Rümker, Kurt von 165

S

相良憲一 189

阪口修平 242

向坂逸郎 90

佐藤勝則 81,87,88,89,90,91,94,95,96,167

澤村康 89

Schäfer, Wolf 25

Schacht, Hjalmar 118,130

Schilling, Bruno 52

Schilling, Renate 164

Schissler, Hanna 140,152,166

Schluchter, Wolfgang 27

Schmelzer, Adolf 153,154,155

Schmidt 227

Schmidt, Siegfried 164

Schmitt, Günther 25

Schmoller, Gustav 61

Schöllner, Peter 269,279

Schröder, Alfred 152,153,155,156

Schröder, Ida 153

Schremmer, Eckart 60

Schurig, Artur 93

Schumpeter, Joseph Alois 96

関野満夫 236

Selchow, von 188

世良晃志郎 31,243,286

Sering, Max 133

篠塚信義 235

Siemens, von 118

Sohnrey, Heinrich 239

Šořta, Jan 142,145,180

Spatz, Willy 200,231,234,237,238,244,
271,274,276,278,280

Sputendorf 244

Stahl, Henri H. 26

Stegmann, Dirk 73

Steidl 114,120

Stein, Lorenz von 280,281

Steinbeck 212,213,214

Stepinski, Włodzimierz 60,65,73,76,77

人名索引

Stolze, Reinhard 122, 123
 Stráth, Bo 73
 Stubenrauch, Ernst von 256, 258, 266, 278
 Stumm, Karl von 187
 末川清 168
 住谷一彦 78, 169, 189
 鈴木直 189
 鈴木利章 168
 Sułkowski 50

T

高橋秀行 235
 高本研一 141
 武田公子 236, 237
 田中真晴 79
 Tangermann, Fritz 192
 谷口健治 168
 Teuteberg, Hans-Jürgen 58, 69, 71, 72, 74, 79, 80, 232
 Thaer, Albrecht 156
 Thienel, Ingrid 234
 Thompson, E. P. 123
 Tocqueville, Alexis de 285, 286
 富岡庄一 294
 Treue, Wolfgang 92, 109, 128, 155, 167

U

Unruh, Georg-Christoph von 198, 231, 237, 241, 271, 274, 277, 278, 279, 281

V

Vögler 118
 Veltheim, H.-H. von 150

W

Wallerstein, Immanuel 10, 11
 渡辺尚 30, 76, 77, 293, 294
 Weber, Max 9, 10, 27, 31, 43, 44, 46, 47, 55, 56, 63, 68, 70, 74, 75, 76, 78, 79, 93, 100, 101, 130, 133, 134, 137, 139, 140, 144, 148, 149, 153, 155, 158, 159, 160, 161, 162, 166, 168, 169, 172, 176, 177, 181, 186, 189, 191, 192, 193, 217, 218,

229, 242, 243, 244, 286
 Wegener, Leo 56
 Wehler, Hans-Ulrich 3, 25, 32, 57, 123, 129, 131, 132, 133, 134, 137, 139, 140, 160, 161, 162, 168, 170, 171, 172, 189, 191, 284, 285
 Weissel, Bernhard 142, 145
 Wentzel, Andreas Friedrich Philipp 106
 Wentzel, Carl 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 117, 118, 119, 122, 150, 151
 Wentzel, Carl Emil 106, 107
 Wentzel, Carl Friedrich 120, 121
 Wentzel, Georg Philipp 104, 106
 Wentzel, Heinrich Moritz Carl 106, 107
 Wentzel, Philipp Kurt Carl Emil 106, 128, 130, 166
 Wettiner 230, 231
 Wetzl, Jürgen 231
 Wiatrowski, Leszek 60, 64, 70, 75
 Wiebel, Elfriede 202, 204, 205, 237, 238, 250, 272
 Wiehbach 262
 Wilamowitz-Möllendorf, Hugo Theodor Wichardt von 48, 49, 56
 Wilhelm I 187
 Wilhelm II 188
 Wilke, Claudia 200, 231, 232, 233, 274, 275, 276, 278
 Wilkens, Ulrich 29
 Wippermann, Wolfgang 79
 Woermann 118
 Wrede, Karl 244
 Wunder, Heide 10, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 29, 31, 32, 33, 85, 92, 124, 130, 140, 176, 190, 192, 285
 Wuthenau, von 127

Y

山田晟 41, 53, 54
 山田盛太郎 141
 山口和男 28, 169, 189
 山本尤 189,
 山岡亮一 166

人名索引

柳澤治 30, 76, 77, 84, 165, 294
吉野悦雄 166
吉原達也 53

Z

Zernack, Klaus 56
Zeysing 193

Zimmermann, Ella von 103, 108, 120, 130
Zimmermann, Leopold August Julius 108
Zimmermann, Leopold August Julius von
108, 109
Zimmermann, Leopold Julius August von
108
Zitzewitz 118

ドイツ都市近郊農村史研究—「都市史と農村史のあいだ」序説—

広島大学経済研究双書 12

平成17年2月20日 印刷 (非売品)
平成17年2月25日 発行

著者 加藤 房 雄

編集兼
発行者 広島大学経済学部
東広島市鏡山1丁目2-1

制作 株式会社 勁草書房
東京都文京区水道2丁目1番1号
